



「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書

紹介議員 中 村 豊

紹介議員 岡 本 昌 弘

「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願

請 願 の 趣 旨

別紙「再審法改正を求める意見書」を採択し、国及び国会に意見書を提出するよう請願いたします。

請 願 の 理 由

- 1 やってもしない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。

このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

- 2 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。

過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それがえん罪被害を救済するためのとても重要な証拠となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告

人)の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。

しかし、現行法では、そのような証拠を出させる(開示させる)ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人(元被告人)の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。

このような不正義を放置しておくことはできません。

この点、再審における証拠開示について、平成28年(2016年)の刑事訴訟法改正の時にも指摘され、附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠開示・・・について検討を行うものとする。」と規定され、それから約7年が経過しましたが、法制化の目処は全く立っておりません。

- 3 また、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。

したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることとなりますので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件(96歳)や袴田事件

(87歳)のように、相当の高齢となっている方もいます。

昨今、多く報道されております袴田事件では、昭和41年(1966年)6月に発生した強盗殺人・放火事件で、袴田巖さんが逮捕され、捜査機関から自白を強要され、起訴され、昭和43年(1968年)に静岡地方裁判所で袴田さんに死刑判決が下され、昭和55年(1980年)、同死刑判決が確定しました。その後、袴田さんは昭和56年(1981年)、第1次再審請求を行い、平成20年(2008年)、第1次再審請求は棄却されました。同年、袴田さんの姉が請求人となり、第2次再審請求がなされ、この再審請求が認められ再審開始決定が確定したのが、本年3月でした。

袴田事件では、最高裁判所においても、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」があることが認められている事件であるにもかかわらず、袴田さんは、逮捕されてから、拘置執行の停止により解放されるまで約47年間、継続して自由を奪われ続け、死刑が確定してから死刑執行の停止の決定まで約34年間、死刑執行の恐怖に晒され続けました。

再審公判で、無罪判決が下されない限り、袴田さんは、死刑囚の立場のままとなりますが、検察官は、本年7月10日、袴田さんの再審公判で、有罪立証する方針を明らかにしており、袴田さんが雪冤を果たすのがいつになるか、未だ明らかになりません。

このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

- 4 日本弁護士連合会は、令和元年10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を採択し、令和5年2月17日付けで「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出し、同年6月16日に開催された定

期総会において、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議を採択しました。

また、茨城県弁護士会においても、現在の再審法が改正されないという状況、具体的事件で、再審法が改正されないことにより、えん罪被害者の救済がなされず、えん罪被害者の基本的人権が侵害され続けている現状を問題視し、令和5年6月26日に開催された定期総会において、再審法改正を求める総会決議を全会一致で決議しました。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

- 5 ここで、地方自治法99条は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と定めております。

つくばみらい市の住民が安心して生活するために、当然、国家として必要な法整備をすべきところ、現在の再審法では、つくばみらい市の住民がえん罪の被害に遭った場合に救済されない危険を有する状態が続くことになります。

とすれば、再審法改正を求めることは、つくばみらい市にとっても、つくばみらい市の住民が安心して生活をするという公益に関する事件に該当します。

- 6 また、令和2年6月のつくばみらい市議会定例会において、再審法改正を求める請願について、不採択の決議がされており、地方議会には一時不再議という概念があるかと存じます。

しかし、請願については、憲法16条で規定され、地方自治法124条及び125条で具体化され、保障された権利です。

とすれば、一事不再議として、請願の権利は妨げられるとは解されません。

加えて、茨城県弁護士会は、令和2年6月の請願に関わり合いはありません。

そして、今回、上述のとおり、茨城弁護士会において、令和5年6月26日に

再審法改正を求める総会決議を行い、請願を行うものです。

- 7 以上の理由から、刑事訴訟法の再審規定（再審法）は速やかに改正されるべきであり、つくばみらい市議会において、別紙意見書を採択していただきたく請願をいたします。

以 上

令和5年 8 月23日

請願者 茨城県弁護士会 会長

(連絡先)

電 話 :

F a x :

つくばみらい市議会議長 伊 藤 正 実 様

再審法改正を求める意見書（案）

令和5年 月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

衆議院議長 細 田 博 之 殿

参議院議長 尾 辻 秀 久 殿

つくばみらい市議会議長 伊 藤 正 実

地方自治法第99条の規定に基づき、国及び国会に対し、意見書を提出します。

意 見 の 趣 旨

「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」及び「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」の内容を盛り込んだ刑事訴訟法再審規定の速やかな改正を求めます。

意 見 の 理 由

- 1 えん罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた再審法（刑事訴訟法第4編再審）に、現行法上、証人尋問手続や証拠開示手続などの具体的手続が規定されていないこと、そのため再審請求事件の審理方法を裁判所の広範な裁量に委ねていることに問題が存在し、その結果、多くのえん罪被害者の救済が阻まれ、同被害者の基本的人権を侵害する危険を有しております。

す。

- 2 地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体である本市にとっても、重大な問題です。

当市の住民が安心して生活するため、国家として必要な法整備をしていただかなければならないところ、現在の再審法では、当市の住民がえん罪の被害に遭った場合に救済されない危険を有する状態が続くことになります。

- 3 そこで、本市議会は、再審法を改正し、再審請求事件の審理の適正を制度化し、「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」及び「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」の内容を盛り込んだ再審法の具体的手続規定を設けるべきと考えます。

ゆえに、本市議会は、政府及び国会に対して、再審法の速やかな改正を求め意見書を提出します。

以 上

添付資料一覧表

令和5年8月23日

つくばみらい市議会議長 伊藤 正 実 様

請願者 茨城県弁護士会 会長

本日付け請願書にかかる添付資料について、ご説明いたします。

資料1 名 称：再審法改正を、今すぐに。

作成者：日本弁護士連合会

作成日：令和5年3月

趣 旨：再審法改正を求め、日本弁護士連合会が作成したパンフレット及びその内容。

資料2 名 称：総会決議

作成者：茨城県弁護士会

作成日：令和5年6月26日

趣 旨：再審法改正を求め、茨城県弁護士会が定期総会で決議した内容。

資料3 名 称：「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、速やかな再審公判の開始を求める会長声明

作成者：茨城県弁護士会会長望月直美

作成日：令和5年4月7日

趣 旨：いわゆる袴田事件に関し、茨城県弁護士会が会長声明を発出した事実及びその内容。

資料4 名 称：「袴田事件」の検察官の有罪立証方針に強く抗議をし、袴田巖さんの早期の雪冤及び再審法改正を求める会長声明

作成者：茨城県弁護士会会長望月直美

作成日：令和5年7月20日

趣 旨：いわゆる袴田事件に関し、再審請求に長期の期間を費やししながら、検察官が有罪立証を行う方針に対し、強く抗議を行うとともに、再審法改正を求める会長声明を発出した事実及びその内容。

資料5 名 称：えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議

作成者：日本弁護士連合会

作成日：令和元年10月4日

趣 旨：人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を行った事実及びその内容。

資料6 名 称：えん罪被害者救済へ向けて 今こそ再審法の改正を（抜粋）

作成者：日本弁護士連合会

作成日：令和元年10月

趣 旨：各えん罪事件、再審事件の概要等

資料7 名 称：刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書（概要）

作成者：日本弁護士連合会

作成日：令和5年2月17日

趣 旨：資料8の刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書の概要

資料8 名 称：刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書

作成者：日本弁護士連合会

作成日：令和5年2月17日

趣 旨：日本弁護士連合会が刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書を
発出した事実及びその内容。

資料9 名 称：えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな
改正を求める決議

作成者：日本弁護士連合会

作成日：令和5年6月16日

趣 旨：再審法改正を求め、日本弁護士連合会が定期総会にて決議した事
実及びその内容。

資料10 名 称：憲法の理念に沿った再審法の早期見直しを！

作成者：日本弁護士連合会

作成日：令和5年

趣 旨：再審法改正が必要なことの概要
これまでの日本弁護士連合会の取り組みの概要

資料11 名 称：諸外国における再審法制の改革状況

作成者：日本弁護士連合会

作成日：令和5年

趣 旨：諸外国における再審法制の改革状況の内容

以 上

無実を訴えて40年、50年、
そしてこれからも一。
再審法が改正されない限り

私の人生は
「法との戦いだ。」

袴田事件の袴田巖さん(1961年当時)

大崎事件の原口アヤ子さん(1979年当時)

証拠開示の制度化、検察官抗告の禁止一。
えん罪救済を阻む現行法を見直し、公正・迅速な救済を実現するため
再審法改正を、今すぐに。

今すぐ再審法改正が必要です!

請願第3号-13

現在の刑事訴訟法には、再審規定はわずか19か条しかありません。

そのため、「再審格差」や手続の長期化などを招き、えん罪被害者の早期救済の妨げとなっています。しかし、この再審規定は、現行法が施行されてから70年以上にわたって一度も改正されていません。

私たちは、一日も早い法改正を求めます。

証拠開示の制度化を!

—袴田事件(1966年発生)の例—



犯行時の着衣とされたズボンのタグ



「B」が色であることを示す証拠

事件発生から42年後の2008年に申し立てられた第二次再審請求において、初めて検察官手持証拠の一部(約600点)が開示された。その中には、犯行着衣とされたズボンの「サイズ」が「B」であるとの確定判決の認定を覆す証拠(「B」はサイズではなく色を示し、実際は細身用の「Y体」であった)など、袴田さんがえん罪であることを疑わせる重要な証拠が含まれていた。

証拠開示が制度化されていれば
もっと早い段階で重要証拠が開示され、
早期解決が実現していた

検察官抗告の禁止を!

—大崎事件(1979年発生)の例—



2017年、第三次再審請求において2回目の再審開始決定を得て、高裁も検察官の即時抗告を棄却したのに、さらに検察官が特別抗告を行い、これを受けて、2019年最高裁が再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。

再審開始決定に対する
検察官抗告が禁止されていれば
やり直しの裁判もとっくに終わっていた

えん罪被害者を速やかに救済できるよう 今こそ再審法の改正を!

01

証拠開示の制度化

えん罪被害者を救済するためには、提出されていなかった証拠を再審請求人に利用させる(開示する)ことが極めて重要です。

02

検察官抗告の禁止

手続の長期化を避けるためには、再審開始決定に対する検察官抗告を禁止し、速やかに公開の法廷でやり直しの裁判を始めるべきです。

03

再審請求人に対する
手続保障を中心とする
手続規定の整備

04

白鳥・財田川決定の
趣旨の明文化と
再審請求の理由の拡大

05

裁判所の
公正・適正な判断を
担保する制度の整備

06

刑の執行停止に
関する規定の整備

再審法改正を求める総会決議

えん罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた再審法（刑事訴訟法第4編再審）に、現行法上、証人尋問手続や証拠開示手続などの具体的手続が規定されていないこと、そのため再審請求事件の審理方法を裁判所の広範な裁量に委ねていることに問題が存在し、その結果、多くのえん罪被害者の救済が阻まれ、同被害者の基本的人権を侵害している。

そこで、当会は、再審請求事件の審理の適正を制度化し、えん罪被害者の基本的人権を全うするため、「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」及び「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」の内容を盛り込んだ再審法の具体的手続規定を設けるべきと考える。

ゆえに、当会は、政府及び国会に対して、再審法の速やかな改正を強く求める。

併せて、地方議会において、再審法の速やかな改正のため、再審法改正を求める意見書の採択をし、政府及び国会に対して提出することを求める。

以上のとおり決議する。

令和5年（2023年）6月26日

茨城県弁護士会
会長

提案理由（決議理由）

1 はじめに

- (1) 2023年3月13日、東京高等裁判所は、袴田巖さんの第2次再審請求事件について、静岡地方裁判所の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をし、同月20日、同決定は確定した。

袴田事件は、1966年6月30日未明、旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件である。同年8月に逮捕された袴田さんは、当初から無実を訴えていたが、過酷な取調べを受けた結果、パジャマを着て行ったと本件犯行の自白をさせられ、起訴された。一審公判中の事件から約1年2か月後、多量の血痕が付着した5点の衣類が味噌タンクの中から発見され、検察官は、犯行時の着衣はパジャマではなく犯行途中で着替えてタンクに隠した「5点の衣類」であると冒頭陳述を変更し、1968年9月、静岡地方裁判所

は、検察官が変更したとおりの事実を認定し、袴田さんに死刑判決を下した。その後、最高裁判所において袴田さんの上告が棄却され、1980年12月、袴田さんは確定死刑囚となった。

しかし、袴田事件は、上記第2次再審請求の東京高等裁判所決定において、その「5点の衣類」は、事件から相当期間が経過した後に袴田さん以外の第三者によって味噌タンク内に隠匿された可能性が否定できないと指摘され、その第三者とは、事実上、捜査機関の者である可能性が極めて高いと思われる旨、言及される事件である。

その様な事件であるにもかかわらず、袴田さんは、1966年8月18日に逮捕されてから、静岡地方裁判所が袴田さんの再審開始、死刑執行の停止、拘置執行の停止の各決定をした2014年3月27日まで約47年間、継続して自由を奪われ続けた。

袴田さんは、死刑が確定してから死刑執行の停止の決定まで約34年間、死刑執行の恐怖に晒され続けた。

その結果、逮捕時30歳だった袴田さんは、釈放された時点で既に78歳の高齢となった上に、無実の死刑囚としての拘禁反応による妄想等の障害を抱える状況となった。

しかも、2014年3月27日の静岡地方裁判所の再審開始決定から、同再審開始決定が確定した2023年3月13日まで、不服申し立てが繰り返されたことにより再審開始の手續に約9年もの期間を費やし、その間、再審公判手續は開始されず、袴田さんは、現在もなお、死刑囚の立場のままである。

袴田さんの基本的人権が侵害され続けたこと、現在も侵害され続けていることは、絶対的に許されるものではない。

- (2) 当会所在の水戸地方裁判所管内においては、1967年に茨城県北相馬郡利根町布川で発生した強盗殺人事件について、櫻井昌司さん、杉山卓男さんに対して、無期懲役の判決が下されたが、再審請求により2011年5月24日、水戸地方裁判所土浦支部で無罪の判決が下された布川事件で、えん罪被害事件が発生している。

布川事件においても、捜査機関が多数の重要な証拠を隠し続けた上に、2005年9月21日に水戸地方裁判所土浦支部で再審開始決定がなされたにもかかわらず、検察官による即時抗告及び特別抗告により、再審第一回公判が開かれるまでに約5年もの期間が費やされることになった。

櫻井さん及び杉山さんは、1967年10月に布川事件等で逮捕されてから、1978年7月3日に無期懲役の判決が確定し、1996年11月に仮釈放されるまで、約29年間自由を奪われ続け、無罪判決を得るまで、約44年もの期間、無実の罪の汚名を着せられ続け、基本的人権を侵害され続けた。

- (3) わが国では、死刑事件について4件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事

件)の再審無罪判決が確定している。死刑判決以外の事件においても、えん罪により刑に処せられ、再審無罪判決が下された事件が多数存在する。

そのようなえん罪被害者の基本的人権を侵害する根本的原因是、えん罪被害者を救済する具体的な法制度がないことである。

そこで、えん罪被害者を救済するための制度である再審について、再審請求手続における全面的証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含めた再審法の速やかな改正を、政府及び国会に対して強く求めるものである。

2 現行の再審法の問題点

再審は、人権擁護の理念に基づいて、もっぱら誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。

現行法上、再審法といえる刑事訴訟法第4編再審の規定はわずか19条の条文しかなく、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しない。そのため、再審請求手続は職権主義的構造とされて個々の裁判体の広い裁量に委ねられることとなり、進行協議の実施、証拠調べ(証人尋問、鑑定など)の実施、証拠開示に向けた訴訟指揮の有無など、手続のあらゆる面で統一的な運用がなされていない。

これでは再審請求を行う者に適正手続(憲法31条)が保障されているとはいえない。

3 再審法に定められるべき内容

上記のような問題は法制度上の問題であり、問題点の解消・解決のためには、再審法を改正することが不可欠である。再審法を改正し、再審請求手続に関する詳細な規定を設けることで、再審請求手続における審理の適正を担保することができる。

そして、再審法改正にあたっては、以下のような内容が具体的に定められるべきである。

(1) 全面的証拠開示手続

過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、その証拠がえん罪被害者を救済するための重要な証拠となっている。しかし、その証拠開示がなされるか否かは、個々の裁判体による裁量判断であり、不統一な運用でなされているのが実情である。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを全て開示させる制度が必要である。

そこで、全面的証拠開示手続のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

この点、再審における証拠開示について、2016年の刑事訴訟法改正の時にも指摘され、附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠開示・・・について検討を行うものとする

る。」と規定されたにもかかわらず、それから約7年が経過したが、法制化の目処は全く立っていない。

加えて、一旦有罪判決が確定していることを前提とする再審請求事件において、検察官が証拠開示を拒む理由はなく、えん罪被害者に有利な証拠が捜査機関の手元で隠され続けることを許容する制度自体が刑事司法制度上誤りであって、再審請求手続の全面的証拠開示手続の法制化を否定する理由はない。

(2) 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

そもそも、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまるものであり、有罪・無罪の判断はあらためて再審公判において判断されるものである。にもかかわらず、再審開始決定といういわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを許容する現行法が、えん罪事件の長期化を招いている。そこで、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを禁止し、再審開始決定がなされたのであれば速やかに再審公判に移行することがえん罪被害者の速やかな救済につながるというべきである。

再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止しても、検察官には再審公判で有罪立証をする機会があるのであり、法制度上の不都合はない。

4 結 語

無実の者が無実の罪で処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。そして、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

そこで、政府及び国会に対して、再審法の速やかな改正を強く求めるとともに、地方議会において、政府および国会による再審法の速やかな改正を促すため、再審法改正を求める意見書を採択し、政府及び国会に提出することを求めるものである。

以 上

「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、速やかな再審公判の開始を求める

会長声明

- 1 2023年（令和5年）3月13日、東京高等裁判所（大善文男裁判長）は、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、静岡地方裁判所の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をした。
そして、同月20日、同決定に対する特別抗告の提起期間は経過し、同決定は確定した。
- 2 袴田事件は、1966年（昭和41年）6月30日未明、旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件である。同年8月に逮捕された袴田氏は、当初から無実を訴えていたが、過酷な取調べを受けた結果、パジャマを着て行ったと本件犯行を自白させられ起訴された。ところが、事件から1年2か月後の一審公判中に、多量の血痕が付着した5点の衣類が味噌タンクの中から発見され、検察官は、犯行着衣はパジャマではなく犯行途中で着替えてタンクに隠した「5点の衣類」であると冒頭陳述を変更し、裁判所もそのとおりに認定して、死刑判決を下した。
- 3 姉の袴田ひで子氏が、第二次再審請求を申し立て、5点の衣類に関する味噌漬け実験報告書などを新証拠として提出、5点の衣類が袴田氏のものではなく犯行着衣でもないことを明らかにした。さらに5点の衣類からは袴田氏のDNA型は検出されなかった。また、裁判所の勧告もあり、検察官から600点を超える証拠が新たに開示された。その中には袴田氏の無実を示す重要な証拠が多数含まれていた。
- 4 静岡地方裁判所（村山浩昭裁判長）は、2014年（平成26年）3月27日、袴田氏の拘置停止決定を伴う画期的な再審開始決定をしたものの、検察官の即時抗告に対して東京高等裁判所（大島隆明裁判長）が、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。
弁護人の特別抗告を受けた最高裁判所は、2020年（令和2年）12月22日、「メイラード反応その他のみそ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなどした上で、その結果を踏まえて、5点の衣類に付着した血痕の色調が、5点の衣類が1966年（昭和41年）7月

20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていたとの事実合理的な疑いを差し挟むか否かについて判断させるため、本件を原審である東京高等裁判所に差し戻す」と決定した。

2023年（令和5年）3月13日の東京高等裁判所決定はこの差し戻審による決定である。

- 5 裁判手続は人間が行うものであるから、法曹三者等の関係者がいかに努力しても間違った判断をゼロにすることはできない。特に鑑定などの科学技術は日々進化している。現在の科学技術を用いて過去の科学技術による判断が誤りであり冤罪事件と証明された事例は、1990年（平成2年）5月12日に栃木県足利市で発生した足利事件での確定判決および再審無罪判決の経過を見れば明らかである。

1967年（昭和42年）に茨城県北相馬郡利根町布川で発生した布川事件も有罪判決が確定したが再審請求により2011年（平成23年）5月24日、水戸地方裁判所土浦支部で無罪判決が下された。

- 6 即時抗告審（破棄差し戻し前の東京高等裁判所）・特別抗告審（最高裁判所）・即時抗告審（破棄差し戻し後の東京高等裁判所）の審理経過をみると、再審開始の要件を超えて、もはや袴田氏の有罪無罪の実体判断のために多大な労力と時間を費やしているといわざるを得ず、その結果、袴田事件の再審開始決定した静岡地方裁判所の決定から9年も経過している。

そして、袴田氏は、現在87歳の高齢であり、47年もの長期間の身体拘束によって心身を病むに至っており、袴田氏の救済に一刻の猶予も許されない。

- 7 そこで、当会は、本件事件について速やかに再審公判が行われ、迅速に個人の基本的人権の保障が全うされることを強く求める。

2023年（令和5年）年4月7日

茨城県弁護士会

会 長 望 月 直 美

「袴田事件」の検察官の有罪立証方針に強く抗議をし、袴田巖さんの早期の
雪冤及び再審法改正を求める会長声明

- 1 袴田事件の概要及び審理経過は日本弁護士連合会令和5年3月13日付「「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、検察官特別抗告の断念を求める会長声明」及び当会同年4月7日付「「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、速やかな再審公判の開始を求める会長声明」のとおりである。

袴田巖さんの第二次再審請求事件について、静岡地方裁判所の再審開始決定が確定し、現在、再審公判が開始され、公判に向けた準備が行われている。

- 2 袴田事件は、平成26年3月27日に静岡地方裁判所にて再審開始決定がなされた後、およそ9年間もかけて、再審開始決定に対する即時抗告審、特別抗告審、差戻し後の即時抗告審で審理され、原審で提出された証拠は刑事訴訟法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とであると認定され、再審が開始されている。

にもかかわらず、令和5年7月10日、検察官は、袴田事件の再審公判で、有罪立証をする方針を明らかにした

検察官が有罪の立証を行うことは、静岡地方裁判所の再審開始決定に対しておよそ9年もの歳月をかけて、東京高等裁判所、最高裁判所、東京高等裁判所にて審理し続けた「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」の蒸し返しの審理を求めるものである。

かかる検察官の対応は、国家権力として、袴田さんの憲法37条1項で規定される迅速な裁判を受ける権利を否定し、冤罪による有罪の状態を継続することにより袴田さんの個人の尊厳を侵害し続ける行為であるとともに、検察官の、社会正義の実現、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用・実現するとする使命を真っ向から否定するものである。

そして、袴田さんは、現在87歳の高齢であり、47年もの長期間の身体拘束によって心身を病むに至っており、袴田さんの救済に一刻の猶予も許されない。

そこで、当会は、今回の袴田事件の再審公判手続で有罪立証の活動を行うとする検察官の方針に強く抗議をし、改めて、一刻も早く袴田さんの雪冤を果たし、袴田さんの基本的人権が守られることを強く求める。

- 3 また、当会において、令和5年6月26日付で、再審における証拠開示及び検察官の即時抗告及び特別抗告を禁止することを内容とする刑事訴訟法の再審規定の改正を求める総会決議を行った。

今回、袴田事件における検察官の対応については、まさに、検察官による抗告を許容することにより、約9年間もの期間、非公開の再審開始の判断のための審理に歳月を割かれることになったものである。

つまり、再審請求審において三審制で審理がなされた後に、再度、再審公判における三審制での審理が許容されるという法制度の欠陥により、再審における迅速な裁判を受ける権利が侵害されることになるものである。

そこで、当会は、改めて、再審請求事件の審理の適正を制度化し、えん罪被害者の基本的人権を全うするため、「再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止」及び「再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化」の内容を盛り込んだ刑事訴訟法・再審規定の改正を強く求める。

令和5年7月20日

茨城県弁護士会

会 長

えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議

刑事事件の再審（以下「再審」という。）は、人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度である。

しかし、日本においては、「開かずの扉」と言われるほど、再審が認められることがまれであり、えん罪被害者の救済は遅々として進んでいない。

その原因は、決して各事件固有の問題ではなく、現行の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が施行されて74年を経た今もなお、再審法（刑事訴訟法第4編再審）の規定が僅か19条しか存在しないという、現在の再審制度が抱える制度的・構造的問題にある。

再審開始決定を得た事件は、再審請求手続において開示された証拠が再審開始の結論に強い影響を与えたと認められる事件が多く、中には捜査機関が永らく証拠を隠蔽していたと疑われる事件も存在する。このことは、再審請求手続における証拠開示の制度化がいかに重要であるかを如実に示している。

しかし、再審請求手続における証拠開示については、いまだに明文の規定が存在しておらず、裁判所の広汎な裁量に委ねられているのが現実である。刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正刑訴法」という。）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、改正刑訴法附則第9条第3項において、政府は改正刑訴法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定され、この附則に基づいて、政府が行う検討に資するために、当連合会を含む関係機関による協議が行われていた。しかしながら、この協議は現在進んでおらず、その他政府による検討が進んでいる形跡もない。これは、立法不作為とも評価し得る状況にある。

再審請求人に対する手続保障を図り、えん罪被害者を迅速に救済するためにも、再審請求手続における証拠開示の制度化は、早急に実現しなければならない。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、開始決定に対する検察官の不服申立てによって、更に審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振出しに戻るといった事態も繰り返されてきた。そのため、えん罪被害者の救済が遅延しており、極めて深刻な状況となっている。例えば、当連合会が支援する再審事件のうち、名張事件の元被告人は既に亡くなり、大崎事件の元被告人は96歳、袴

田事件の元被告人は87歳と、相当な高齢になっている。

そもそも、職権主義的審理構造の下で、利益再審のみを認め、再審制度の目的を無事の救済とした現行の再審請求手続においては、元被告人らによる再審請求に対し、検察官は、「公益の代表者」として裁判所が行う審理に協力する立場に過ぎない。そのような検察官に、再審開始決定に対する不服申立権を認める必要はなく、法改正によって早急に禁止されなければならない。検察官が確定判決の結果が妥当だと主張するのであれば、再審公判においてその旨主張する機会が保障されており、それで不都合はないからである。

以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。

再審請求手続における再審請求人の手続保障を図るとともに、裁判所の公正かつ適正な判断を担保するためには、進行協議期日設定の義務化、事実取調べ請求権の保障、請求人の手続立会権・意見陳述権・証人尋問における尋問権の保障及び手続の公開、通常審や過去の再審請求に関与した裁判官の除斥及び忌避、国選弁護制度の導入等を始めとする再審請求手続における手続規定を整備する必要がある。

当連合会は、これまで数多くの再審事件の支援に取り組んでおり、近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件で、それぞれ再審により無罪判決が確定している。

このような再審事件の動向が全国的に報道された結果、再審やえん罪被害に対する市民の関心は年々高まりを見せており、再審法改正を目指す市民団体が結成されたほか、全国の地方議会でも、2023年4月19日現在、127もの議会において、再審法改正を求める意見書や要望書が決議・提出されている。

そして、当連合会は、これまでも、現行制度の運用改善、再審法改正の必要性を繰り返し指摘し、2019年10月4日の人権擁護大会では「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を全会一致で採択したほか、2023年2月17日には「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を新たに策定し、その後公表した。しかし、いまだに再審法改正は実現していない。

よって、当連合会は、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、改めて国に対し、以下の事項を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

3 再審請求手続における手続規定の整備

当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、当連合会が目指す再審法改正の実現に向けて、全力を挙げて取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2023年（令和5年）6月16日

日 本 弁 護 士 連 合 会

提 案 理 由

第1 「国家による最大の人権侵害」であるえん罪被害と再審法の意義

えん罪は、犯人とされた者やその家族だけでなく、被害者やその関係者の人生をも狂わせる。紛れもなく、えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。それゆえ、人権保障を最大の価値理念とする日本国憲法は、「無辜を罰せず」の趣旨の下、多数の刑事手続関連条項を設け（第31条から第40条まで）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の法律を充実させることによって、えん罪の発生を防止しようとしてきた。

しかし、それでもえん罪は発生する。そのことは、近時、次々と明らかとなった再審無罪の事例にも端的に現れている。10年、20年、時には人生の大半をかけて、自身の無実を主張するえん罪被害者が、日本にも多数存在しているのである。

そして、これまで当連合会が支援してきた、いわゆる「死刑再審4事件」（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）や、現在支援中の袴田事件の例をあえて引くまでもなく、時には死の淵に立たされるえん罪被害者を救済する「最終手段」こそ、再審である。そして、その手続を定めているのが刑事訴訟法第4編再審であり、これを「再審法」と呼んでいる。

第2 当連合会が支援する再審事件の躍進と市民の関心の高まり

1 再審事件に対する支援の始まりとその後の苦闘

当連合会は、1959年から一貫して、再審請求を積極的に支援してきた。新証拠の明白性の判断枠組みを示した最高裁判所昭和50年5月20日決定・刑集第29巻第5号177頁）及び財田川決定（最高裁判所昭和51年10月12日決定・刑集第30巻第9号1673頁）はその成果でもある。両決定は、1970年代から1980年代までにかけて、大きなえん罪救済の流れを生み、「死刑再審4事件」の無罪判決へとつながった。

ところが、その後、白鳥・財田川両決定の趣旨を不当に狭める解釈がなされ、検察官が証拠開示に消極的な対応を取るようになるなど、えん罪救済という本来の再審制度の在り方に反する対応により、1990年代は、「再審冬の時代」となった。当連合会の支援事件で再審が開始されたのは、榎井村事件（1993年再審開始、1994年再審無罪判決）の僅か1件にとどまった。

2 近時の支援の成果

このような状況は、近年変わりつつあり、当連合会の不断の取組が再び実を結びつつある。その先駆けとなったのは、当連合会が支援した足利事件である。同事件は、2009年、DNA型再鑑定によってえん罪であることが客観的に明白となり、17年間服役した元被告人が再審開始前に釈放されたのである。

そして、その後も当連合会が支援する再審事件で大きな動きが見られた。例えば、2011年に布川事件、2012年に東京電力女性社員殺害事件、2016年に東住吉事件、2019年に松橋事件、そして2020年には湖東事件で、それぞれ再審によって無罪判決が確定した。また、2023年3月21日、死刑事件である袴田事件について、ようやく再審開始が確定した。さらに、不当にも検察官の特別抗告により再審開始確定には至らなかったが、同年2月27日には日野町事件につき再審開始を維持する即時抗告審決定が出されている。このほか、検察官の不服申立てによって後に取り消されたものの、2005年には名張事件、2011年には福井女子中学生殺人事件で、それぞれ再審開始決定が出されており、大崎事件では、2002年及び2017年の二度にわたって再審開始決定が出されている。

3 再審法改正への市民の関心の高まり

このような再審事件の動向は全国的に報道され、中学校、高校の社会科の教科書でも再審が取り上げられるなど、市民の再審やえん罪被害に対する問題意識、そして当連合会の再審支援活動に対する社会の関心は、年々高まりを見せている。2019年には「冤罪犠牲者の会」や「再審法改正をめざす市民の会」といった市民団体が結成され、全国の地方議会でも、2023年4月19日現在、127もの議会において、再審法改正を求める意見書や要望書が決議・提出されている状況にある。

第3 早急な改正が求められる再審法の問題点

1 制度的・構造的な問題を抱える再審法

肝心の再審法がえん罪被害者の救済のために必要十分な制度となっているかといえば、そうではない。

現行の再審法では、いわゆる「二重の危険」を禁止する憲法第39条により不利益再審が禁止され、再審は、人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度となった。それにもかかわらず、日本においては、「開かずの扉」と言われるほどに、再審が認められることがまれであり、えん罪被害者の救済は遅々として進んでいない。

その原因は、決して各事件固有の問題ではなく、刑事訴訟法に再審に関する規定が僅か19条しか存在しないという制度上の問題である。再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きく、進行協議の実施、証拠調べ（証人尋問、鑑定等）の実施、証拠開示に向けた訴訟指揮の在り方など、手続のあらゆる面で統一的な運用がなされておらず、時に「再審格差」と呼ばれるように、再審請求人にとって適正手続（憲法第31条）が保障されているとは言えない状況にある。

さらに、再審請求手続が肥大化し、再審開始の判断までに極めて長い年月を要する現状の下では、「迅速な裁判」（憲法第37条）という憲法上の要請が実現できているとは言い難い。現行の再審法は、その憲法適合性に重大な疑義が生じている。

その中でも、特に重要な課題として指摘すべきは、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点である。

2 再審請求手続における証拠開示の制度化

(1) 通常審における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）において公判前整理手続における類型証拠開示や主張関連証拠開示の制度が新設され、さらに刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正刑訴法」という。）において証拠の一覧表の交付制度が新設されたことに見られるように、当連合会が提言している全面的証拠開示には及ばないものの、一定の制度的前進は見られている。

しかし、殊に再審請求手続における証拠開示については、これまで何らの規定も設けられておらず、再審請求手続における弁護人の証拠開示請求に対して、何も応答しない裁判所がある一方、検察官に対して証拠開示を口頭又は書面により勧告したり、さらには証拠の一覧表を提出するよう求めた裁判所もあるなど、個々の裁判体の判断によって様々であった。それゆえ、再審事件を担当する弁護人からは、全ての裁判所において一律に証拠開示が認められるよう、証拠開示の制度化が強く望まれてきた。

特に、近年では、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、袴田事件、大崎事件、日野町事件等のように、再審請求手続における証拠開示請求により開示された証拠が再審開始決定の結論に強い影響を与えている事

件が多く、松橋事件では、再審請求前の段階で開示された証拠が再審開始決定の決め手となっている。

しかし、前記のとおり、再審請求手続における証拠開示については明文の規定がないため、証拠開示が実現した事件であっても、開示に至るまでには相当な時間を要している場合が多い。例えば、袴田事件では、事件発生から40年以上も経過した第2次再審請求の段階で初めて、約600点にも上る証拠が新たに開示され、日野町事件でも、事件発生から30年近くが経過した第2次再審請求の段階で多くの証拠が開示されたが、証拠が開示されるまでに気の遠くなるほどの長い時間がかかっており、この間、日野町事件の元被告人であった阪原弘氏は、雪冤を果たすことなく亡くなっている。

さらに、湖東事件のように、元被告人に有利な証拠が検察官へ送致されず、再審公判段階になってその存在が判明した事例もあり、捜査機関が永らく証拠を隠蔽していたと疑われる事実も明らかとなってきた。

このように、証拠開示制度の不備がえん罪被害者の速やかな救済を阻害している実情があり、再審請求手続における証拠開示の制度化はますます重要な意味を持つに至っている。

- (2) 当連合会は、2014年5月26日、人権擁護委員会内に「再審における証拠開示に関する特別部会」を設置し、個々の再審事件における、弁護団の精力的な活動によって獲得してきた証拠開示の成果や、法の不備による限界や課題について調査・分析し、そこからあるべき証拠開示法制に向けた提言を行うべく検討を重ねてきた。そして、2018年10月15日には、一般向けの書籍として「隠された証拠が冤罪を晴らす―再審における証拠開示の法制化に向けて」（現代人文社）を刊行し、さらに2019年5月10日、当連合会の意見として、再審における証拠開示の制度要綱案や再審における証拠開示に関する事例集を盛り込んだ「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」を公表した。

さらに、改正刑訴法の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、改正刑訴法附則第9条第3項において、政府は改正刑訴法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示について検討するものと規定された。そして、この附則に基づいて、政府が行う検討に資するために、2017年3月以降、当連合会を含む関係機関による協議が続けられていたが、2022年1月を最後にこの協議は進んでいない。また、法務省に設置され、同年7月以降開催されている「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」でも、再審請

求手続における証拠開示についての協議はなされておらず、その他政府による検討が進んでいる形跡もない。このように、改正刑訴法の公布から既に7年が経過したにもかかわらず、今なお再審請求手続における証拠開示の制度化が実現しておらず、その目処も立っていないのであって、立法不作為とも評価し得る状態にある。当連合会は、改正刑訴法附則第9条第3項の趣旨に基づき、改めてその実現を強く求める。

- (3) 海外の法制度を見ると、日本の再審法制の原型となったドイツでは、通常審段階において原則として捜査機関が収集した全ての証拠を閲覧することができる上、再審段階では、証拠として一件記録に綴られなかった「証拠記録」（当該事件の対象となっている所為とは関連するが、捜査機関が被疑者・被告人に関連しないと判断した記録）についても閲覧することが認められている。

また、日本の通常審と同じく当事者主義的訴訟構造を採る英米法圏においても、行き過ぎた当事者主義が招いた誤判・えん罪への反省から、証拠開示を含む様々な立法や制度改革が行われている。アメリカでは、検察官の手持ち証拠の事前・全面開示を義務付ける法律が制定されている州があり、イギリスでは、第三者機関であるCCRC（刑事事件再審委員会）に、裁判所、検察、警察、刑務所等のあらゆる公的機関から証拠を入手する権限を与えている。

さらに、台湾においても、近時の法改正により、弁護士は、再審請求のために全ての記録及び証拠物を閲覧し、抄録、複写又は撮影することができるようになっており（再審請求権者も原則的に費用を予納して全ての記録等の謄本を取得できる。）、日本の再審法制における証拠開示規定の不存在は、比較法的観点からも極めて遅れをとっていると言わざるを得ない。

いずれにせよ、再審請求手続で開示された証拠がその後の開始決定において決定的な役割を有する事件が多数存在し、さらに、現に係属している多くの再審事件において一刻も早い証拠開示が求められている実情に鑑みれば、再審請求手続における証拠開示の制度化は、早急に実現しなければならない喫緊の課題である。

3 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

- (1) 再審開始決定に対する検察官の不服申立てが、えん罪被害者の迅速な救済を阻害するという問題は、かねてより指摘されてきた。それでも、1990年代までは、再審開始決定に対する即時抗告が棄却された場合、特別抗告までなされることはなく、そのまま再審開始決定が確定する事案が多かった。

しかし、近年では、布川事件、松橋事件、大崎事件、湖東事件及び日野町事件において、再審開始を認める即時抗告審決定に対して、検察官が最高裁判所へ特別抗告を行っている。その結果、特別抗告審の判断がなされるまで再審開始決定が確定せず、えん罪被害者の救済が遅延している。

殊に、大崎事件では、請求審の再審開始決定及びこれを支持した即時抗告審決定を最高裁判所が取り消し、再審請求を棄却するという事態も生じており（最高裁判所令和元年6月25日決定・集刑第326号1頁）、その弊害は顕著である。

そして、再審請求手続の長期化により、救済が遅延することで、えん罪被害者本人や再審請求人であるえん罪被害者の親族の高齢化が極めて深刻化している。

例えば、名張事件の再審請求人であった奥西勝氏は、1973年4月15日から再審請求を始め、第7次再審請求において、2005年4月5日、名古屋高等裁判所で再審開始決定がなされたものの、検察官の即時抗告に代わる異議申立てにより取り消され、雪冤を果たすことなく、第9次再審請求中の2015年10月4日に89歳で亡くなった。その後、奥西氏の遺志を受け継いだ妹によって、第10次再審請求が行われているものの、その妹も現在93歳となっている。

また、袴田事件の再審請求人であった袴田巖氏は、1981年4月20日に第1次再審請求を行い、現在は袴田氏の姉が第2次再審請求を行っている。2014年3月27日には静岡地方裁判所で再審開始決定がなされたが、検察官の即時抗告により取り消された。その後、再審請求人の特別抗告を受けて、最高裁判所は審理を東京高等裁判所へ差し戻し、2023年3月13日、東京高等裁判所は再審開始決定に対する検察官の即時抗告を棄却し、同月21日、これが確定した。しかし、再審開始決定からは約9年もの歳月が経過しており、袴田氏は現在87歳、同氏の姉も現在90歳となっている。

さらに、大崎事件の再審請求人である原口アヤ子氏は、1995年4月19日に第1次再審請求を行い、2002年3月26日に鹿児島地方裁判所で再審開始決定がなされたものの、その後、検察官の即時抗告により取り消された。その後の第3次再審請求では、2017年6月28日に鹿児島地方裁判所で二度目の再審開始決定がなされ、福岡高等裁判所宮崎支部もこれを支持したにもかかわらず、検察官の特別抗告により取り消された。現在、第4次再審請求を行っているが、原口氏は現在96歳となっている。

(2) 前記のとおり、そもそも再審制度は、えん罪被害者の人権を救済するため

の「最終手段」であり、無罪を訴える者の人権保障のために存在する制度である。しかし、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対して検察官による不服申立てを許容すれば、再審開始要件の高いハードルを一度越えた再審請求人に対して、更に重い防御の負担を課し、長い審理時間も要することになる。これでは再審の人権保障機能を到底果たすことはできず、憲法適合性にも疑義を生じかねない。

なお、英米法諸国では、通常審においても一般的に検察官の上訴を認めておらず、実体的真実主義を採用するドイツにおいても、1964年に再審開始決定に対する検察官抗告は明文で禁止されている。また、歴史的経緯から、日本と同様の再審法を有する韓国でも、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを制限すべきとの議論がなされている。

そもそも、職権主義的審理構造の下で、利益再審のみを認め、再審制度の目的を無辜の救済とした現行の再審請求手続においては、元被告人らによる再審請求に対し、検察官は「公益の代表者」として裁判所が行う審理に協力する立場に過ぎない。そのような検察官に、再審開始決定に対する不服申立権を認める必要はなく、法改正によって早急に禁止されなければならない。検察官が確定判決の結果が妥当だと主張するのであれば、再審公判においてその旨主張する機会が保障されており、それで不都合はないからである。

4 再審請求手続における手続規定の整備

現行の刑事訴訟法及び刑事訴訟規則（昭和23年12月1日最高裁判所規則第32号）において、再審請求の審理手続を定めた規定は、刑事訴訟法第445条、刑事訴訟規則第286条しか存在しない。このように、証拠開示以外の局面でも、再審請求手続における審理の在り方については明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。

具体的には、新証拠の明白性を判断するための事実の取調べ、すなわち証人尋問等を行うか否かは、個々の事件を審理する裁判所の姿勢によって大きく異なる。また、審理手続については、実務上、裁判所、弁護士及び検察官による三者協議が活用されているが、三者協議の運用についても、各裁判所によって運用が異なる。さらに、手続の公開についての規定がないことから、三者協議及び事実取調べについては、ほぼ非公開で行われている。

そのため、三者協議を全く開催せず、審理の進行を行わない、弁護士が請求する事実取調べを全く行わず、事前の告知もないまま突如として再審請求棄却を決定するといった、不当な審理手続が横行している。

このような審理手続は、適正手続に反するばかりか、裁判所が適正な事実認

定、新証拠の明白性判断を行う前提が欠如している。また、手続が非公開であることから、このような裁判所の不当な審理手続が市民や報道機関へ十分に伝わらず、批判に晒されることがないという問題が生じている。これらが「再審格差」を生じさせる大きな要因となっている。

また、大崎事件、日野町事件及び飯塚事件において、通常審に関与した裁判官や過去の再審請求に関与した裁判官が、当該事件の再審請求で担当裁判官として審理や決定に関与していたことが明らかとなった。このことは、裁判所の判断の公正・適正さに疑念を抱かせるものである。

加えて、再審請求は、決して容易なものではなく、弁護士による援助の必要性は通常審以上に高いと言えるものの、再審請求手続において国選弁護制度のない現状では、資力がないために弁護人を付けることができず、再審請求そのものを断念する者の存在を否定できない。

再審請求手続における再審請求人の手続保障を図るとともに、裁判所の公正かつ適正な判断を担保するためには、進行協議期日設定の義務化、事実取調べ請求権の保障、請求人の手続立会権・意見陳述権・証人尋問における尋問権の保障及び手続の公開、通常審や過去の再審請求に関与した裁判官の除斥及び忌避、国選弁護制度の導入等を始めとする再審請求手続における手続規定を早急に整備する必要がある。

第4 当連合会における再審法改正へ向けた取組

1 60年以上にわたる再審法改正に向けた取組

当連合会は、現行再審制度の運用改善、法改正の必要性等を指摘し、1962年には「刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱」を公表し、更に検討を重ねて1977年1月22日、「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」（以下「1977年改正案」という。）を策定し、その後公表するとともに、その実現のために努力してきた。

その後、免田事件、財田川事件、松山事件及び島田事件のいわゆる死刑再審4事件の再審手続の進行に伴い、その身体拘束問題等が新たに法改正によって解決すべき課題として提起されるなどの状況の下で、当連合会は、1985年4月19日、1977年改正案につき、その一部を修正することとし、これを修正案（1985年修正案）としてまとめ、さらに、法改正の必要性等を裏付ける再審諸事件についての手続の進行、再審開始・棄却等の決定・判決が続出する状況の下、1991年3月28日には、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（1991年改正案）を策定し、その後公表した。

2 第62回人権擁護大会と再審法改正実現本部の設置

当連合会は、2019年10月3日、第62回人権擁護大会シンポジウム第3分科会「えん罪被害救済へ向けて～今こそ再審法の改正を～」を開催した。そして、シンポジウムでの成果を踏まえ、翌日の人権擁護大会では、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が全会一致で採択され、当連合会は再審法改正に向けての決意を改めて世に示すこととなった。

これを受けて、当連合会は、2020年2月25日、人権擁護委員会内に設置された前記「再審における証拠開示に関する特別部会」を「再審法改正に関する特別部会」へ発展的に改組した。その後、2年余りの活動を経て、2022年6月16日には、当連合会理事会において「再審法改正実現本部」の設置が承認され、それ以降、再審法改正案の取りまとめや、市民向けの活動、立法要請等に鋭意取り組んでいる。

3 当連合会による2023年改正案

当連合会は、2023年2月17日、近年の再審諸事件において生じた各種の問題点を再検討した上で、以下を基本的視点とする「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（2023年改正案）を新たに策定し、その後公表した。

- ① 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大
- ② 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備
- ③ 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備
- ④ 再審における証拠開示制度の整備
- ⑤ 再審請求手続における検察官の役割の確認及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
- ⑥ 刑の執行停止に関する規定の整備

4 再審法の全面的改正へ向けて

現行の刑事訴訟法が施行されてから74年もの間、社会の動向に伴って、被疑者国選弁護制度、裁判員制度、証拠開示制度及び取調べの録音・録画制度を始めとする諸制度が導入され、事件捜査、刑事弁護、公判審理の在り方が大きく進化してきたにもかかわらず、再審制度は何らの進化・改善もないまま現在まで取り残されてきた。

そもそも、日本でえん罪被害者の救済が遅々として進まない背景には、再審請求人が確定判決に合理的疑いを抱かせるに足る新証拠を提示しても、それを正当に評価しようとせず、再審請求を退けようとする裁判所の基本的姿勢が存在する。このように、裁判所がいつまでも変わらないようであれば、再審法

改正の実現に訴えるしかない。

再審がえん罪被害者の人権を救済する「最終手段」であることに鑑み、その制度保障をより確固としたものにするため、当連合会は、再審法の全面的改正に向けた取組を粘り強く継続し、その意思を表明し続ける必要がある。

第5 結語

以上を踏まえ、当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、改めて国に対し、①再審請求手続における証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止、③再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める。

日本弁護士連合会
第62回人権擁護大会シンポジウム
第3分科会基調報告書

えん罪被害救済へ向けて 今こそ再審法の改正を

2019年10月3日(木)

徳島グランヴィリオホテル「グランヴィリオホール」

日本弁護士連合会
第62回人権擁護大会シンポジウム
第3分科会実行委員会

は じ め に

「えん罪被害者となること勿れ」は、権力に抗しえん罪被害者の救済に全力を挙げて取り組んできた我々先達の述懐である。もとより、人は好んでえん罪の被害者になるのではない。官憲が暴走し、司法もそれを正さず、生涯をかけ世紀をまたいで雪冤の闘いを続けた人々がいたし、今もえん罪に呻吟する人々が続いている。

袴田巖氏をはじめ死刑判決を受けた人々の闘いは文字どおり命がけである。

えん罪は最大の人権侵害であり、個人の尊厳と人権保障手続を詳細に規定する日本国憲法の下ではあってはならないことである。したがって一旦えん罪が発生すれば、その被害者は速やかに救済されなければならないはずである。

しかし、現在、えん罪被害者が速やかに、かつ確実に救済される手続的保障はない。

加えて、無実の証拠が隠され、あろうことか偽りの証拠を捏造したり、捜査過程を歪めて記述し、あるいは証言したりする捜査官（警察官・検察官）すら現れている。

雪冤のためには、弁護人の努力もさることながら、えん罪を防止しようとする裁判官の姿勢が不可欠である。支援の輪が広がり権力の不正を糾弾する世論が大きく高まったとき、真相が解明され、あるいは新証拠が発掘されて、再審手続でようやくえん罪が救済されることもある。

かくて、再審は、えん罪被害者にとって最後の救済手段であるが、これから本報告書で述べるように、現行の再審手続はそれに応えるものになっていない。

日本国憲法の施行とともに、不利益再審の規定が廃止され、再審は、えん罪被害者の救済のみに機能する制度として一新したはずだった。しかし、日本国憲法施行後70年以上も経過したというのに、現行刑訴法（再審法）はそれに対応した規定を欠いたままである。このため、捜査側の手に残されている証拠の開示についても、再審での手続規定がなく、裁判所の恣意的運用を許す結果になっている。また、一旦再審開始になっても検察官の不服申立てが許されており、再審開始の早期確定を阻み、再審公判の遅延を惹起している。

日弁連は、かねてから再審法の改正を訴え、立法府等にも働きかけてきたが、一歩も前進していない。

辛うじて再審無罪を勝ちとった死刑再審4事件や、最近の足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件などの教訓から、喫緊の課題である証拠開示と検察官の不服申立ての禁止をはじめとした再審法改正を実現すべく、本シンポジウムではそのゆえんと実現に向けた道筋を明らかにしたい。本書は、その概要を示すものである。

2019年10月3日

第62回人権擁護大会

シンポジウム第3分科会

実行委員長 西 嶋 勝 彦

目 次

第1章 刑事再審の現在

第1	わが国の再審をめぐる歴史的展開	3
1	日本国憲法の下での刑事訴訟法改正と「第4編 再審」	3
2	わが国の再審事件の歴史	3
第2	再審事件の現状	9
<日弁連支援事件>		
1	名張事件	9
2	袴田事件	13
3	マルヨ無線事件	16
4	大崎事件	20
5	日野町事件	23
6	福井女子中学生殺人事件	29
7	鶴見事件	32
8	恵庭殺人事件	35
9	姫路郵便局強盗事件	39
10	豊川事件	42
11	小石川事件	46
12	湖東事件	52
13	難波ビデオ店放火殺人事件	53
14	布川事件（無罪判決確定）	56
15	松橋事件（無罪判決確定）	60
16	足利事件（無罪判決確定）	63
17	東京電力女性社員殺害事件（無罪判決確定）	67
18	東住吉事件（無罪判決確定）	71
<その他の事件>		
19	三鷹事件	75
20	菊池事件	77
21	狭山事件	81
22	飯塚事件	84
23	北陵クリニック事件	86
24	ロシア人おとり捜査事件（無罪判決確定）	91
25	大阪強姦事件（無罪判決確定）	94

第2章 再審に関する日弁連の取組み

第1	再審請求支援	99
1	日弁連の再審請求支援制度の概要	99
2	再審請求支援の現状	102
3	再審請求支援の成果	106
4	再審請求支援の課題	110
第2	再審に関する制度・運用の調査研究	111
1	再審問題研究会の発足	111
2	人権擁護大会シンポジウム「再審と人権」の開催	111
3	『再審』、『続・再審』の出版	112
4	全国再審弁護士会連合会の開催	112
5	「再審通信」の発行	113
第3	再審法改正運動	113
1	再審法改正案の提案	113
2	再審法改正に向けた日弁連の取組み	116

第3章 諸外国の再審法制

第1	フランス	119
1	再審制度の沿革・意義	119
2	再審請求の要件	119
3	再審・再審査手続	120
4	再審・再審査請求の効果	122
第2	ドイツ	123
1	再審制度の意義・目的	123
2	再審開始要件（再審理由）	123
3	再審の手続	124
4	記録閲覧制度	127
5	再審請求人に対する手続保障	128
6	検察官による不服申立ての禁止	129
第3	イギリス	129
1	再審制度の沿革・意義	129
2	刑事事件再審査委員会の概要	130
3	刑事事件再審査委員会の権限と手続	130
4	運用の実情	131
5	刑事事件再審査委員会と証拠開示	131
6	刑事事件再審査委員会とイノセンス・プロジェクト	132

目次

第4	カナダ	132
1	誤判・再審事件と第三者機関	132
2	有罪判決再審査機関	133
第5	アメリカ	136
1	えん罪・雪冤と刑事司法改革	136
2	有罪判決を見直すための手続とその概要	137
3	多様な制度改革	138
4	証拠開示の在り方	140
5	公的なえん罪救済組織	140
第6	韓国	140
1	再審制度の沿革・意義	140
2	刑訴法による再審	141
3	特別法による再審	141
4	「過去事清算」と再審	141
5	検察改革と再審	143
6	再審制度の評価と展望	145
第7	台湾	145
1	再審制度の根拠・目的	145
2	再審制度の概要	145
3	再審請求のための記録閲覧制度	147
4	確定判決後のDNA型鑑定	149

第4章 あるべき再審法制

第1	現行法の課題	153
1	はじめに	153
2	証拠開示	154
3	検察官による不服申立て	157
4	その他の問題	159
第2	再審法制を考えるに当たっての基本的視点	159
1	日本国憲法の下での再審法制の在り方	159
2	再審請求人の主体的関与を可能にするための手続保障	161
3	裁判所の公正かつ適正な判断を制度的に担保する仕組み	161
4	「疑わしいときは被告人の利益に」原則の徹底	162
第3	具体的な問題点	165
1	再審事由	165
2	管轄裁判所	170
3	請求権者	171
4	弁護士選任権	172

5	刑の執行停止	174
6	事実の取調べ、意見陳述	176
7	証拠の保管・保存	179
8	再審における証拠開示	182
9	科学鑑定利用の制度化	189
10	再審請求に対する決定と抗告	191
11	同一の理由による再審請求の禁止	195
12	再審公判	196
13	えん罪被害の救済	201
14	誤判原因の検証	203

第5章 再審法改正に向けて

第1	なぜ、再審法改正が必要なのか	209
1	えん罪被害者の救済が遅々として進まない理由	209
2	再審における証拠開示	210
3	検察官による不服申立て	211
4	その他	213
第2	日弁連が今後取り組むべき課題	214
1	再審支援活動の継続	214
2	再審法改正案の取りまとめに向けた活動	214
3	市民の理解を得るための活動	214
4	立法要請活動	214

おわりに

資料編

付録1	最高裁昭和50年5月20日決定（白鳥決定） （出典：裁判所ホームページ）	219
付録2	最高裁昭和51年10月12日決定（財田川決定） （出典：裁判所ホームページ）	234
付録3	日弁連1991年3月 「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書（平成3年改正案）」	259
付録4	日弁連2019年5月10日 「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」	289
付録5	新聞報道一覧表	327

※本基調報告書は、本実行委員会の意見にとどまり、日弁連の意見ではない点も含まれております。

第1章

刑事再審の現在

第1章 刑事再審の現在

第1 わが国の再審をめぐる歴史的展開

1 日本国憲法の下での刑事訴訟法改正と「第4編 再審」

第2次世界大戦の終結後、我が国では日本国憲法の下で多くの法律が大幅に改正された。その一つとして、1948年、現行刑訴法が制定された（1949年施行）。大陸法の流れをくみ、さらに日本独自の展開を遂げた裁判所主導の「職権主義」を基調としていた戦前の刑事訴訟手続は、被告人に検察官と対等の主体的地位を与え、被告人の人権を保障しつつ真実を発見するという「当事者主義」に大転換した、と一般には考えられている。少なくとも、捜査及び通常審第一審の訴訟手続に関する規定に大幅な改正が加えられたことは事実である。

もとより、通常審で採用された「当事者主義」的訴訟構造も、必ずしも被告人の人権保障に厚い制度になっているとは言えない。その現状については、第1分科会での議論に譲るとして、ここでの問題は再審の規定である。

現行刑訴法の「上訴」以降の規定については、その抜本的な改正が間に合わず、現行刑訴法「第4編 再審」の規定には、実は戦前のドイツ法由来の条文がほぼそのままの形で残っているのである。

戦前と大きく異なる制度になったのはただ一点、日本国憲法39条が「二重の危険」禁止を定めたことにより、戦前認められていた「不利益再審」が廃止され、現行刑訴法の再審制度の目的が「無辜の救済」に定まったことである。

しかし、再審に関する条文は僅か19条しかない。しかも、施行後70年が経過した現在に至るまで、ただの一度も改正されたことがない。当事者主義の建前の下、圧倒的な証拠収集能力をもち、被告人（弁護人）との力の差が歴然としている検察官が、有罪立証に必要な証拠だけを選びすぐって裁判所に提出し、提出された証拠だけで裁判所が有罪無罪の判断をする通常審で、被告人に有利な無罪方向の証拠が捜査機関の手の内に隠されたまま有罪判決が確定する事態が生じることは、これまでの再審無罪となった多くの事件の経験から明らかである。しかし、このような歪んだ当事者主義によって生じたえん罪の救済を求める者の前には、戦前の職権主義そのままの旧態依然とした再審の条文が待ち受けている。この古ぼけた条文を、無辜の救済のために具体的にどう運用するかは、結局のところ裁判所の裁量に「丸投げ」されてしまっているのが現実である。

本報告書でこれから展開する我が国の再審の歴史と現状を論じる前提として、我々は、以上のような、現行刑訴法の制定過程に由来する構造的な問題を認識しておかなければならない。

2 わが国の再審事件の歴史

(1) 最高裁白鳥決定前～「再審氷河期」または「針の穴に駱駝」

戦後の現行刑訴法が、人権保障＝無辜の不処罰を基本理念とするようになって、実務の運用では専ら法的安定性が重視され、再審請求は「疑わしいときは確定判決の

利益に」という価値観に支配されていた。刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」に当たるか否かの判断（新証拠の明白性判断）でも、「確定判決につき再審請求人の申立にかかる証拠のみによっても再審裁判所をして右有罪の認定を覆して無罪の認定をなすべき理由明白なりと首肯せしめるに足る証拠」（東京高決昭和32年3月12日高裁判特報4巻6号123頁）、「再審請求人の無罪を推測するに足る高度の蓋然性のあるもの」（名古屋高決昭和34年7月15日下刑集1巻7号1550頁）など、請求人に対し、新証拠だけで無罪の立証を求めるような非常に高いハードルを課していたのである（孤立評価説）。

また、法的安定性の観点から、再審裁判所は確定判決の心証に介入してはならず、確定審のした旧証拠の判断には立ち入ることができない、と考えられていた（心証引継説）。

このような解釈の下、現行刑訴法施行後、後記の白鳥決定より前の27年間に、再審開始決定を得た著名事件は、吉田巖窟王事件、金森事件、小平事件だけであり、再審開始決定を得ることは「針の穴に駱駝を通すようなもの」とさえ言われた。

(2) 最高裁白鳥決定後～「雪解け」の時代

上記のような閉塞状況に一筋の光明をもたらしたのが、1975年に出た最高裁白鳥決定（最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁）である。同決定は、新証拠の明白性について、新証拠それのみで判断するのではなく、「新旧全証拠を総合的に評価して」行うべきと判示した。つまり、新証拠だけで確定判決を覆すほどの強力な証明力を持つものでなくても、その新証拠が確定審段階で提出されていたとして、再審裁判所が新証拠と他の全証拠とを総合的に評価した結果、確定判決の有罪認定が揺らぐのであれば、その新証拠には「明白性があった」と認められる、ということを明確に示したのである（孤立評価から総合評価へ、確定審裁判所の心証引継ぎから再審裁判所による再評価へ）。

しかも、同決定は、新旧全証拠の総合評価に当たって、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されると宣明した。この判示によって、明白性の要件は再審請求人に無罪の立証を課するものではないということが、改めて確認された。現行刑訴法施行から27年を経て、ようやく再審は「確定力神話」からの決別を指向したのであり、この点においても白鳥決定は画期的なものだった。

もっとも、再審請求事件としての白鳥事件は請求棄却で終わった。しかし、翌1976年、最高裁は死刑事件である財田川事件について、白鳥決定の判断手法を踏襲して、再審請求を棄却した原決定及び原々決定を取り消し、高松地裁に差し戻して再審開始決定を導いた（最決昭和51年10月12日刑集30巻9号1673頁。なお、上記の新証拠の明白性に関する判断枠組みは、後に「白鳥・財田川決定」と呼ばれるようになる。）。

そして財田川事件に続き、同事件を含めて後に「死刑再審4事件」と呼ばれる免田事件、松山事件、島田事件で再審無罪が確定し、相前後して弘前事件、加藤事件、米谷事件、さらには梅田事件、徳島ラジオ商事件で次々と再審無罪が確定した。

このように、白鳥・財田川決定は「氷河期」が続いた再審の歴史に「雪解けの到来」を告げたかに見えた。

一方、最高検は、免田、財田川、松山の死刑再審3事件が相次いで無罪になったことを受け、1983年10月の全国次席検事会同で、次長検事が、再審請求事件の対応につき、不提出記録等の提出や、開示の要求には慎重に対処し、上級庁とも協議して適切な対応をするよう指示した。

そして、最高検は、最高検刑事部長、同公判部長、同刑事部検事で構成する「再審無罪事件検討委員会」を設け、1984年10月から1985年10月まで、死刑再審3事件の担当検事の調査報告書等を参考資料にして検討を進め、1986年夏、極秘の報告書『再審無罪事件検討結果報告書』を取りまとめた。同報告書は、死刑再審3事件について、自白、物証、捜査、確定審、再審請求審、再審公判の各問題点を分析している。このうち、再審請求審の問題点の「取りまとめ」では、「最高裁の白鳥決定が出てから後の再審開始の事由についての考え方が変わってきたのであるから、検察官の再審請求への対応の仕方にも変わらざるを得ない」とし、裁判所の事実取調べに対する対応の問題点として、「検察官の手許にある、確定審の不提出記録の取扱」を再検討するとして、以下のように結論付けている。

すなわち、不提出記録の開示は、「再審請求の段階では、それが対審構造ではなく、証拠法の制約もない手続きの下で行われることも考え、慎重に対処すべき問題であり、請求人側から明白性、新規性のある証拠として提出されたものと関連性のある必要最小限度の範囲内のものに限るべきであろう。しかも、不提出記録には、関係者の名誉、プライバシー、捜査の一般的手法、技術等に関する秘密事項を含んでおり、本来公開すべき性質のものではないので、検察官において、再審請求の理由として主張されている事実との関連性を問うことなく、不提出記録の全部を開示するようなことは許されない」とされた。

こうして、証拠開示に関する検察官の姿勢は一変し、極めて消極的・抑制的なものになった。しかも、この「取りまとめ」は、「捜査段階においても、検察官の主張する事実に一見相反する証拠が存在することはよくあること」として、これへの対策の必要性も指摘している。以後、検察官の証拠隠しが徹底された。

(3) 1990年代の「逆流現象」～再び「冬の時代」へ

1990年代に入ると、再審開始、再審無罪に至る事件が激減した。1994年3月に再審無罪が確定した榎内村事件以外では、再審請求を棄却する決定が相次いだ。日弁連の支援事件も、名張事件（第5次、第6次）、マルヨ無線事件（第5次）、袴田事件（第1次）、日野町事件（第1次）、布川事件（第1次）のいずれの再審請求も再審開始決定がされないまま終結した（なお、これらの事件のうち、名張、袴田、日野町、布川の各事件では21世紀に入り再審開始決定が出され、布川事件では再審無罪が確定している。）。

また、大崎事件（第1次）及び日産サニー事件では、一度は再審開始決定がされたものの、検察官の不服申立てによって即時抗告審で再審開始決定が取り消され、これに対する弁護人の特別抗告も最高裁で棄却されたため、いずれの事件も最終的には再審が認められなかった（なお、大崎事件の第3次再審については後記のとおりである。）。

白鳥決定以降の「雪解け」からのあからさまな反動は「逆流現象」と呼ばれ（秋山賢三『『逆流現象』と再審弁護活動』自由と正義49巻4号）、1990年代の再審は再び「冬の時代」に逆戻りするかのような様相を呈した。その背景には、白鳥・財田川決定が示した新証拠の明白性判断手法である「新旧全証拠の総合評価」を限定的に解釈する最高裁調査官解説の相次ぐ発表があり、これが影響していると考えられた（田崎文夫「判批」最高裁判所判例解説刑事編（昭和50年度）82-83頁、磯辺衛「判批」同（昭和51年度）284,291頁など）。これらの解説によれば、「新旧全証拠の総合評価」とは、請求人提出の新証拠について、当該新証拠と立証命題を共通にする旧証拠との関係でのみ評価することであるとされた（限定的再評価説）、上記各事件の再審請求棄却決定でも、これらの調査官解説に従った明白性判断が行われていると指摘されている。

そして、これらの判例や調査官解説に対しては、そもそも白鳥・財田川決定は、新証拠の明白性判断の材料に加えるべき旧証拠に何らの限定も設けていないのだから、これらの判例は「新旧全証拠を総合的に評価して」と判示する白鳥・財田川決定に反するという厳しい批判が行われた。そして、限定的再評価説を批判する立場からは、まず確定審判決の証拠構造を詳細に分析した上で新旧全証拠の総合評価を行い、新証拠に要求される証明力も証拠構造の強弱に呼応して判断すべきである、という手法が提唱された（全面的再評価説）。

他方、実務家の中には、これらの判例は、まず「新証拠がその立証命題に関連する旧証拠の証明力を減殺するか」という判断（限定的再評価による新証拠の「証明力」判断）を行い、これが肯定された場合に、新旧全証拠による総合評価の局面に進み（新証拠の「明白性」判断）、その結果、確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じた場合に再審が開始されるという判断手法（二段階説）に依っているものであり、白鳥・財田川決定との間に判断手法の「断絶」は生じていない、と主張する論者も現れた。

その背景には、名張事件第5次最高裁決定（最決平成9年1月28日刑集51巻1号1頁）やマルヨ無線事件第5次最高裁決定（最決平成10年10月27日刑集52巻7号363頁）のように、新証拠が立証命題を共通にする旧証拠の証明力を減殺したと評価しながら、確定判決の証拠構造を組み替えたり、別の旧証拠の証明力をかさ上げしたりするなどして、総合評価の局面で新証拠の明白性を否定する判例や、袴田事件（第1次）、狭山事件（第2次）をはじめとする多くの事件で、新証拠それ自体に無罪の立証を求めるような高い証明力のハードルを課して、総合評価の局面に進ませない判例など、再審の扉を閉ざす裁判実務をどのようにして克服するか、という切実な要請があった。

上記の新証拠の明白性判断の手法に関する見解をめぐる、長きにわたって熾烈な論争が展開されたが、このような状況も、この時代が出口の見えない閉塞状況にあったことのあらわれと言えよう。

(4) 21世紀の再審をめぐる現状～せめぎ合いの現代

前記のとおり、1990年代は榎内村事件を最後に、日弁連の支援事件には再審無罪どころか再審開始に辿り着くことすらできない厳しい状況が続いた。しかし、21世紀に入ると、再審に新たな動きが生じ始めた。

2005年に名張事件第7次請求審（名古屋高決平成17年4月5日LEX/DB

28115324)と布川事件第2次請求審(水戸地決平成17年9月21日LEX/DB 28135321)で、相次いで再審開始決定が出てから今日に至るまで、後記のとおり日弁連の支援する11の再審事件で再審開始決定が出ており、そのうちの5件で再審無罪が確定している。

しかし、21世紀の再審はバラ色か、と言えは決してそうではない。DNA型再鑑定を典型とする科学的証拠や、捜査機関の手の内にあった無罪方向の証拠(「古い」新証拠)の開示を起爆剤として、再審開始・再審無罪を勝ち取る事件が増加する一方で、裁判体によっては、何の事実調べも、証拠開示に向けた訴訟指揮もせず、それどころか進行協議期日すら設けず、ある日突然請求棄却決定書が請求人や弁護人に送達されるという事件も少なからず存在する。

また、一度は再審開始決定が出て、検察官の不服申立て(即時抗告、異議申立て、特別抗告の総称)により審理が長期化した末、上級審で再審開始決定が取り消される事件もある。上記の名張事件第7次請求審及び袴田事件第2次請求審で出された再審開始決定(後者につき静岡地決平成26年3月27日判例時報2235号113頁)については、いずれも検察官の不服申立てを受けた上級審がこれらの決定を取り消したため、21世紀になってから死刑事件で再審無罪にまで到達したケースはいまだ1件もない状況である。

また、「雪解け」時代には、地裁、高裁と再審開始決定が続いた事件で、検察官が最高裁に特別抗告した事件は皆無だった。しかし、21世紀に入り、布川事件第2次、松橋事件、大崎事件第3次の各再審請求では、地裁、高裁で再審開始方向の判断が重ねられたにもかかわらず、検察官は最高裁に特別抗告した。そして布川事件、松橋事件では再審開始、再審無罪が確定したが、大崎事件の特別抗告審において、2019年6月25日、最高裁第一小法廷は、検察官の特別抗告には理由がない、としながら職権で調査した結果として、地裁及び高裁の再審開始決定をいずれも取り消した。そればかりか、同小法廷は、これを原審に差し戻さず、自ら再審請求を棄却し、92歳の請求人にとって、これが存命中の最後の再審請求になるであろうと目された第3次再審を、いわば「強制終了」させたのである。

繰り返される検察官の不服申立てによって、えん罪被害者の雪冤までの道のりはさらに遠く険しいものになる。再審の重い扉がようやく開いても、検察官の抗告によってその再審開始決定が取り消される事態になれば、それまでとは異なる新証拠を準備して、一から再審請求をやり直さなければならない。

このような苦難の道を経て、事件発生から再審無罪までに数十年、さらには半世紀以上の年月を要する事件も少なくない。再審開始や再審無罪が確定しても、高齢になり、そのため認知機能が低下し、自分が雪冤を果たしたことを認識できない元被告人もいる。そして、名張事件の奥西勝氏、日野町事件の阪原弘氏のように、無実を叫び続けながら、雪冤を果たせぬままその生涯を終えてしまうという、取返しのつかない悲劇も生まれている。

要するに、わが国の再審制度の現状は、「無辜の救済」、すなわちえん罪被害者の尊厳回復という目的を十分に果たすことができず、機能不全に陥っていると断ぜざるを

えないのである。そして、個別事件での裁判所の訴訟指揮の適正化や、弁護人の弁護活動の質の向上などといったレベルでは、もはや再審制度の機能不全を根本的に解決することは不可能である。

特に、裁判所のやる気次第で無罪方向の証拠開示が行われるか否かが左右され、えん罪被害者の救済に差異が出るという「再審格差」の問題と、繰り返される検察官の不服申立てによってえん罪被害の救済に要する期間がいたずらに長期化する「再審妨害」の問題に対しては、立法により速やかな手当が施されるべきである。

私たちは今こそ、現行刑訴法施行から70年間、一度の改正もされずに放置されてきた、現行刑訴法「第4編 再審」の抜本的な改正に向けて、実務経験に裏打ちされた確かな第一歩を踏み出さなければならない。

第2 再審事件の現状

1 名張事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人、殺人未遂／死刑
②事件の概要	昭和36年3月28日の夜、三重県名張市葛尾の公民館で開かれた住民の懇親会において、ぶどう酒を飲んだ女性のうち、5名が死亡、12名が入院した。飲み残りのぶどう酒から農薬成分であるTEPP（テップ）が検出され、毒物混入による大量殺人事件として捜査された。重要参考人として、事件当日ぶどう酒を買うことを決めたA氏、ぶどう酒を買ってA氏宅に届けたB氏、ぶどう酒をA氏宅から公民館に運んだ奥西勝氏（当時35歳）が取り調べられ、連日の取調べの結果、奥西氏が犯行を自白して逮捕された。   一審無罪判決当時の奥西勝氏 八王子医療刑務所での奥西勝氏
③事件の特色	① 本件は、第一審が無罪判決、控訴審が死刑判決という異例の経過を辿っている。第7次再審でも一度は再審開始決定が出ており、これを取り消した異議審決定も最高裁によって取り消されている。それだけを見ても、確定判決（死刑判決）の正当性には疑問がある。 ② 確定判決では、現場で発見されたぶどう酒瓶の二重土冠の内栓（四つ足替栓）の表面に傷痕があり、それは奥西氏の歯痕であるとする鑑定結果（松倉鑑定）が有罪認定の大きな根拠とされている。しかし、再審請求後の調査により、松倉鑑定は写真の倍率を操作した不正鑑定であることが判明し、そもそも歯痕であるか否かも不明である。 ③ 確定判決では、ぶどう酒がA氏宅に到着したのは多くの人が出入りする「午後5時前後」で、その後、ぶどう酒が公民館に運ばれているので、ぶどう酒に毒物を混入する機会は、約10分間公民館内に一人でいた奥西氏以外にはいないとされている。しかし、ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻について、多数の関係者は、当初、人の出入りのない「午後4時以前」と供述しており、奥西氏以外にも毒物混入の機会があったことになる。この供述は、その後、検察官により、一斉に変更させられているが、第一審無罪判決は「検察官の並々ならぬ努力の所産」と批判している。 ④ 確定判決では、犯行に用いられた毒物は農薬ニッカリンTとされており、奥西氏がこれを所持していたことも有罪認定の根拠とされている。しかし、再審請求で提出された新証拠（化学鑑定）の結果、犯行に用いられた毒物はニッカリンTではない可能性が高くなっている。 ⑤ 本件では捜査段階での自白があるが、客観的裏付けや秘密の暴露は全くない。自白内容も、変遷があり、不自然不合理であって、「三角関係の清算」という動機も疑問であるなど、自白は到底信用できるものではない。そして、犯行に用いられた毒物がニッカリンTではない可能性が高く、「ニッカリンTを混入した」という自白は客観的事実と矛盾している。

第1章 刑事再審の現在



事件当時の現場の状況

④裁判の経過	1961(S36). 3.28 1964(S39).12.23 1969(S44). 9.10 1972(S47). 6.15 1973(S48).10.27 1973(S48)～1977(S52) 1977(S52). 5.18 1988(S63).12.14 1993(H 5). 3.31 1997(H 9). 1.28 1997(H 9). 1.30 1998(H10).10. 8 1999(H11). 9.10 2002(H14). 4. 8 2002(H14). 4.10 2005(H17). 4. 5 2006(H18).12.26 2010(H22). 4. 5 2012(H24). 5.25 2013(H25).10.16 2013(H25).11. 5 2014(H26). 5.28 2015(H27). 1. 9 2015(H27). 1.14 2015(H27). 5.15 2015(H27). 5.15 2015(H27).10. 4 2015(H27).10.15 2015(H27).11. 6 2017(H29).12. 8 2017(H29).12.11	事件発生 第一審 津地裁 無罪判決（小川潤裁判長） 控訴審 名古屋高裁 死刑判決（上田孝造裁判長） 上告審 最高裁 上告棄却 死刑判決確定（岩田誠裁判長） 日弁連が事件委員会を設置 第1次～第4次再審（本人請求） 第5次再審請求（以降，日弁連支援） 第5次再審請求棄却（山本卓裁判長） 第5次再審異議申立棄却（本吉邦夫裁判長） 第5次再審特別抗告棄却（大野正男裁判長） 第6次再審請求 第6次再審請求棄却（土川孝二裁判長） 第6次再審異議申立棄却（笹本忠男裁判長） 第6次再審特別抗告棄却（町田顯裁判長） 第7次再審請求 名古屋高裁，再審開始決定（小出鯨一裁判長） 同異議審，再審開始取消決定（門野博裁判長） 最高裁，再審開始取消決定を取消し差戻し（堀籠幸男裁判長） 名古屋高裁，再び再審開始を取消決定（下山保男裁判長） 最高裁，第7次再審第2次特別抗告棄却（櫻井龍子裁判長） 第8次再審請求 第8次再審請求棄却（石山容示裁判長） 第8次再審異議申立棄却（木口信之裁判長） 第8次再審特別抗告申立 第8次再審特別抗告取下げ 第9次再審請求 請求人奥西氏が八王子医療刑務所において死亡 終了決定（石山容示裁判長） 第10次再審請求（請求人岡美代子） 第10次再審請求棄却（山口裕之裁判長） 第10次再審異議申立 現在，名古屋高等裁判所刑事2部（高橋徹裁判長）に係属中
⑤確定審の裁判所の判断	【第一審無罪判決】 ① 四つ足替栓の表面にある傷痕は奥西氏の歯痕とは断定できず，証拠物の関連性にも疑問がある。	

	② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後4時前であり、奥西氏以外にもぶどう酒に毒物を混入する機会はあった。 ③ 自白は信用できない（動機が不自然。裏付けがない。変遷。不自然不合理等）。 【控訴審有罪判決】 ① 四つ足替栓の表面にある傷痕は、奥西氏の歯痕と認められる。 ② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後5時頃であるから、約10分間公民館内に一人でいた奥西氏以外にはぶどう酒に毒物を混入する機会はなく、自白を除いても奥西氏の犯行と断定するに何ら支障はない。 ③ 自白は信用できないとは言えない。
⑥主要な 新証拠の 内容	【第5次再審請求】 ① 土生鑑定（歯痕について） ② 関係者の行動シミュレーション（ぶどう酒到着時刻等） ③ ニッカリンT瓶の名張川への投棄実験（流れずにすぐ沈む。） ④ ニッカリンTの色（ぶどう酒は白、ニッカリンTは赤。） 【第6次再審請求】 中西ノート（捜査当時の名張署長のノート、奥西氏は公民館で一人にはなれない。） 【第7次再審請求】 ① 新証拠1（本件ぶどう酒瓶の栓は、それに巻き付けられていた封緘紙を破らずに開けて痕跡を残すことなく閉じることが可能。） ② 新証拠2（四つ足替栓の足の折れ曲がり歯ではできない。） ③ 新証拠3（本件毒物はニッカリンTではない。） ④ 新証拠4（ぶどう酒瓶の王冠を火挟みで付いて開栓したという自白と封緘紙の形状が矛盾する。） ⑤ 新証拠5（ニッカリンTの赤色により白色のぶどう酒は変色する。） 【第8次再審請求】 ① 佐々木教授の意見書 ② 宮川教授の意見書 【第9次再審請求】 ① CERIの試験報告書 ② 傷痕に関する堀田意見書（ぶどう酒の王冠に人の歯で開栓した際に生ずる傷痕が存在しない。） 【第10次再審請求】 ① 澤渡鑑定書（ぶどう酒瓶の封緘紙大の裏面には製造段階で封緘紙を貼り付ける際に使用されたCMC以外にPVAも付着した事実を証明し、ぶどう酒瓶が二度開栓されたことを明らかにし、奥西氏以外の者に犯行の機会があったことを具体的に明らかにした。） ② CERI報告書 ③ 佐々木回答書（本件毒物はニッカリンTではない。）
⑦再審の 経過	① 四つ足替栓の表面にある傷痕は奥西氏の歯痕であるとする鑑定結果（松倉鑑定）に関しては、第5次再審・特別抗告審決定も、新証拠（土生鑑定）によって、その証明力が大幅に減殺されたことは認めた。しかし、その傷痕が歯痕である可能性が高く、奥西氏の歯牙によって印象されたとしても矛盾はないという限度では証明力があるとされた。 その後、第7次再審では、四つ足替栓の足の折れ曲がり歯ではできないことを示す新証拠2を提出し、請求審決定はこれを認めたが、異議審決定はその証拠価値を否定し、特別抗告審決定もこれを維持した。 ② ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻に関しては、第5次再審・特別抗告審決定において、現場である公民館からぶどう酒瓶に装着されていた四つ足替栓、耳付き冠頭、封緘紙の破片が発見

されていることや、別の場所で開栓され、農薬が混入してから元通りに栓を閉められ、封緘紙を張り直されたという痕跡はないので、犯行場所は公民館と推認でき、奥西氏以外に毒物混入の機会はないので、ぶどう酒到着時刻は検討するまでもないとされた。

その後、第7次再審では、封緘紙を破らずに開栓し、毒物を混入した上で、その痕跡を残すことなく元の状態に戻すことが可能であることを示す新証拠1を提出した。そして、請求審決定はこれを認め、改めてぶどう酒到着時刻について検討した結果、ぶどう酒がA氏宅に到着した時刻は午後4時以前であり、奥西氏以外にも毒物混入の機会があると判断した。しかし、異議審決定は、そのような開栓方法は単なる可能性に過ぎず、実際に行われたとは認められないとして、その証拠価値を否定し、特別抗告審決定もこれを維持した。

- ③ 犯行に用いられた毒物（本件毒物）に関しては、第7次再審請求審決定は、ニッカリンT（奥西氏が所持していた農薬）に含まれている成分トリエチルピロホスフェート（TriEPP）が、本件ぶどう酒から検出されていないことを示す新証拠3の新規明白性を認め、「本件毒物はニッカリンTではなかった疑いが強いことが判明した」として、自白の信用性に重大な疑問が生じていると判断した。

これに対する第7次異議審決定は、「本件毒物はニッカリンTであり、トリエチルピロホスフェートもその成分として含まれていたけれども、当時の三重県衛生研究所の試験によっては、それを検出することができなかったと考えることも十分可能」として、自白の信用性に影響を与えないと判断した。

しかし、特別抗告審決定は、異議審決定の判断は、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえず、その推論過程に誤りがある疑いがある」として取消決定を取り消して、差し戻した。

第7次差し戻し異議審決定は、(1)本件ぶどう酒からTriEPPが検出されなかったのはTriEPPがペーパークロマトグラフ試験の前に行われたエーテル抽出によって抽出されなかったためであり、(2)対照検体（対照用に作ったぶどう酒にニッカリンTを入れたもの）からTriEPPが検出されたのは、ごく微量の別の成分（ペンタエチルトリホスフェート）がエーテルで抽出された後ペーパークロマトグラフ試験の過程で加水分解してTriEPPが生成されたと推論し（以下「PETP仮説」という。）、本件毒物はニッカリンTと考えても矛盾はなく、自白の信用性に影響を及ぼさないと判断した。

その後、実験により、第7次差し戻し異議審決定の上記(1)も(2)も誤っていることが明らかとなり、その実験結果を新証拠として、第7次差し戻し後の特別抗告審に提出した。

また、第9次再審、第10次再審では、上記第7次差し戻し異議審決定以後の決定が依拠した上記PETP仮説が成り立ち得ないことを、ペーパークロマトグラフ試験によって実証した。その結果、対照検体にTriEPPが検出されたことは、PETP仮説によっては説明し得ないことが実証された。

一方、事件当時用いられていた「塩析」という分析方法を用いて、事件当時と近似の条件でペーパークロマトグラフ試験を行った結果、事件検体と近似の条件でも対照検体と近似の条件でも、TriEPPが検出された。

それによって、本件使用毒物がニッカリンTであるとする、事件検体からTriEPPが検出されなかったことを科学的合理的に説明できないことがペーパークロマトグラフ試験によって実証された。

その結果、事件検体からTriEPPが検出されなかったのは、本件使用毒物が元々PETPやTriEPPを含まない三共テップなどの別の農薬であることが、より一層明らかになった。

- ④ 自白に関しては、確定判決では「自白は信用できないとはいえない」と言うに留まっていたが、第5次再審・特別抗告審決定では自白の証明力がかさ上げされて、「信用性が高いと認められる」と判断された。

その後、第7次再審・請求審決定では、自白は信用できないとされたものの、第7次異議審決定では、「本件のような重大事犯で任意に自供した以上、当然その信用性も高い。うその自白をしたのだとすれば、極刑が予想される重大な事実に関することであるから、納得できる理由がなければならないが、その説明もない」などとして、自白は信用できるとされた。

	⑤ 第10次再審請求審において、証拠物の封緘紙大の裏面を実際に裁判所内においてFTIR-ATR測定をした上でその測定結果を分析して、封緘紙大の裏面にぶどう酒の製造段階で封緘紙を貼り付ける際に使用されたCMC以外にPVAも付着している事実を明らかにした澤渡教授の鑑定書等を提出した。そして、第5次最高裁決定が毒物を混入した犯行場所が公民館囲炉裏の間であると認定した根拠の一つである本件替栓や本件耳付冠頭が二度開栓されたことを疑わせる証拠がないということについて、澤渡鑑定等によって一度封緘紙を剥がして開栓して毒物を混入した後、本件ぶどう酒瓶を開栓して封緘紙を貼り直し、その後宴会で飲むために封緘紙が剥がされ開栓されたこと、すなわち、本件ぶどう酒瓶が二度開栓されている事実を明らかにし、その結果、奥西氏以外の者に犯行の機会があったことを具体的に明らかにした。 しかし、第10次再審請求審決定は、澤渡鑑定書について、PVAの存在を示しているものとは考え難いと判示したがその理由は鑑定書のスペクトル図の「形状はかなり異なっており」と判示するのみであり、裁判所がFTIR-ATRのスペクトル図という科学的証拠に対する評価として、専門的知見に基づいて科学的分析を行ったものではないことは明白である。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 裁判所の科学的証拠に対する無理解（第7次異議審・門野決定、差戻し異議審・下山決定、第7次第2次特別抗告審決定、第10次再審請求審決定） ② 裁判所の自白偏重が根深いこと（第7次異議審・門野決定） ③ 死刑事件再審に対する高いハードル（他の再審事件との差） ④ 検察官、裁判所の証拠開示に対する強い抵抗（第7次再審以降、開示請求に全く応じない。） ⑤ 第10次再審請求において、三者協議の申入れをしても一切応じようとししない。
⑨最近のトピック	奥西氏は、3年以上もの闘病の末、平成27年10月4日に八王子医療刑務所において89歳で亡くなった。そして、現在、妹の岡美代子氏が奥西氏の遺志を引き継ぎ再審請求人となり、死後再審請求を申し立てた。しかし、岡美代子氏も御高齢であるため、一刻も早く再審開始・再審無罪を獲得するために、より一層の御支援、御協力をお願いしたい。

2 袴田事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人、現住建造物放火等 死刑
②事件の概要	昭和41年6月30日未明、静岡県旧清水市で発生した強盗殺人・放火事件。味噌製造・販売会社の専務一家4人が殺害された。同年8月、会社従業員の袴田巖氏（当時30歳）が逮捕され、当初は否認していたものの、取調べの後自白。自白と微量の血痕と油が付着していた袴田氏のパジャマを主要な証拠として袴田氏が起訴された。袴田氏は公判で犯行を否認。以後、現在に至るまで袴田氏は一貫して犯行を否認している。 事件から1年2か月経過した昭和42年8月31日、犯行現場近くの工場内味噌タンクから血痕が付着したズボン等5点の衣類が発見され、9月12日、袴田氏の実家からズボンの端切れが押収された。
③事件の特色	① 逮捕後連日連夜、猛暑の中で1日平均12時間以上の厳しい取調べを行い、便器を取調室に持ち込んでトイレにも行かせない状態にして自白を強要し、自白に追い込んだ。自白調書は45通にも及んだが、その内容が日替わりで変遷している。 ② 犯行着衣について、起訴時には血痕と油の付着したパジャマとされていた。ところが、公判の中でパジャマに関する鑑定の信用性に疑いがもたれると、事件から1年2か月も経過した後に5点の衣類が「発見」され、これが真の犯行着衣であるとして、自白とは全く異なる犯行着衣に検察官が主張を変更した。この一連の経緯は不自然である。 ③ 5点の衣類について、着用実験では、ズボンが小さすぎて袴田氏にははけなかった。1枚しかないはずの緑色のプリーツが2枚出現した。 ④ 袴田氏が現場から脱出したとされる裏木戸について、裏木戸の通り抜けに関する警察の再現実験写真は、写真に写っていない上部の留め金を外して行ったものであり、袴田氏の自白通り

	の方法では裏木戸を通過することはできない。	
	⑤ 凶器とされているくり小刀では、4人の被害者を多数回刺すことは不可能。	
④裁判の経過	1966(S41).6.30	事件発生
	1966(S41).8.18	袴田氏逮捕
	1966(S41).9.9	起訴
	1968(S43).9.11	一審 静岡地裁 死刑判決(石見勝四裁判長)
	1976(S51).5.18	控訴審 東京高裁 控訴棄却(横河敏雄裁判長)
	1980(S55).11.19	上告審 最高裁 上告棄却(宮崎梧一裁判長)
	1981(S56).4.20	静岡地裁に再審請求
	1981(S56).11.13	日弁連が袴田事件委員会を設置して再審支援を開始
	1994(H6).8.9	静岡地裁 再審請求棄却(鈴木勝利裁判長)
	2004(H16).8.26	東京高裁 即時抗告棄却(安廣文夫裁判長)
	2008(H20).3.24	最高裁 特別抗告棄却(今井功裁判長)
	2008(H20).4.25	静岡地裁に第2次再審請求
	2014(H26).3.27	静岡地裁 再審開始及び死刑・拘置の執行停止を決定(村山浩昭裁判長)
	2018(H30).6.11	東京高裁 再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却(大島隆明裁判長)
	2018(H30).6.18	最高裁に特別抗告
	現在、第2次再審請求特別抗告審が最高裁第三小法廷で係属中	
⑤確定審の裁判所の判断	一審判決は、捜査批判をしつつ自白調書45通のうち44通を証拠から排斥するも、残る1通の証拠能力は肯定した。その上で、5点の衣類が犯行着衣であり、袴田氏のものであるから、袴田氏は犯人であると判断し、死刑判決を言い渡した。	
	二審判決も有罪証拠の多くについて証拠価値が低いことを認めつつ、控訴を棄却。最高裁も上告を棄却し、死刑判決が確定した。	
⑥主要な新証拠の内容	【第1次再審請求】 ① 澤渡第1, 第2鑑定書(5点の衣類は犯行着衣でないこと。) ② 澤渡第3鑑定書, 間壁鑑定書(5点の衣類のズボンは袴田氏がはけないサイズであること。) ③ 衣類の味噌タンク実験の報告書(5点の衣類が事件直後味噌の量が少ないタンクには隠せないこと。) ④ 押田鑑定書(凶器とされるくり小刀では被害者の傷を形成できないこと。) ⑤ 浜田鑑定書(自白の心理学的分析。自白は袴田氏の無実を積極的に示すこと。) ⑥ 前田鑑定書, 横田鑑定書, 小川秀世弁護士実験報告書(自白の方法では裏木戸の出入りが不可能であり、警察の実験には作為があること。) 【第2次再審請求】 ① 味噌漬け実験報告書(5点の衣類が1年以上も味噌に漬かっていたものではないこと。) ② 5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書(ズボンのタグ「B」はサイズではなく色を表すこと。) ③ 本田鑑定書(DNA型鑑定)(5点の衣類は袴田氏のものではないこと。) ④ 取調べ録音テープ(捜査段階の自白が信用できないこと。) ⑤ 浜田鑑定書(取調べ録音テープの分析。取調べ録音テープの内容は袴田氏の無実を示すこと。)	
⑦再審の経過	【第2次再審請求審】 1 味噌漬け実験 第1次再審請求即時抗告審から、弁護団は5点の衣類は何者かによってねつ造された証拠であると主張してきた。裁判所は、5点の衣類の外見は一朝一夕で作られたものではなく、長期間味噌に漬かっていたことが明らかである等として、弁護団の主張を採用しなかった。 そこで、血痕が付着した衣類を実際に味噌漬けにする実験を行った。その結果、①5点の衣類に似た外見の衣服を作成することは短時間で可能であること、②衣服を1年2か月味噌漬けにす	

ると、生地と血痕の色が味噌の色に近づき、5点の衣類のように生地の色や血痕の赤色が残ることではないことが明らかになった。

2 証拠開示

弁護団の証拠開示請求に対して、裁判所の証拠開示勧告もあり、多数の証拠が開示された。開示された証拠は、①5点の衣類発見時のカラー写真、②5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書、③32通の新たな否認、自白調書と取調べテープ等である。

5点の衣類のズボンのタグにはアルファベットの「B」が印字されている。これまで、この「B」はズボンのサイズを示すと考えられていた。ズボンの着用実験では袴田氏はズボンををはけなかったが、裁判所は、「B」サイズであれば当時の袴田氏ははけたことから、味噌付けのズボンが縮んだと判断していた。ところが、開示された②5点の衣類のズボンを販売した会社の役員の供述調書において、タグの「B」はズボンのサイズではなく、ズボンの生地の色を示しており、従来の裁判所の判断は誤解に基づくことが明らかになった。

3 DNA型鑑定

第1次再審請求審即時抗告審でも、5点の衣類についてDNA型鑑定が実施されたが、DNAの抽出ができず、鑑定不能という結果に終わった。

その後、DNA型鑑定の技術が格段に進歩したことから、第2次再審請求において弁護団は再度DNA型鑑定の請求をした。裁判所がDNA型鑑定実施を決定し、弁護団推薦の本田克也筑波大学教授と検察官推薦の学者を鑑定人とした。

まず、5点の衣類に付着した血液と被害者の衣服に付着した血液のDNAを対照する鑑定を実施した。本田鑑定人は、5点の衣類から血液に由来するDNAの型が複数判明したが、被害者の衣服から検出されたDNAと比較して、同一人物に由来する血液は確認できなかったと判断した。検察官推薦の鑑定人の結果も、本田鑑定人の結果と矛盾するものではなかった。

次に、現在の袴田氏のDNAと5点の衣類のうち袴田氏の血液が付着しているとされる白色半袖シャツに付着しているDNAを対照する鑑定を実施した。本田鑑定人も検察官推薦の鑑定人も、袴田氏のDNAは、白半袖シャツから検出されたDNAとは一致しないと判断した。

4 再審開始決定

静岡地裁（村山浩昭裁判長）は、味噌漬け実験とDNA型鑑定に関する証拠の信用性を肯定し、再審開始を決定した。また、再審開始決定と同時に死刑及び拘置の執行停止を決定した。これによって東京拘置所に収容されていた袴田氏は、逮捕から47年ぶりに釈放された。

【第2次再審請求即時抗告審】

1 証拠開示

即時抗告審の段階で、これまで検察官が見当等としていた証拠が開示された。開示された証拠は、①発見直後の5点の衣類の写真のネガ、②取調べ録音テープ等である。

取調べ録音テープは23巻にもなり、取調官が否認している袴田氏を自白に追い込む様子が克明に記録されていた。また、弁護人との接見も録音されており、警察が秘密接見を盗聴していたことが明らかになった。

浜田寿美男奈良女子大学名誉教授の心理学的分析によれば、取調べ録音テープの内容は袴田氏の無実を示している。

2 DNA型鑑定

検察は、多数の法医学者の意見書等に基づいて、本田鑑定で用いられた「細胞選択的抽出法」等を批判した。東京高裁は、本田鑑定の信用性を検討するために、鑑定の実施を決定し、検察官推薦の鈴木広一大阪医科大学教授が鑑定人とされた。鈴木教授は、再現実験では「細胞選択的抽出法」を再現することができなかった旨の報告書を裁判所に提出した。

平成29年9月、鈴木鑑定人及び本田鑑定人の尋問が実施された。

3 原決定取消し・再審請求棄却

東京高裁8部（大島隆明裁判長）は、味噌漬け実験とDNA型鑑定に関する証拠の信用性を否定

	し、原決定を取り消し、再審請求を棄却した。その一方で、拘置の執行停止については、職権発動をして拘置の執行停止の決定を取り消すことはしないと理由中に判示した。
⑧再審が明らかに残された問題点	① 証拠開示の重要性 ズボンのタグの「B」について、裁判所の判断が誤解に基づくものであることを示す証拠が検察官手持ち証拠の中に存在しているにもかかわらず、その証拠を検察官は開示しようとしなかった。また、確定審一審から自白調書の任意性・信用性が争われていたにもかかわらず、否認調書や捜査段階の取調べ録音テープ等の自白調書に關係する重要な証拠が開示されていなかった。真相解明のためには、全面的証拠開示の制度化が求められる。 ② DNA型鑑定の重要性 足利事件や東京電力女性社員殺害事件で成果を上げたDNA型鑑定が、本件でも重要な役割を果たすことになった。その一方で、即時抗告審では請求審におけるDNA型鑑定の信用性が最大の争点になり、再審事件における科学的鑑定の取扱いが問題になった。
⑨最近のトピック	特別抗告中立後、弁護団は担当調査官との面会を最高裁に申し入れているが、最高裁は面会に応じようとしなない。 平成26年3月に袴田氏は釈放されたが、拘禁反応の症状は重篤である。再審開始決定取消しによる再収監は回避されたものの、特別抗告が棄却された場合、再び拘置所に収容されるおそれがあるという不安定な状態にある。弁護団は、改元に伴う恩赦をみこして恩赦請求するなど、再審請求のみにとらわれず、袴田氏の再収監を防ぐべく努力している。

3 マルヨ無線事件

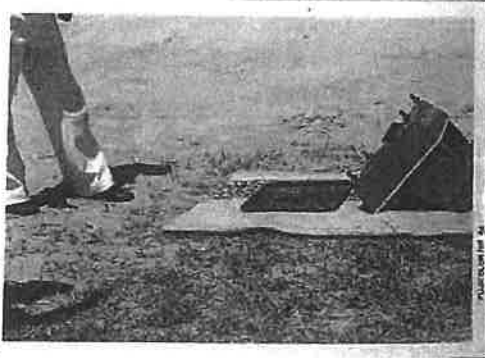
【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人，同未遂，現住建造物放火／死刑（尾田信夫氏），懲役13年（共犯者）
②事件の概要	再審請求人である尾田信夫氏（当時20歳）が、共犯者（当時17歳）と共謀の上、以前勤めていたマルヨ無線株式会社の川端店に押し入り、宿直勤務の店員を殺害して金品を強奪し、同店舗に放火して罪跡を隠滅しようと企て、昭和41年12月5日午後8時頃、客を装い同店舗に侵入し、宿直勤務だった店員2名に対し、登山ナイフを構え「金を出せ」と要求し、携帯用小型ハンマーで店員1名の頭部を1回殴打し、反抗を抑圧した上、現金約21万4700円外数点を強奪し、電熱用コードで店員を縛り上げ、頭部をハンマーで多数乱打して瀕死の重傷を負わせ、床に放火して店舗を半焼せしめ、店員1名を火災による一酸化炭素中毒により死亡させ、もう1名に傷害を負わせたとして、逮捕・勾留され、起訴されたものである。
③事件の特色	① 本件は、尾田氏が少年と一緒に上記店舗に強盗に入り、店員に傷害を負わせ、その内の1名を、火災による一酸化炭素中毒により死亡させたことについては、争いがない。 ② 確定判決は、尾田氏らが、店員を焼死等させて犯跡を隠蔽しようと企て、店内で燃焼していた石油ストーブを足蹴りにして転倒させて、放火したものであると認定した。 ③ しかし、福岡市消防局の大隈誠氏は、火災状況の資料等から、本件出火時には石油ストーブは転倒しておらず、本件火災は石油ストーブの異常燃焼によるものであると鑑定した。 ④ また、大隈氏は、同型の石油ストーブの転倒実験を行い、石油ストーブを蹴倒した場合には、灯油缶が石油ストーブ本体から離脱し、燃焼は継続しないことを明らかにした。 ⑤ 第5次再審請求審は、確定判決が認定した「『蹴倒す』という言葉は、強く蹴跳ばす場合に限らず、足を使って押すようにして倒しかける場合も含まれると解されるのであって、机に放火する手段としては、たとえば、裏蓋の上に足を置くようにして押し、机に向かって倒し掛けるようにすれば、裏蓋は開かず、またストーブの受ける衝撃も小さくて済ませることも不可能とはいえない」として、請求を棄却した。 ⑥ 第5次即時抗告審は、「『蹴倒す』という言葉が原決定の説示するような場合をも意味することには疑問がある」とした。その上で「本件ストーブが当初からその状態（前面扉を床面に接した状態で静止している状態）に静かに置かれた」と推認できるとして、確定審の「石油ストーブ」

ブを足蹴りにした」とする認定の誤りは認めたものの、確定判決の証拠の標目にもあげられていない証拠等に基づき、「申立人が本件ストーブを故意に転倒させ、その火を机等に燃え移らせて放火したと考えるのが相当である」と説示し、「いまだ大隈証言及び大隈実験等の新証拠が、確定判決の認定した放火に関する事実について合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠ということとはでき（ない）」と判示して、即時抗告を棄却した。

⑦ 第6次再審請求は、第5次再審請求の即時抗告審が重視した福山鑑定（本件石油ストーブの前面扉に付着したとされている溶融痕を基に本件石油ストーブが前傾していたと鑑定したもの）の誤りを3Dのコンピューターグラフィックスにより明らかにした三木鑑定を新証拠等として、故意による放火行為がなかったことを明らかにしよう努力してきたが、再審請求審、即時抗告審、特別抗告審で棄却された。

⑧ 第7次再審請求は、現在審理中であるが、溶融痕の厚みによって影響を受けないと想定されるストーブの溶融痕の外縁部に着目する方法で各写真の溶融痕の外形を3Dのコンピューターグラフィックスにより解析・比較した吉岡鑑定を新証拠として提出した。また、尾田氏が確定審において十分な弁護を受けられていなかった適正手続違反についても再審事由として主張している。



ストーブの転倒実験の様子



ストーブの燃焼実験の様子

④裁判の経過	1966(S41).12. 5	事件発生
	1968(S43).12.24	一審 福岡地裁 死刑判決（藤田哲夫裁判長）
	1970(S45). 3.20	控訴審 福岡高裁 控訴棄却（中村荘一郎裁判長）
	1970(S45).11.12	上告審 最高裁 上告棄却（長部謹吾裁判長）
		判決訂正申立等を経て、死刑判決確定
	1973(S48)～1979(S54)	第1次～第4次再審（本人請求）
	1979(S54). 2. 1	第5次再審請求（以降、日弁連支援）
	1988(S63).10. 5	福岡地裁 請求棄却（小出鎭一裁判長）
	1995(H 7). 3.28	福岡高裁 即時抗告棄却（池田憲義裁判長）
	1998(H10).10.27	最高裁 特別抗告棄却（金谷利廣裁判長）
	1998(H10).10.30	第6次再審請求
	2008(H20). 3.26	福岡地裁 再審請求棄却（林田宗一裁判長）
	2012(H24). 3.29	福岡高裁 即時抗告棄却（服部悟裁判長）
	2013(H25). 6.26	最高裁 特別抗告棄却（山浦善樹裁判長）
	2013(H25). 7.16	第7次再審請求
⑤確定審の裁判所の判断	確定審は、「（被告人が）被害者らを小型ハンマーで殴打したりする暴行を加え、このため右宿直員両名は瀕死の重傷を負い、半ば意識を失って同事務所の床上でうめいていた。この時被告人等はいかねての計画どおり、右マルヨ無線株式会社川端店（木造瓦葺二階建店舗）に火を放って焼燬し、右宿直員両名を窒息死、或いは焼死させて犯跡を隠蔽しようとして企て、相互に相手の意を察して、…被告人は侵入前から点火されていた同事務所内の暖房用石油ストーブを、火焰の部分を覆っていた金属性網を取り外した上で、火焰の部分が下になるように足蹴りにして横転させ…」	

	て、店舗等を焼燬させたと認定した。 確定審である一審では、国選弁護人の十分な援助を受けることができず、公訴事実に対する争いがなく、自白等の証拠も存在していたことから、放火を認定した事実等が判示されていない。
⑥主要な 新証拠の 内容	【第5次再審請求】 ① 大隈鑑定書（本件石油ストーブは、出火時転倒していたことはなく、同ストーブの異常燃焼により火災が発生したものであるとする。） ② 大隈氏によるストーブ転倒実験等報告書 【第6次再審請求】 三木鑑定書（本件石油ストーブ前面扉の網目に付着していたとされる溶融痕は、同網目に付着していなかったとする（ストーブ転倒の根拠とされている福山鑑定書的前提を否定する鑑定である。）。） 【第7次再審請求】 吉岡鑑定書（本件石油ストーブの前面扉の網目に付着していたとされる溶融痕は、同網目に付着していなかったとする（溶融痕の厚みに伴う誤差が少ない方法で3Dコンピューターグラフィックスによる解析・比較を行ったもので、確定審の有罪の根拠となった福山鑑定書的前提を否定する鑑定である。）。）
⑦再審の 経過	【第5次再審請求】 第5次再審請求の経過については、上記3で述べたとおりである。 【第6次再審請求】 第6次請求審では、弁護人は、次のように主張した。 確定判決が放火の方法として認定した、ストーブを足蹴りにして横転させた事実については、第5次請求の即時抗告審である高裁決定により否定されているが、同決定によってもストーブを前傾の状態に設置したと認定した。その認定は昭和41年12月17日付福山鑑定書に依拠している。福山鑑定は、本件ストーブ機関部の合金製カム及び連結桿止めが熱のために溶けて、その一片が正面点火扉の網目に流れ込んでいることから、本件ストーブが前傾の状態にあったとしている。 しかし、同鑑定書に添付された写真に写っている本件ストーブに付着した溶融痕の形状を、3Dのコンピューターグラフィックスを使って解析したところ、福山鑑定書添付の写真1号で撮影された溶融痕と写真4号で撮影された溶融痕の外形は大きく異なったとの結果が得られた（三木鑑定書）。このことは、写真1号と4号に写っている溶融痕は別物であるか、同一物が網目に対して動いた（回転した）ことを示すもので、写真4号に写っている溶融合金は、本件ストーブ前面扉に付着していたものではなく、針金状の棒によって支えるという不当な工作がなされているといった事実を裏付けるものである。したがって、ストーブ前傾説はその基盤を失い、本件火災は直立したストーブが異常燃焼したことを原因として生じたものである。 再審請求審決定は、写真により視認可能な溶融合金部分は異なっていること、厚みのある物体の二次元画像を取り込んで、その撮影位置を変えて上部から画像に変換しても、同一の形に復元することは不可能であると考えられるとして、写真1号と4号の溶融痕の外形が異なるからといって両者が別物であると即断することはできないと判断したが、第5次再審請求において取り調べられた消防局職員の撮影した実況見分調書添付の写真によれば、「溶融痕の一部が剥離していることが認められ、福山鑑定書添付の写真第1号及び写真第4号により認められる溶融痕の付着状況等を比較対照すると、両写真に写された溶融痕の位置が若干ずれているのではないかとの疑いが生じ、写真第4号においては剥離した溶融痕が針金状の棒で支えられている可能性を完全に否定することはできない」との注目すべき判断をし、第5次再審請求で、放火行為を裏付ける重要な証拠とされた福山鑑定の証拠価値が大幅に減殺されるに至った。 しかし、同決定は、「請求人が本件ストーブを前傾の状態にして本件建物を放火したこと、少

なくとも、燃焼中の本件ストーブの防護網を取り外して移動させ、その火力を利用して室内の机等に燃え移らせるようにして火を放ったことは、福山鑑定の上に依拠して認定されているものではなく、他の証拠によっても、その事実を優に認めることができるとして、次の4点を挙げた。

①捜査段階や第一審公判において、請求人や共犯者が自白を維持しており、その信用性に疑問がないこと、②本件ストーブは犯行直前まで使用されており、事件後傾いた状態で発見され、防護網が外されてストーブから離れた場所で発見されており、これらの事実は請求人が本件ストーブを移動させて放火したことを裏付け、請求人らの供述内容とも合致する、③本件ストーブの異常燃焼により本件火災が発生したことをうかがわせる事情は認められない、④現場の焼損状況等に照らせば、請求人らが本件ストーブを用いて放火に及んだことは疑いないと言ふべきであると判示した。

上記4点についても、弁護人は、自白に信用性がないこと、防護網が離れた場所で見つかった合理的理由があること、異常燃焼の可能性があったこと、現場の焼損状況等からは異常燃焼による発火を示していることなどを反論してきたが、これらの点についても十分な理解を得ることができなかった。

なお、請求人は、福山鑑定書は偽造又は変造されたものであることなどを、再審請求の理由として主張してきたが、これらの見解も排斥されている。

【第7次再審請求審】

第7次請求審は、次に述べる溶融痕の厚みによって影響を受けないと想定される溶融痕の外縁部に着目する方法で、実況見分調書に添付されたストーブの写真1号と写真4号の溶融痕の外形をコンピュータで解析・比較した吉岡鑑定を新証拠として提出した。

分析の手法は、次のとおりである。すなわち、本件ストーブと同型のストーブから三次元モデルを作成し、三次元処理ソフトによって、同モデルをいかなる角度からでも見る状態にする。そして、写真1号と写真4号をコンピュータに取り込み、三次元モデルと重ねることによって、各写真の撮影角度を割り出す。その後、それぞれの撮影位置から見た本件ストーブの画像を作成し、この画像に、写真1号と写真4号のそれぞれについて、溶融痕が網目部分と接する点を転写する。このようにして、溶融痕と網目部分の接する点をいかなる角度からも見るようにした上で、厚みに影響を受けない部分の比較対照を行ったものである。

上記の比較対照によって、写真1号と写真4号に写っている溶融痕に厚みがあることを前提としても、「各写真に写った溶融痕がストーブの網目に対して同一の位置にないこと」、「各写真に写った溶融痕がストーブの網目に対して回転している可能性があること」の2点が明らかとなり、この結果、写真1号と写真4号に写っている溶融痕が別ものであるか、溶融痕は同一であるが、溶融痕は網目に対し回転したものであり、網目に付着してなかったとの結論が得られた。

また、第7次再審請求審では、再審事由として、尾田氏が確定審において資格を有する弁護人による実質的弁護を受ける権利が侵害されており、憲法31条が保障する適正手続の違反が生じていることも主張している。

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 裁判所のコンピューターグラフィックス等の科学的証拠に対する無理解 ② 裁判所が証拠開示を検察官に勧告してくれないこと ③ 手続の憲法違反（本件では、資格を有する弁護人による実質的弁護を受ける権利が侵害されている。）が現行法では再審事由ではないこと
⑨最近のトピック	第7次再審請求審における新証拠として、吉岡鑑定書を裁判所に提出した。引き続き、吉岡鑑定書の信用性を裏付けるべく、三木鑑定、吉岡鑑定でそれぞれ用いられた三次元処理ソフトの異同について調査・検討を行なっている。 さらに、証拠開示が十分に行われず、現住建造物等放火の事実認定との関係で決定的な、放火に関する証拠写真や福山鑑定の写真、尾田氏と共犯者の自白の生成過程に関する証拠が断片的にしか開示されていないことから、全面的な証拠開示を求めていくべく、準備を進めている。

4 大崎事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人、死体遺棄／懲役10年 満期出所 元夫は同罪で懲役8年、義弟は同罪で懲役7年、甥は死体遺棄で1年	
②事件の概要	昭和54年10月15日、鹿児島県大崎町で被害者が自宅横牛小屋の堆肥置場に遺棄された状態で発見された。付近に住む原口アヤ子氏（当時52歳）が、元夫、義弟との計3人で共謀して被害者（義理の末弟）を同月12日に殺害し、翌13日にその遺体を甥（義弟の息子）も加えた計4名で遺棄したとされた事件。   事件当時（1979年）の原口アヤ子さん（当時52歳） 被害者とされる義理の末弟の自宅（右）と末弟の遺体が発見された牛小屋（左）	
③事件の特色	犯行を裏付ける証拠は自白のみであって、明確な客観証拠は何もない事件である。被害者は事件前に、自転車事故で重篤な傷害を負っていた可能性があったが、当時の捜査機関は事故死の可能性をまったく考えず、遺体発見直後から殺人事件と断定し、犯人捜しを始めた。 被害者発見後、早々に被害者方の直近に住んでいた元夫と義弟が犯行を自白し、逮捕されたが、それは「二人で殺害し、二人で埋めた」という自白であった。その後、殺害は原口氏を加えた「三人犯行」、死体遺棄は甥を加えた「四人犯行」に大きく変遷した。かかる「共犯者」らの自白を受けて逮捕された原口氏は一貫して否認を貫いた。確定審では、原口氏と共犯者の間で自白と否認が併存していたため、形式的に審理は分離されたが、鹿児島地裁の刑事部は一部しかなく、実質上同じ裁判体が、一方で、「共犯者」らの自白事件として全ての検察官請求証拠を日にしながら、他方で、一貫して否認する原口氏の審理も行った。 「共犯者」とされた元夫、義弟、甥の三名は知的障害を有するいわゆる「供述弱者」であり、判決理由中にもその点が触れられるほどであったが、「共犯者」ら男性三名については、捜査段階から公判まで一貫して、供述弱者に対する配慮は一切なされない中で、捜査段階の自白供述を重く見ての有罪判決であった。	
④裁判の経過	1979(S54).10.12	事件発生
	1980(S55).3.31	確定一審 鹿児島地裁 懲役10年（朝岡智幸裁判長）
	1980(S55).10.14	控訴審 福岡高裁宮崎支部 控訴棄却（杉島廣利裁判長）
	1981(S56).1.30	上告審 最高裁 上告棄却（中村治朗裁判長）
	1981(S56).2.17	最高裁 異議申立棄却（中村治朗裁判長）
	1990(H2).2.17	原口氏 満期出所
	1995(H7).4.19	鹿児島地裁に第1次再審請求申立て
	2002(H14).3.26	鹿児島地裁 再審開始決定（笹野明義裁判長） 検察官が即時抗告
	2004(H16).12.9	福岡高裁宮崎支部 開始決定取消し・再審請求棄却（岡村稔裁判長） 原口氏が特別抗告
	2006(H18).1.30	最高裁 特別抗告棄却（藤田宙靖裁判長）
	2010(H22).8.30	鹿児島地裁に第2次再審請求申立て
	2012(H24).3.6	鹿児島地裁 再審請求棄却（中牟田博章裁判長） 原口氏が即時抗告

	2014(H26). 7.15 福岡高裁宮崎支部 即時抗告棄却 (原田保孝裁判長) 2015(H27). 2. 2 最高裁 請求人特別抗告棄却 (金築誠志裁判長) 2015(H27). 7. 8 鹿児島地裁に第3次再審請求申立て 2017(H29). 6.28 鹿児島地裁 再審開始決定 (冨田敦史裁判長) 検察官が即時抗告 2018(H30). 3.12 福岡高裁宮崎支部 即時抗告棄却 (根本涉裁判長) 検察官が特別抗告 2019(R1). 6.25 最高裁 再審開始取消し・再審請求棄却決定 (小池裕裁判長)
⑤確定審の裁判所の判断	確定一審は、共犯者らの自白及び義弟の妻の供述と間接証拠を根拠にして、「原口氏が、『共犯者』とされた元夫、義弟と共謀の上、被害者が酔って寝ているのを殺害するのに良い機会だとして、午後11時頃、被害者方へ赴き、同所土間に座り込んで泥酔のため前後不覚となっている被害者に対し、元夫と義弟が顔面を数回ずつ殴打し、その場で3人で足蹴するなどし、更に3人で倒れた被害者を中六畳間に運び込んで、原口氏が仰向きに寝かせた被害者の両足を両手で押さえつけ、義弟も被害者の上に馬乗りになってその両手を押さえつけ、元夫が西洋タオルを頸部に巻いて交差させた上、両手でその両端を力一杯引いて締め付けて被害者を窒息死に至らしめて殺害した」という殺人の事実を認定した。また、「殺害行為後、義弟は一旦帰宅して甥に被害者の遺体を遺棄するための加勢を求め、これを承諾した甥と共謀の上、4人で被害者の遺体を牛小屋に運び堆肥内に埋めた」という死体遺棄の事実を認定した。 主犯とされた原口氏は懲役10年、元夫は懲役8年、義弟は懲役7年、死体遺棄のみの甥は懲役1年であった。「共犯者」らは全員、控訴せずに服役した。原口氏のみが高裁、最高裁と争ったが、確定一審の事実認定が維持され有罪判決が確定し、服役した。
⑥主要な新証拠の内容	① 第1次は、確定審で法医学鑑定を行った城哲男教授が自らの見解を訂正した補充鑑定 (『城新鑑定』) 及び池田典昭教授による法医学鑑定 (いずれも事故死の可能性を示唆するもの) ② 第2次は、上野正彦・元東京監察医務院院長による法医学鑑定 (犯行態様に疑問を投げかけるもの)、共犯者らの自白供述を分析した大橋靖史・高木光太郎両教授による供述心理鑑定 (『大橋・高木旧鑑定』) 並びに第2次即時抗告審で新たに開示された証拠等 ③ 第3次は、吉田謙一教授による法医学鑑定 (事故死の可能性が高いとしたもの) 及び、大橋・高木両教授による、義弟の妻の供述を分析した供述心理鑑定 (『大橋・高木新鑑定』) 並びに第三次請求審で新たに開示されたネガフィルム等
⑦再審の経過	原口氏は、服役中「罪を認めれば早く出られる」という仮釈放の誘いを蹴り、満期出所。その後、原口氏は、「再審はしない」と言う元夫と離婚した後、平成7年に第1次再審請求。 請求審である鹿児島地裁では自白供述を丹念に分析し、「共犯者らの自白の信用性には疑問が生じる」として平成14年に再審開始を決定したが、検察官抗告後、福岡高裁宮崎支部で取り消され、最高裁もこれを支持した。 平成22年に申し立てた第2次再審請求において、請求審の鹿児島地裁は、新証拠である法医学鑑定や共犯者らの自白供述を分析した供述心理鑑定の鑑定人尋問すらせず、また、証拠開示に向けた訴訟指揮も一切せずに請求を棄却。 原口氏即時抗告後の福岡高裁宮崎支部では、書面による画期的な証拠開示勧告がなされ、213点もの捜査機関保有証拠が開示された。法医学鑑定人尋問、供述心理鑑定人尋問も行われ、共犯者らの自白の信用性に疑問を生じさせたが、「殺してきたと聞いた」などとする義弟の妻の供述は信用できるとして、有罪判決を維持。最高裁もこれを支持し、終了した。 平成27年に申し立てた第3次再審請求において、請求審の鹿児島地裁は、事故死の可能性が高いとする新たな法医学鑑定と義弟の妻の供述を分析した新証拠としての供述心理鑑定に明白性を認め、「殺人も死体遺棄もなかった疑いを否定できない」として、平成29年6月に2度目となる再審開始決定をした。



鹿児島地裁による再審開始決定（2017年6月28日）

その後、またも検察官抗告が立ちただかるも、福岡高裁宮崎支部は、法医学鑑定に請求審以上の証明力を認め、確定審が認定した死因に疑いが生じ、確定審の犯行態様を自白していた共犯者らの自白は客観的根拠を失って、信用性に重大な疑義が生じ、確定審の事実認定は維持できないとして、平成30年3月に検察官抗告を棄却し、再審開始を維持する決定をした。



福岡高裁宮崎支部も再審開始を維持（2018年3月12日）

しかし、令和元年6月25日、最高裁は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 1度目の再審開始決定から17年が経過してもなお、再審無罪が確定しないという検察官抗告の問題 ② 第2次再審で味わった「再審格差」(何もしなかった請求審と、結論が棄却だったとはいえ、積極的な訴訟指揮を行った即時抗告審)、それを無くすための法改正の必要性 ③ 数度にわたり、「開示すべき証拠は存在しない見込み(第2次請求審)」「すべて検察庁に送致したのであるから所轄や県警本部には残っていない(第2次請求審)」「証拠は不存在(第2次即時抗告審)」などと回答した検察官の回答が全て虚偽であり、最終的に第3次再審請求審に至るまで、証拠の開示は行われたが、このような不正義に対するサンクションや、かかる事態を生じさせないための、証拠の一覧表の作成・開示や、迅速かつ漏れのない証拠開示を実現するためには、法律による縛りが必要であることを痛感した。
⑨最近のトピック	第3次再審請求は、「原口氏存命中の再審無罪」をとるための最後の挑戦と見込んで申し立てていたものであったが、最高裁の不正義によって終了となった。弁護団は、すぐさま第4次再審請求に向けて立ち上がっている。  原口アヤ子さん (2019年1月7日)  最高裁の「世紀の大誤判」決定を受け、怒りの記者会見を行う弁護団 (南日本新聞社提供)

5 日野町事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人／無期懲役
②事件の概要	滋賀県日野町豊田で酒店を営む女性店主が、昭和59年12月28日夜から翌朝までの間に行方不明となり、翌60年1月18日、日野町内の宅地造成地の草むらの中で死体が発見され、さらに、同年4月28日、同町内の山中で被害者所有の手提げ金庫が発見された。 その酒店の常連客であった阪原弘氏(事件当時49歳)は、事件発生から3年以上が経過した昭和63年3月9日から12日までの連日、日野署に呼び出されて長時間にわたる厳しい取調べを受けた結果、捜査官に口白をし、逮捕、起訴された。阪原氏は、公判以降は一貫して否認して争ったが、無期懲役の有罪判決が言い渡され、確定した。 確定後、阪原氏は再審請求した(第1次請求)が、請求審で棄却され、その即時抗告審係属中に死亡したため手続は終了された。1年後、遺族4名が死後再審(第2次再審)を申し立てた。これに対し、大津地裁は再審を開始する決定を行ったが、検察が即時抗告を申し立てたため、現在、即時抗告審が大阪高裁に係属している。
③事件の特色	① 常連客であるのに被害者の捜索、通夜、葬儀に参加しなかったのはおかしいとの理由で阪原氏に対して疑いを抱く者がいた。捜査機関はこの噂を聞きつけて、事件発生当初より阪原氏の周辺捜査を行っていた。 ② 事件発生から約9か月後、警察は、阪原氏の逮捕状の発付を受け、阪原氏に対する任意取調べを行ったが、結局逮捕できず、逮捕状は不執行となった。その際に一緒に取調べを受けた阪原氏の妻から、昭和59年12月28日夜の阪原氏の行動(アリバイ)が語られた。

	→ 以後、アリバイ潰しのための捜査が始まった。 ③ 逮捕から起訴までの間に精力的に取調べ、引当捜査、犯行再現実況見分が行われ、その結果得られた自白や捜査報告書が有罪立証の中心的証拠とされた。 ④ 被害者がいつ、どこで殺害されたのか、被害者の死体及び手提げ金庫はいつ遺棄されたのかを認めるべき客観証拠は全くない。 → 第一審では、検察官は自白内容に基づく訴因を主張していたが、訴訟外で裁判所から促され、論告求刑直前になって、殺害場所・日時・被害品を概括的に記載した予備的訴因を追加した。これに関し控訴審では訴訟手続の法令違反に当たるかが争点となった。 ⑤ 任意取調べ3日目に阪原氏が犯行を認めたが、警察はその日の帰宅を許した。にもかかわらず、4日目にも自白をしたという経緯が自白の評価に強い影響を与えた。 ⑥ 自白には秘密の暴露はなく、根幹部分を含む多くの部分に客観的事実との不整合、変遷、不自然・不合理な内容が存在している。 ⑦ 警察が、阪原氏を追及する際に利用した微物鑑定（被害者の着衣に付着していた微物と阪原氏の近辺から採取された微物が一致するとの検査結果）については、確定判決でもその証明力は否定された。 ⑧ 一審判決と控訴審判決の有罪認定根拠が全く異なっている。
④裁判の経過	1988(S63). 4. 2 起訴 1995(H7). 6.30 一審 大津地裁 無期懲役判決（中川隆司裁判長） 1997(H9). 5.30 控訴審 大阪高裁 控訴棄却判決（田崎文夫裁判長） 2000(H12). 9.27 最高裁第三小法廷 上告棄却決定（千種秀夫裁判長） 2000(H12).10.13 最高裁第三小法廷 異議申立棄却（千種秀夫裁判長） 2001(H13).11.27 大津地裁 第1次再審請求申立 2006(H18). 3.27 大津地裁 再審請求棄却決定（長井秀典裁判長） 2006(H18). 3.30 大阪高裁 即時抗告申立 2011(H23). 3.18 再審請求人阪原氏が死亡 2011(H23). 3.30 大阪高裁 「申立人の死亡により終了」と決定 2012(H24). 3.30 大津地裁 遺族による第2次再審請求申立 2018(H30). 7.11 大津地裁 再審開始決定（今井輝幸裁判長） 2018(H30). 7.17 大阪高裁 検察による即時抗告申立 現在、大阪高裁第2刑事部係属中
⑤確定審の裁判所の判断	【一審判決】 自白以外の証拠から有罪を認定 → 犯行日時・場所・被害品が概括的に記載された予備的訴因に基づき有罪を認定。 (1) 自白の評価…自白の任意性については、任意性確保に向けた配慮がなされており、何ら問題はない。任意に自白したことは一つの事情として注目に値するが、自白の内容に従った事実認定ができるというほど自白の信用性が高いとは考えられない。 (2) 有罪根拠とした間接事実 ①昭和59年12月28日夜、被害者方酒店付近で阪原氏を目撃したとの供述、②同夜、被害者が誰かと会話している声を聞いたとする隣人の供述、③店舗の机の引出し内にあった丸鏡に付着していた指紋が阪原氏の指紋と合致したこと、④阪原氏が被害者の死体発見場所及び金庫発見場所を知っていたこと（引当捜査結果）、⑤阪原氏は、被害者の手首に巻かれた紐の結び方とほぼ類似する結束方法を再現できたこと（犯行再現結果）、⑥被害者失踪後、阪原氏が被害者の捜索、通夜・葬儀に参加しなかったこと、⑦阪原氏は昭和59年12月28日夜の行動について虚偽のアリバイを主張していること。 【控訴審判決】 間接事実、それだけでは被告人と本件犯行を結びつけるものではないとして、一審判決の判

断に異論を述べつつ、基本的根幹部分が信用できる自白、間接事実及びアリバイ主張の虚偽性と合わせれば有罪認定できると判断

→ 犯行の日時・場所・被害品が特定されている主位的訴因が認定できるが、1審判決の認定に主位的訴因は含まれているから事実誤認はない。

(1) 自白の評価…自白内容は、一部疑問点が残るが、自白の基本的根幹部分は十分信用することができる。

(2) 有罪根拠とした間接事実

①昭和59年12月28日夜、被害者方店舗付近で阪原氏を目撃したとの供述、②同夜、被害者が誰かと会話している声を聞いたとする隣人の供述、③店舗の机の引出し内にあった丸鏡に付着していた指紋が阪原氏の指紋と合致したこと、④被害者の手首に巻かれた紐の結束方法が精肉店での特殊な結束方法と類似しており、阪原氏は以前精肉店で働いたことがあり、その方法を習得していること、⑤阪原氏が昭和59年12月28日夜の行動について虚偽のアリバイを主張していること。

※ 一審判決が重要な有罪根拠とした、阪原氏が、捜査段階で遺体発見場所及び金庫発見場所を案内できたということに関わる事実について、控訴審判決は、自白の基本的根幹部分が信用できる根拠に位置付けた。

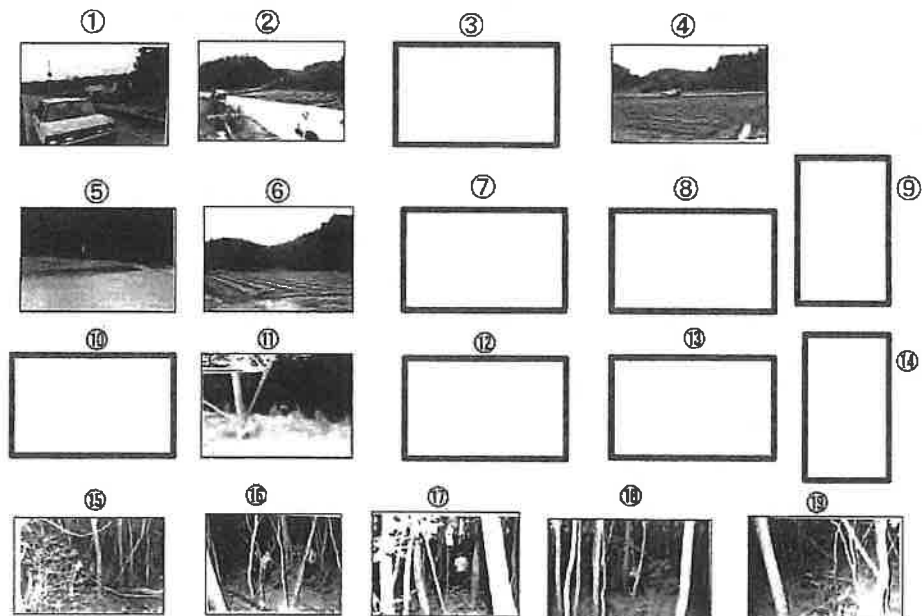
⑥主要な 新証拠の 内容

【殺害方法に関する新証拠】

- ・吉川謙一鑑定・証言、池田典昭鑑定・証言、河野朗久鑑定・証言等
- ・主に自白における殺害方法と被害者の遺体の損傷が合致しないことを証明する証拠

【死体発見場所・金庫発見場所への引当捜査結果の信用性に関する新証拠】

- ・捜査時に撮影された写真のネガ（検察官開示証拠）、当時の警察官及び検察官の証人尋問、浜田寿美男意見書
- ・有罪認定が有力な有罪根拠とした、阪原氏が死体発見場所・金庫発見場所を知っており、誰に教えられることなく捜査官を案内できたという捜査結果に関し、開示されたネガと照合したところ、当該捜査結果を記載した実況見分調書の写真が大幅に入れ替えられていた（引当場所の帰りに、往き道を装って撮影した写真を添付していた。）こと、捜査官の無自覚的誘導により知らない場所に到達し得ることを証明する証拠。



金庫発見場所の引当捜査結果を記載した実況見分調書に添付された写真から、金庫発見場所からの帰り道で撮影された写真（空白部分）を除外した状況。金庫発見場所に至る経路の重要部分の写真が帰り道に撮影したものとなっている。

【丸鏡に付着した指紋に関する新証拠】

- ・齋藤保鑑定・証言等
- ・店舗機の引き出しに入っていた丸鏡に付着した指紋は阪原氏が物色した時に付着したものであるとの確定判決の認定に対し、丸鏡に付着した他の指紋の状況、店舗内のその他の場所の指紋付着状況等から、常連客である阪原氏が他の機会に丸鏡を利用し、その際に付着した可能性があることを証明する証拠

【被害者の手首に巻かれていた紐の結束方法に関する新証拠】

- ・弁護人の実験結果報告書、ビデオ、犯行再現時の開示ネガ等
- ・証拠物として提出されている紐を詳細に観察し、確定判決が認定している結束方法とは異なることを証明した上で、紐の結束方法は精肉店での結束方法と全く異なること、手首に巻かれていた紐の止め方は特異なものではないこと、阪原氏は捜査段階で何度も繰り返し手首を紐で結ぶ犯行再現をさせられていたことなどを証明する証拠

【手提げ金庫の破壊・投棄に関する新証拠】

- ・高山昌光鑑定・証言、弁護人による投棄実験結果、放置実験結果等
- ・自白に記載されている手提げ金庫の破壊道具、破壊方法と被害金庫の損傷が一致しないこと、金庫は、発見された場所で破壊・放置されたのではなく、その上方にある道路から斜面下である発見場所に向けて投棄された可能性が高いことなどを証明する証拠

【阪原氏の知的能力・防禦能力・供述能力に関する新証拠】

- ・加藤進昌意見書、金澤彰意見書、松島恵介意見書
- ・阪原氏の知的能力及び行動特性を前提に、阪原氏の取調べにおける供述、取調状況（任意性）に関する公判供述等を評価する場合の留意点を証明する証拠

【アリバイ主張に関する新証拠】

- ・アリバイに関する証人に対するインタビュー映像、アリバイ関係の開示証拠等
- ・確定判決では、阪原氏のアリバイ主張は虚偽であると決めつけられたが、虚偽であると断定できないこと、昭和60年9月以降に捜査機関が阪原氏のアリバイを否定するための捜査を行っていたことを証明する証拠

【殺害の日時と場所に関する新証拠】

- ・死体発見時の被害者の着衣と被害者宅に脱ぎ捨てられていた着衣、昭和59年12月28日夕方以降に被害者に会った者の供述調書等
- ・自白では、昭和59年12月28日午後8時頃に殺害したとされているが、その直前に被害者に会った者たちが述べている被害者の着衣は、被害者宅の離れに脱ぎ捨てられており、死体発見時、被害者は異なる着衣を身につけていたこと等、そもそも、殺害された日時も場所も自白とは異なるのではないかということを証明する証拠

⑦再審の経過

【第1次再審請求】

1 審理経過

① 再審請求前に証拠物の保全決定が出された。

② 検察官手持ち証拠リストが作成され、提供された。

進行協議の中で、裁判所が、検察官に対し、手持ち証拠のリスト作成を検討するよう促し、検察官がこれに応じた。その後、弁護側から各証拠の要旨をリストに加えるように要求し、検察官がこれに応じた。最終的に、完成品が書面としてだけでなく、データ（Excel）で提供された。

→ このデータリストを利用し、弁護団は、以後の再審手続の中で証拠が開示され、あるいはあらたな証拠（検察が警察から新たに送致を受けた証拠）の存在が確認される度に更新し続けている。

③ 実施された事実調べの内容

被害者の舌骨の検証、殺害方法に関する鑑定（池田典昭鑑定）、現場検証、殺害方法に関する河野朗久証人・池田典昭証人の尋問、丸鏡に付着した指紋に関する齋藤保証人・西勝太

郎証人（当時の鑑識課員）の尋問・手提げ金庫の損傷に関する高山昌光証人の証人尋問等

- ④ 裁判長交代後、急に審理終結に向けた訴訟指揮がなされた。

順調に事実調べが進んでいたが、平成17年夏、裁判長交代後、急に審理方針が変更され、裁判所より、翌年度末までに決定を出すことを前提に、請求人の意見書、最終意見書を提出するよう求められ、対応を余儀なくされた。

- ⑤ 決定の告知及び決定

弁護団は遅くとも決定2週間前の事前告知を求めたが、裁判所は1週間前に伝えると回答し、平成18年3月18日（金曜日）夕方になって、3月27日（月曜日）に決定を出すとの連絡があった。滋賀弁護士会の臨時総会開催日であり、他の弁護士も年度末で多くの期日予定が入っていたため決定日に都合がつく弁護人は僅かしかいなかった。

加えて、月曜日の決定であったため、即時抗告申立準備期間が事実上3日間しかなかった。

- 2 請求審決定-棄却

請求審決定は、任意性に疑いがなく、信用性も十分な自白、丸鏡に付着した指紋の検出等の間接事実等から確定判決が認定した犯罪事実は優に認められる、と結論付けた。

その理由中では、弁護人の主張に対し「確かに…」と一旦これを肯定しつつ、さしたる根拠もなく「しかし…」として排斥した箇所が決定中に実に26か所も存在している。

自白の信用性が十分とした中心的な根拠は、任意取調の過程で、自白後、一旦帰宅をして熟慮の機会を与えられたのに翌日の取調でも自白を維持したという点（決定は、これは自白の情勢の信用性を高める事情であると評価した）と、阪原氏が被害者の死体及び金庫発見場所を案内し、指示できたという点（決定は、これは自白の信用性を裏付ける重要な事情であると評価した。）であった。

- 3 即時抗告審

請求審決定に対して即時抗告を申し立て、いくつかの新証拠も追加で提出し、他方で、裁判所に対し、三者協議の開催を申し入れ続けていたが、結局、一度も三者協議が行われないうちに阪原氏が死亡し、裁判所により終了決定がなされた。

なお、この時点で、請求の受継について弁護団で検討したが、諸般の事情から結局受継申立はしなかった。

【第2次再審請求】

- 1 審理経過

- ① 当初、裁判所は、弁護人が開示請求を行った証拠のうち、自白形成過程に関する捜査書類及び金庫発見場所・死体発見場所の引当捜査の際に撮影された写真及びネガのみ認め、弁護人が請求した他の証拠調べを行うことなく、審理を終了させ、翌年年度末に決定を出す方針で臨んでいた。

ところが、検察官から提出されたネガを検討したところ、引当結果を記載した捜査報告書に添付された写真の多くが入れ替えられており、引当場所からの帰りに撮影された写真が、引当場所に向かう写真であるとして貼付されていることが判明した。このことをきっかけに、裁判所は早期終結の方針を変更した。

- ② 審理終結までの6年間の間に、計46回の打合せ期日が行われ、主に証拠開示をめぐる議論がなされた。結果、多くの証拠が検察から提出された。

- ③ 検察官は、裁判所から開示を促された証拠については、基本的に弁護人にのみ開示するのではなく、全て裁判所に証拠として提出するという対応で臨んだ。

- ④ 実施された事実調べの内容

殺害方法に関する吉田謙一証人の尋問、引当捜査に関する落合俊和証人（当時の担当検察官）、森田一男証人・谷口正証人（いずれも当時の担当警察官）の各尋問等

- ⑤ 決定の告知

平成30年3月6日に行われた最終の打合せ期日において、同年7月11日午後の決定を予定

すると告知された。なお、決定書の交付は、書記官室において、請求人・弁護人・検察に同時に行われた。

2 請求審決定－再審開始

請求審決定は、新旧全証拠を総合的に評価した結果、確定判決が阪原氏が本件犯人であると認めた理由はその主要な部分が大いに疑わしくなっており、阪原氏が本件犯人であると認めるに足る事情はないから、確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じるに至ったと言わざるを得ないと結論付けた。

確定判決が有罪根拠とした各証拠に対する判断の結論は以下のとおりである。自白については、事実認定の基礎とし得る程度の信用性を認めることはできない上、任意性について合理的な疑いが生じた。アリバイの虚偽性を含む各間接事実については、確定判決の認定が動揺するか、あるいは仮に当該間接事実が認められるとしてもその事実が阪原氏が本件犯人であると推認する力は減殺された。そして、認められる間接事実中に、阪原氏が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない、あるいは少なくとも説明が極めて困難である事実関係は含まれていない。

個々の証拠の評価に入る前に、阪原氏の供述ないし言動の全体的な評価に関わる問題として、阪原氏の知的能力等について検討を行い、阪原氏の記憶、再生、表現、叙述能力には制約があること、全く経験したこともない虚偽の話を作り出す能力は低いこと、敵対的でない環境であれば周円と協調的で友好的な関係を作り出すことができる特性を有し、コミュニケーションにおいて、回答の内容より対話者との関係を優先するという特性と、未来への予測や展望を持つことよりも現在を何とかやり過ごすことを優先させる特性を有しているとし、阪原氏の言動を評価するにあたってはこれらの特性を正確に考慮した上で判断する必要があるとし、現に新旧全証拠の判断において十分な配慮がなされている点に特徴がある。



阪原氏の長男 阪原弘次さん

3 検察による即時抗告申立て 係属中

⑧再審が
明らかに
した事項
残された
問題点

① 見込捜査に基づく偏頗かつ不公正な捜査が行われていたこと

再審の過程で、被害者が行方不明となった直後から、さしたる根拠もなく阪原氏に疑いの目を向け、先入観に基づく捜査が行われていたこと、事件発生から約9か月半後に阪原氏に対する逮捕状が発付されたが執行されなかったこと、その際に阪原氏の妻から昭和59年12月28日夜の阪原氏の行動に関する供述がなされ、その直後から、当該供述を否定する方向での捜査、画策がなされた疑いが高いことなどが開示証拠から判明した。

	② 検察に送致されていない大量の証拠が警察に止め置かれていること 本件では、第1次請求の初めの段階で、検察が保有している全証拠のリストが検察官により作成され、提供された。このリストから、検察官に送致されていない証拠が多数存在していることが徐々に明らかになった。証拠開示請求の過程で、検察が警察に問い合わせ、未送致証拠を送致するように指示し、実際に多数の証拠が検察に送致されたが、それでも、まだまだ、多数の証拠が警察のもとで隠蔽されている可能性が高い。例えば、証拠上、採取したことが明らかな被害者の手の爪を提出するよう求め続けているが、見当たらないという回答で未だに提出されていない。その他、特に初動捜査段階で当然作成されているはずの供述調書や捜査報告書も検察官のもとに送致されていない。これらを開示させることによって、本件のえん罪性は更に明確になるとと思われる。 ③ 本件は、犯行と阪原氏を結び付ける証拠が極めて乏しい事件である。捜査機関は、取調べにおいては動かぬ証拠があると言って自白を迫り、自白後は、引当捜査や犯行再現実況見分を利用して、真犯人らしさを示す証拠を作り上げ、これらの証拠と捜査官の証言を有力な根拠として立証を行った。しかし、再審の過程で、この捜査の公正さ、捜査官の証言の信用性に多大な疑問が生じた。 ④ 第2次再審請求審で開始決定がなされたが、弁護人の主張の全てが認められたわけではない。例えば、被害者が殺害された日時及び場所は自白のものとは全く異なる可能性が高いとの主張立証を行ったが、この点については受け入れられなかった。これらの点について更に証拠を補強することを検討中である。
⑨最近のトピック	即時抗告申立てから1年が経過した。この間、検察官からは即時抗告申立理由補充書が提出され、弁護団からは即時抗告申立書に対する反論意見書を提出している。 さらに、現在、検察官の理由補充書に対する反論と、請求審において提出した新証拠の証明力を高めるための新証拠及びその補充書の提出を予定しており、その準備を行っている。 裁判所に対しては進行協議の開催を要求しているが、今のところ（令和元年7月31日現在）実現していない。裁判所に意見書を提出する際に裁判官に面談を求め、検討状況について確認しているが、現時点では裁判所の検討はあまり進んでいないようである。

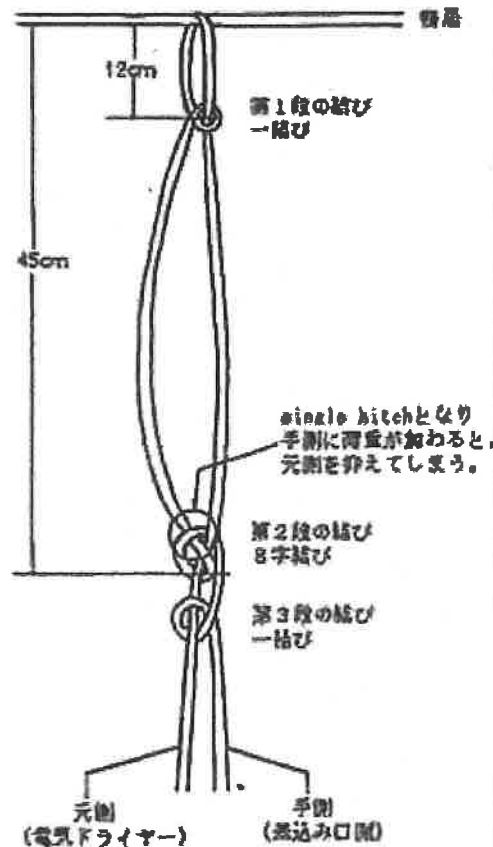
6 福井女子中学生殺人事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人／懲役7年 平成15年3月5日刑期終了により釈放
②事件の概要	昭和61年3月19日午後9時40分頃、福井市内のアパートで、その日卒業式を終えたばかりの女子中学生（当時15歳）が、顔面を中心に50数か所滅多刺しにされる等の方法で惨殺された。同年10月頃、別件で裁判中のAが前川彰司氏犯人説を唱えた。当初から不明確な情報であったため、捜査は混迷を極め、翌年3月29日に前川氏（事件当時21歳）が逮捕された。前川氏は一貫して否認を貫いたが、捜査側が鑑定留置をして時間を稼ぎ、毛髪鑑定を用意するなどして、事件発生から1年4か月後の昭和62年7月13日、前川氏を殺人で起訴した。
③事件の特色	① 本件は、殺人事件につき、第一審が無罪判決、控訴審が有罪判決という経過を辿っており、平成23年11月には再審開始決定が出ている。 ② 前川氏の犯行を直接裏付ける物証が皆無（血痕、指紋、足跡等）。 ③ 暴力団員であったAが、自身の事件の勾留中に、減刑を求めて、本件事件の情報提供を関係者に要請していた。 ④ 捜査機関がAの供述に基づき、捜査を進めたところ、事件に無関係の者が誤認逮捕された。 ⑤ A以外の多くの関係者が、取調べ当初は、事件への関与を否定していた。 ⑥ 関係者の日撃証言はいずれも変遷を繰り返し一貫せず、A供述の変遷と連動して一斉に変遷している（変遷の一致性）。 ⑦ 犯行態様は執拗かつ残忍であり、第3の凶器が存在することもあるとあって、複数犯のリンチと考

	えるのが相当であり、前川氏によるシンナー中毒中の突発的激情的な犯行とは考えにくい。 ⑧ そもそも前川氏と被害者の接点すら全く存在しない。
④裁判の経過	1986(S61). 3.19 事件発生 1987(S62). 7.13 起訴 1990(H 2). 9.26 第一審 福井地裁 無罪判決 (西村尤克裁判長) 1995(H 7). 2. 9 控訴審 名古屋高裁金沢支部 懲役7年判決 (小島裕史裁判長) 1997(H 9).11.12 最高裁 上告棄却決定 (大西勝也裁判長) 2004(H16). 3.19 日弁連が再審支援を決定 2004(H16). 7.15 再審請求 2011(H23).11.30 名古屋高裁金沢支部 再審開始決定 (伊藤新一郎裁判長) 2013(H25). 3. 6 同異議審 名古屋高裁 再審開始取消決定 (志田洋裁判長) 2014(H26).12.10 最高裁第二小法廷 特別抗告棄却決定 (千葉勝美裁判長)
⑤確定審の裁判所の判断	① 目撃証人6人の証言は、供述に変遷や相互矛盾はあるが、核心部分は大筋で一致し、信用できる。 ② 前川氏の使用車両や立寄先に血痕等の証拠が発見されなくとも不自然ではない。 ③ 物証がなくとも、前川氏の犯行を直接裏付ける物証がないことを意味するにとどまり、目撃証言の信用性には問題がない。
⑥主要な新証拠の内容	① 被害者に残された創傷を分析し、現場に遺留された2本の包丁以外に、現場に遺留されていない第三の凶器が存在するとの押田茂實教授の意見書、解剖時の写真、ネガフィルム等。 ② 被害者に対する攻撃態様や犯行現場の状況から推定される犯人像と、確定判決が認定した犯人像が異なるとの内藤道興博士の鑑定書、現場検証時の写真、ネガフィルム等。 ③ 犯行現場との往復に使用したとされた車のダッシュボードにルミノール反応が認められないことについて、ルミノール反応の精度を示して、車が使用されたとの認定に疑いを生じさせるとする押田茂實教授の鑑定書。 ④ 関係者らの初期供述はことごとく否認や曖昧なものであること、関与を認めた後の供述はA供述の変遷と軌を一にして変遷していること (供述変遷の一致性) を示す関係者らの供述調書 (再審段階の証拠開示勧告を受けて提出された)。
⑦再審の経過	① 現場に遺留された2本の包丁以外に第三の凶器が存在するとの点について、開始決定は、刃物による創口の長さは使用された刃物の刃幅と同じかこれより長くなるのが法医学上の原則であり、被害者に生じた刃物による創傷のうちの2箇所については現場で遺留された2本の文化包丁では成傷できず、これに関する確定判決の認定には動揺が生じているといわざるを得ないとして、第三の刃物に関する証拠についての明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、創傷の長さや刃物の刃幅の間に数値上の矛盾があることは認めたものの、測定誤差の可能性と刺突状況を根拠に第三の刃物が使用された可能性を否定した。 ② 被害者に対する攻撃態様や犯行現場の状況から推定される犯人像と、確定判決が認定した犯人像が異なるとの点について、開始決定は、本件の犯行態様はガラス製灰皿による殴打、カーペットコードによる絞頸、複数の刃物による刺突という複雑な手口であること、被害者の顔面にビニールをかけて何種類もの刃物で顔ばかり集中して刺し、そのほとんどが浅い切傷であること、死体上方の鴨居にヘアドライヤーコードが首吊り用の輪を使って吊り下げられており、首吊りを偽装したものと考えられること等から、本件が怨念に基づく犯行であることを示していると指摘した。 その上で、本件犯行は、合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が多々認められ、吸引したシンナーの影響によって心神耗弱状態に陥った者が激昂して起こした犯行であるとした確定判決の認定には、疑問が生じるとして、証拠の明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、新証拠が、犯人像が異なる根拠とした諸事実を、個々別々に切り離した上、例えば、ヘアドライヤーコードによる首吊り偽装の疑いについて、「この事実をもって犯人が首吊りの偽装工作を試みたとは限らない」、「ヘアドライヤー

コードの吊り下げと本件犯行との関係は明らかでない」として、新証拠の証拠価値を否定した。



鴨居から吊るされた電気コードの結びの図

- ③ 犯行現場との往復に使用したとされた車のダッシュボードにルミノール反応が認められないとの点について、事件の1年前に付着した別人の血痕が残っていることを示す鑑定結果回答書等の関連証拠を総合して、事件当時にダッシュボードに血液が付着していたとの事実合理的な疑いが生じているとして、新証拠について明白性を認めた。これに対し、異議審決定は、開始決定は、押田茂實教授の鑑定実験の方法と、確定判決の前提とする血痕の付着状況、血痕の拭取状況、証拠により認められる清掃、保管、使用状況との条件の違いについて十分に検討を加えておらず、証拠の評価を誤っていると判断して、明白性を否定した。
- ④ 関係者らの供述がA供述の変遷と軌を一にして変遷しているとの点について、異議審決定は、確定判決の挙げた変遷の理由が合理的であるとして、明白性を否定した。

- ⑧再審が明らかにした事項・残された問題点
- ① 物証を軽視して見込み捜査を先行させることの危険性（捜査の長期化）
 - ② 警察の捜査に対する検察のチェックが全くなかったこと（警察の暴走の危険性）
 - ③ 検察官による証拠隠しの危険性（審理冒頭に十分な証拠開示を行うことの重要性）
 - ④ 被疑者のみならず、参考人に対する取調べの可視化も必要であること
 - ⑤ 新証拠の明白性に関して、異議審決定が不当に高度なものを求めたこと

- ⑨最近のトピック
- 第2次再審請求に向けての準備を進めている。

7 鶴見事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人／死刑
②事件の概要	昭和63年6月20日、横浜市鶴見区で金融業、不動産業を営んでいた男性（A氏）とその妻（B氏）が事務所内で殺害され、現金1200万円が奪われた。 高橋和利氏（当時54歳）は、同日、A氏との約束で融資話のためにA氏の事務所に行ったところ、A氏とB氏の死体を発見した。また事務所内に現金1200万円が入ったビニール袋を発見した。高橋氏は警察に通報することなく、現金1200万円が入ったビニール袋を持ち去ってしまい、自らの負債の返済に充てた。 高橋氏は、同年7月1日、警察に任意同行を求められ、当初は1200万円を持ち去ったことは認めたものの殺人については否認していたが、ほどなく自白するに至り、逮捕された。 犯行現場の事務所の外観
③事件の特色	① 本件の第1の特色は、高橋氏の自白の信用性が否定されていることである。 高橋氏は、捜査段階で自白し、多数の自白調書が作成され、本件の凶器は、ボールとプラスドライバーであるとされている。しかし、第一審以来、多数の法医学者の鑑定が行われたが、被害者両名には極めて多数の損傷が存在するにもかかわらず、ボール及びプラスドライバーによる典型的な損傷は存在せず、ボール及びプラスドライバーによる成傷に根本的な疑問がある損傷も存在している。そのため、第一審判決、控訴審判決も、凶器を特定することができず、高橋氏の自白の信用性を否定している。ただし、最高裁判決は、本件の凶器を「ボール様の凶器」「プラスドライバー様の凶器」と判示しており、凶器については自白に依拠した判断をしている。 ② 本件の第2の特色は、高橋氏を本件の犯人とする直接的な証拠は全くなく、情況証拠の積重ねで有罪認定されているということである。 情況証拠によって有罪認定をする場合、「情況証拠によって認められる間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要するものというべきである」（最高裁平成22年4月27日判決）とされている。 しかし、確定判決は弁護人の主張について、「以上のような事実の経過もそれ自体としては自己完結しているものであって、真実このように事実が流れていったことを想定するのも論理的には可能である」と判示しており、確定判決が指摘する間接事実中には、高橋氏が被害者2名を殺害した犯人でなければ合理的に説明することができないとか、説明が極めて困難であるという事実関係は含まれていない。

④裁判の経過	1988(S63). 6.20 事件発生 1888(S63). 7. 1 高橋氏逮捕 1988(S63). 7.22 強盗殺人罪で起訴 1995(H 7). 9. 7 第一審 横浜地裁 死刑判決（上田誠治裁判長） 2002(H14).11.14 控訴審 東京高裁 控訴棄却（中西武夫裁判長） 2006(H18). 3.28 上告審 最高裁 上告棄却 死刑判決確定（堀籠幸男裁判長） 2006(H18). 4.16 第1次再審請求 2012(H24). 4.13 横浜地裁 請求棄却（大島隆明裁判長） 2012(H24). 4.19 即時抗告申立て 2017(H29). 8.25 日弁連が支援決定，事件委員会を設置 2017(H29).12.27 第1次再審請求を取下げ 同日，第2次再審請求 現在，横浜地裁第2刑事部（青沼潔裁判長）に係属中
⑤確定審の裁判所の判断	【第一審確定判決】 ① 被告人は，絶対に実現しない融資話をA氏に持ちかけ，A氏に現金1200万円を用意させるような行動を積み重ね，本件当日にA氏の事務所向かう際にもA氏がその準備を完了したかどうかの確認に執着していた。 ② 被害者両名が殺害されたのは，午前10時40分頃から午前11時10分頃までの間である。その頃，被告人は，A氏の事務所において現金1200万円を発見し，持ち去った。 ③ 午前10時40分頃から被告人が事務所を訪れるまでの間，被告人以外の何者かが事務所に入って被害者両名を殺害した，という想定は非現実的であって，この可能性はゼロに等しいくらい低い。 ④ 弁護人が主張する事実経過については，その想定は極めて非現実的であり，当日被告人が事務所に赴く理由及び被告人の直前までの行動をうまく説明することができない。 ⑤ したがって，被害者両名を殺害したのは被告人以外にあり得ないという結論に至る。 【確定審控訴審判決】 ① 積極的情況証拠として，以下の事実を挙げる。 ア 被告人は被害者2名が殺害された直後の極めて近接する時期に本件現場から金1200万円を持ち去っており，被告人が被害者両名の殺害も行った犯人であることを事実上強く推認させる。 イ 被告人は，A氏に対し虚偽の融資話を持ちかけて現金1200万円を準備させ，現金準備の有無を確認する行為を重ね，本件犯行時間帯に現場に赴き，その1200万円を入手している。 ウ 被告人は，本件犯行時間帯に現場に赴いた理由・目的に関し，客観的事実に反する不自然，不合理な供述をしており，A氏に準備させた1200万円を奪取する目的を有していたとの強い推認が働く。 エ 関係証拠上，被告人以外に，上記時間帯に事務所内で上記現金が準備されている事実を把握していた人物の存在をうかがうことはできない。 オ 犯行時間帯は午前10時40分頃から11時10分頃までと限定され，被告人の弁解を前提とすると，他の真犯人が犯行に及ぶことができる時間は僅か16分程度に過ぎない。 カ しかもその場合，他の真犯人が被害者両名を殺害しておきながら，現金1200万円をそのまま現場に残していったことになって極めて不自然である。また，怨恨による犯行が行われたとするのは余りに偶然である上，犯行の時間帯や場所の選択のほか，A氏よりもB氏に対する攻撃の方が執拗である点などが不自然であって，いずれも想定することは著しく困難である。 キ 被告人の弁解内容は通常人の取る行為としては直ちには了解し難い上，現場で被害者両名を発見した後の行動及び取調べ状況についても，被告人は極めて不自然，不合理な供述をしている。

	ク 多数の負債を抱えてその返済資金や運転資金に窮し、事務所に出入りして被害者両名と顔見知りになっていた被告人には、本件犯行に及ぶだけの動機形成事情が認められる。 ケ 被告人の述べるアリバイ主張については、裏付けが存しないだけでなく、控訴審で初めて主張した理由など不自然な点が多くて説得力に乏しく、採用できない。 コ 被告人は、当口身につけていたシャツ、靴、靴下を処分しており、この着衣等の処分状況についても不自然な供述をしている。 サ 本件では、現場の状況等から単独犯でも実行可能であると見られる。 シ これらを総合すると、被告人が本件犯人であると極めて高度の蓋然性をもって推認することができる。 ② 弁護人が消極的状況証拠として挙げる以下の諸点をいずれも否定する。 ア 重要書類が入った布袋が現場から消失していること イ 人通りがある通りに面しており、六畳二間の狭い事務所内で、2名の被害者を1名で殺害する犯行計画の立案は不可能であること ウ そもそも、2名の被害者を1名で襲った場合、1名を攻撃している際に、もう1名が逃亡したり、助けを呼んだりすることができるから、実行は不可能であること エ 本件の凶器はパール、プラスドライバーではなく、刺器、有刃器、鈍器等が複数使用されており、複数犯の可能性が高いこと オ 被害者両名に対する多数の損傷は怨恨による犯行と考えられること カ 被告人の弁明に沿う供述は一貫しており、客観的事実とも符合しているが、弁明に反する供述は変遷が激しく、客観的事実にも反しており、激しいコントラストがあること キ A氏が1200万円を入れて事務所に持ち帰った黒色手提げカバンが現場から消失していること ク 真犯人である疑いが濃厚である人物が他に存在すること ③ 自白の信用性を否定し、このことは被告人の無罪を根拠付けるとの弁護人の主張を「一般論としては理解できないわけではない」とした。 しかし、被告人は一面では迎合的な性格を有する上、虚偽供述に対する抵抗感の乏しさなどから、取調官の誘導に乗り、虚偽も交えて以後の供述を展開することにした可能性が高く、被告人の犯人性に合理的な疑いを生じさせるとは認められない、とした。 ④ その上で、「結局、本件においては、被告人の自白に虚偽が含まれているとしても、自白を除く関係証拠によって、本件の犯人が被告人であると断定することができる」とする。
⑥主要な新証拠の内容	① 凶器に関する新証拠 ア 本田克也教授の法医学鑑定書を中心とするものであり、①被害者両名の下顎部の損傷はパール様の凶器では生成できない、②被害者両名の致命傷となった下顎部の損傷は鷹口様の凶器によるものである、という内容である。 イ 本田教授の法医学鑑定書であり、①B氏の胸部、背部の損傷はプラスドライバー様の凶器では生成できない、②B氏の胸部、背部の損傷はペーパーナイフ様の凶器によるものである、という内容である。 ウ これらにより、本件の凶器が「パール様の凶器」「プラスドライバー様の凶器」であるとする確定審の事実認定の誤りを明らかにするものである。 ② 高橋氏以外の犯人の可能性を示す新証拠 ア ①本件直前（昭和63年6月15日）にA氏の債務者Cが振り出してA氏に交付した額面4000万円の小切手が、事件後に写しは発見されたものの、原本は発見されず、銀行に呈示もされなかったこと、②Cと近い関係にあったDがA氏に約3億4000万円もの債務を負っており、上記小切手が振り出される過程に深く関わっていたこと等を中心とするものである。 イ また、その後の調査により、①CとDは一緒に行っていた地上げに失敗し、多額の借金をA氏に負っていたが返済できず、本件の5日前（6月15日）に上記小切手を振り出してA氏に渡したこと、②上記小切手は6月25日までに銀行に持ち込まれる可能性が高く、それより前

	に上記小切手をA氏から回収する必要があったこと、③当時Cは刑事被告人の立場にあり、A氏から更に刑事告訴されることをおそれていたこと、④犯行動機がCにある上、Cが真犯人であれば、小切手や布袋が本件現場から消失していることも説明がつくこと、⑤上記のとおり、DはCとともに行動しており、A氏にも多額の債務を負っており、妻名義の土地をB氏に代物弁済するなどしており、Dにも犯行動機があること等が明らかとなった。 ウ これらにより、高橋氏以外の真犯人が想定でき、情況証拠の積重ねから高橋氏以外に本件の犯人はあり得ないとする確定審の事実認定は、その前提を欠くことを明らかにするものである。
⑦再審の経過	【第1次再審】 第1次再審請求では、確定審控訴審判決が想定する単独犯による被害者両名の同時殺害の態様を弾劾する新証拠を提出していた（ただし、上告審で最高裁に提出し、判断がなされなかったもの）。 第1次再審請求審では、弁護団は証拠開示請求もしていたが、同請求審は職権発動を行わず、何らの事実取調べを行うことなく、再審請求を棄却した。弁護団は、即時抗告を申し立てた。その後、上記の本田鑑定書、他の犯人の可能性を示す新証拠の準備ができたが、即時抗告審では新証拠として認められない可能性が高いこと（狭山事件第2次最高裁決定・最判平成17年3月16日）、高橋氏が高齢であることに鑑み、平成29年12月27日に第1次再審請求を取り下げ、同日、第2次再審請求を横浜地裁に申し立てた。 【第2次再審】 第2次再審請求では、これまで4回にわたり、裁判所、弁護人、検察官の三者協議が行われてきた。 弁護団は、検察官に対して、証拠リストや新証拠に関連する多数の証拠開示を求めている。しかし、現在に至るまで、裁判所は検察官に対して証拠開示の勧告を行わず、弁護団が予定している主張立証が全て提出された後に、証拠開示について判断するとの意向を示している。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 証拠開示に対する裁判所の消極的な姿勢 ② 情況証拠による推認を破るためのハードルが高いこと ③ 自白が信用できないことの影響、いわゆる無知の暴露に対する裁判所の評価が低いこと
⑨最近のトピック	平成30年11月20日に、本件の学習会を行った。従前からの支援者のほか、名張事件、三鷹事件、小石川事件の支援者が多数参加し、マスコミも取材に訪れ、活発な質疑が行われた。高橋氏が描いた絵の展示も好評であった。 高橋氏は現在85歳と高齢であり、健康状態は必ずしも良好ではないが、自らの無実を明らかにすべく、気力は充実している。支援者の援助により、同じく高齢である高橋氏の妻も面会に来て、高橋氏を励ましている。 弁護団は、証拠開示請求の補充、再審請求理由補充書の提出、追加の新証拠の提出等を準備しており、証拠開示、事実取調べを実現させ、高橋氏が健在なうちに再審開始決定を勝ち取るべく、総力を挙げているところである。

8 恵庭殺人事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人、死体損壊／懲役16年 平成30年8月12日出所
②事件の概要	平成12年3月16日に北海道恵庭市で発生した殺人、死体損壊事件である。 確定判決によれば、被害者は、同日午後9時30分頃から午後11時5分頃までの間、北海道千歳市、恵庭市またはその周辺において、何らかの方法によって頸部を圧迫されて窒息により殺害され、午後11時5分頃、被害者の遺体は恵庭市の路上で灯油をかけられて焼損された、とされる。

被害者と勤務先の同僚であった大越美奈子氏（当時29歳）が本件の嫌疑をかけられ、同年5月23日に逮捕され、以後、殺人、死体損壊の被疑事実で連日の取調べを受けた。大越氏は当初から一貫して無実を主張していたが、同年6月13日に起訴された。

現場等周辺地図



※ キリンビール事業所・配車センター…大越氏と被害者の職場

※ガソリンキング…大越氏が事件当日午後11時30分にいたガソリンスタンド

③事件の 特色	① 大越氏は、当初から現在まで一貫して無実を主張しており、白白は全くない。 ② 大越氏が本件の犯人であることを示す直接証拠は一切ない。裁判所が大越氏を有罪とした根拠は、いくつかの状況証拠のみである。 ③ 事件当日の午後11時30分に、大越氏が恵庭市のガソリンスタンドにいたことは間違いなく、大越氏にはアリバイが成立する。 ④ 大越氏が所持していた灯油10ℓでは、被害者の遺体のような焼損状態（炭化状態）にはならず、また、9kgもの体重減少は生じない。 ⑤ 大越氏は被害者と体格的に劣り、握力も極端に弱いため、被害者の頸部を圧迫して殺害したり、被害者の遺体を運んだりすることは不可能である。 ⑥ 確定判決が想定する犯行場所は大越氏の自動車の中であるが、車内から犯行の痕跡が一切発見されていないことは不自然である。 ⑦ 事件当日の午後11時5分頃及び25分頃に、事件現場近くで2台の自動車が目撃されており、真犯人は大越氏以外の別人（複数犯）である可能性が高い。 ⑧ このように、直接証拠が全くない上、状況証拠しがなく、大越氏が犯人であることを否定する事実が数多く指摘されていることが、本件の特色である。										
④裁判の 経過	<table border="0"> <tr> <td>2000(H12). 3.16</td> <td>事件発生</td> </tr> <tr> <td>2003(H15). 3.31</td> <td>第一審 札幌地裁 懲役16年の有罪判決（遠藤和正裁判長）</td> </tr> <tr> <td>2005(H17). 9.29</td> <td>控訴審 札幌高裁 控訴棄却（長島孝太郎裁判長）</td> </tr> <tr> <td>2006(H18). 9.25</td> <td>上告審 最高裁 上告棄却（島田仁郎裁判長）</td> </tr> <tr> <td>2012(H24). 10. 5</td> <td>第1次再審請求</td> </tr> </table>	2000(H12). 3.16	事件発生	2003(H15). 3.31	第一審 札幌地裁 懲役16年の有罪判決（遠藤和正裁判長）	2005(H17). 9.29	控訴審 札幌高裁 控訴棄却（長島孝太郎裁判長）	2006(H18). 9.25	上告審 最高裁 上告棄却（島田仁郎裁判長）	2012(H24). 10. 5	第1次再審請求
2000(H12). 3.16	事件発生										
2003(H15). 3.31	第一審 札幌地裁 懲役16年の有罪判決（遠藤和正裁判長）										
2005(H17). 9.29	控訴審 札幌高裁 控訴棄却（長島孝太郎裁判長）										
2006(H18). 9.25	上告審 最高裁 上告棄却（島田仁郎裁判長）										
2012(H24). 10. 5	第1次再審請求										

	2014(H26). 4.21 札幌地裁 請求棄却 (加藤学裁判長) 2015(H27). 7.17 札幌高裁 即時抗告棄却 (高橋徹裁判長) 2016(H28). 6.13 最高裁 特別抗告棄却 (山浦善樹裁判長) 2017(H29). 1.10 第2次再審請求 2017(H29).10.18 口弁連が支援決定, 事件委員会を設置 2018(H30). 3.20 札幌地裁 請求棄却 (金子大作裁判長) 2018(H30). 8.12 大越氏, 刑期終了し, 出所 (満期) 2018(H30). 8.27 札幌高裁 即時抗告棄却 (登石郁朗裁判長) 弁護団は特別抗告を申立 現在, 最高裁第二小法廷 (菅野博之裁判長) に係属中
⑤確定審 の裁判所 の判断	以下の積極的情況証拠から, 大越氏が本件の犯人であると強く推認できるとした。 ① 被害者の携帯電話が, 被害者の勤務先のロッカーから発見されたこと ② 被害者のロッカーキーが, 大越氏の車両のグローブボックスから発見されたこと ③ 被害者の携帯電話の発着信から認められる被害者殺害後の犯人の動きと大越氏の動きが一致すること ④ 大越氏が事件直前に灯油を購入し, 事件後に灯油を再購入しており, この点に関する大越氏の供述が不合理であること ⑤ 大越氏の車両のタイヤに高熱によってできたと推定される損傷があったこと ⑥ 大越氏に土地勘のある場所から被害者の遺品の残焼物が発見されたこと ⑦ 被害者と大越氏は男性をめぐって三角関係にあり, 大越氏には動機があること ⑧ 大越氏以外に, 勤務先の従業員に犯人の可能性のある者はいないこと ⑨ 大越氏が被害者と最後に接触した人物であること 消極的情況証拠については, 以下のよう判断した。 ① 事件現場から恵庭市のガソリンスタンドまで約20分で行けるから, 犯行が午後11時5分とすれば, アリバイが成立するとは言えない。 ② 大越氏が被害者を殺害することが不可能とまでは言えない。 ③ 豚の実験では灯油10ℓの燃焼では炭化状態にならなかったが, 豚と人の差異等からすれば, 被害者の遺体のように焼損することが不可能とは言えない。 ④ 警察の尾行やマスコミの張込みがあったとしても, 大越氏が被害者の遺品を焼毀することが不可能とは言えない。 ⑤ 大越氏が犯行後に車内を清掃することは可能であるし, 現場の雪上にタイヤ痕がないことは, 常にタイヤ痕が生じるとは言えない。 ⑥ 複数の男性による性犯罪との主張は, 根拠に乏しい。
⑥主要な 新証拠の 内容	【第1次再審請求】 ① 灯油10ℓをかけて人体を燃焼した場合, 被害者の遺体のような9kgの体重減少は生じない。 ② 本件現場付近の住人の事件直後の供述調書では, 「午後11時15分と午後11時42分に大きな炎を見た」とされており, 犯人が現場を立ち去ったのは午後11時42分以降であるから, 大越氏にはアリバイが成立する。 【第2次再審請求】 ① 被害者の死因は頸部圧迫による窒息死ではなく, 薬物中毒死の疑いがある。 ② 被害者の遺体はうつ伏せ状態と仰向け状態の2回にわたって焼かれたものである。 ③ 灯油10ℓによる燃焼では人体の独立燃焼は生じない。また, 9kgの体重減少は生じない。
⑦再審の 経過	① 灯油10ℓをかけて被害者の遺体を燃焼したとしても, 被害者の遺体のような炭化状態や9kgの体重減少が生じないという点については, 第1次再審請求審決定は, 人体が独立燃焼するという検察側鑑定人の見解を採用した。また, 豚の燃焼実験については, 人と豚の差異等から信用性を否定し, 弁護人の主張を否定した。第1次再審即時抗告審決定も, これを是認した。

第2次再審で、弁護人は、被害者の遺体が受ける加熱によって時間的にどのように体内に熱が浸透していくかを理論的に検討し、灯油10ℓによる燃焼では人体の独立燃焼は生じないこと、また、9kgの体重減少は生じないことを示す新証拠を提出した。

しかし、第2次再審請求審決定は、被害者の遺体には様々な角度から複合的な形で熱が加わった、遺体の割れ目や裂け目から皮膚組織内部に熱伝達した、種々の条件次第では、着衣が芯になるなどして相当時間脂肪が独立燃焼することが起こり得る等とした。また、大越氏が事件当時所持していた灯油は10ℓではない可能性がある、被害者の体重はもっと軽かった可能性がある等と判示し、弁護人の主張を否定した。第2次再審即時抗告審決定も、これを是認した。

第2次再審特別抗告審では、関係証拠によれば大越氏が事件当時所持していた灯油は10ℓであり、確定判決もそのように認定していることを指摘した。また、大越氏に最も不利な条件設定によっても、エネルギー保存則の観点から、灯油10ℓの燃焼では絶対にエネルギーが不足しており、被害者の遺体の体重減少は生じ得ないことを明らかにする新証拠を提出した。

- ② 大越氏のアリバイについては、第1次再審請求審決定は、本件現場付近の住人の事件直後の供述調書の信用性を否定せず、アリバイが成立する可能性を認めながら、積極的情況証拠により大越氏が犯人であると高度に推認されるから、アリバイは成立しないと示した。第1次再審即時抗告審決定は、同供述調書の信用性を否定し、アリバイの成立を否定した。

第2次再審で、弁護人は、燃焼学及び法医学の観点から、被害者の遺体はうつ伏せ状態と仰向け状態の2回にわたって焼かれたことを明らかにする新証拠を提出した。これによれば、午後11時5分頃に被害者の遺体を焼損したとしても、午後11時10分頃に現場を離れることは不可能であるから、大越氏にはアリバイが成立すると主張した。

しかし、第2次再審請求審決定は、被害者の遺体は雪上にあるが、仰向けのままでも被害者の後頭部や背部等が焼けることはないとは言えないとした。また、被害者の頭部や肩に接している雪が融けていないこと、被害者の左顔面や左頭部が燃えていないこと、被害者の遺体の右側の地面の雪が広範囲に融けて、黒く煤けていたこと等は、風向きや灯油の掛かり方等の種々の条件によって生じたと考えられる等と判示した。そして、被害者の遺体は終始仰向け状態で焼かれたものと認定し、弁護人の主張を否定した。第2次再審即時抗告審決定も、これを是認した。

第2次再審特別抗告審では、被害者の後頭部が雪に接しており、周囲の雪も融けていない事実、被害者の背面が前面よりも格段に強く燃えていることをあらためて指摘した。また、被害者の遺体はうつ伏せ状態と仰向け状態の2回にわたって焼かれたこと、原々決定、原決定の認定は科学的に不合理であることを明らかにする新証拠を提出した。

- ③ 被害者の死因については、弁護人は、第2次再審において、頸部圧迫による窒息死と判断するためには、窒息死を示す古典的三兆候（粘膜・漿膜の溢血点、暗赤色流動性の血液、内臓のうっ血）、頸部圧迫を裏付ける所見、窒息死以外の原因で死亡した可能性の有無により判断されるべきであると主張した。そして、本件の被害者は、古典的三兆候は十分に認められず、頸部圧迫の所見はなく、クロロホルム検査をしたとは認められないから、薬物中毒で死亡した可能性が否定できず、頸部圧迫による窒息死と認められないとする法医学鑑定の新証拠を提出した。なお、この法医学鑑定の見解は、世界的な法医学者の見解に基づいている。

しかし、第2次再審請求審決定は、被害者の遺体の頸部に頸部圧迫の所見であるうっ血や筋肉内出血は認められないが、焼損等によって観察できなかった可能性がある、クロロホルム検査のデータはないが、これを行ったという電話録取書によってクロロホルム検査を行ったと認められるとして、弁護人の主張を否定した。第2次再審即時抗告審決定も、これを是認した。

⑧再審が
明らかに
した事項・
残された
問題点

- ① 裁判所は、燃焼学、法医学等の科学的知見や、エネルギー保存則等の科学的な大原則を、完全に無視している。
- ② 裁判所は、再審請求を棄却するための事実認定にとって不都合な点は、全て抽象的可能性によって、ご都合主義で説明している。
- ③ 直接証拠が全くなく、情状証拠しかなく、本来は証拠構造が脆弱であるはずなのに、情状証拠による推認を崩すことのハードルが極めて高い。そのため、直接証拠があり、証拠構造が強

	固な場合よりも、有罪認定を弾劾しにくいというパラドックスが生じている。
⑨最近のトピック	大越氏が出所した後、大越氏自身による無実の訴えが、広くマスコミにも取り上げられた。弁護団は、第2次再審特別抗告審で、科学的な大原則、本件現場の客観的状況から、大越氏の犯行は絶対的に不可能であることを示す新証拠を提出した。また、有罪認定の誤りを明らかにする特別抗告申立補充書を、最高裁に何回も提出している。 1日も早く大越氏の無実を明らかにするため、弁護団は総力を上げて活動している。

9 姫路郵便局強盗事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗／懲役6年 平成21年1月17日刑期終了により釈放
②事件の概要	平成13年6月19日午後3時頃、兵庫県姫路市の郵便局に、雨合羽及び目出し帽等を着用し、模造拳銃を持った二人組の黒人男性が押し入り、現金2000万円余りを強取した。この際、犯人のうちの一人が、目出し帽を郵便局内に落としていった。 強盗犯人らが犯行に使用した車両、焼切られたナンバープレート等が、請求人（当時24歳）が使用していた倉庫から発見され、犯行発生時刻から約2時間後には、請求人が警察署に連行され、翌早朝、緊急逮捕された。請求人が逮捕されたことを知り、本件犯行の共犯者であり、請求人と親族関係にあったAは、警察に出頭し、逮捕された。請求人は一貫して無実を主張し、共犯者Aも請求人は犯人ではなく、真犯人はBというナイジェリア国籍の男性である旨主張したが、裁判では、請求人が犯人であるとされた。 犯人が着用していたとされる目出し帽
③事件の特色	本件では、請求人と犯人とを直接に結び付ける証拠は、存在しない。 請求人は、一貫して無罪を主張し、共犯者Aも、請求人の無罪を主張した。 本件は、請求人が使用していた倉庫から、犯行車両や被害金、犯人らが犯行時に着用していた目出し帽、雨合羽、軍手等が、犯行時刻に近接した時間に発見され、かつ当該倉庫の出入り口が施錠され、請求人以外に自由に出入りできる人物がいなかったことが、請求人を犯人とする大きな根拠となっている。これに対して、請求人は、倉庫の出入り口は施錠されておらず、当時も自由に出入りできたと主張している。 郵便局内に遺留された目出し帽には、乳白色の付着物、毛髪等が残されており、それらについてはDNA型鑑定等の科学的調査がされていると考えられるが、公判で検察官は、請求人と犯人が同一であることを裏付ける指紋等の科学的証拠は存在しないと述べ、科学的証拠の提出が一切さ

	れなかった。しかし、その後、犯人が郵便局内に遺留した目出し帽に残された毛髪の形態と請求人及び共犯者Aの毛髪の形態の異同鑑定がされていたことが明らかとなった。 請求人は、本件犯行発生時刻のアリバイがあったが、これを裏付ける友人が不法滞在者であったなどの理由により、アリバイの立証が出来なかった。 郵便局内に設置されていた防犯ビデオ及び公判に提出された真犯人の顔を撮影したオービスの写真は、捜査機関によって改ざんされた可能性がある。 請求人は、検察庁から押収品の還付を受けた際、強盗犯人が着用していた雨合羽や目出し帽の交付も受けた。これにより、これらの付着物について、DNA型鑑定をすることができた（検察事務官は、証拠品還付手続の不備を理由に処分を受けた。）。 請求人は、外国籍であるため、懲役1年以上の判決を言い渡されたことを理由に退去強制令書を発付された。現在は、当該処分の取消しを求める裁判も係属中である。
④裁判の経過	2001(H13). 6.19 事件発生 2004(H16). 1. 9 第一審 神戸地裁姫路支部 懲役6年（小倉哲浩裁判長） 2005(H17).11.24 控訴審 大阪高裁 懲役6年（瀧川義道裁判長） 2006(H18). 4.19 上告審 最高裁 上告棄却により、懲役6年の有罪判決が確定（才口千晴裁判長） 2009(H21). 1.16 退去強制令書発付 2009(H21). 1.17 大阪入国管理局に収容される 2009(H21). 2.17 仮放免許可 2009(H21). 7.13 退去強制令書発付処分等取消訴訟提訴 2011(H23). 7.22 取消訴訟第一審 請求棄却 2011(H23). 7.27 取消訴訟につき控訴 2012(H24). 3. 2 再審請求 2013(H25). 4.19 日弁連が再審支援を決定 2014(H26). 3.28 神戸地裁姫路支部 再審棄却決定（溝國禎久裁判長） 2014(H26). 4. 3 即時抗告 2016(H28). 3.15 大阪高裁 破棄差戻し（笹野明義裁判長） 2016(H28). 3.22 特別抗告 2017(H29).10.30 最高裁 特別抗告棄却決定（林景一裁判長） 神戸地裁姫路支部で進行協議の結果、神戸地裁（本庁）にて再審請求審の審理係属中 ※ 請求人は、刑期終了の平成21年1月17日に、刑務所から直接入国管理局に移送され、引き続き身体拘束を受けた。請求人が最終的に解放されたのは、仮放免の許可を得た同年2月17日である。
⑤確定審の裁判所の判断	【第一審】 犯行に使用された車は、請求人が購入して、倉庫に置いていた車両であり、当該車両に取り付けられていたナンバープレートも請求人が購入した別の車両のナンバープレートであったこと、事件後に、当該車両は、請求人の倉庫内に止められており、取り外されたナンバープレートも倉庫内に置かれていたこと、被害金が倉庫内に隠されており、犯行に使用された雨合羽や靴等も倉庫内から発見されていること、に加えて、請求人の倉庫は、請求人が管理し、仕事のために使用していたのであり、他の者が請求人の了解の無いまま、倉庫内の物を利用して犯行を行ったり、犯行後に証拠物の隠匿等をしたりすることは容易ではない。 他に、請求人の管理下にある事務所内の物を用いて、請求人以外の者が犯行を行い、証拠物を倉庫内に隠置したとの合理的な疑いが生じるような事情は見受けられない。 Bが共犯者であるという共犯者Aの供述は、信用できず、犯行を否認する請求人の供述も信用できない。 【第二審】 共犯者A及び請求人の供述は信用できず、請求人にアリバイが成立するとの疑いもない。

	請求人以外の者が本件犯行の共犯者であると疑うべき事情もうかがわれない。 原審公判審理中に、請求人が、検察官に対して本件犯行に関わる供述をしたことは、請求人が本件犯行の犯人であることを支えるものといえることができる。
⑥主要な新証拠の内容	① DNA型鑑定（押田鑑定） 犯人が犯行時に着用していた二つの目出し帽に付着していた乳白色の付着物から検出されたDNA型は、いずれも請求人のDNA型とは一致しなかった。 ② 毛髪の異同鑑定書 郵便局に遺留された目出し帽から発見された毛髪の形態と請求人及び共犯者Aの毛髪の形態は、何れも類似点が乏しく、同一とは言えない。 ③ 犯人が使用した靴のサイズと請求人の足のサイズが異なること 犯人らの使用した靴のサイズは、26.5cm及び27cmであるが、請求人の足のサイズは28.5cmである。
⑦再審の経過	平成25年4月15日、検察官から反論の意見書が提出された。 ① DNA型鑑定については、平成13年当時、目出し帽の鑑定を科捜研に依頼した時には、目出し帽に乳白色の付着物は存在しなかった。したがって、当該付着物は、証拠物を保管している過程で汚染された可能性が考えられ、鑑定は信用できない。 ② 毛髪の異同鑑定書については、目出し帽に残されていた毛髪が犯人のものであるかどうか分からず、犯人の毛髪であることを前提にしている請求人の主張は失当である。 ③ 共犯者Aは、足のサイズが29cmであったにもかかわらず、26.5cmの靴を履いて犯行に及んだと供述している。請求人も、実際よりも小さいサイズの靴を履いていた可能性は十分に考えられる。 平成30年7月31日、弁護側から改めて意見書を提出した。 新証拠の類型として、① 郵便局設置の防犯カメラが撮影したビデオテープに関するもの、② オービスの写真に関するもの、③ 請求人の血液型に関するもの、④ 請求人の毛髪に関するもの、⑤ 請求人のDNAに関するもの、⑥ 請求人の指紋に関するもの、⑦ 倉庫の管理状況に関するものがある。 なお、①②③については、証拠の改ざん・偽造の形跡又はその可能性があり、④や⑤については確定審段階で存在しているはずの証拠が隠蔽されている可能性があるものである。 平成31年4月1日、検察官から反論意見書が提出されたが、その概要は、証拠の改ざん・偽造を否定するものにとどまり、請求人の実行共同正犯以外の共犯可能性については言及がなかった。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① DNA型鑑定について、鑑定人の信用性を含め、徹底的に争う姿勢であること。 ② 請求人は、検察官による証拠隠し、改ざんの存在を指摘しているが、検察官は、これを認めず、証拠開示についても消極的な姿勢であること。 ③ 即時抗告審（大阪高裁）は、原審が、請求人の実行共同正犯以外の共犯を含めた犯人性について何ら争点を顕在化するための措置を講じないまま、当事者に主張立証の機会を与えることなく、請求人が実行犯以外の共犯であるとの推認が妨げられないとの理由で再審請求を棄却することは請求人の防御権を侵害する違法なものとした。 そうであるにもかかわらず、即時抗告審（大阪高裁）は、刑訴法435条6号の解釈として、新証拠と既存証拠の総合評価の結果、確定判決が認定した犯罪事実と全く同一の事実を認定することができない場合であっても、確定判決が認定した犯罪事実と同一の構成要件に該当する事実や、これよりも法定刑が軽くない他の構成要件に該当する事実が認定できることを理由として再審請求が棄却される場合があることを当然に想定している旨判示し、確定判決の内容に合理的な疑いが生じた場合でも再審請求が棄却される余地を認めた。
⑨最近のトピック	平成31年1月18日、ノイズが入っていた証拠の防犯カメラ映像を専門家の協力により修復し、ノイズが人為的に加工され生じたという鑑定結果と修復後の映像を新証拠として裁判所に提出した。修復後の映像によれば、犯行現場の遺留品である目出し帽を脱いだとされていた犯人が実際には脱いでいなかったことが判明しており、確定判決の事実認定とは異なる内容となっており、

	2003(H15). 4.15 略取・殺人で逮捕 2003(H15). 5. 2 略取・殺人で起訴 2006(H18). 1.24 第一審 名古屋地裁 無罪判決（伊藤新一郎裁判長） 2007(H19). 7. 6 控訴審 名古屋高裁 有罪（懲役17年）判決（前原捷一郎裁判長） 2008(H20). 9.30 上告審 最高裁 上告棄却（古田佑紀裁判長） 2016(H28). 7.15 再審請求・名古屋高裁 2019(H31). 1.25 名古屋高裁刑事第1部 再審請求棄却決定（山口裕之裁判長） 2019(H31). 1.28 異議申立 現在、名古屋高裁刑事第2部に係属中
⑤確定審 の裁判所 の判断	① 被害児が行方不明となる直前の本件駐車場におけるワゴンRの駐車位置に関する目撃証言は信用でき、本件駐車場西側部分に田邊氏のワゴンRが駐車していたことが認められる。略取発生後の午前3時過ぎには同車が本件駐車場の北側部分にあったことは警察のナンバーチェックで確認されており、略取の前後でワゴンRが移動していることになる。 しかし、田邊氏は、公判廷で、事件発生前に西側部分に駐車していたことを否定する虚偽の供述をしており、その態度は犯人であることを強く推認させるものである。 ② 自白についても、いわゆる秘密の暴露はないが、以下の理由により、全体としては信用性がある。 ア 田邊氏が早い段階から自白している。 イ ワゴンRに被害児の乗車の痕跡が認められなくとも、被害児がワゴンRに乗車していた時間は20分程度で時間の経過もあり、不自然ではない。 ウ 自白の変遷も表現の仕方等が異なるだけで実質的な変遷とまでは言えない。 エ 十分納得できる動機の自白がなくとも自白の信用性を決定的に否定する事情にはならない。 オ 自白の内容は一部に不自然な点もあるが、それなりに具体的で、重要部分について客観的事実と矛盾するところはない。
⑥主要な 新証拠の 内容	① 被害児の漂流経路等に関する松山優治理学博士作成の意見書 第一審において検察側が提出した、海上保安本部作成の「漂流予測図」の精度に関する、専門家の意見書である。漂流予測図によれば、自白による投棄地点の西方に位置する工場敷地内より午前3時頃から東へ漂流を開始すると、発見時刻に発見場所に遺体が漂着することになるという。これは自白から想定される投棄時間（午前1時40分頃）・場所と整合しないものであったが、作成に関わった者が「ある程度の誤差があるので、自白の通りであっても矛盾しない」旨証言したため、確定判決はこの点について重視していなかった。 しかし、本意見書は、事件当時の地形、潮流その他の気象条件を下に詳細に分析し、漂流予測図の精度は高く、大きな誤差はないものと結論付けており、投棄時刻・場所に関する田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。 ② ゲームセンター近くの交差点の信号サイクルに関する回答書 ゲームセンター近くの山桃交差点の信号サイクルに関する愛知県警の回答書である。自白では、被害児を略取し、ワゴンRに乗せて本件駐車場を出発した直後、山桃交差点の赤信号で停止し、そこで被害児にシートベルトを掛けるなどし、青信号に変わってから発進した旨の極めて詳細で迫真性に富んだ説明を行っている。しかし、回答書によれば、事件発生時刻頃は、交差点の信号は赤色点滅信号であり、赤信号が青信号に変わることはなかったことが判明しており、略取に関する田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。 ③ 車両の座席シートへの繊維片の付着・残存状況に関する再現実験とこれに関する澤渡千枝教授の鑑定書 事件当時田邊氏が乗っていたワゴンRと同型・同年式のワゴンRを入手し、澤渡教授の指導の下で、自白より厳しい条件で再現実験を行った。具体的には、ワゴンRの助手席をまず掃除機で掃除した上で更にリタックシートを貼り付けてシートに付着していた微物を取り除き、その

請求人とされる犯人が着用し現場に遺留したこととなる目出し帽から請求人のDNAが検出されていないこともあいまって、請求人の犯人性に合理的疑いを生じさせるものとなっている。

令和元年7月16日の進行協議期日において、裁判所は弁護人に対し、請求人が管理・使用していたとされる倉庫について、第三者の立入りが容易に可能であったことを示す証拠等の提出を要請した。

10 豊川事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	略取・殺人／懲役17年 福井刑務所にて服役中	
②事件の概要	平成14年7月28日午前0時頃から午前1時21分頃までの間に、愛知県豊川市内のゲームセンターの駐車場（以下「本件駐車場」という。）西側部分に駐車した自動車の車内から、当時1歳10か月の被害児が姿を消した。 その後、被害児は、同日午前5時30分頃、本件駐車場から直線距離で約4.5km離れた海岸の岸壁で水死体で発見された。 田邊雅樹氏（当時35歳）は、平成15年4月13日未明、警察官から警察署への任意同行を求められた。田邊氏は長時間の取調べにより自白し、翌日、未成年者略取と殺人の容疑で逮捕された。逮捕後においても、犯行を認める数多くの自白調書が作成され、これらの罪により起訴された。 しかし、田邊氏は、公判では一貫して無実を訴えた。  ゲームセンター西側駐車場  被害児を投棄したとされた海岸	
③事件の特色	① 略取・殺人のいずれの犯行についても、目撃証言も指紋等の物的証拠もなく、自白の信用性が唯一の争点と言ってもよい事件である。 ② 事件発生直後は、両親による犯行も疑われたためか、捜査機関において略取発生現場周辺での緊急配備等がなされた形跡がなく、犯行現場での聞き込みや、略取発生から数時間後（午前3時過ぎ）に行われた本件駐車場におけるナンバーチェックによって判明した持ち主に対する事情聴取等がなされたが、有力な手がかりはなく、捜査は難航した。 しかし、かかる捜査の過程において、田邊氏が本件駐車場に停めたワゴンRで長年寝泊まりする生活を送っており、また、警察からの事情聴取に当たって説明したアリバイが虚偽であったことが判明したこと等から被疑者として浮上した。そして、事件発生から約9か月後に警察が田邊氏に任意同行を求め、そこで自白したため警察は逮捕するに至った。 ③ 田邊氏は、任意同行後、警察の手配したホテルでの宿泊を伴う取調べも含めた長時間にわたる取調べによって自白しているが、そもそも同氏は、自分自身の思考や感情より、相手の気持ちの方を先に考えて、相手を「怒らせたくない」、あるいは相手に「不快感を与えたくない」という思いが先立ってしまい、そうして対人緊張をできるかぎり回避しようとする傾向が顕著である。長谷川博一教授（東海女子大学大学院教授）の公判供述（第一審）・意見書においても、田邊氏の自白過程にこのような人格特性が影響したことは否定できない旨の指摘がなされているところである。	
④裁判の経過	2002(H14). 7.28	事件発生
	2003(H15). 4.13	任意同行

後被害児が着ていた甚平と同じ素材である木綿の布（空中に浮遊する繊維片と混在を避けるため赤色を使用。）をワゴンRの助手席に敷き、その上に被害児に代えて同じ重量の米袋を置いた。その状態で、外部からの微物の流入を防ぐためエアコンを使用せず窓も閉め、自白調書に記載された内容と同一の進路を同一の速度でワゴンRを走行させ、自白調書上の投棄現場において米袋及び布を除去した上で、携帯掃除機で助手席を掃除し（売却前に車内を掃除したとの自白があったため）、その後、警察が使用するものと同一のリタックシートにて微物を採取した。

その結果、上記掃除を経ても、ごくごく短時間であっても400点を超える大量の繊維片が採取された。

仮に被害児がワゴンRに乗車したことがあったとすれば、何らかの痕跡が残るはずである。車内の実況見分で被害児の痕跡が全く発見されなかったことは、被害児が乗車していないことを意味することを明らかにするとともに、略取に関する田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。

④ 浜田寿美男奈良女子大学名誉教授による供述鑑定

心理学的知見に基づく供述分析の視点から、その自白過程の全容を追跡・分析したとき、無実の人の虚偽の自白と言うべき非体験兆候が見られることを明らかにし、田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。

⑤ 溺水反応に関する証拠

田邊氏の自白においては、海への投棄時、被害児が必死にもがいていた旨を詳細に供述している。

しかし、最近の研究によれば、子供（幼児）は、一般人の想像とは異なり「バシャバシャ（バタバタ）」もがくのではなく、溺れた状況を理解できずに、もしくは呼吸に精一杯で声を出す余裕もなく、静かに沈むものであることを明らかにし、この点に関して、田邊氏の自白の信用性を弾劾するものである。

（合計33点）

⑦再審の経過

弁護団は、再審請求審において、上記新証拠を提出すると共に、松山博士及び澤渡教授の証拠調請求を行い、複数回にわたって、証拠開示請求（漂流予測図を作成するに当たり使用されたデータ等、実況見分で使用されなかった写真のネガ等、警察による鑑識結果に関する報告書等）、三者協議の申入れを行った。

しかしながら、漂流予測図に関するデータの一部は検察側から任意に開示がなされたものの、それ以外には全く証拠開示はなされることはなく、また、証拠調請求や三者協議申入れについては、裁判所は全く応じることはなかった。

そして、名古屋高裁判事第1部は、平成31年1月25日、本文僅か9頁の決定書により再審請求を棄却した。

同決定は、冒頭で、具体的な理由を示すことなく「確定判決までに提出された証拠によれば請求人の犯人性は揺るがない」と判示した。

続いて原決定は「4 捜査段階の自白がある」との見出しを付した上で、約5頁にわたって自白について検討を加え、結論として自白の任意性と信用性を認めた。その内容は確定判決をほぼ踏襲するものであった。

そして、上記新証拠に関する主な判断については、以下の通りである。

① 逆漂流予測図の正確性に関する意見書について

逆漂流予測図は、第一審において検察側が提出した証拠である。この逆漂流予測図による予測結果は、中立人の自白内容と時間・場所のいずれにおいても整合しない内容であった。この点について検察側は逆漂流予測図を作成した海上保安庁の職員を証人として尋問し、誤差があり得るため自白の内容と矛盾しないと証言させた。この点について、弁護団は、松山博士に依頼し、事件当時はほぼ無風状態で風の影響はほぼないと言えること、遺体発見現場に流入する川の上流には事件の前には雨は降っていなかったこと、従って誤差の要因となるものはなく、

逆漂流予測図の正確性が高いこと、即ち自白調書における投棄場所又は投棄時刻に関する自白に信用性がないことを意見書にて明らかにしたものである。

しかし、決定は、「漂流予測が現に被害児の遺体が漂流した日時場所のそれとは必ずしも同一でない各種データを基に推算したもので、精度に限界があること事柄の性質上明らか」と判示した。



自白より更に西側の海岸

② 車両の座席シートへの繊維片の付着・残存状況に関する再現実験とこれに関する澤渡千枝教授の鑑定書

当該再現実験により、短時間であっても、かつ赤色の布の上に置いた物が米袋であって子どもと違って動かないという状況下であっても、ワゴンRの助手席のシートに大量の繊維片が残ることが確認された。即ち、被害児を助手席に乗せたとの自白に信用性がないことが明らかになったのである。

しかしながら、決定は、「新証拠は要するに再現実験であり、現実とは条件を異にするのであって、着衣も異なる。前記経過期間をおいたわけでもなく、かかる再現実験をいくら重ねたところで無意味というほかない」と判示して切り捨てている。

そして、その他の新証拠についても、「自白の根幹部分の信用性を揺るがすものとはいえない」として取り上げなかった。

そこで、弁護団は、決定を不服として、平成31年1月28日、名古屋高等裁判所刑事2部に異議申立てをし、現在係属中である。

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点

本件は自白以外の物的証拠も目撃者もない事件であり、自白の信用性が唯一の有罪の根拠となっている事件である。そうであれば、自白の信用性を吟味する上でも、その自白内容の矛盾点や不自然・不合理さについても、科学的見地を十分に取り入れて検討されるべきものである。この理は再審においても変わるところはないはずである。

今般の逆漂流予測図においても微物採取の再現実験においても、事件当時と完全に同一の条件となることはあり得ないが、誤差となる要因を多角的に検討し、当時の状況に近付けることはできるし、現在の科学によりその誤差範囲を特定し判断過程において誤差を含めて検討することも可能となっている。

しかし、決定においては、このような検討姿勢は皆無であり、科学的証拠の存在意義を否定しかねないものである。

また、裁判所は、度重なる証拠開示請求、三者協議の中入れにも一切応じておらず、また、既に弁護団によって反論済みの検察官の主張をそのまま決定理由とし、弁護団の反論に対して答えることすらしておらず、真摯に再審事件に取り組む姿勢が十分ではないものと言わざるを得ない。

⑨最近のトピック

弁護団は、決定を不服として、平成31年1月28日、名古屋高等裁判所刑事2部に異議申立てをし、現在係属中である。

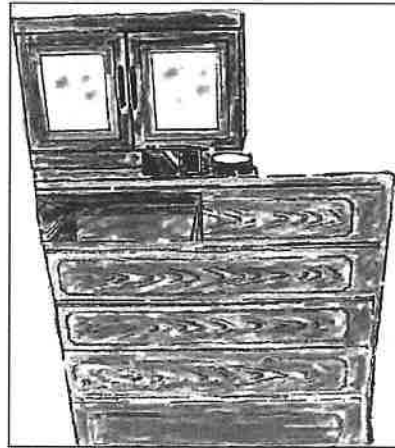
決定において指摘する点は、検察官の手持ち証拠の証拠開示がなされることによって、より説得的な反論が可能となるものと思われるので、異議審においても、証拠開示を積極的に求めている。

11 小石川事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人／無期懲役 千葉刑務所にて服役中
②事件の概要	平成14年7月31日夜、ひとり暮らしの女性の被害者（当時84歳）がその住居である東京都文京区小石川所在のアパートの室内において、何者かに口腔内にタオルを押し込まれて窒息死させられた上、現金2000円在中のがま口財布を窃取されたという強盗殺人事件である。 請求人（当時22歳）は、アパートの一室に居住していたところ、本件の約1か月後、本件アパート2階の他の被害者の居室に侵入して現金約8万円を窃取した件で、同年9月1日逮捕され、その後起訴された。 捜査機関は、請求人を強盗殺人の犯人であると疑い、窃盗の起訴後の勾留中、請求人に対する取調べを繰り返し長時間行った。請求人は、当初本件への関与を否認していたが、平成14年12月19日の取調べで、本件犯行を自白し、平成15年1月12日、強盗殺人で逮捕された。しかし、起訴後、公判では一貫して否認していた。
③事件の特色	第1 状況証拠関係 ① アパート内の被害者方居室にある小物入れ内のスキンローションの瓶から請求人のものと一致する遺留指紋が採取されたことが確定判決の有罪を裏付ける事情と判断されている。しかし、請求人は、本件発生前の5月か6月に被害者方に窃盗目的で侵入し、バッグの中のがま口財布から2000円を盗んだと述べており、その物色時にスキンローションの瓶に触った可能性がある。したがって、スキンローションの瓶に付着していた指紋が強盗殺人の犯行時に付着したものか、その前の窃盗の機会に付着したものかが争点になっている。 ② 確定判決は、本件アパート東側を南北に走る道路が、事件当日の夜、交通誘導の警備員が設置されていたことなどから、本件アパートに居住する者以外の者が侵入し、本件犯行が行われた形跡がうかがえないことが推認できるとした。 しかし、警備員らは、若い男女らが本件アパートの前で話をしていたことについては供述しているが、それ以外に特に気になる通行人がいなかったと述べているだけであり、他の者が本件アパートに出入りしていなかったとは述べていない。加えて、本件アパート前の道路の夜間の視認状況は良くなく、警備員らも意識的に本件アパートの出入りについて確認していたわけではない。 よって、警備員らの供述から、本件アパートに居住する者以外の者が侵入し、本件犯行が行われた形跡はうかがえないと推認することはできない。 第2 DNA型鑑定関係 確定判決は、請求人が仰向けに倒れている被害者に対し殺意をもって、その口腔内に白色タオルを押し込むなどして気道閉塞により窒息死させて殺害したと認定している。 しかし、確定審で提出されている鑑定書には、被害者の口腔内に押し込まれていた白色タオルについて、ミトコンドリアDNA-HV1型を分析した結果、被害者のDNA型と被害者以外のDNA型が検出された旨記載されている。犯人が本件の殺害行為を行った場合、口腔内に押し込んだ白色タオルに犯人の皮膚、垢等の細胞成分が付着して、犯人のDNA型が白色タオルから検出される可能性があるが、検出された被害者以外のDNA型は、請求人のDNA型と一致しなかった。このことは、請求人が犯人でないことを強く推認させるものである。 第3 指紋関係 請求人が白布どおりに行動した場合、請求人は整理タンス小引出しの前面や小引出し内のビニール袋等の様々な物品に手で触れたことになる。他方、請求人には手袋を着けていたとか犯行後に指紋及び掌紋を拭き取ったといった供述はない。 そうすると、小物入れの前に置かれていたトランジスタラジオや整理タンス小引出しの前面と

いった請求人が手で触れた物品から請求人の指紋等が検出されるはずである。しかし、証拠上、トランジスタラジオや整理タンス小引出しの前面から請求人の指紋等は検出されていない。よって、請求人が犯人であったとするならば、上記各物品から請求人の指紋が検出されるはずであり、これらの物品から当然検出されるべき請求人の指紋及び掌紋が検出されていないのは不自然、不合理である。



タンスとトランジスタラジオ（イラスト）

第4 繊維関係

確定判決は、請求人が被害者を後ろに引き倒した後、請求人が自身の身体の左側を同人の左脇腹辺りに強く当てるような体勢で強く押さえつけ、被害者の口腔内に白色タオルを押し込む等して、気道閉塞により窒息死させて殺害したとの請求人の自白は信用できるとした。

しかし、そのような方法で犯人が被害者を殺害した場合には、被害者の身体や着衣に犯人の着衣の構成繊維が付着して、被害者の身体から検出される可能性が高いと思われる。

にもかかわらず、捜査段階で作成された鑑定書には、被害者の両手指、前頸部、両足底部から請求人が犯行当時着用していたとされる半袖シャツの構成繊維のうち無色木綿繊維及び青色木綿繊維と類似した繊維の付着を認めた旨の記載があるが、それ以外には請求人の着衣と類似する繊維の付着は認められていない。また、被害者の着衣に付着していた繊維については、存在も明らかにされておらず鑑定の対象になっていない。

よって、請求人が犯人であったとするならば、被害者の身体や着衣に犯人の着衣の構成繊維が付着し、これが被害者の身体から検出される可能性が高いはずであるにもかかわらず、検出されるべき請求人の着衣の繊維が検出されていないのは不自然、不合理である。

第5 犯行態様

確定判決は、被害者を引き倒した後、被害者の左横から被害者の口に当てていたタオルを力一杯押さえたとの請求人の自白を信用できるとした。

しかし、被害者が倒れていた場所の左横には籐製の座高の低い椅子が置かれていた。そのため、請求人が被害者の左横に回り込む際、請求人は籐椅子の上に乗るかかるとは得ない。そして、その体勢のまま、倒れた被害者の口にタオルを押し込んだとすれば、自白どおりの体勢、すなわち自分の左肘を被害者の右胸辺りに当て、自分の身体の左側を被害者の左脇腹辺りに強く当てるような体勢をとることはできず、自白と客観的状況が矛盾している。

第6 被害者の死体に掛けられていたズボンについて

被害者の死体には、上胸部から下腹部にかけて、裏返しになった青色ズボンが掛けられ、その両先端は被害者の両肘下に入っていた。

しかし、請求人の自白では、このズボンがなぜ被害者の死体に掛けられていたのか、一切説明

されていない。他方、請求人は、司法警察員の「上半身に何か乗せていないか」との問いに、「何回も考えましたが、乗せた覚えがありません」と答えているだけである。

この青色ズボンが犯行と密接に関連していることは、倒れている被害者とズボンの位置関係から明らかであり、犯人であれば容易に説明できる事項である。しかし、犯人であれば容易に説明できる事項について説明が欠落し、説明ができないことは、請求人が犯人であることについて重大な疑問を生じさせるものである。

第7 白白の信用性、任意性

① 確定判決は、捜査段階における白白は、供述内容が具体的かつ詳細であり、死体の損傷状況や被害者方居室内の状況等の客観的事実と整合し、関係証拠と矛盾するところはない等の理由から信用できるとした。他方、請求人の公判供述は、供述が変遷しており信用できないとした。

② 請求人は、別件の住居侵入、窃盗で平成14年9月1日に逮捕、同月12日に起訴された後、起訴後の勾留を利用した本件の強盗殺人についての取調べを受けて、任意の名日のもとに取調べが続けられた。

そして、請求人は、同年12月5日から同月18日まで、別件の昏睡強盗の容疑で取調べを受けて合計12通の供述調書が作成されるなか、同月13日、強盗殺人を認めれば昏睡強盗では起訴しないという利益を示されて本件である強盗殺人についての自白を迫られた。

請求人は、捜査官から本件強盗殺人の前日にヘルパーが被害者方を掃除していたにもかかわらず、被害者の遺体の下に請求人が飼っているうさぎの毛があったとの虚偽の事実を告げられ、同年12月12日の取調べで、本件犯行当日の午後9時30分頃被害者方に窃盗に入って物色をしたが現金がなかったので被害者方を出た、という供述をした（請求人が飼っているうさぎの毛とDNA型が一致していないことは第一審で提出された証拠によって明らかになっている）。

引き続き、請求人は、捜査官から被害者の遺体の下に請求人が飼っているうさぎの毛があったとの虚偽の事実を示されて自白を迫られた。

同年12月18日には、捜査官が作成した「私がやりました」という書面に署名押印を迫られるなどし、深夜まで長時間の取調べが行われた。

同月19日、捜査官は、請求人に対して自白するまでトイレに行かせないという違法な強制的手段を取り、さらに、警察官が請求人の頭を平手で殴ったり、請求人の胸ぐらをつかむなどの暴行を加えて、請求人に対し自白を強要し、請求人は自白をするに至った。なお、同日の取調べは24時ころまで続いた。

③ 請求人は、12月12日から同月23日までの間、12日間連続で、合計4622分（77時間2分）の「任意」取調べを受けたが、この期間に作成された供述録取書や供述書には、請求人が黙秘権の告知を受けた形跡はない。この期間の供述録取書は、内容は明らかに被疑者取調べであるにもかかわらず、全て参考人（第三者）取調べの方式で作成されているからである。請求人の直筆による供述書（文章や図面）にも、黙秘権告知等、被疑者取調べの適法な手続を取った形跡はない。

そして、この期間、請求人を取り調べた警察官も、本件取調べが実質的に任意になされたものであった旨種々の証言はしたが、請求人に対し黙秘権を告知したか否かについては何も証言しなかった。

黙秘権告知を怠った場合には、多数の学説が示すとおり供述の任意性が失われると解すべきであるが、仮に最判昭25年11月21日のとおり、直ちにその供述が任意性を失うことはない和解したとしても、本件においては、起訴後の違法な取調べで、しかもそれは連日長時間に及んでいたのであるから、これらの事情を総合考慮すれば、供述の任意性は失われると言うべきである。

④ このように、請求人の自白は、捜査機関が別件での被告人勾留を利用して実施した不当な取調べの結果なされた自白であり、さらに、虚偽事実の告知や不当な利益誘導、黙秘権の不告知等が認められる違法な取調べによってなされた自白であって、その任意性には大いに疑いがある。

	⑤ また、本件においては、虚偽自白を誘発する危険性が極めて高い取調べが行われ、その取調べの末に自白がなされているところ、このような経過は、自白の信用性を減殺させるものである。 さらに、上記のとおり、白色タオルから当然に検出されるはずの請求人のDNA型が検出されないことや、当然に検出されるべき請求人の指紋及び掌紋が検出されていないことや、当然に検出されるべき請求人の着衣の繊維が検出されていないこと、被害者を押さえつけた際に藤椅子が障害物になる等自白と現場の客観的状況が矛盾すること、被害者の死体に青色ズボンが掛けられていたという事実が犯人であれば容易に説明ができるし、記憶しているべき事実であるにもかかわらず請求人の自白ではこれについて一切説明されておらず、記憶していないと述べていること等、自白の信用性が既に著しく減殺されていることは明らかである。
④裁判の経過	2002(H14). 7.31 事件発生 2003(H15). 1.12 強盗殺人の被疑事実で逮捕 2004(H16). 3.29 第一審 東京地裁 無期懲役判決（村瀬均裁判長） 2004(H16).12.21 控訴審 東京高裁 控訴棄却判決（安廣文夫裁判長） 2005(H17). 6.17 上告審 最高裁 上告棄却判決（才口千晴裁判長） 2015(H27). 5. 8 日弁連が事件委員会を設置 2015(H27). 6.24 再審請求 現在、東京地方裁判所（小森田恵樹裁判長）に係属中
⑤確定審の裁判所の判断	第1 情況証拠 確定判決は、特に ① 被害者方居室の小物入れ内のスキンローションの瓶から請求人のものと一致する遺留指紋が採取されていること ② 請求人は被害者の死亡推定時刻と重なる当日午後9時過ぎ頃から午後10時頃までの間、アパート2階に一人でいたが、その間の請求人の行動を裏付ける客観的証拠がないこと ③ アパートに居住する者以外の者が侵入し、本件犯行が行われた形跡はうかがえないこと ④ 請求人はBから同人に対する多額の借金の返済を強く迫られていたもので、本件当日はその第1回目の返済期限であったにもかかわらず、そのめどが全く立たないなど経済的に逼迫した状況にあり、本件犯行に及ぶ動機があったといえること ⑤ 請求人は、本件当日午後6時の時点で、所持金をほとんど有していなかったにもかかわらず、翌8月1日午前中にコンビニエンスストアで買い物をし、代金を千円札で支払っていることなどの事情を総合すれば、請求人が本件犯行に関与している疑いが相当強いと言えることができるとした。 第2 自白の信用性 1 確定判決は、次のとおり自白の信用性を認めた。 ① 被害者を殺害した前後の状況すなわち被害者方居室に盗みに入ろうと決意した経緯、被害者方に立ち入り、被害者を殺害するに至った経緯、その後の被害者方居室を物色した際の状況等に至るまで、いずれも自己の心情を交えた具体的かつ詳細な供述内容になっている。 ② 被害者を殺害した際の状況については、死体の損傷状況や被害者方居室内の状況等の客観的事実と整合している。 ③ 被害者方に盗みに入ろうと決意した経緯については、客観的に認められる当時の請求人の経済状況等と符合している。 ④ 被害者方居室を物色した際の状況については被害者方居室内の状況等とよく符合しており、特別不自然、不合理な点も見当たらない。とりわけ死体の損傷のうち、右第6から第8肋骨骨折及び左第7肋骨骨折並びに両季肋部皮下の出血の原因については解剖所見のみからでは解明し切れなかったが、請求人の自白はそれを合理的に説明する内容となっているのであって、それ自体自白の信用性を補強している。

	⑤ 本件被害品とされる紫色のがま口及び在中の現金に関する供述についても関係証拠とも矛盾するところはない。 2 他方、確定判決は、これまで被害者方居室に盗み目的で2回入ったことがあり、平成14年8月1日にコンビニエンスストアで使った現金の入手経路についての請求人の公判供述については、供述が変遷しており、信用できない旨判示した。 第3 自白の任意性 1 確定判決は、自白の任意性については、次のとおり弁護人の主張を排斥することによって認めた。 2 弁護人の主張 ① 請求人の自白は、任意とはいえ実質は強制的な取調べを行い、請求人を疲労困憊させ、そのような状況下で得られた。 ② 取調べ担当の警察官は平成14年12月28日発送にかかる本件の取調べを拒否する旨の内容証明郵便が届いていたことを認識していたにもかかわらず、平成15年1月7日以降も強制的な取調べを継続した。 ③ 取調べ担当の警察官は、請求人に対して、被害者方居室から見つかったうさぎの毛と同じアパート内のB方及び請求人方居室で飼っていたうさぎの毛のDNAが一致したなど存在しない証拠を存在するかのように伝えるという偽計を用いて自白を強要した。 3 弁護人の主張①について (1) 取調べ担当警察官の証言は具体的かつ詳細である上、体験者でなければ語り得ない臨場感に富むものであり、特に不自然、不合理な点も存しない。 (2) 請求人は12月12日以降も弁護人と頻繁に接見し、弁護人からは本件犯行に関する取調べを拒否することを助言されたのに対し「大丈夫です。やります」などと対応し、自白した上、調書に署名指印したことを弁護人に伝えず、同月25日に至って初めてこれを伝えたことが認められるのであり、請求人が取調べに任意に応じていたことを強くうかがわせ、取調べ担当警察官の証言にも符合する。 (3) 取調べ担当刑事の証言では請求人は12月12日以降取調べを拒否するようなことは一度もなかったことに加え、取調べ官の説得によって反省悔悟し、本件犯行を自白するに至ったことが認められる。 4 弁護人の主張②について (1) 取調べ担当刑事の証言では弁護人からの内容証明の内容を関知したため、請求人の意思を再度確認したが、請求人はそれまでと同様取調べを拒否することなく、一貫して犯行を自白していた旨明確に供述している。 (2) 請求人は平成15年1月8日に「調べに出なくても良いことは知っていますが、自分で考えて出てきています」という内容の上申書を作成している。 (3) 起訴までの間に本件に関する多数の上申書や図面を自ら作成している。 5 弁護人の主張③について (1) 請求人は公判廷において、うさぎの毛の分析結果を告げられたことから被害者の殺害を自白したわけではないなどと、自ら自白との因果関係を否定する供述をしている。 (2) 取調べ担当警察官は被害者方居室で見つかったうさぎの毛と請求人方居室で飼われていたうさぎのDNAが一致したと聞いていたと証言しており、何らかの事情で真実もそのようであると思ひ込み請求人に告げてしまった可能性が高い。
⑥主要な新証拠の内容	① DNA型鑑定（確定判決は請求人が被害者の口内にタオルを押し込むなどして、気道閉塞により窒息死させて殺害したと認定した。しかし、このような犯行態様であれば、当然、被害者の口内に押し込まれたタオルに犯人の皮膚、垢等の細胞成分が付着して、犯人のDNA型がタオルから検出される可能性が高いはずである。一方、確定審で提出された鑑定書によると、被害者の口内に押し込まれていたタオルについて、DNA型を分析した結果、被害者のDNA型の他に

被害者以外のDNA型が検出されているが、被害者以外のDNA型が、請求人のDNA型と一致するかどうかを示す証拠は一切提出されていない。そこで、本田克也筑波大学教授に対して鑑定を依頼した結果、タオルから検出された被害者以外のミトコンドリアDNA-HV1型が請求人のDNA型とも第一発見者のDNA型とも異なることが明らかになった。また、犯人が被害者の抵抗に抗してタオルを押し込んだ場合、タオルと皮膚との摩擦によって犯人のDNA型が検出される可能性が高いことから、請求人のDNA型が検出されなかったということは、請求人が犯人ではないことを強く裏付けるものと言える。）

② 指紋鑑定（被害者宅で死体発見後に行われた実況見分時の写真には小物入れの前にトランジスタラジオが置かれていた。そして、犯人がその小物入れの開き戸を開けるとトランジスタラジオが下に落ちるはずである。そうすると、犯人が小物入れを開けて中を物色したとすれば、小物入れの戸を締めた後にトランジスタラジオを小物入れの前の位置に置いたと考えなければ説明がつかない。そこで、弁護団は同型のトランジスタラジオを入手して、トランジスタラジオを置く再現実験を行ったところ、トランジスタラジオから被験者の指紋が明確に検出された。他方、犯行現場にあったトランジスタラジオから請求人の指紋は検出されていない。また、整理タンス小引出しを引き開けるときの押し戻すときの動作や小引出し内を物色する動作を再現した結果、小引き出しの前面や引出し内のポケットティッシュの袋等から犯人の指紋が検出されることも明らかである。しかし、請求人の指紋がこれらの物から検出されていないのは、請求人による犯行を否定することをうかがわせる事実である。）

③ 繊維鑑定（捜査段階で作成された鑑定書には、被害者の両手指から請求人が犯行当時着用していたとされる半袖シャツの構成繊維と類似した繊維の付着を認めたとの記載はあるが、請求人の着衣と一致する繊維の付着は認められていない。そこで、大学教授に鑑定を依頼した結果、捜査機関が依頼し証拠として提出された鑑定書での被害者の手の付着物と請求人の半袖シャツの繊維の比較について、手の付着物の写真からは、半袖シャツの繊維の写真で認められる木綿繊維に特有の捩れや中央が凹んだ繊維の形状が確認できず、両者は色調も異なり同じものには見えないことが明らかになった。また、実験の結果、請求人の半袖シャツに相当する布地の繊維が被害者の両手指に見立てた人工皮膚に容易に付着することが認められており、自白どおりに犯行が行われたとすると被害者の両手指から請求人の半袖シャツの繊維の付着が認められなかったことを説明できない。これも請求人による犯行を否定することをうかがわせる事実である。）

④ 犯行再現実験（犯行現場には籐椅子が置かれていたが、警察で行われた請求人の自白に基づく犯行再現は被害者に対する籐椅子の位置が死体発見時の現場の状況とは異なって再現が行われていた。そこで、弁護団は改めて犯行再現実験を行ったところ、籐椅子が邪魔になって請求人の自白どおりの態様にて犯行再現を行うことは不可能であったことも明らかになった。）

⑦再審の経過	2015(H27). 6.24 再審請求 令和元年7月31日までに裁判所、検察官との合計15回の三者打合せが行われている。 現在、東京地方裁判所（小森田恵樹裁判長）に係属中
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	三者打合せは定期的に行われているものの、弁護団が求めている証拠開示に対して、検察官は強い抵抗を示し、裁判所も、限定された一部の証拠の勧告をするのみで、その後は、弁護団が求め続けても証拠開示の勧告を行うことを考えていないとの回答に終始している。
⑨最近のトピック	小石川事件について、令和元年7月時点において平成27年6月の再審請求から既に4年余りが経過している。無期懲役で長期間服役している請求人を救うために1日も早い再審開始決定、再審無罪判決を獲得すべく、弁護団は総力を挙げて活動をしている。

12 湖東事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人／懲役12年 平成29年8月24日満期出所
②事件の概要	平成15年5月22日午前4時過ぎ頃、滋賀県愛知郡湖東町（現東近江市）の病院で、看護助手として勤務していた西山美香氏（当時23歳）が、人工呼吸器のチューブを外して入院患者T氏（当時72歳）を殺害したとされる事件である。 当初、当直看護師は、「患者の異常発見時、人工呼吸器のチューブが外れていた」と説明していた。そのため、警察は、当直看護師らが人工呼吸器のアラーム音を聞き逃した業務上過失致死事件として本件を捜査していた。しかし、事件から1年以上経った平成16年7月、任意の取調べを受けていた西山氏が自らチューブを外したと自供したことから、同月に西山氏は殺人事件の被疑者として逮捕された。 西山氏は、公判において、「取調官に好意を抱いて嘘の自白をした」と事実を争ったが、一審の大津地裁は懲役12年の有罪判決を言い渡し、平成19年5月に最高裁で確定した。
③事件の特色	① 解剖医Nは、警察官から、「発見時、人工呼吸器のチューブが外れていた」と聞かされていたため、T氏の死因を「人工呼吸器停止、管の外れに基づく酸素供給欠乏が一義的原因と判断される」とする鑑定書（以下「N鑑定書」という。）を作成した。しかし、西山氏の自白調書を含め、人工呼吸器のチューブが外れていたとの証拠は存在しない。第1発見者の当直看護師は、「チューブが外れていた」との当初供述を翻した。 ② 西山氏の自白内容は、犯行態様の主要部分が捜査の進展に応じて変遷を繰り返している。また、「秘密の暴露」と呼べるものはない。 ③ 西山氏の自白を客観的に裏付ける証拠は、N鑑定書以外存在しない。 ④ 西山氏は、迎合的な性格を有する、いわゆる「供述弱者」であった。
④裁判の経過	2003(H15).5.22 本件事件発生 2004(H16).7.2 西山氏自白 2004(H16).7.6 西山氏逮捕 2004(H16).7.27 起訴 2005(H17).11.29 第一審 大津地裁判決 懲役12年（長井秀典裁判長） 2006(H18).10.5 控訴審 大阪高裁判決 控訴棄却（若原正樹裁判長） 2007(H19).5.21 上告審 最高裁 上告棄却（泉徳治裁判長） 2017(H29).8.24 西山氏満期出所
⑤確定審の裁判所の判断	① T氏の遺体を解剖した医師Nの鑑定及び公判証言（N鑑定等）により、T氏は、人工呼吸器から酸素供給が途絶したことにより、急性の心停止に至って死亡したと認められる。 ② 酸素供給が途絶したのは、何者かが故意により人工呼吸器のチューブを外したからである。また、チューブが外れると鳴るアラームが鳴らなかったのは、犯人がアラームに作為を加えたことによるものである。 ③ 西山氏には犯行可能な知識、立場があることを前提に、「管を抜き、アラームが鳴らないような作為を加えた」旨の捜査段階の自白が信用できる。
⑥主要な新証拠の内容	新証拠は、複数の医師の意見書であり、その内容の主要な点は、次のとおりである。 ① T氏の鑑定所見からは死因となるような病変が認められない。その場合、死因は通常は心臓に求められる。心臓に求められる死因には、酸素供給途絶による心停止と致死的不整脈による心停止がある。 ② 解剖時のカリウム値は極端に低く、これが原因で致死的不整脈が起こった可能性がある。 ③ 低カリウム以外にも、T氏の病歴や検査結果からうかがえる身体状況が原因で致死的不整脈が起こった可能性がある。
⑦再審の経過	2010(H22).9.21 第1次再審請求 2011(H23).3.30 大津地裁決定（坪井祐子裁判長・棄却）

	2011(H23). 5.23 大阪高裁決定(松尾昭一裁判長・棄却) 2011(H23). 8.24 最高裁第二小法廷決定(竹内行夫裁判長・棄却) 2012(H24). 9.28 第2次再審請求 2015(H27). 9.30 大津地裁決定(川上宏裁判長・棄却) 2017(H29). 8.24 西山氏満期出所 2017(H29).12.20 大阪高裁(後藤眞理子裁判長)再審開始決定 2017(H29).12.25 検察官による特別抗告申立て 2019(H31). 3.18 最高裁第二小法廷決定(菅野博之裁判長)・棄却・再審開始確定 現在、大津地裁(大西直樹裁判長)にて、再審公判準備中
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	平成29年12月20日、大阪高裁は以下の理由で再審開始を決定した。 ① T氏の死因が致死的不整脈であった可能性はいまだ排除されておらず、N鑑定の証明力は揺らぎ、急死の原因が酸素供給途絶にあると証明されていない ② 西山氏の自白の変遷から、体験に基づく供述ではないとの疑いが生じざるを得ず、警察官、検察官の誘導があり、西山氏がそれに迎合した可能性がある。 大阪高裁前で支援者に報告する西山氏(滋賀民報社提供)
⑨最近のトピック	平成31年4月23日、再審公判の第1回打合せ期日があり、検察官は本件について有罪主張する予定であることを明らかにした。

13 難波ビデオ店放火殺人事件

【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人、殺人未遂・現住建造物等放火／死刑
②事件の概要	請求人(当時46歳)は、大阪市浪速区難波の7階建てビル1階所在のビデオ・DVD試写室「キャッツなんば店」(以下「本件店舗」という。)に客として入店し、本件店舗18号試写室(以下「18号室」という。)を使用していたが、放火して自殺しようと企て、平成20年10月1日午前2時55分頃、18号室において、本件店舗内の他の試写室にいる客が死亡するであろうことを認識しながら、あえて、持ち込んでいたナイロン製キャリーバッグの上口を開け、その中に入っていた衣類及び新聞紙の上にティッシュペーパー数枚を置き、持っていたライターで点火して火を放ち、その火を18号室の側壁、出入口ドア、天井等に燃え移らせて、1階店舗(約239.1㎡)を全焼させ、現に人がいるビルの建物を焼損するとともに、本件店舗において、火災により、各試写室にいた客のうち16名を急性一酸化炭素中毒等により死亡させて殺害し、7名については殺害に至らなかった。
③事件の特色	① 自白等の存在 事件直後に、請求人は警察官の職務質問に対して、「死にたかった」「弁償します」「弁護士もつけます」などと、自己が放火をしたことを仄めかす供述をしていた。 また、その後も、自白をしている。

	② 現場の焼損状況 請求人がいた18号室が強く焼損されているのは事実であるが、その焼損部分は同部屋の廊下に近い部分であり、同部屋の奥側の焼損の程度はさほど強いものではない。 他方、M氏が居た9号室の焼損の方が18号室よりも強く、特に、9号室の奥側も激しく焼損されている。また、同部屋内に置いてあったリクライニングシートにタバコの不始末と考えられ得る小規模の発火源が認められている（伊藤鑑定）。 ③ 目撃者（S氏）の明らかな虚偽供述 事件後の当初には、M氏の友人であるS氏が、M氏から「お前（S氏）が9号室に居たことにしておいてくれ」と頼まれ、「9号室は、自分（S氏）が使っていた」という虚偽の供述をしていた。 ④ 店舗関係者の目撃供述の信用性 本件事件については、本件店舗側の防火対策に不備があり、店舗に対する業務上過失致死（防火対策の不備）の嫌疑も掛けられていた。そのため、店舗側の関係証人は、「請求人の放火」に沿う供述をしている可能性が否定できない。
④裁判の経過	2008(H20).10.1 事件発生 2009(H21).12.2 第一審 大阪地裁 被告人に死刑判決（秋山敬裁判長） 2011(H23).7.26 控訴審 大阪高裁 控訴棄却判決（的場純男裁判長） 2014(H26).3.6 上告審 最高裁 上告棄却判決（横田尤孝裁判長） 2014(H26).3.26 最高裁 訂正申立棄却決定により判決確定
⑤確定審の裁判所の判断	1 火元の特定（現場の痕跡からの推論） ① 確定判決 ・請求人は本件店舗に入店する際、本件キャリーバッグを持ち込んだ。 ・9号室、11号室、18号室、並びに11号室前、12号室前、18号室前の各通路が激しく焼損しているが、それ以外の部分の焼損は弱い。 ・科捜研影山技官の意見：請求人が18号室で放火したことを裏付ける鑑定の意見。なお、9号室に火源があったことは否定（18号室単独出火説）。 ② 本件の争点 火元は、請求人が居た18号室ではなく、M氏が使用していた9号室ではないか（9号室単独出火説）。 2 18号室から出火したことについて（S氏と店員の目撃供述） ① 確定判決 S氏と店員らは、18号室から出火したことを目撃した旨供述しており、信用できる。 ② 本件の争点 請求人が居た18号室からの出火を目撃したという関係者供述の信用性。 3 請求人の捜査段階の自白の任意性及び信用性 ① 確定判決 請求人の捜査段階の自白には任意性及び信用性が認められる。 ② 本件の争点 自白の任意性及び信用性については、秘密の暴露はなく、供述内容にも変遷がある上、請求人に知的障がいがあることや捜査官に不当な誘導があったことを理由に、これを争っている。 4 請求人が放火したことをうかがわせるその他の事情 ① 確定判決 ・請求人は、店員らに連れ戻された際、「すみません」「補償もします。弁護士もつけます」などと答えた。 ・請求人は、現場にいた警察官から「自分の部屋が燃えたんか」と聞かれると「そうです」と答え、さらに、「お前が火つけたんか」と聞かれると「死にたかったんですわ」などと答えた。 ② 本件の争点

	請求人の言動は、タバコの火の不始末で失火させたとの思い込みによるものではないか。 5 タバコの不始末等による失火の可能性 ① 確定判決 警察の燃焼実験によれば、本件キャリーバッグ内に煙草の火種が入っても着火しないとされている。 ② 本件の争点 仮に、請求人が居た18号室からの出火が認められるとしても、放火ではなく失火ではないか。 6 2か所出火説（再審段階における争点）について 仮に、18号室からだけではなく、9号室からも出火したことが認められるとすれば（2か所出火説）、18号室からの出火と被害者の死亡結果との間に「AなかりせばBなし」という因果関係が認められないのではないか（殺人既遂罪の成否）。
⑥主要な 新証拠の 内容	火元について ① 影山意見の非科学性 ・影山意見は、18号室のキャリーバッグから燃焼が広がり、フラッシュオーバー現象で、18号室から噴き出した炎が、同室向かい側の通路の壁にぶつかって再度18号室内に入るとともに、ドアが開いていた9号室内へ入り込んだ、という。しかし、火炎には直進性があり、18号室から9号室まで、右・左・右と90度ずつ炎が折れ曲がることは非科学的。 ・影山意見は、18号室が火元であるとするが、火元の18号室より9号室の焼損が激しいこと（この点には争いはない。）を説明できていない。また、18号室の床上に置かれていたスリッパは焼損していないが9号室の床上に置かれていたスリッパは焼損していること、18号室奥は比較的焼損の程度は低いが9号室奥はほとんど焼損していることを説明できない。 ② 技術士意見書 ・火災専門技術士の中村敏彦・鬼木裕之進作成の意見書（5通）によれば、火元は18号室ではなく9号室だけであると合理的に判断できる（9号室単独出火説）。 ・18号室の奥や床上は比較的焼損状況が激しくなく、9号室は奥まで激しく焼損し、天井も焼け落ちている。 ・18号室のキャリーバッグは上部が焼損しているだけで、天井も焼け残っている。 ・キャリーバッグの焼損は、通路側からの火炎によるものである。 ・9号室のエアコンの冷却液送付管だけが熱で断裂しており、9号室の燃焼が一番早かった。 ・9号室からの出火の蓋然性が認められ、18号室から出火することは不自然。 ③ 伊藤鑑定書 伊藤弘前大学元教授の鑑定書は、1/20スケール模型で燃焼再現実験をした結果、9号室と18号室のそれぞれ独立した出火源が原因の火災であると判断（2か所出火説）。 ・9号室のソファの背もたれにタバコの火又はライターによる小さな火源が認められる。 ・18号室と9号室の間にある10号室、12号室の焼損は小さいので、両室（18号室と9号室）が火元（2か所出火説）と考えるのが自然。 ④ 検証調書 以上の焼損状況は、火災直後の検証調書によっても明らかである。 ⑤ 9号室単独出火説だけでなく2か所出火説も検討することの必要性 ・9号室と18号室の焼損状況が他の部屋と比べて特に強い。 ・伊藤鑑定書が2か所出火説を結論付けているのを無視できない。 ・2か所出火説によっても、確定判決の認定構造（18号室単独出火説）に対する合理的疑いが生じ得る。 ・仮に18号室からの出火が認められたとしても、予備的に、被害者の死亡結果との間の因果関係が否定される可能性がある（条件関係がない）。 ・被害者の死亡結果との因果関係が否定されて認定事実が殺人未遂に止まれば、死刑が回避できる可能性がある。

	・2か所出火説が立証されれば、「同時に2か所から出火することは経験則上考え難い」という確定判決の認定も維持し得ない。 …天井が焼損した部分 …床が焼損した部分 O氏のいた18号室よりも、 9号室の焼損が激しいこと は明らか	
⑦再審の経過	2014(H26). 5.28 2014(H26). 9.16 2016(H28). 3.30 2018(H30).10. 9 2019(R 1). 6.20 2019(R 1). 7.17	大阪地裁に再審請求 日弁連に再審支援の救済申立て 大阪地裁 再審請求棄却決定(橋本一裁判長) 大阪高裁 即時抗告棄却決定(樋口裕晃裁判長) 日弁連が再審支援決定 最高裁 特別抗告棄却(宮崎裕子裁判長)
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 再審が明らかにした事項 9号室の単独出火を、火災の専門家である技術士意見書で明らかにできた。 火災工学の専門家である伊藤昭彦前大学元教授らの鑑定書により、18号室からの出火の可能性が認められつつも、9号室からの出火も認められ、かつ、9号室からの出火の方が時期的に早いことが明らかとなった。 ② 残された問題点 18号室からも出火したという2か所出火説の位置付けをどうするか(あくまでも9号室単独出火説一本に絞り込むべきか)。 自白による「犯行状況」と客観的な火災の状況との矛盾に関する科学的鑑定の実施。 ・キャリーバッグ上のティッシュペーパーにライターで点火して放火した場合には、キャリーバッグ自体が完全に焼損してしまい、かつ、18号室の焼毀状況も、現実の焼毀状況よりも激しくなる。 ・9号室からの出火を裏付ける火災再現実験の実施。 ・目撃者であるM氏とS氏の供述の弾劾。 ・請求人の自白の任意性と信用性の否定。	
⑨最近のトピック	令和元年6月20日に、日弁連が再審支援決定を出したが、その直後である同年7月17日に、最高裁は特別抗告を棄却した。また、同年8月2日には、本件とは別ではあるが、2名の死刑執行(うち1名は再審請求中)が行われた。 従って、早急に第2次再審請求をする必要がある。	

14 布川事件(無罪判決確定)

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人(再審対象)等/無期懲役 平成8年仮釈放
②事件の概要	昭和42年8月30日、茨城県北相馬郡利根町布川で、一人暮らしの大工で金貸しをしていたとの噂のあった62歳の男性が死体で発見された。遺体の両脚はタオルとワイシャツで縛られ、口の中にはパンツが押し込まれた状態であった。室内は荒らされ、死体の発見された8畳間の床は、床板、

	根太掛が折れて大きく落ち込んでいた。 死体解剖の結果、8月28日夜から29日早朝が犯行日時と推定され、県警の捜査本部が置かれ捜査が進められた。死体発見から40日以上経過した10月10日に櫻井昌司氏（当時20歳）が、16日に杉山卓男氏（当時21歳）がいずれも別件の嫌疑で逮捕された。別件の取調べは早々に終了し、その後は別件勾留の下で強盗殺人事件の取調べが続いた。櫻井氏は強盗殺人に対しては否認をしていたが、「ポリグラフ検査で陽性反応が出た」、「お袋もやってしまったことは仕方ないと言っている」などと捜査官から虚偽の事実を告げられ、10月15日に自白し、杉山氏も当初強盗殺人を否認していたが、「櫻井氏は杉山氏と一緒にやったと泣いて謝っている」などと言われ、10月17日に自白に転じた。なお、逮捕状の執行は10月23日であった。 その後両名は多数の自白調書を作成されたが、11月6日から8日にかけて拘置所に移監された。両名はその後処分保留のまま強盗殺人については釈放された（11月13日）。 しかし12月1日になり警察署に再び身柄が移監され、その後再び強盗殺人について取調べが始まった。両名は否認したものの、再度自白をし、12月28日強盗殺人罪で起訴された。なお、処分保留釈放を指揮した検察官と起訴した検察官は異なる人物である。裁判では両名は公訴事実を争い終始無罪を主張した。しかし、水戸地裁土浦支部は強盗殺人を認定し両名を無期懲役に処し、東京高裁、最高裁もこれを維持した。昭和58年第1次再審請求をしたものの、平成17年7月最高裁により特別抗告が棄却され、平成13年第2次再審請求を申し立て、平成17年水戸地裁土浦支部は再審開始決定を下した。東京高裁は検察官の即時抗告を棄却し、最高裁も平成21年特別抗告を棄却し、再審公判が平成22年7月から開始され、平成23年5月24日、強盗殺人につき無罪判決が宣告された。
③事件の特色	再審請求の対象は強盗殺人であったが、両名はその余の窃盗や恐喝等の事件についてはいずれも認めていた。強盗殺人（以下「本件」という。）については、請求人らと犯行を結びつける物的証拠は何一つなく、直接証拠は自白しかないが、その自白も内容の変遷が甚だしく、両名の間に連鎖的変遷が見られる。さらに、客観的事実とも多くの点で付合せず、詳しすぎる部分や空疎とも言える部分が混在する奇妙なものであった。無論秘密の暴露と言えるものはなかった。さらに、起訴直前の検面調書には、多くの矛盾点が覆い隠されるような内容が特徴的に登場し、検察官が問題点を曖昧化させた形跡が顕著であった。 検察官は有罪を立証するために目撃を主とする情況証拠を用意した。すなわち犯行は8月28日午後9時頃との前提の下に、両名が最寄りの布佐駅に到着する列車内、下車した駅、駅から被害者宅までの道のりの中で、複数の目撃証人がいるとして、それぞれ関係人の供述を得て有罪立証のために利用した。さらに、公判が始まってしばらくして後に、犯行現場の家の前に両名がいるのを目撃したという証言内容がおかしな目撃証人を突然に登場させた。 弁護人は自白の問題点、目撃証言の信用性等を争ったが、水戸地裁土浦支部は簡単な理由の下に強盗殺人を認定し、無期懲役に処した。 高裁も同様であり、最高裁は異例とも言える長文の理由を付し、「自白を離れて被告人両名が犯人であることを推認することのできる証拠が存し」、「あらゆる角度から慎重に全証拠を検討した…数々の証拠は自白を補強するに足るものであり、かつ、自白を離れて犯罪事実を立証しうる情況証拠となる」、「被告人両名が真犯人であることにつき合理的な疑いをさしはさむ事実及び証拠を発見することができなかった」と判示した。
④裁判の経過	1967(S42). 8.30 事件発覚 1967(S42).12.28 強盗殺人で起訴 1970(S45).10. 6 第一審 水戸地裁土浦支部 無期懲役判決（藤岡学裁判長） 1973(S48).12.20 控訴審 東京高裁 控訴棄却（吉田信孝裁判長） 1978(S53). 7. 3 上告審 最高裁 上告棄却決定（大塚喜一郎裁判長） 1983(S58).12.23 第1次再審請求申立て 1987(S62). 3.31 水戸地裁土浦支部 再審請求棄却決定（榎本豊三郎裁判長） 1988(S63). 2.22 東京高裁 即時抗告棄却決定（小野幹雄裁判長）

	1992(H4).9.9 最高裁 特別抗告棄却決定(大堀誠一裁判長) 1996(H8).11.6~8 両名仮釈放 2001(H13).12.6 第2次再審請求申立て 2005(H17).9.21 水戸地裁土浦支部 再審開始決定決定(彦坂孝孔裁判長) 2008(H20).7.14 東京高裁 検察官即時抗告棄却決定(門野博裁判長) 2009(H21).12.14 最高裁 検察官特別抗告棄却決定(竹内行夫裁判長) 2010(H22).7.9 再審公判開始 2011(H23).5.24 水戸地裁土浦支部 再審無罪判決宣告(神田大助裁判長)
⑤確定審の裁判所の判断	① 両名はアリバイの主張をするが、犯行現場に至る途中で両名をそれぞれ目撃した人物が多数いる。また、目撃者が目撃をした日は、常磐線我孫子駅と柏駅との間において発生した列車の脱線事故の翌日であるとの記憶によるものであることが認められ、信用できる。 ② 別件逮捕による違法な捜査は行われていなかった。 ③ 両名の取調べについては、強制、拷問もしくは脅迫が行われた形跡は全く認められず、不当に長く抑留もしくは拘禁された後の自白と言うことも出来ず、さらに、両名はいずれも自ら進んで任意に強盗殺人事件について自白をした。自白調書には任意性が備わっている。 ④ 捜査官が取調べにおいて誘導したり、事実を認めれば死刑を免れるなどして自白を得た経過は認められず、自白調書には信用性が備わっている。 ⑤ 両名の自白調書の供述内容は具体的かつ詳細であるばかりでなく、多くの関係証人の供述部分に合致するので信用性が認められる。
⑥主要な新証拠の内容	第2次再審請求審での新証拠は総計で130以上に及んだ。 水戸地裁土浦支部の再審開始決定の論理、再審開始判断につながった新証拠は凡そ次のようなものであった。 ① まず、両名の殺害自白に着目し、新旧証拠を検討し、検察官申請の三澤証人による鑑定内容は新証拠である木村鑑定(原審の認定した扼頸の痕跡はなく、絞頸の痕跡をむしろ認め得るとの内容)の信用性を減殺できないとした。 ② 殺害の順序としては被害者の口にパンツ様のものを押し込んだ後に頸部の圧迫行為があったのか、それとも頸部圧迫により死亡したか抵抗力を失った後に口中にパンツが押し込まれたのかという争点について、三澤鑑定人の意見は、後者の意見を述べた木村鑑定人の意見を減殺するものではないとした。 ③ 確定審において提出されていた録音テープとは別の10月17日録音のテープは、録音時間と再生時間の間に齟齬があり、録音途中の櫻井氏の変更自白は櫻井自白を了知した取調官の誘導の可能性があると、確定審で取り調べられた2本の録音テープは取調内容を捻ざらしたものであり、秘密の暴露もなく、結局3本の録音テープは自白の信用性を補強するものではない。 ④ また10/17テープが存在しないことを確定審で何度も亘り証言した捜査官の証言が偽証であることを認めた。 ⑤ 自白によれば、両名は殺害後8畳間と4畳間のガラス戸を偽装工作の目的のために取り外しにかかったが外れないので杉山氏がガラス戸下部を蹴ったらガラスが割れ落ちたとの自白をしているが、新井実験報告書によれば8畳間からガラス戸下部に何らかの外力が加えられガラス戸上部の二枚のガラスが割れ、西側ガラス戸は4畳間に倒れ込みガラスが割れたとの合理的疑いを容れる余地がある。 ⑥ またガラス戸のホゾ折れは、面外方向に曲げるなどの大変形をもたらす契機が必要で、再現ビデオで人が衝突した際に上のガラスが割れているので格闘による可能性も十分あるとした。 ⑦ 現場には指紋は全くないところ、弁護団作成の指紋にかかる実験報告書によれば、同環境下で櫻井氏の指紋が検出されているところ、指紋がないことが犯人であることを否定するものではないにしても、自白の信用性に疑いを生じさせるとした。 ⑧ 二通の毛髪鑑定書によれば、犯行現場には請求人らの毛髪が採取されていないことが明らかであるが、第三者の毛髪が8本のうち5本あったこと、対照不能の指紋が多数あったことその

⑦再審の経過	他の事情から自白は裏付けを欠いており第三者が存在していた可能性を指摘した。 紙幅の関係で、第1次再審請求分については省略する。以下は第2次再審請求にかかる経過である。 ① 進行協議など ア 水戸地裁土浦支部（再審開始決定） 第2次再審申立ての3か月後の平成14年3月8日に進行協議が開催された。弁護団は継続的な進行協議を開催すること、検察官に証拠開示をさせること、請求人の同席を認めること等を要望した。進行協議期日は3回を数えた。その他弁護人が裁判官に面会したのは4回を数えた。 イ 東京高裁（検察官の即時抗告） 即時抗告審においては、進行協議期日は18回を数えた。 ウ 最高裁（検察官の特別抗告） 最高裁に対しては調査官面会を7回求めたが、最高裁はいずれも面会を拒絶した。 ② 書面、新証拠の提出など 土浦支部での審理では、理由補充書を8通、意見書を5通出した。その他証拠評価に関する意見書、証拠開示に関する意見書なども出した。証拠開示要請書は15通出した。 東京高裁では理由補充書を3通、証拠開示要請書は3通、総括意見書等を出した。 最高裁では検察官の特別抗告理由書に対する反論書を2通提出し、証拠開示請求も更に続けた。 その他折りを見て証拠開示にかかる意見書も複数出した。 証拠開示要請については、検察官はいずれも不見当なる回答、証拠漁りであるとする回答が多く、証拠開示に消極的であったが、開示要請を重ねるに連れ応答するようになり、死体検案書、死体写真、櫻井の取調状況録音テープ、目撃証人等の供述調書、毛髪鑑定書、証拠物（口詰めパンツ、足締めワイシャツ、缶詰、便所の棧等）の開示、その他関係人の供述調書・捜査報告書等が開示された。 ③ 弁護団は、全論点について詳細な理由補充書を出し続け、また新証拠は全争点に亘りもれなく対置するように尽力した。 ④ 事実調べ 土浦支部では、鑑定意見書を作成した木村鑑定人、検察官申請の三澤鑑定人、ガラス戸破損にかかる河合鑑定人らの証人尋問がなされた。尋問が終了したら直ちに尋問内容についての理由補充書を提出した。 東京高裁では医師の佐藤鑑定人、裁判所選任で医師の高取鑑定人、録音テープ内容等の解析人の中田証人などへの事実調べがなされた。 ⑤ 土浦支部での審理は4年半、即時抗告審での審理は3年弱、特別抗告審での審理は1年5か月ほどであった。 ⑥ 理由補充書その他の書面、証拠開示要請書は機会を狙っては出し続け、その量はかなりのものになった。弁護団の勢い、積極的な姿勢を示すには大きな力を発揮したものと思われる。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 自白調書の任意性について疑義があると指摘したこと ② 自白調書の信用性を否定したこと ③ 取調官の証言が請求人らの陳述に比し信用性に欠けることを明らかにしたこと ④ 拘置所から警察代用監獄へ再度移監（逆送）して取調べをしたことの疑問を呈したこと ⑤ 自白を補強する状況証拠の証明力を限定的に慎重に検討する必要があるとしたこと ⑥ 取調官が行った取調べにかかる恣意的な録音を認めたこと ⑦ 取調官の偽証を認定したこと ⑧ 開示証拠が有用であること
⑨最近のトピック	布川事件は再審公判で無罪判決が宣告されて早8年が経過した。もう一昔前の事件になってしまったという印象を持つ。

	弁護団の何人か（小高丑松元団長、柴田五郎元事務局長、その他の方々）は鬼籍に入ってしまった。また請求人の杉山氏は平成27年急逝された。 再審公判での無罪判決後、櫻井氏は国と茨城県を被告として国家賠償請求訴訟を提起し、令和元年5月27日、一部勝訴の判決が宣告された。同判決では、警察の捜査に種々の違法行為があり、確定控訴審における検察官の証拠不開示が違法行為であるとの判断が示された（東京地裁・市原義孝裁判長）。 その一方で、再審請求審における証拠不開示や再審開始決定に対する検察官抗告については、違法性を認めなかった。現在、控訴審が係属中である。 なお、布川事件旧弁護団の多くが国家賠償請求訴訟の原告訴訟代理人に就任している。
--	--

15 松橋事件（無罪判決確定）

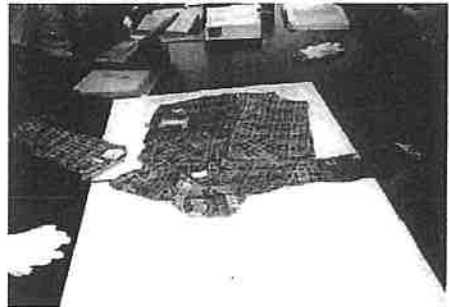
【日弁連支援事件】

①罪名等	殺人（再審対象）等／懲役13年
②事件の概要	昭和60年1月8日熊本県下益城郡松橋町（当時）で独居していた59才の男性が自宅で殺害されていたのが発見された。死体には多数の創傷があった。被害者宅では金品物色の跡がなく、被害者の顔面、頭部に多数の刺創が集中していることから、警察は怨恨による殺害とみて、被害者の将棋仲間であり、被害者宅で同月5日に被害者と飲食をしていた知人の一人である宮田浩喜氏（当時52歳）を逮捕した。
③事件の特色	本件は刃物による多数の創傷があり、被害者は多量の出血をしていた。加害者の着衣や凶器には当然血液が付着しておかしくないところ、宮田氏の着衣から血液反応は確認できず、自白で凶器とされた切出小刀の刃体や木製の握りの部分からも血液は検出されなかった。警察は握りの部分を二つに割り、刃の柄との接触部分も確認したがやはり血液の付着は確認できなかった。 宮田氏を犯人と結びつける証拠は宮田氏の自白しかない。その自白も不自然な変遷をしている。すなわち当初は切出小刀や着用していた軍手に血が付着し、切出小刀は研ぐなどして血液を落とし、血の付いた軍手は大野川に投棄した、としていた。しかし、切出小刀から血液は検出されず、大野川の捜索を繰り返しても投棄した軍手が発見できない中で、実は血液の付着を防ぐため布を切出小刀に巻き付けていた、血の付いた布や軍手は、風呂の炊出しで焼燬した、と自白が変遷した。 また死体の創傷の大きさと深さは、自白で凶器とされる切出小刀の形状と合致しないものがあり、より細身の刃物が実際の凶器のようにも見える。この相違が「押し下げ現象」（刃物を人体に突き刺すと組織が圧縮され（押し下げられ）、刃物を抜き組織が元の厚さに戻ると、組織に残った傷の深さは刃物の組織に実際に貫通した部分よりも深くなる現象）で説明できるのかどうかも争点となった。 このように自白には大きな変遷があり客観的事実に合致しないように見えるところ、自白内容は犯行直前の被害者の追尾や犯行状況など詳細かつ具体的で迫真性があるかのような印象を与えるものであった。 宮田氏に対し1月8日から同月20日までの間に9日間、任意という形式で取調べが連日長時間なされた。宮田氏は否認を続けていたが、ポリグラフで反応が出たと告げられ、警察への出頭を拒否すると、警察官は宮田氏の自宅まで来て取調べを強行し、同月20日宮田氏は自白し、逮捕された。形式的には宮田氏は任意の取調べで自白したことになる。また宮田氏は第1回公判では有罪の答弁をしたが、第5回公判から再び否認に転じた。
④裁判の経過	1985(S60).1.8 死体発見 1985(S60).1.20 自白、逮捕 1985(S60).2.10 殺人で起訴 1985(S60).3.30 銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類等取締法違反で追起訴 1986(S61).12.22 一審 熊本地裁一審 判決（懲役13年）（荒木勝己裁判長） 1986(S61).12.25 殺人について控訴

	1988(S63). 6. 2 控訴審 福岡高裁 控訴棄却 (生田謙二裁判長) 1988(S63). 6. 2 上告 1990(H2). 1.26 上告審 最高裁 上告棄却 (大内恒夫裁判長) 1999(H11). 3.26 仮出所 1999(H11). 7.22 刑期満了 2012(H24). 3.12 再審請求 2016(H28). 6.30 熊本地裁 再審開始決定 (溝國禎久裁判長) 2016(H28). 7. 2 検察官即時抗告 2017(H29).11.29 福岡高裁 即時抗告棄却決定 (山口雅高裁判長) 2017(H29).12. 4 検察官特別抗告 2018(H30).10.10 最高裁 特別抗告棄却決定 (菅野博之裁判長) 2019(H31). 3.28 熊本地裁 再審無罪判決 (溝國禎久裁判長)
⑤確定審 の裁判所 の判断	被告人の自白に至るまでの取調べが自白の任意性に疑いを抱かせるほどの強制的なものであったとは認め難く、被告人の捜査段階における自白は任意性が認められる。 被告人の公判廷における自白の任意性を疑わしめる事情は認められず、同自白も任意性が認められる。 被告人の自白は、犯行の概略を相当具体的かつ詳細に述べており3点を除き基調となるべき部分に一貫性があり、けん銃等の不法所持など重要事実を自発的に併せて自白するなどしており、信用性が認められる。 3点の供述の重要な変更は、被告人が観念して本当のことを言う気になったためなされたものである。 犯行直前の被害者の追尾の自白等に秘密の暴露も存在している。 被告人がポリグラフ検査において特異反応を示したことは自白の信用性を担保すべき事情である。 被告人の捜査段階における自白が虚偽である旨の公判廷供述は到底信じ難い。
⑥主要な 新証拠の 内容	① 切出小刀に巻き付けた布を切り取ったシャツが捜査段階で特定され、切り取った切れ端の部分が欠落しているとされていたところ、実は起訴後にその欠落部分に相当する切れ端を警察は押収していたことを示す切れ端シャツそのもの、押収手続書類並びにシャツ全体がそろっていることを示すビデオ ② 押し下げ現象では説明できない傷と深さの創傷が存在することを示す大野曜吉教授の鑑定書 ③ 自白では致命傷は、被害者頸部の肌の露出部分を切出小刀で刺したところになっているところ、実はタートルネックの首の折り返し部分を通して刺したものであることを示す大野曜吉教授の鑑定書 ④ 犯行直前の深夜、宮田氏が被害者を追尾したとき近隣G宅の明かりがついていたとの自白が秘密の暴露とされていたところ、事件直後捜査官がすでに聴取をしていたことを示す証人の宣誓供述書 ⑤ ポリグラフ検査の質問が適切ではないなど検査結果は信頼できないとする越智啓太教授の意見書など



巻き付け布①（切り取って凶器に巻き付け、犯行後焼却したと宮田氏が供述していたシャツの左袖部分）



巻き付け布②（バラバラのシャツ片をつなぎ合わせると、完全なシャツが復元された）

⑦再審の経過

布を切り取ったシャツが復元され、巻き付けたとされる布が血液も付着せず残っていることは否定できず、検察官は別の布切れを巻き付けたものにすぎないと主張した。創傷と切出小刀の形状の相違については、検察官は押し下げ現象で説明できるものであり、測定誤差や身体の姿勢の相違も考慮されるべきとした。これに対して大野教授は首の右の堅い部分は指で押しても1cmも押し下げることができず、1cmを超える押し下げ現象を説明することはできないという非常に分かりやすい説明をした。

再審開始決定は、巻き付け布と、創傷と切出小刀の形状の相違についての当方の主張を認め、自白の信用性についての疑問が生じたとして、総合評価に入った。

この再審開始決定はほぼ弁護側の主張を認めるものであったが、G宅の明かりについての秘密の暴露の問題は、捜査側が知らなかったが、犯人ではない宮田氏が自発的に供述した可能性があるとする、弱点があった。即時抗告審では、被害者の最後の生存情報にかかわる事項であり捜査側はG宅付近を含む「追尾」がなされたとする経路で聞き込みなどを行ったはずであり、G宅の明かりは当然捜査側が知り得る情報であったこと、宮田氏はG宅以外の明かりについても供述をしていたなどの主張の補充を行った。

抗告審の裁判長は、冒頭で検察官の意見書は長いが、布の出どころ、傷及び自白の位置付けの3点がポイントだと指摘した。検察官は布の出どころ、傷についてみるべき主張及び立証ができなかった。



松橋再審無罪（熊本地裁前）。再審無罪判決に沸き返る支援者及び弁護団（日本国民救援会熊本本部提供）



松橋再審無罪（宮田氏訪問）。無罪判決の報告を受ける宮田氏。布川事件の櫻井昌司氏、東住吉事件の青木恵子氏も駆けつけた（日本国民救援会熊本本部提供）

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点

巻き付け布・被害者の着衣などの証拠物、軍手の搜索・実験に関する捜査報告書など、開示によって得られた証拠が新証拠として大きな武器となった。再審においても証拠開示は極めて重要であり、検察官に開示を義務付ける制度が必要である。

本件では、再審開始決定に対する即時抗告等がなされたが、見るべき主張、立証はなされていない。日本の再審制度は、開始決定、再審公判という二段階からなる。無事の救済という観点からすれば、開始決定に対する検察官の即時抗告や特別抗告、再審無罪判決に対する上訴は制限されるべきである。

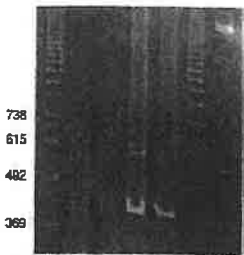
⑨最近のトピック	刑事補償請求（令和元年5月7日）及び刑事費用補償請求（同年7月1日）を行った。また事件の内容及びこれに対する弁護団の取組みを伝え、また批判を仰ぐためにも報告書を作成する。
----------	---

16 足利事件（無罪判決確定）

【日弁連支援事件】

①罪名等	わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄／無期懲役
②事件の概要	平成2年5月12日午後6時10分頃、栃木県足利市内にあるパチンコ店に父親と来ていたM（当時4歳）が行方不明となった。翌13日午前10時20分頃、パチンコ店から数百メートル離れた渡良瀬川河川敷の藪の中から全裸のMの死体が発見された。さらに、警察が付近捜索をしたところ、死体発見現場近くの川底からMのスカート、精液の付着した半袖下着、2枚重ねのパンツ等が発見された。 足利市内では昭和54年と昭和59年にもそれぞれ幼女誘拐殺人事件が発生していたことから、栃木県警は事態を重視して足利市を中心に大がかりな捜査を行った。そして足利事件発生当時、市内の借家に週末だけ一人で住んでいた菅家利和氏（当時45才）を不審者として特定、菅家氏が捨てたゴミから微物を採取し、これをMの半袖下着とともに科学警察研究所（以下「科警研」という。）に送付して、両者のDNA型鑑定の判定とDNA型による異同識別の鑑定を委嘱した。 その結果、科警研は、両者とも血液型はABO式、ルイス式で同型であり、DNA型は123ラダーマーカーを用いたMCT118型でいずれも同型の16-26型であると判定した。この鑑定結果を踏まえ、平成3年12月1日午前7時頃、栃木県警の警察官は菅家氏の借家を訪れて屋内で実質的な取調べを行い、午前8時頃には足利警察署へ同行の上、任意の取調べを続けた（ただし、実際には菅家氏に自由な退去を認めない実質的な逮捕後の取調べであった。）。菅家氏は警察官による取調べの結果、同日午後10時半頃までにはMの誘拐と殺害を認め、同月2日未明に逮捕された。なお、更にその後の取調べにおいて菅家氏は以前足利市内で発生した2件の幼女誘拐殺人事件についても白らが犯人であることを認めたが、この2件の幼女誘拐殺人事件については約1年後に不起訴処分とされている。 菅家氏は同月21日、わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄の犯人として宇都宮地方裁判所に起訴された。
③事件の特色	① 初期のDNA型鑑定による犯人性の認定 本件では、1990年代初期に科警研が採用したMCT118型法と123ラダーマーカーによるDNA型鑑定によって、犯人由来の型と菅家氏のDNA型の同一性が認められたことが、菅家氏を犯人と認定する決め手になったと、逮捕当時盛んに喧伝された。確定審も、科警研によるDNA型鑑定が信頼できるものであることを最大の理由として有罪判決を導いた。しかし、当時の科警研によるDNA型鑑定は未だ黎明期のものであって、その信頼性や評価については、当時から過大評価すべきではないとの指摘があった。弁護団が再編された確定二審以後、科警研のDNA型鑑定の証拠能力や評価について本格的に争われ、再審段階ではDNA型の再鑑定実施が最大の争点となった。 ② 捜査段階及び確定一審公判における自白の評価 菅家氏は捜査の初期段階（取調室における取調べから10数時間後）で自白し、起訴後も一審公判の途中まで自白を維持し続けた（第6回公判で否認に転じるが第7回公判で再度認め、弁論再開後の第10回公判であらためて否認）。確定一審では、弁護人さえも、菅家氏の自白に信用性があることを前提とした審理が進められていた。捜査機関によって時には暴力をとまなう強い圧力の下での取調べがなされ、虚偽自白が作出されたという菅家氏の訴えが客観的にも裏付けられるのは、DNA型再鑑定によって犯人性が否定されるに至った後である。
④裁判の経過	1990(H2).5.12 事件発生 1991(H3).12.1 菅家氏宅に栃木県警捜査員が来所し足利署へ同行、翌2日未明に菅家氏が自白し、逮捕 1991(H3).12.21 宇都宮地方検察庁、菅家氏を本件で起訴

	1993(H5). 7. 7	宇都宮地方裁判所で無期懲役判決（久保真人裁判長）
	1996(H8). 5. 9	東京高等裁判所で控訴棄却判決（高木俊夫裁判長）
	2000(H12). 7.17	最高裁判所第二小法廷で上告棄却決定（亀山継夫裁判長）
	2002(H14).12.20	口弁連による再審支援決定
	2002(H14).12.25	宇都宮地方裁判所に再審請求
	2008(H20). 2.13	宇都宮地方裁判所で再審棄却決定（池本寿美子裁判長）
	2008(H20).12.24	東京高等裁判所でDNA型再鑑定決定（田中康郎裁判長）
	2009(H21). 5. 8	DNA型再鑑定結果公表
	2009(H21). 6. 4	千葉刑務所から菅家氏釈放
	2009(H21). 6.23	東京高等裁判所で再審開始決定（矢村宏裁判長）
	2009(H21).10.21	宇都宮地方裁判所で再審公判開始
	2010(H22). 3.26	宇都宮地方裁判所で無罪判決（佐藤正信裁判長），検察官の上訴権放棄により即時確定
	2011(H23). 1.13	宇都宮地方裁判所で刑事補償及び刑事費用補償決定（佐藤正信裁判長）
⑤確定審の裁判所の判断	① 宇都宮地方裁判所判決 ・宇都宮地方裁判所は、平成5年7月7日、無期懲役の有罪判決を言い渡した。判決は、DNA型鑑定の一般的信頼性について、「同鑑定方法の歴史は浅く、その信頼性が社会一般により完全に承認されているとまでは評価できない」としつつも、DNA型鑑定に対する専門的な知識と技術及び経験を持った者によって適切な方法により鑑定が行われたのであれば、鑑定結果が裁判所に対して不当な偏見を与えるおそれはないとし、証拠能力が認められるとした。その上で本件DNA型鑑定については、専門的な知識と技術及び経験を持った者によって適切な方法によりDNA型鑑定が行われたと認められるから証拠能力が認められ、鑑定結果の信用性に疑問を差し挟むべき事情も浮かげず、出現頻度の数値も概ね信用できるとした。 ・自白については、捜査の初期段階から公判途中まで自白を維持し続けたこと、自白に捜査官の強制や誘導が行われたことを疑わせる事情はなく、内容は自然であって格別疑問を差し挟むべき点は認められないなどとして、信用性を認めた。 ② 東京高等裁判所判決 ・一審判決後、弁護人が代わって複数の弁護人により弁護団が編成された。弁護人は、DNA型鑑定の証拠能力及び証明力について全面的に争い、科警研の技官3名の証人尋問も実施された。自白の任意性、信用性についても争われた。しかし、東京高等裁判所第4刑事部（高木俊夫裁判長）は平成8年5月9日、控訴棄却判決を言い渡した。 ・高裁判決は、MCT118法は犯罪捜査に有用な方法であるとともに一定の信頼性があり、本件DNA型鑑定を担当した技官も多数のDNA型鑑定を経験し専門的知識、技術と経験を持っているのだから、原理的にもその手法も妥当であるとした。そして、指標として123マーカーを用いた型判定も、同一条件下での異同識別に十分有効な方法であり、マーカーの優越は鑑定結果の信用性を否定ないし減殺するものではないとした。さらに、DNA型の出現頻度について、確かにMCT118法によるDNA型鑑定は指紋のような個人識別の決定的な方法ではなく、出現頻度も鑑定当時123マーカーを用いて判定した16-26型の出現頻度（0.83%）はその後のデータ量の増加に伴い頻度の統計値が増しているが、だとしても血液型だけでなく325通り（その後3778通りとなった）という著しい多型性を示すMCT118型が一致したという事実が一つの重要な間接事実になることは否定できないとした一審判決を過大視したとは言えず、両者のDNA型と血液型が合致したことは重要な積極証拠として評価することができるとした。 ・高裁では弁護人の主張によって一審よりも詳細に自白の任意性、信用性が検討された。しかし、捜査機関が菅家氏から事情聴取をしようとする段階で暴行を加えるという事態は考え難く、DNA型が合致したという事実を告げて供述を求めたことは不当な心理的強制を加えたことにもならず、任意性は否定されないとした。そして、自白には子細な状況の描写がなされており、体験した者の供述として真実性が感じられるなどの理由で信用性を認めた。	

	③ 最高裁判所決定 ・ 上告審で弁護人は、科警研論文において123マーカ―とアレリックマーカ―による型判定が1対1対応していないことから、123マーカ―を使った科警研鑑定による16-26型はアレリックマーカ―によれば異なる結果になる可能性があると考え、菅家氏の髪の手紙に挿入して送付を受け、押田茂實日本大学教授（当時）に菅家氏のDNA型の鑑定を依頼した。その結果、科警研鑑定によれば123マーカ―で16-26型は18-30型に対応するはずだが、押田鑑定によって菅家氏のDNA型は18-30型ではなく18-29型であることが判明した。そこで弁護人は、押田鑑定の分析結果を提出し、半袖下着の保管替えとDNA型再鑑定の実施を求めた。 ・ 最高裁第二小法廷（亀山継夫裁判長）は、平成12年7月17日、弁護人による上記要求をいずれも実施することなく、「いわゆるMCT118 DNA型鑑定は、その科学的原理が理論的正確性を有し、具体的な実施の方法も、その技術を習得した者により、科学的に信頼される方法で行われたと認められる。したがって、右鑑定の証拠価値については、その後の科学技術の発展により新たに解明された事項等も加味して慎重に検討されるべきであるが、なお、これを証拠として用いることが許されたとした原判断は相当である」との職権判断を示して上告を棄却した。
⑥主要な新証拠の内容	① 再審請求審 ・ 菅家氏のDNA型は、科警研論文によれば、犯人由来のDNA型である123マーカ―で16-26型に対応するアレリックマーカ―での18-30型ではなく、18-29型であるとする押田茂實日本大学教授の検査報告書 ・ 科警研によるDNA型鑑定における電気泳動像において、犯人由来のDNA型と菅家氏のDNA型のDNAバンドの位置が同一線上にあるとは言えないという高山昌光氏作成による分析報告書 ・ 菅家氏の自白による殺害方法は被害者の死体所見と矛盾するという鈴木康夫氏及び村井達哉氏作成の鑑定書 ② 即時抗告審 ・ 被害者の半袖下着から採取された犯人由来のDNA型と菅家氏のDNA型の同一性を鑑定した鈴木廣一大阪医科大学教授及び本田克也筑波大学教授の鑑定書  科警研鑑定の電気泳動写真 バンドの位置が同一線上になく歪んでいる  押田教授鑑定の電気泳動写真 バンドの位置は同一線上に揃っている
⑦再審の経過	① 再審請求審 ・ 再審請求審で弁護人は、あらためて押田鑑定を新証拠として提出するとともに、科警研鑑定における判断の基礎資料となった電気泳動像において、半袖下着に付着した精子のDNAと菅家氏のDNAを電気泳動して現れた各DNAバンドの位置が同一線上にあるとは言えないことを立証するため、高山昌光氏作成の分析報告書（高山報告書）を提出した。また再審請求段階においてあらためて半袖下着をマイナス80度に冷凍して保管することを求めて証拠保全を求めたところ、宇都宮地方裁判所は証拠保全の必要性を認め、半袖下着は自治医科大学に冷凍保管された。さらに、弁護人は、菅家氏の自白による殺害方法と死体所見には矛盾がある

として、新たに鈴木康夫氏及び村井達哉氏の鑑定書を提出し、証人尋問を請求した。

- ・宇都宮地方裁判所（池本寿美子裁判長）は、弁護人の求めたDNA型の再鑑定は実施しないとした上で、平成20年2月13日、再審請求を棄却する決定をした。その理由として、押田鑑定については、検査対象資料となった菅家氏の毛髪は東京拘置所監中に弁護人宛に郵送されたものとされているが、そもそも毛髪の採取過程の裏付けがなく資料の提出もないので、資料の同一性が認められず証拠価値は乏しいとし、高山報告書についてもその証明力は乏しいとして、いずれも明白性を否定した。また、菅家氏の自白と死体所見との矛盾という点については、扼殺方法の違いや溺水の関与を認める鈴木鑑定及び村井鑑定の結果は、いずれも確定判決の認定に合理的疑いを抱かせるものと言えないとした。



2009年6月4日、再審開始決定前に千葉刑務所から釈放

② 即時抗告審

- ・即時抗告審において、東京高等裁判所第1刑事部（田中康郎裁判長）は、DNA型再鑑定を実施する意向を示し、その後鑑定人は弁護側が本田教授、検察側が鈴木教授を推薦し、双方採用することとなった。そして平成20年12月24日、半袖下着の遺留精液と菅家氏の身体から採取する資料の二つの資料が、同一人に由来するか否か判定するための鑑定を行うと決定した。
- ・平成21年5月8日、本田鑑定人及び鈴木鑑定人の鑑定結果が弁護人、検察官にそれぞれ交付された。鈴木鑑定人の鑑定結果は、半袖下着の遺留精液付着部の布片から抽出したDNAと菅家氏のDNAとは、常染色体上の16個のSTRで14個の型が異なり、Y染色体上の16個のSTRで12個の型が異なっていたことから、同一人に由来しないというものであった。本田鑑定人の鑑定結果は、DNA検査として核DNAのうちMCT118型、Y染色体STR8種、ミトコンドリア検査2部位等、10種の検査によって11部位の比較を行った結果、3部位でDNAが一致したものの、8部位で明らかな不一致の結果が得られたことにより、半袖下着に付着する遺留精液に由来する個人と菅家氏とが同一人である可能性はないと判断できるというものであった（なお、常染色体MCT118型部位のDNA検査による型判定で菅家氏は18-29型、半袖下着遺留精液は18-24型と判定されている）。これら両鑑定人によるDNA型再鑑定の結果は、いずれも半袖下着に付着していた犯人由来と思われるDNAと菅家氏のDNAの型は異なる、つまり菅家氏は犯人ではないということを結論付けるものであった。
- ・鑑定の結果を受けて、検察庁は6月4日、検察推薦の鈴木鑑定人の鑑定結果が刑事訴訟法第435条6号に定める無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当することを争わないとの意見書を裁判所に提出した。同日、検察官は刑の執行を停止するのが妥当と判断し、刑事訴訟法第442条ただし書に基づいて刑の執行を停止したことから、菅家氏は再審無罪判決を待たずに千葉刑務所から釈放された。
- ・東京高等裁判所第1刑事部（矢村宏裁判長に交代）は、平成21年6月23日、検察官は本田鑑定の信用性は争うが鈴木鑑定について信用性を争わず、鈴木鑑定のみによっても菅家氏のDNA型と半袖下着から検出されたDNA型は一致していないこと等を理由に、菅家氏が本件と犯人であると認めるには合理的な疑いが生じているとして再審開始を決定した。

③ 再審公判

	・宇都宮地方裁判所において進行協議が合計3回開催された。協議の最中、菅家氏を取り調べた録音テープが存在するという朝日新聞のスクープ記事をきっかけに、検察官は、検察官による取調べ録音テープ12巻と、警察官による取調べ録音テープ3巻が存在することを認め、弁護人に開示した。また、菅家氏が自白したとされる本件とは別の2件の幼女誘拐殺人事件の供述調書も開示された。 ・平成21年10月21日、再審公判が開始された。検察官は無罪を言い渡すべきとの意見を述べた。 ・公判では、鈴木鑑定人及び本田鑑定人が証人として採用され、尋問が実施された。さらに、検察官が本田鑑定人の鑑定について異議を述べたことから、福島弘文科警研所長（当時）の証人尋問も実施された。 ・進行協議の最中に開示された検察官の取調べ録音テープの一部（4巻）が公判廷で再生された。また、当時取調べにあたった検察官の証人尋問が実施された。 ・第6回公判で検察官は無罪論告をし、菅家氏に公判廷で謝罪した。各弁護人の最終弁論と菅家氏の意見陳述で結審。 ・平成22年3月26日、第7回公判で無罪判決が言い渡された。判決は、鈴木鑑定人の鑑定結果によれば、犯人由来のDNA型と菅家氏のDNA型が異なることから、菅家氏が本件の犯人ではないことが認められるとした上で、捜査段階における科警研のDNA型鑑定には証拠能力がなく、証拠から排除するとした。そして、当時の検察官の取調べについて、公判期日の自白の証拠能力に影響は及ぼさないものの、公判の最中において拘置所で行われた取調べは違法であるとした。判決言渡し後、裁判官3人は起立して菅家氏に謝罪した。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 足利事件は、科警研による初期のDNA型鑑定（MCT118型）がえん罪を生むとともに、後に最新のDNA型再鑑定（STR型）が雪えんを果たすこととなった。そのため、DNA型鑑定をはじめとする科学的証拠の評価について、法曹の間で広く議論を呼ぶこととなった。 ② 再鑑定の重要性とともに、再鑑定を可能にするためには、鑑定資料の適切な保存、保管が必要であることが明確になった。 ③ DNA型再鑑定によって菅家氏の犯人性が否定されたことから、菅家氏の捜査段階から確定一審途中までの自白が虚偽自白であったことが客観的に自明となり、取調べ録音テープの存在とあいまって、尋問技術の改善や取調べの全過程可視化（録音・録画）の必要性を裏付ける重要なケースとなった。 ④ 取調べ録音テープや別件関連事件の供述調書など、弁護人の証拠開示によってすでに開示されていなければならない証拠が、再審公判で存在が明らかになるまで開示されなかった。
⑨最近のトピック	再審無罪判決後、菅家氏は市民団体とともに、えん罪被害者の救援運動を精力的に続けている。

17 東京電力女性社員殺害事件（無罪判決確定）

【日弁連支援事件】

①罪名等	強盗殺人／無期懲役
②事件の概要	平成9年3月19日、東京都渋谷区にあるアパートの1室（以下「本件現場」という。）で東京電力に勤務していた女性の死体が発見された。被害者は、以前から、会社勤務の傍ら、勤務終了後に東京都渋谷区円山町界隈で深夜まで売春するという生活を続けていたが、同年3月8日夜に円山町界隈で買春客と会ったのを最後に行方が分からなくなっていた。司法解剖の結果、被害者の死因は頸部圧迫による窒息死と推定され、臍内には精液が残っており、精子の存在が確認された。また、被害者の所持品を確認したところ、被害者が財布の中に入れていたと思われる4万円がなくなっていた。したがって、被害者は、同年3月8日の深夜に本件現場で殺害され、その際、犯人が少なくとも現金4万円を奪い去ったものと考えられた。 本件については、ネパール人のゴビンダ・プラサド・マイナリ氏（当時30歳）が犯人と疑われ、同年3月23日、別件の出入国管理及び難民認定法違反（不法残留）の容疑で逮捕された（この容

	疑については、その後、起訴され、執行猶予付きの有罪判決を受けた。その後、同年5月20日に本件の容疑で再逮捕された。これに対し、マイナリ氏は、一貫して事件への関与を否定していたが、同年6月10日に強盗殺人罪で起訴された。
③事件の 特色	本件では、マイナリ氏の自白その他マイナリ氏と本件事件とを結びつける直接証拠が全くなく、各種の状況証拠（間接事実）を総合して、マイナリ氏が犯人であると断定できるかどうか問題となっている。そして、確定判決（控訴審判決）は、7つの状況証拠（間接事実）を認定した上で、これらの事実を総合してマイナリ氏を犯人と認定した。しかし、その多くは、マイナリ氏が犯人であっても矛盾しないということにとどまるか、マイナリ氏の供述が信用できないことを前提とするものである。結局のところ、確定判決は、マイナリ氏の供述が信用できないという裁判官の主観的、直観的な判断に依拠しており、その証拠構造は脆弱である。 また、本件は、第一審で無罪判決が言い渡されたにもかかわらず、検察官の控訴によって控訴審で逆転有罪判決となっている点、しかも第一審の無罪判決によって勾留状が失効したにもかかわらず、検察官から勾留状発付の職権発動を促す中立てがなされたことを受けて、控訴審での実質的な審理が開始される前に勾留が認められている点で、特異な経過を辿っている。
④裁判の 経過	1997(H9).3.8 事件発生 1997(H9).6.10 起訴 2000(H12).4.14 第一審 東京地裁 無罪判決（大淵敏和裁判長） 2000(H12).4.18 検察官が第一審判決に対して控訴 併せて、東京地裁に対して勾留状発付の職権発動を要請（東京地裁は職権発動せず） 2000(H12).4.19 検察官が東京高裁に対して勾留状発付の職権発動を要請（東京高裁は職権発動せず） 2000(H12).5.1 検察官が東京高裁（係属部）に対して勾留状発付の職権発動を要請 2000(H12).5.8 東京高裁（係属部）、マイナリ氏に対して勾留状を発付（高木俊夫裁判長） 2000(H12).5.19 勾留決定に対する異議申立棄却（高橋省吾裁判長） 2000(H12).6.27 異議申立棄却決定に対する特別抗告棄却（裁判官2名の反対意見あり）（藤井正雄裁判長） 2000(H12).12.22 控訴審 東京高裁 原判決破棄、無期懲役判決（高木俊夫裁判長） 2003(H15).10.20 上告審 最高裁 上告棄却決定（藤田宙靖裁判長） 2003(H15).11.4 異議申立棄却（藤田宙靖裁判長） 2005(H17).3.24 再審請求 2012(H24).6.7 請求審 東京高裁 決定 再審開始決定、刑の執行停止決定（小川正持裁判長） 検察官が再審開始決定に対して異議申立て、刑の執行停止決定に対して「異議及び裁判の執行停止の申立て」、請求審裁判所（東京高裁）に対して刑の執行停止決定の執行停止を求める職権発動の申立て ただし、刑の執行停止決定に対する執行停止はなされなかったことから、マイナリ氏は同日、釈放され、同年6月15日、ネパールに帰国した。 2012(H24).7.31 異議審 東京高裁 決定 再審開始決定、刑の執行停止決定に対する異議申立てをいずれも棄却（八木正一裁判長） 2012(H24).11.7 再審公判 東京高裁 判決 確定第一審の無罪判決に対する検察官の控訴を棄却（小川正持裁判長）
⑤確定審 の裁判所 の判断	① 第一審判決（無罪判決）は、本件現場の便器内に残されていたコンドーム内の精液や、被害者の右肩付近から発見された陰毛4本のうち1本について、血液型やDNA型がマイナリ氏と一致することなどから、マイナリ氏が犯人である疑いは濃厚であるとした。 しかし、その一方で、マイナリ氏は、平成9年2月25日から同年3月2日頃までの間に本件現場で被害者と性交し、その後、便器にコンドームを捨てたと供述しているところ、この供述

	によれば、上記の事実を合理的に説明でき、その供述を明らかな虚偽と断定することはできないとした。 さらに、マイナリ氏を犯人とするには合理的に説明できない疑問点として、4つの疑問点を指摘した。 このように、第一審判決は、マイナリ氏が犯人である疑いを指摘しつつも、なお合理的な疑いを差し挟む余地があるとして、「疑わしきは被告人の利益に」との刑事裁判の鉄則に従い無罪判決を言い渡した。 ② これに対し、控訴審判決（有罪判決）は、以下の7つの間接事実を総合すると、マイナリ氏が犯人であると認められるとした。 ・本件現場で発見された陰毛のミトコンドリアDNA型がマイナリ氏と一致したこと ・本件現場の便器から発見されたコンドーム内の精液のDNA型とABO式血液型がマイナリ氏と一致したこと ・コンドーム内の精液が発見・採取されるまでの経過時間については、事件後約10日と考えても矛盾はなく、不自然ではないこと ・「2月25日から3月2日頃までの間に本件現場で被害者と性交し、その後、便器にコンドームを捨てた」というマイナリ氏の供述が信用できないこと ・本件現場付近でアベックを目撃した者の目撃供述は信頼性が高く、事件当日、本件現場前で目撃者に目撃されたのがマイナリ氏であっても不審はないこと ・マイナリ氏が事件当日の午後11時30分頃に被害者と連れだって本件現場に入ることは、時間的、場所的に十分可能であり、不審はないこと ・被害者が本件現場に売春客を連れ込み、あるいはマイナリ氏以外の男性が被害者を本件現場に連れ込むことは、およそ考え難い事態であること また、第一審判決が指摘した4つの疑問点をいずれも排斥した。もっとも、被害者の定期券入れの発見場所について、どうしてそのような場所で発見されたかについては、証拠上判然とせず、未解明のままといわざるを得ないとしたが、これが明らかでないからといって、それゆえにマイナリ氏と本件との結び付きが疑わしいということにならないことは、本件証拠に照らして見やすい道理であるとした。
⑥主要な新証拠の内容	① コンドーム内の精液の発見採取時までの経過時間に関する新証拠（その1） 押田茂實教授の鑑定書1（精液が便器内にあったことによる精子の頭部と尾部の分離速度への影響の有無）、鑑定書2（時間の経過による精子頭部の形状の変化の有無） ※ これらは、確定前の上告審段階にて提出されていたものである。 ② コンドーム内の精液の発見採取時までの経過時間に関する新証拠（その2） 森田重光教授・柏崎直巳教授の鑑定書（便器内溜水における大腸菌等の経時変化） ③ 手帳の記載内容に関する新証拠 買春客の供述調書 ④ 目撃者の目撃供述に関する新証拠 巖島行雄教授の鑑定書 ⑤ 被害者とマイナリ氏以外の男性が本件現場において性交した可能性に関する新証拠 鈴木廣一教授の鑑定書、科捜研法医研究員作成の鑑定書
⑦再審の経過	① 請求審では、弁護団は、再審請求とともに新証拠①を提出し、その後、新証拠②～④を順次提出するとともに、証拠開示命令の中立てを行い、三者協議の場でも、検察官に対し、本件で実施された全てのDNA型鑑定の内容と鑑定資料残部の保管状況を明らかにするよう求めた。これを受けて、裁判所も、検察官に対して、「将来、鑑定技術が進歩してDNAに関する資料から新たな情報を得られるようになったとしても、資料が適切に保管されていなければ鑑定を実施することができず、資料の保管に関して責任問題となりかねない」として、DNA型鑑定の実施状況及び鑑定資料の保管状況の報告を求めた。 そうしたところ、検察官から、ショルダーバッグ、コンドーム、コンドーム内の精液及び本

件現場に残された陰毛のほか、被害者の膣内容物（精液）を付着させたガーゼ片が保管されているとの回答があった。そして、この回答を受けて、弁護団がこれらの証拠物についてDNA型鑑定の実施を求めたところ、裁判所も、「いつまでも証拠物を保管しておくわけにもいかなから、STR法によるDNA型鑑定を実施してはどうか」として、上記の証拠物を含め、警察で保管されていた証拠物についてDNA型鑑定を実施するよう強く求めたため、検察官の囑託によってDNA型鑑定が実施されることとなった。

DNA型鑑定の結果は、被害者の膣内容物（精液）から被害者を含む2人分のDNA型が検出され、被害者以外のもう一人のDNA型は、マイナリ氏以外の第三者（男性）のものであり（以下「X」という。）、かつ、それは現場で発見された陰毛（本件陰毛）のDNA型と一致するというものであった。また、検察官からは、被害者の身体（口唇周囲、左乳房周囲及び右乳房周囲）に付着した唾液の血液型がO型であること（これはマイナリ氏とは異なり、Xの血液型と一致する。）を示す鑑定書も新たに開示された。当該各鑑定書（新証拠⑤）からは、被害者が事件当夜、本件現場において、Xと性交したと考えるのが自然であり、「被害者が本件現場に売春客を連れ込み、あるいはマイナリ氏以外の男性が被害者を連れ込むことは、およそ考え難い事態である」とした確定判決の認定は、もはや維持することができなくなった。

- ② 再審開始決定は、上記のDNA型鑑定の結果や新たに開示された鑑定書（新証拠⑤）によれば、Xが本件現場で被害者と前戯をして性交し、その後、被害者を殴打して出血させ、その血液を被害者のコート左肩背面部に付着させたのが自然といえるような（少なくともその可能性を否定できないような）状況を示しているとの見方を排斥できず、確定審の審理においてこれらの新証拠が提出されていたならば、マイナリ氏が被害者を殺害して現金約4万円を強取したとの有罪認定には到達し得なかったと判断した。

そして、異議審決定も、再審開始決定の判断を是認した。

- ③ 検察官は、上記のDNA型鑑定の結果が明らかになった途端、新たな証拠物の存在を明らかにして、追加のDNA型鑑定を実施していたが、再審開始決定の確定後も、検察官は、新たなDNA型鑑定を実施しており、再審公判において有罪立証を行う可能性もあった。しかし、DNA型鑑定の結果、被害者の爪片からも、XのDNA型が検出されたことが明らかとなった。このことから、被害者がXから暴行を受けたときに、これに抵抗するため、Xを掴んだり、引っ掻いたりしたときに、被害者の爪にXの表皮などが付着したと強く推認され、もはや従前の検察官の主張が成り立たないことが明らかとなった。

そのため、弁護団は、確定第一審の無罪判決が正しく、これに対する検察官の控訴が誤りであったことを認めさせ、マイナリ氏の無罪を早期に確定させるために、検察官に対して控訴の取下げを求めた。しかし、検察官は、マイナリ氏は無罪であるとの意見を述べるにとどまり、控訴の取下げは行わなかった。

- ④ 再審判決は、再審公判において新たに取り調べられた証拠の内容から導かれる事実については、再審開始決定と概ね同内容の事実を認定している。その上で、確定第一審判決がマイナリ氏を犯人と認めるには合理的な疑問を差し挟む余地が残されているなどとして指摘していた点を検討し、再審公判の事実取調べの結果に照らせば、確定第一審判決が指摘する結論の多くはいずれも正当として是認できると判示した。このことは、そもそも新証拠がなくても、「合理的疑い」があるとして無罪判決を言い渡した確定第一審の判断が正当であったこと、逆に言えば、検察官の控訴や確定判決が誤っていたことを明確に示すものと言える。

- ⑤ 再審判決の言渡後、マイナリ氏は、刑事補償及び費用補償の請求を行い、刑事補償及び費用補償を受けた。

⑧再審が
明らかに
した事項・
残された
問題点

- ① 証拠開示の重要性（確定審段階で十分な証拠の開示がなされなかったこと、再審段階での証拠開示が裁判所の裁量に委ねられていること）
② 捜査機関が収集した鑑定資料を後日、鑑定が実施できるような状態で適正に保管し、これを弁護側も利用できるようにする制度の必要性
③ 無罪判決に対する検察官上訴と無罪判決後の再勾留の不当性

⑨最近のトピック	④「疑わしきは被告人の利益に」の原則の空洞化 マイナリ氏は、再審によって無罪判決が確定してから5年が経過した平成29年11月7日、妻ラダさんとともに来日した。同月8日には、日弁連会長を表敬訪問して、再審請求支援への謝意を伝えるとともに、翌9日には、市民団体の主催で開催された「くり返すな冤罪！ 市民集会」に参加し、「二度と同じようなえん罪を作らないようにしてほしい」と訴えた。  市民集会でえん罪撲滅を訴えるマイナリ氏夫妻 (日本国民救援会提供)
----------	--

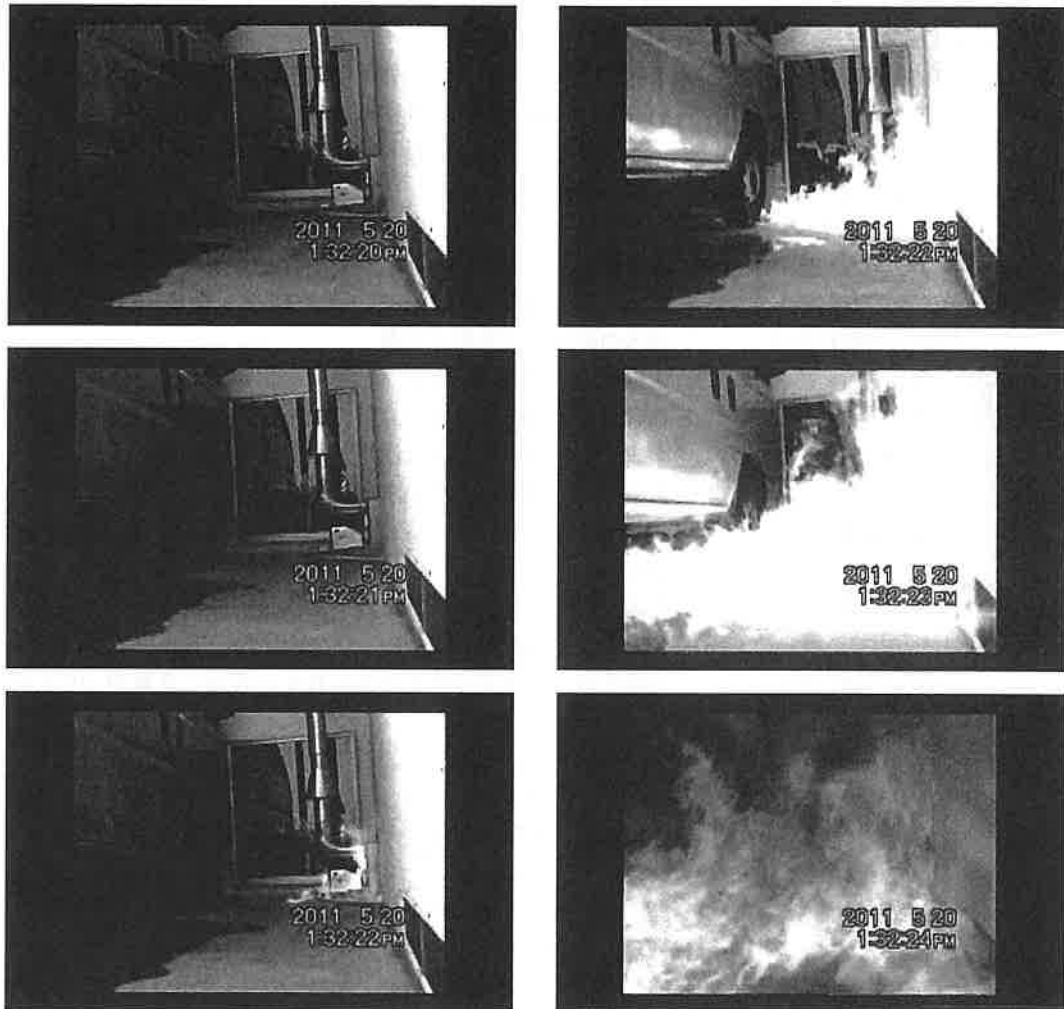
18 東住吉事件（無罪判決確定）

【日弁連支援事件】

①罪名等	現住建造物等放火、殺人及び詐欺未遂／無期懲役
②事件の概要	平成7年7月22日午後4時50分頃、朴龍皓氏（当時29歳）及び青木恵子氏（当時31歳）らが生活していた大阪市東住吉区内の自宅において火災が発生し、小学6年生の女兒（青木氏の前夫との子）が焼死した。 警察は、朴氏及び青木氏が共謀の上、被害女兒に掛けていた保険金を得る目的で放火殺人を行ったものと判断した。そして、同年9月10日、朴氏及び青木氏は任意同行の名目で連行され、違法な取調べによって、両名とも一旦は犯行を自白するに至った。 しかし、朴氏及び青木氏は、そもそも本件火災は放火によるものではなく、車庫内に駐車していた車両から漏れ出たガソリン蒸気が風呂釜の種火に引火して発生した火災事故であると主張しており、犯人性はもとより、事件性そのものを争った。  火災が発生したガレージ内の状況
③事件の特色	本件火災が朴氏の放火によるものであることを示す物的証拠は何一つ存在せず、直接証拠としては朴氏及び青木氏の捜査段階における自白があるだけである。しかし、朴氏の自白は、内容が不自然、不合理である上、変遷も著しく、秘密の暴露もなく、青木氏の自白とも矛盾している。 特に、放火方法について言えば、朴氏の自白では「ガソリン約7.3ℓを車庫の床面に撒き、ライターに火をつけてガソリンに近付けたところ、着火した」とされている。しかし、そのような方法で放火を行った場合、点火者である朴氏が火傷を負わないことはあり得ない。また、それだけ大量のガソリンが着火した場合、酸素不足によって大量の黒煙が発生するはずであるが、本件火災の目撃者はそのような黒煙を見ておらず、当時の火災状況とも矛盾する。さらに、火災発生当時、風呂釜の種火がついており、朴氏が約7.3ℓのガソリンを撒き切るまでに、気化したガソリンが風呂釜の種火に引火するため、そもそも朴氏がライターで点火することは不可能である。
④裁判の経過	1995(H7). 7.22 事件発生 (朴氏の確定審の経過) 1999(H11). 3.30 第一審 大阪地裁 無期懲役判決（川合昌幸裁判長） 2004(H16).12.20 控訴審 大阪高裁 控訴棄却判決（近江清勝裁判長） 2006(H18).11. 7 上告審 最高裁 上告棄却判決（上田豊三裁判長）

	2006(H18).11.24 判決訂正申立棄却 (青木氏の確定審の経過) 1999(H11). 5.18 第一審 大阪地裁 無期懲役判決 (毛利晴光裁判長) 2004(H16).11. 2 控訴審 大阪高裁 控訴棄却判決 (白井万久裁判長) 2006(H18).12.11 上告審 最高裁 上告棄却判決 (津野修裁判長) 2006(H18).12.22 異議申立棄却 (再審の経過) 2009(H21). 7. 7 朴氏が再審請求 2009(H21). 8. 7 青木氏が再審請求 2011(H23). 6.16 両名の再審請求事件を併合 2012(H24). 3. 7 大阪地裁 再審開始決定 (水島和男裁判長) 2012(H24). 3.12 検察官から即時抗告の中立て 2012(H24). 3.29 大阪地裁 刑の執行停止決定 (水島和男裁判長) 2012(H24). 4. 2 大阪高裁 刑の執行停止決定の取消決定 (米山正明裁判長) 2012(H24). 9.18 最高裁 刑の執行停止決定の取消決定に対する特別抗告棄却 (大谷剛彦裁判長) 2015(H27).10.23 大阪高裁 即時抗告棄却決定 (米山正明裁判長) 大阪高裁 刑の執行停止決定 (米山正明裁判長) 2015(H27).10.26 大阪高裁 刑の執行停止決定に対する異議申立棄却 (中谷雄二郎裁判長) 朴氏, 青木氏 釈放 2016(H28). 8.10 再審公判 大阪地裁 無罪判決 (西野吾一裁判長)
⑤確定審の裁判所の判断	① 本件火災の原因については、人為的原因 (放火, 失火), 風呂釜の種火からの引火, 自動車からの自然発火が想定されるが, 朴氏による放火以外の可能性は極めて低い。 なお, 風呂釜の種火からの引火については, 本件火災後も風呂釜には異常はないし, 仮に車庫内に駐車していた車両からガソリンが漏れたとしても, 風呂釜と車両の位置関係からいって, そのガソリンに風呂釜の種火が引火することは不可能である。 ② 朴氏及び青木氏の捜査段階における自白には任意性がある (違法な身柄拘束や取調べは認められない。) ③ 朴氏及び青木氏の捜査段階における自白には信用性がある。 ④ 青木氏の確定判決は, 朴氏及び青木氏が車庫内での出火という場に直面しながら, 火災の拡大に対する速やかな対応をしているとは認め難く, 風呂場にいる被害女児が逃げ遅れて死に至ることを回避しようという積極的な姿勢もうかがわれないことを指摘し, 朴氏が本件火災の原因となる放火をし, これについて青木氏が何らかの関与をしている疑いが強いとしている。
⑥主要な新証拠の内容	① ガソリンを満杯にした場合に車両からガソリンが漏出する可能性があることを示す新証拠 伊藤昭彦教授の鑑定意見書, 米国の火災原因調査の専門家の意見書, 本件車両と同型の車両からガソリン漏れが生じた実例 (ガソリン漏れが生じている状況を記録化), 全国のガソリンスタンドに対するアンケート調査結果, 石濱正男教授の意見書 ② 車両から漏出したガソリンが風呂場の種火に近い位置で気化した場合に引火することを示す新証拠 伊藤昭彦教授の鑑定意見書, 米国の火災原因調査の専門家の意見書, 米国消費者製品安全協会職員の意見書 ③ 朴氏の自白による放火方法が現実的にはあり得ないことを示す新証拠 (模擬車庫を築造した燃焼再現実験) 小山町旧実験 (着火者が重度の火傷を負わずにすむことはあり得ない。), 小山町新実験 (ガソリンを撒いている間に気化ガソリンが風呂場の種火に引火する。) ④ 朴氏の自白による放火方法によれば, 車両下床面に置いた給油ポンプが残存する (これは, 本件火災後, 車庫内から給油ポンプが発見されていないことと矛盾) ことを示す新証拠

伊藤昭彦教授の鑑定意見書, 小山町旧実験, 小山町新実験



小山町新実験の状況

- ⑦再審の経過
- ① 再審開始決定は、朴氏及び青木氏と本件犯行とを結びつける直接証拠は両名の自白だけであり、新証拠によって両名の自白（特に朴氏の自白）の信用性が揺らげば、確定判決の有罪認定も動揺する関係にあるとした。
- そして、朴氏の自白に基づく放火方法による燃焼再現実験（小山町新実験、平成23年5月20日）を中心に両名の自白を検討したところ、朴氏の自白は放火方法という核心部分において科学的見地から不自然不合理な内容であり、本件火災の客観的状況ともそぐわないものである上、確定審において信用性を補強するとされていた事実が揺らいだことが明らかとなり、その信用性は大幅に減殺されたとした。
- その上で、朴氏の自白を再検討すると、青木氏との共謀や本件犯行の動機、殺害方法の選択といった重要部分について不自然不合理な点を多く含み、変遷が認められる一方、信用性を高度に保障するような客観的裏付けもないとして、その信用性を否定した。また、朴氏の自白と符合することを主な理由として信用性が認められていた青木氏の自白についても、信用性を否定した。
- ② 即時抗告審決定は、確定判決は、自白の証拠価値の検討判断に入る前に、客観的な事実関係を踏まえて、本件火災の原因、特に自然発火の可能性について検討判断を行っており、本件火災の原因として失火や第三者による放火等は除外されるから、朴氏による放火と自然発火は理論的に表裏一体の関係にあるとした。そして、ガソリン漏出の可能性が否定される場合には、

	風呂釜種火からの引火可能性が認められても本件火災が生じることは考えられないとして、ガソリン漏出の可能性の点も更に検討した上、自然発火の可能性がどの程度のものであるかを吟味し、その結果も踏まえて朴氏の自白の信用性を判断することとした。 ガソリン漏出の可能性については、給油口からガソリンが漏出した車両の見分結果、給油口からのガソリン漏出の機序や要因について説明した石濱正男教授の意見書及び証言、即時抗告審で新たに開示された証拠（朴氏が本件火災直前に給油したガソリンスタンドの店員などに対する事情聴取結果報告書）などを検討した結果、本件車両について、少なくとも100mlから300ml程度に近い量の液体ガソリンが給油口から漏出した可能性は、相当の根拠があるものとして認めることができ、風呂釜の種火から液体ガソリン及び気化したガソリン蒸気に引火し、少しずつの漏出であるため当初は大きく炎上しないものの、燃焼を続けて燃料タンクが加熱されること等により大規模火災に発展することが十分考えられるとした。そして、このような想定は、本件火災について認められる客観的な燃焼状況・焼損状況に整合しており、給油キャップが完全に締まっていなかった可能性や、本件火災前に給油口から液体ガソリンが漏出したことをうかがわせる痕跡があることなどの車両状況も存在することから、本件火災の原因として自然発火の可能性は具体的で現実性があるとした。 また、朴氏の自白の信用性については、即時抗告審において実施された新たな燃焼実験（小牧実験、2013年5月27日～29日）の結果も踏まえて、朴氏の自白の信用性を否定した原決定の判断を正当として是認した。さらに、即時抗告審において新たに開示された証拠（捜査官作成の報告書及び取調日誌）を検討したところ、朴氏及び青木氏の自白の採取過程に問題があり、その任意性・信用性判断に影響を与える可能性を指摘した。 ③ 再審開始決定の確定後、検察官は、本件車両等の捜索差押えの請求を行ったことなどから、再審公判において有罪立証を行う可能性もあったが、最終的には有罪立証は行わないこととなった。ただし、検察官は、再審公判では、裁判所に対してしかるべき判断を求めるのみで、無罪の論告は行わなかった。 再審無罪判決は、本件車両からのガソリン漏出の可能性等に関する各種実験の結果や本件火災初期の状況を目撃した近隣住民の供述、本件車両の焼損状況等を考慮すると、給油口から漏出したガソリンに風呂釜の種火が引火し、本件火災に至ったという自然発火の可能性は、抽象的・非現実的なものにとどまらないとした。さらに、取調状況に関する警察官作成の当時の捜査資料や取調官の供述には明らかに虚偽を述べていると認められる部分があることに照らせば、朴氏及び青木氏に対しては、逮捕当初から過度の精神的圧迫を加える取調べ等が行われ、虚偽の自白をせざるを得ない状況に陥ったとの疑いがあるとして、両名の自白の証拠能力を否定した。そして、その余の証拠からは、自然発火の可能性が合理的な疑いとして認められるとして、無罪判決を言い渡した。 ④ 無罪判決の言渡後、朴氏及び青木氏は、刑事補償及び費用補償の請求を行い、刑事補償及び費用補償を受けた。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 供述依存裁判の危険性 ② 代用監獄の危険性（異常な再移監） ③ 証拠隠しの危険性（証拠開示の重要性） ④ 科学的検証の不可欠性
⑨最近のトピック	青木氏は、小学6年生の女兒（青木氏の前夫との子）が焼死したのは、本件車両からのガソリン漏れが原因であるとして、本件車両のメーカーに対して損害賠償請求訴訟を提起するとともに、違法な捜査及び起訴によってえん罪被害を受けたとして、大阪府及び国に対して国家賠償請求訴訟を提起している（前者は、第一審で敗訴し、現在、控訴審が係属中である。）。えん罪被害の救済、えん罪原因の究明及びえん罪の防止にとって重要な意味を持つ訴訟であるため、是非御注目いただきたい。

19 三鷹事件

①罪名等	電車転覆致死／死刑 昭和42年1月18日に脳腫瘍のため獄死（享年45歳）
②事件の概要	昭和24年7月15日午後9時24分（当時のサマータイムの時間で、現在の午後8時24分）、三鷹駅の電車区構内に停留していた無人電車が動き出し、スピードを上げてホームに突っ込み、車止めを突破し、更に暴走を続けて道路を横切り止まった。この事故で、ホームから改札口に向かって乗客6名が死亡し、20数名が重軽傷を負った。 事件発生から2週間後の同年8月1日、三鷹駅電車区の元運転士であり、事件当時国鉄（当時は鉄道省）を解雇されていた竹内景助氏（事件当時28歳）が犯人として逮捕され、同月23日、他の9名の共産党員との共同正犯として起訴された。
③事件の特色	① 第一審で、竹内氏以外の9名の被告人は無罪となり、竹内氏の単独犯行と認定され、竹内氏は無期懲役の判決を受けた。控訴審では、竹内氏の単独犯行と認定されただけでなく、無期懲役の判決が破棄され死刑判決が下された。上告審は大法廷に係属し、8対7の僅差で竹内氏の上告が棄却され、死刑判決が確定した。 ② 本件の有罪認定を支える証拠は、竹内氏の自白と犯行時刻に近接した時間帯に現場付近で竹内氏を目撃したという目撃者の供述だけである。 ③ 竹内氏の自白については供述の変遷が著しい。 捜査段階では、8月1日の逮捕時の否認から8月20日に単独犯行の自白に変遷し、8月23日に起訴された後の取調べでは、10月14日に単独犯行の自白から共同犯行の自白に変遷し、第2回公判の罪状認否では、共同犯行ではなく単独犯行を認め、第22回公判では、全面否認をして、第54回公判では、再び単独犯行の自白に戻った。 無期懲役の第一審判決後、控訴審においても単独犯行の自白を維持し続け、死刑判決を宣告された。 上告審では全面否認をして無罪を主張し、以後、獄死するまで無罪を主張し続けた。 ④ 竹内氏の弁護人と他の被告人の弁護人が同一人物であり、他の被告人の無罪を主張する弁護人にとって、竹内氏が単独犯行の自白を維持し続けることが有益になるという面があった。竹内氏が単独犯行を自白した心情として、共産党員との共同犯行だということにされると死刑を免れないと考えたことがあげられる。弁護人の一部は共産党員の無罪を勝ち取るために、竹内氏に対し、単独犯行であれば15年程度の懲役刑であると説得していた。
④裁判の経過	1949(S24) 7.15 事件発生 1950(S25) 第一審 東京地裁 竹内氏は無期懲役、他の9名の被告人は無罪判決（鈴木忠五裁判長） 1951(S26) 控訴審 東京高裁 証拠調べを全くせず、いきなり竹内氏は死刑、他の9名の被告人についての検察官の控訴棄却（谷中薫裁判長） 1955(S30) 上告審 最高裁大法廷 竹内氏の上告棄却（田中耕太郎裁判長） 1956(S31) 第1次再審請求 1967(S42) 脳腫瘍のため竹内氏獄死、再審手続が終了 2011(H23) 第2次再審請求（竹内氏の遺族の方が請求人） 2019(R1) 7.31 東京高裁 再審請求棄却決定（後藤真理子裁判長） 現在、異議審が係属中
⑤確定審の裁判所の判断	【第一審判決】 ① 本件電車の構造や事故時の損傷状況、事故現場の状況、本件電車が自然発生によって起動した可能性がないと判断する鑑定書等に基づき、本件が自然発生によって起動した事故ではなく、何者かの作為によって発生した犯行であると認定した。 ② 竹内氏の捜査段階及び公判廷における自白に基づいて、竹内氏が本件電車を起動させた犯人であると認定した。

	③ 竹内氏の自白を補強する証拠として、事故当日、近接した時間帯に竹内氏が三鷹駅正門前の道を竹内氏の自宅の方に歩いているのを見たという目撃者の供述をあげている。 【控訴審判決】 竹内氏の犯人性に関する判断については、第一審判決と基本的に同様である。 【最高裁判決】 竹内氏の詳細な上告趣意に言及せず、上告棄却
⑥主要な新証拠の内容	① 2両日のパンタグラフ 自白によると、竹内氏は、先頭車両で、先頭車両のパンタグラフだけを上げて無人電車を暴走させたことになっている。しかし事故後に本件電車の先頭車両と2両日のパンタグラフが上がっていたことは争いがなく、検察官は、発車時に先頭車両のパンタグラフだけが上がっていたものの、先頭車両が色々な物に衝突するなどした時に、飛来してきた物が2両目のパンタグラフと衝突して、2両目のパンタグラフが上がったと主張している。 これに対して弁護人は、車両工学が専門の曾根悟、東京大学名誉教授に鑑定を依頼して、本件電車が発車する段階で、先頭車両だけでなく2両日のパンタグラフも上がっていたという内容の鑑定書を新証拠として提出した。2両日のパンタグラフの損傷状況からすると、力の加わり方が下方向から上方向で、パンタグラフが上がっている状態でないとこのような損傷状況にはならないという趣旨の鑑定書である。 ② 最後尾の前照灯が点灯 本件電車が暴走していた時、最後尾の前照灯が点灯していた。これは争いがない事実である。最後尾の前照灯を点灯させるためには、最後尾の前照灯のスイッチを「入位置」にすることが必要であるが、竹内氏の自白では、先頭車両にしか立ち入っていないので、最後尾の前照灯のスイッチが「入位置」になっていることを説明できない。これに対して検察官は、事件当日の午前中に本件電車の車両検査が行われた時に、前照灯のスイッチが「入位置」になり、その後構内で電車の入れ替え作業をした運転手も、スイッチをそのままにしていた可能性があるなどと主張している。 しかし電車の検査終了時には、前照灯のスイッチは「切位置」になっているはずであり、その後昼間の時間帯に入替え作業をした運転士がスイッチを「入位置」にすることも考えられない。弁護人はこれらに関して、新証拠として、運転取扱い心得等の規定を提出すると共に元運転士の意見書を提出した。 ③ 戸閉め連動スイッチ、手ブレーキ 弁護人は、自白では説明できない事実として、本件電車が暴走した時に先頭車両と最後尾の車両の戸閉め連動スイッチが、非常時の走行でしか使用しない「非連動」になっていたことや、最後部の車両の手ブレーキが緩められていたことを明らかにして、これらに関する新証拠を提出した。 ④ 目撃供述について 本件発生後と思われる時間帯、夜間、竹内氏が三鷹駅電車区の正門前の道を竹内氏の自宅方向に歩いているのを目撃したという目撃者の供述については、目撃供述の信用性を専門的に研究している心理学の飯島行雄、日本大学教授に鑑定を依頼して再現実験を行って、目撃条件が悪い場合顔を識別できないという内容の鑑定書を新証拠として提出した。 再現実験実施時には、現場の電灯のワット数や電灯の高さが不明だったため、竹内氏にとって不利な条件として、電灯は100W、電灯の高さは1.84mに設定した。しかし鑑定書の提出後に、検察官から開示された証拠によって、事件当時の現場の電灯が60W、電灯の高さが5mであり、飯島教授の行った再現実験よりも、現場の照度がずっと暗かったことが判明した。 ⑤ 竹内氏は事件発生時に自宅にいたこと 本件発生によって複数回の停電が起きていたところ、証拠開示によって、複数回の停電の時

	間、場所が客観的に明らかになり、加えて本件事故発生時に生じた最初の停電のとき、竹内氏が妻と自宅にいて、妻が子供を寝かしつけるなどしていたことが明らかになった。 弁護人は、これに関して、証拠開示された停電の客観的状況を示す証拠、妻の初期供述である供述調書、竹内氏の否認段階の初期供述などを新証拠として提出した。
⑦再審の経過	平成23年11月の再審請求以来、令和元年5月現在まで25回の裁判官、検察官、弁護人による打ち合わせ期日を重ねていて、平成29年12月に現在の後藤眞理子裁判長が三鷹事件の担当になった。 この間に弁護人が求めた証拠開示について、裁判所から検察官に対し、複数回にわたって証拠開示を求める勧告がなされ、検察官から証拠が開示された。ただ再審における証拠開示が刑事訴訟法に規定されていないため、長期間を要する結果となった。 後藤裁判長は、弁護人が求めていた証人尋問について、これを実施しないという見解を明らかにしたため、弁護人は、平成30年9月に実質的な最終意見書と言うべき弁護人の意見書を提出し、検察官からは同年11月に、これに対する反論の意見書が提出された。弁護人は、同年12月に検察官の反論の意見書に対する再反論の意見書を提出したが、令和元年7月31日、再審請求が棄却され、現在異議審が係属中である。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	本件は、第2次世界大戦後、新刑事訴訟法が施行された最初の大型の否認事件であり、裁判所も未だ試行錯誤で運用していた時期の事件である。例えば、竹内氏と他の共犯者の間には明らかな利益相反があるにもかかわらず、同一弁護人が担当して、同弁護人は竹内氏が公判廷で否認することを望んでいなかったという実情があった。加えて最高裁判所において、死刑事件であり弁論を開くように求める弁護人の申し出にもかかわらず、弁論が開かれなかったこと（本件の後、死刑事件については最高裁判所において必ず弁論が開かれる運用になった。）などの問題があった。 再審請求手続については、進行協議に関する規定がないこと、証拠開示に関する規定がないこと、再審請求審における証人尋問等の事実調べについて、その要否及び実施方法（公開の法廷で行うかどうか等）について規定がないこと、これらのいずれも裁判官の運用に任されていることが大きな問題である。 その結果、裁判官の当たり外れによって、再審請求手続の運用が異なる結果になり、えん罪からの救済を求める平等な権利を持つ再審請求人にとって、機会の均等が保障されないという重大な問題が生じている。
⑨最近のトピック	再審請求人である竹内氏の長男は、現在大きな病気を抱えていて、一刻も早い再審開始決定が待ち望まれる。

20 菊池事件

①罪名等	殺人、単純逃走／死刑 ※ 同一被害者に対する殺人未遂事件（ダイナマイト事件）と、その後に発生した殺人事件とがあり、一般には殺人事件のことを菊池事件と呼んでいる。
②事件の概要	菊池事件は、戦前及び戦後も昭和22年頃から昭和30年にかけて全国的に展開された無らい県運動の最中に、昭和26年8月1日、熊本県菊池郡水源村（現菊池市）で発生した殺人未遂事件（「ダイナマイト事件」と呼ばれている。）と、その後の昭和27年7月に発生した同一被害者に対する殺人事件のことである（一般には、この殺人事件のことを「菊池事件」と呼んでいる。）。 被害者は元村役場職員であり、無らい県運動の一環として、熊本県からの要請を受けて、村内のハンセン病患者の現況調査を行い、その結果を県に報告したA氏であり、二つの事件の犯人として逮捕されたのは、A氏によってハンセン病患者であると報告され、その結果として、ハンセン病療養所菊池恵楓園への入所勧告を受けるに至った藤本松夫氏（事件当時29歳）である。 藤本氏の全面否認にもかかわらず、ダイナマイト事件では、昭和27年6月9日に、有罪として懲役10年の判決がなされたが、藤本氏は、その1週間後に、恵楓園内に設けられていた拘置支所

	から逃走し、その3週間後に全身20数か所を刃物で死傷されたA氏の遺体が発見され、その5日後に、付近の小屋に潜んでいた藤本氏が逮捕されるという経過をたどった。 殺人事件についても藤本氏は全面否認したが、昭和28年8月29日に熊本地方裁判所は死刑判決を下し、昭和32年8月23日、上告棄却によって確定した。 その後、藤本氏の申立てにより、三度にわたる再審請求がなされたが、第3次再審請求が棄却される2日前に、死刑執行命令書に法務大臣による許諾印が捺印され、棄却決定の翌日の昭和37年9月14日に死刑が執行された。
③事件の 特色	再審事件としての菊池事件の特徴は、以下の3点にある。 第1は、飯塚事件と同じく、すでに死刑が執行されており、死刑執行後もなお再審が求められていることである。 第2は、通常審の審理の全てが、ハンセン病療養所や菊池医療刑務支所内に開設された「特別法廷」においてなされているということである。 裁判所法69条1項は、法廷が開かれる場所が、原則として、裁判所本庁又は支部の庁舎の構内でなければならないことを定めているが、その例外として認められているのが同法69条2項の「特別法廷」である。 この例外規定は、本来は、災害等において裁判所の建物が使用できない場合等に臨時に法廷を開く場合として認められたものであるが、昭和23年から昭和47年まで、ハンセン病患者についての刑事事件は、全てハンセン病療養所や菊池医療刑務支所という隔離施設内の仮設法廷で審理・判決がなされており、その総数は95件に及んでいる。このように、ハンセン病というだけで定型的に「特別法廷」を指定してきた運用は、平等原則（憲法14条）に反するものであり、隔離施設内における「特別法廷」は、公開原則（憲法82条、37条1項）に反するものであった。 また、菊池事件は、この95件の内で唯一の全面否認事件であり、死刑が言い渡された事件であるが、菊池事件の「特別法廷」では、裁判官、検察官、弁護人ら全員が予防衣と呼ばれる白衣を着用し、証拠物は箸で取り扱われた。また、全面否認事件でありながら、弁護人は罪状認否において「何も言うことはない」と述べ、検察官が取調べ請求した証拠に全て同意するといった、弁護人不在と言うべき状況が放置され、実質公判は僅か4回しか開廷されていないという、およそ刑事裁判の名に値しない審理しか行われていない。 第3の特徴は、今なお克服されていないハンセン病に対する偏見や、元患者・家族への差別の故に、再審請求権者である遺族が再審請求を行うことができない状況にあるということである。 我が国のハンセン病隔離政策については、その法的根拠となった「らい予防法」が廃止されてから23年、同法が憲法違反であることを明らかにした熊本地裁判決が確定してからも18年という年月が経過しているが、元患者がその病歴を明らかにして社会内で生活することはいまだに困難であり、その家族にしても、家族にハンセン病患者がいたという事実を秘匿したままで生きてきた歴史の重みは少しも解消されていない。 予防衣（菊池恵楓園で職員が使用していた予防衣。菊池事件の特別法廷では、裁判官、検察官、弁護人もこの予防衣を着用した。） 菊池医療刑務所門跡（旧菊池医療刑務支所門跡。この塙の中で特別法廷が開かれた。）

④裁判の経過	1947(S22) 特別病室及び特別法廷に関する国会審議における最高裁答弁（第1回国会衆議院厚生委員会28号及び同30号） 1947(S22)～1955(S30) 第2次無らい県運動 1951(S26) 藤本氏へのハンセン病療養所への入所勧告 1951(S26). 8. 1 ダイナマイト事件発生 1951(S26). 8. 3 藤本氏逮捕 1951(S26). 8.20 藤本氏起訴→ハンセン病療養所菊池恵楓園内の特別法廷で公判 1952(S27). 6. 9 ダイナマイト事件第一審 熊本地裁 判決（懲役10年）→控訴 1952(S27). 6.16 藤本氏、菊池恵楓園内に設置された拘置支所から逃走 1952(S27). 7. 6 殺人事件発生 1952(S27). 7.12 藤本氏逮捕 1952(S27). 8. 2 藤本氏単純逃走罪で起訴→菊池恵楓園内の特別法廷で公判 1952(S27). 9.27 ダイナマイト事件 福岡高裁 控訴棄却→上告 1952(S27).11.22 殺人罪追起訴→菊池恵楓園内の特別法廷で公判 1953(S28). 3. 1 ハンセン病患者専用の菊池医療刑務支所設立 1953(S28). 8.15 らい予防法公布 1953(S28). 8.29 殺人・単純逃走事件第一審 熊本地裁（竜門甚七裁判長）死刑判決→控訴 1953(S28). 9.15 ダイナマイト事件上告審 最高裁 上告棄却 1954(S29). 1.28 殺人・単純逃走事件の控訴審開始→菊池医療刑務支所内の特別法廷で公判 1954(S29).12.13 殺人・単純逃走事件控訴審 福岡高裁（西岡稔裁判長）控訴棄却→上告 1957(S32). 8.23 殺人・単純逃走事件上告審 最高裁（小谷勝重裁判長）上告棄却 1957(S32).10. 2 第1次再審請求 1959(S34).12.17 熊本地裁 第1次再審請求 棄却 1960(S35).12.20 第2次再審請求 1961(S36). 3.24 熊本地裁（山下辰夫裁判長）第2次再審請求棄却→即時抗告 1961(S36). 6.20 福岡高裁 即時抗告棄却→特別抗告 1961(S36).10. 4 最高裁 特別抗告棄却 1962(S37). 4.23 第3次再審請求 1962(S37). 9.11 死刑執行命令書許諾印 1962(S37). 9.13 熊本地裁 第3次再審請求棄却、福岡刑務所へ移送命令 1962(S37). 9.14 死刑執行のため、棄却決定告知せずに福岡刑務所へ移送 10時30分着、13時07分死刑執行（享年40歳）
⑤確定審の裁判所の判断	確定判決は、認定した犯罪事実に関して何ら説明をしていない。すなわち、確定判決の判決書には、認定をした犯罪事実と証拠の標目だけが記載されている。したがって、裁判所が採用した各証拠から、いかなるプロセスを経て、いかなる理由で、認定した事実へと至ったのかは推測するしかない。 本件殺人事件の犯人性について、確定判決は、以下の認定した各事実を相互に関連させて結論を導いたのであると推測される。 ① 藤本氏が逮捕当初に殺人を自供したこと ② 藤本氏が事件直後の時期に親族に犯行を告白したこと ③ 藤本氏が本件短刀を所持していたと認定できること ④ 被害者の遺体の創傷は本件短刀だけで形成可能であること ⑤ 本件短刀には血痕がないけれども凶器と認定できること ⑥ 藤本氏の着衣には血痕はないが所持していたタオルには血痕が付着していたこと これらはいずれも、根拠となる各証拠に、看過できない大きな問題がある。これらについては、後述の検事総長へ提出した「再審請求要請書」及び「再審請求趣意書補充書面」において詳述している。

⑥主要な 新証拠の 内容	新たな鑑定書における鑑定事項の持つ意味（新証拠の立証命題） (1) 鑑定事項 新鑑定の鑑定事項は、以下の諸点である。 ① 現在の法医学における知見を踏まえて、遺体や着衣等についての当時の鑑定に問題があるか否か ② 前項で問題点が認められる場合、具体的にいかなる点がどのような理由で問題であるか ③ ①で問題点がある場合、そのことが鑑定書の信用性に及ぼす影響如何 ④ 被害者の遺体の創傷のうち致命傷はどれか ⑤ 創傷のそれぞれについて、本件短刀で形成可能であるかどうか ⑥ 形成不可能な創傷について凶器の必要条件 ⑦ 創傷から推定される凶器 ⑧ 加害者の着衣に被害者の血液が付着した可能性はあるか ⑨ 凶器に被害者の血液が付着した可能性はあるか これらの鑑定事項は、本件短刀が凶器であること（①～⑦、⑨）や藤本氏の当時の着衣の状況（⑧）に、それぞれ関係する重大な意味がある。 (2) 本件短刀が凶器であることの位置付け 本件短刀が凶器であること（鑑定事項①～⑦、⑨に関係）の、確定判決の事実認定における位置付けは次のとおりである。 確定判決は、本件短刀に関して認定した以下の各間接事実を、犯人性を支える大きな柱としている。 A 藤本氏から殺人をしてきた旨を聞いたという親族からの聴取に基づいて、本件短刀が農具小屋から発見されたこと。 B 当該発見された短刀（本件短刀）が本件犯行の凶器として矛盾しないこと。 Aは、証拠物と藤本氏との結びつき、Bは、証拠物と凶器の同一性に関するものである。新鑑定の鑑定事項①～⑦、⑨は、上記Bに関わるものである。 すなわち、本件短刀が真に凶器であれば、被害者の遺体の全ての創傷を説明できるであろうし、説明できない創傷があれば凶器性に疑問が生じるであろう。 また、想定される犯人の行為態様から、凶器への痕跡があるかどうかを検討して、本件短刀にあるべき痕跡がなければ凶器性に疑問が生じるであろう。 (3) 着衣への血液付着の有無の位置付け 藤本氏の当時の着衣の状況（鑑定事項⑧に関係）は、確定判決の事実認定において、重きが置かれていたとは言い難い。その一方で、藤本氏が所持していたタオルには血痕が付着していたとされている。 しかしながら、現在の法医学における知見を踏まえた想定に基づくと、被害者の血痕が藤本氏の着衣等に付着していたかどうか、また、付着していたとしてその程度は、藤本氏の犯人性の判断に関わる事実である。すなわち、これに関する知見が確定判決の犯人性に関わる事実認定に対して、どのように影響するかを吟味する意義がある。
⑦再審の 経過	上記のとおり、第1次から第3次までの再審請求はいずれも棄却されて終了しており、第3次再審請求が棄却された直後に藤本氏に対する死刑が執行された後は、今なお克服されていないハンセン病に対する偏見や、元患者・家族への差別の故に、再審請求権者である遺族が再審請求をなし得ない状況が続いている。
⑧再審が 明らかに した事項・ 残された 問題点	菊池事件においては、第3次再審請求が棄却され藤本氏に対する死刑が執行された後は、再審請求をなし得ない状況が続いている。菊池事件について再審請求をなすために克服しなければならない課題は、以下の3つである。 第1の課題は、再審請求権者が確保できないという問題である。死刑執行により事件本人が死亡している場合に、刑法に再審請求権者として規定されている遺族が存在しない場合または遺族が再審請求をなし得る状況にない場合における再審請求権の帰属について、現行再審法制が何

	らの規定を置いていないために、えん罪であることが明らかと思われるケースにおいて、再審を求める方法がないという事態を招来している。 第2の課題は、現行刑訴法435条に規定された再審事由に、確定審の公判手続や判断が憲法や法律に違反することが挙げられていないということである。 特に、憲法違反の公判手続によって審理がなされたことが明らかとなった場合に、再審によって確定判決を取り消すということが認められないというのは、憲法違反の判決が是正されないままに放置されるということを意味するのであって、憲法がそうした事態を許しているとは到底想定し得ないところである。 第3の課題は、公益の代表者としての検察官に、再審請求義務が法定されていないことである。 菊池事件再審弁護団では、藤本氏の遺族が再審請求をなし得ないという状況に鑑みて、検事総長に対して、再審を開始すべき理由を新証拠とともに明らかにした膨大な書面を添えて、再審請求要請書を提出したが、検察庁は再審請求しないと回答した。 こうした経緯からも、再審の場合において、一定の場合に、検察官に再審請求を義務付ける規定を設けるか、あるいは、検察官が再審請求権を行使しない場合に検察官に代わって再審請求をなし得る者を規定するといった制度の構築がぜひとも必要であると言わざるを得ない。
⑨最近のトピック	上記検察官の再審請求権限の行使について、ハンセン病療養所入所者ら6名が原告となり、検察官の再審請求権限不行使を違法として、平成29年8月29日、熊本地方裁判所へ国家賠償請求訴訟を提起し、現在も係属中である。 菊池事件再審国賠訴訟の原告ら（熊本地裁前）

21 狭山事件

①罪名等	強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄、恐喝未遂／無期懲役
②事件の概要	昭和38年5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生が下校後行方不明となり、その夜身代金を要求する脅迫状が届けられた。脅迫状で指定された翌2日、警察は犯人を取り逃すという大失態を犯した。4日農道に埋められていた被害者の死体が発見された。被差別部落出身者に対する集中的な見込捜査が行われ、被差別部落出身の石川一雄氏（当時24歳）も見込捜査の対象となった。石川氏は5月23日に逮捕され、6月20日共犯自白、23日に単独犯行自白をし、7月9日起訴された。
③事件の特色	① 捜査は石川氏を犯人だと決めつけた予断と偏見に満ちたものであり、警察の作成した各種鑑定は、何としても石川氏を有罪にせんがために作為的に行われている。例えば、5月21日捜査官に上中書を書かされるや否や、捜査官は筆跡鑑定の知識を全く有していないにもかかわらず、直ちに脅迫状と「酷似」と決めつけた捜査報告書を作成し、翌22日県警鑑識課員によって「同一人の筆跡」との鑑定が出され、これが逮捕の決め手となった。その後作成された筆跡鑑定は、逮捕前に最初に作成された鑑定の影響下で作成されている。 ② 「脅迫状を書いたのはお前だ」といった断定、押しつけの尋問が連日繰り返され、「自白すれば死刑は免れる」等の甘言により（開示された取調べテープ）、石川氏は自白するに至った。

	自白開始から詳細な自白がなされた6日間、えん罪を確信する熱心な弁護人との接見が妨害された。 ③ 自白は、共犯自白から単独犯行自白へ大きく変遷している。共犯自白時の犯行場所は、単独犯行自白時の雑木林から直線距離で550mも離れた寺の裏であり、脅迫状の作成についても、犯行現場で作成。共犯者から字を教えてもらったという自白から、予め妹の漫画雑誌を参照して作成した脅迫状を持ち歩いていたら変遷している。この変遷も捜査官の誘導によるものである(取調べテープ)。 ④ 秘密の暴露とされる自白は、取調べテープや開示証拠により、誘導によるものであることが明らかになっている。また、自白により石川氏の自宅から被害者の万年筆が発見されたと言われているが、石川氏宅は自白以前に2回にわたり徹底的な捜索が行われ、また、発見された場所は高さ176cmの勝手場入口かもいの上で、発見しやすい場所であり見落とすは考え難いという問題点がある。 ⑤ 捜査官は確定審で、石川氏は自白を始めてからスラスラと犯行場面を語り、自白調書は石川氏の言うとおりに作成したと証言し、こうした証言が確定判決において自白が信用できる根拠となっているが、これら証言は取調べテープによって偽証であることが裏付けられている。
④裁判の経過	1963(S38). 5. 1 事件発生 1963(S38). 5.23 石川氏 第1回家宅捜索 1963(S38). 6.18 第2回家宅捜索 1963(S38). 6.20 石川氏自白(3人共犯自由) 1963(S38). 6.23 石川氏自白(単独犯行自白) 1963(S38). 6.26 第3回家宅捜索 万年筆が勝手入口のカモイから発見 1963(S38). 7. 9 石川氏、起訴される。 1964(S39). 3.11 第一審 浦和地裁 死刑判決(内田武文裁判長) 1974(S49).10.31 第二審 東京高裁 無期懲役判決(寺尾正二裁判長) 1977(S52). 8. 9 上告審 最高裁第二小法廷 上告棄却決定(吉田豊裁判長) 1977(S52). 8.30 第1次再審請求 1980(S55). 2. 5 東京高裁第4刑事部 再審請求棄却決定(四ッ谷巖裁判長) 1981(S56). 3.23 東京高裁第5刑事部 異議申立棄却決定(新聞雅夫裁判長) 1985(S60). 5.27 最高裁第二小法廷 特別抗告棄却決定(大橋進裁判長) 1986(S61). 8.21 第2次再審請求 1999(H11). 7. 8 東京高裁第4刑事部 再審請求棄却決定(高木俊夫裁判長) 2002(H14). 1.23 東京高裁第5刑事部 異議申立棄却決定(高橋省吾裁判長) 2005(H17). 3.16 最高裁第一小法廷 特別抗告棄却決定(島田仁郎裁判長) 2006(H18). 5.23 第3次再審請求 現在、東京高裁(後藤眞理子裁判長)に係属中
⑤確定審の裁判所の判断	情況証拠として、①脅迫状は被告人の筆跡、②現場足跡3個は被告人方押収の地下足袋により印象、③膣内精液の血液型はB型(分泌型)で被告人と一致、④タオル・手拭を入手できる可能性があった、⑤発見されたスコップは死体埋没に使用されたもので、I養豚場所であり、I養豚場に勤務していた被告人は盗むことができた、⑥犯人が被害者方に脅迫状を届ける直前に、「被告人は被害者方の場所を開くためにU・K宅を訪れた」とするU・K証言、⑦犯人とやり取りした被害者の姉N・Tの「声が被告人と似ている」との証言の7つの情況証拠をあげ、これらは相互に関連しその信憑力を補強、①を主軸として被告人=犯人との推認させるに十分(このことは本事件の捜査の経緯に徴しても明らか)。しかも、自白に基づいて⑧万年筆、⑨鞆、⑩腕時計が発見されており、⑪脅迫状を届けに行く途中自動三輪車に追い越されたという自白は捜査により裏付けられた、⑫脅迫状を届けた際自動車が近所に駐車していたという自白は捜査により裏付けられた、これらの状況を併せ考えると、被告人が犯人であることはもはや疑いはない。さらに、自白は犯行細部を詳細に供述、物的証拠と合理的疑いをもたらす矛盾はなく信用できる。

⑥主要な 新証拠の 内容	191点の証拠開示—これらの多くを新証拠として提出。これらを含めて220点の新証拠を提出した。 ① 福江鑑定（コンピュータによる重ね合わせにより、99.9%の確率で脅迫状の筆跡と請求人の筆跡は相違しており、石川氏は脅迫状を書いていない。） ② 森鑑定（請求人の国語能力は小1終了時の水準にさえ達しておらず、脅迫効果を巧みに醸し出している平仮名・漢字まじりの脅迫状を書くことはできない。） ③ 山口・鈴木鑑定（3D映像解析により、現場足跡は不鮮明で証拠価値はない。） ④ 手拭に関する捜査報告書、ニュース放送の照会・回答書（手拭は石川氏宅にはなかった。） ⑤ 平岡鑑定（発見スコップは死体埋没に使用されていない、I養豚場のものという証拠価値はない。） ⑥ 原鑑定（U・K証言は心理学上信用できない。） ⑦ 厳島鑑定（N・T証言は心理学上信用できない。） ⑧ 下山鑑定（蛍光X線分析の結果発見万年筆に被害者のインクが含まれておらず、被害者のものではない。） ⑨ 流王報告書（鞆は自白どおり発見されたとは言えない。） ⑩ 塩野報告書、時計捜査報告書（腕時計は被害者のものではない、時計発見場所は搜索済みの場所。） ⑪ 5月7日付捜査報告書（三輪車が自白の場所・時間帯に通った事実を捜査当局は事件直後に知っていた。） ⑫ 三宅鑑定（車の駐車は午後7時半頃ではなく、もっと早い時間帯である。） ⑬ 弁護団作成の取調べテープ反訳書（自白は強要・誘導によるものである。） ⑭ 浜田鑑定・脇中鑑定（取調べテープを分析した結果、自白は虚偽架空である。） ⑮ 赤根鑑定・長尾鑑定（殺害方法、芋穴への逆さ吊りに関する自白は虚偽架空である。） ⑯ 単独自白をさせた取調官の捜査報告書（石川氏は、「死体の状態が分からない、教えてくれれば自白できる」と供述している。） ⑰ 齋藤鑑定（脅迫状を作成し届けていれば確実に脅迫状に指紋が付着することを実験により証明し、脅迫状から石川氏の指紋が全く発見されておらず、石川氏は脅迫状の作成などをしていない。） ⑱ O供述（犯行現場の直近で犯行時間帯に農作業をしていたO氏は、被害者の悲鳴を聞いていないし、被害者と犯人を見ていないと供述している。） ⑲ 上山鑑定（豚を用いた逆さ吊り実験で、逆さ吊りをすれば、人間の場合でも足首に縛った跡が残る。）
⑦再審の 経過	【第3次再審における主な証拠開示の経過】 2009(H21).12.16 第2回三者協議 東京高裁が筆跡、犯行現場、取調べ・自白など8項目にわたる証拠開示勧告 2010(H22).5.13 38点 逮捕当日の石川氏の上申書、取調べ録音テープ、捜査報告書（鞆関係）など 2010(H22).12.15 5点 取調べ状況についての捜査報告書など 2011(H23).3.23 5点 ルミノール反応検査に関する検察官の報告書など 2011(H23).12.14 14点 6月29日付けの腕時計の搜索報告書など3物証関係の証拠 2012(H24).4.23 19点 スコップ関係、筆跡資料など 2012(H24).10.3 4点 事件直後の聞き込み捜査報告書など 2013(H25).1.23 4点 手拭い、腕時計、「秘密の暴露」関係の証拠など 2013(H25).1.29 15点 「秘密の暴露」関係の捜査資料 2013(H25).3.27 26点 手拭い関係の捜査資料 2013(H25).7.26 3点 被害者使用のインク瓶等 2015(H27).1.23 東京高検の証拠物の一覧表（領置票）が開示 2015(H27).3.18 1点 航空写真ネガ（事件直後に撮影された航空写真112枚） 2015(H27).7.27 1点 事件直後の捜査報告書（「車の追い越し」関係）

	2017(H29).2.1 1点 5月21日付上申書の作成に関わる警察官の捜査報告書
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	第3次再審請求審において、多数の証拠が開示されたことにより、確定判決を覆す新事実が明らかになり、また、開示証拠をもとにして新証拠を多数作成・提出することができた。次の課題は、鑑定人尋問を実施することである。
⑨最近のトピック	石川氏、菅家利和氏、櫻井昌司氏、袴田巖氏らが出演している映画『獄友』が公開されている。弁護団は、総力をあげて、再審開始を目指す。

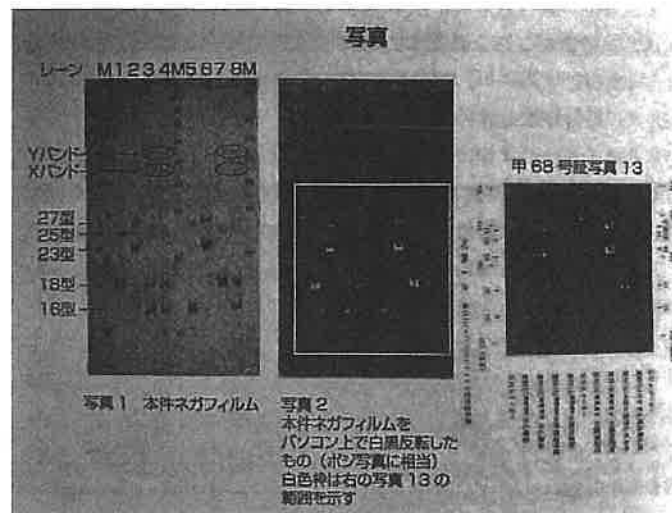
22 飯塚事件

①罪名等	死体遺棄、略取誘拐、殺人／死刑
②事件の概要	平成4年2月、福岡県飯塚市で登校中の小学1年生の女兒2名が行方不明になり、翌日、同県甘木市（現朝倉市）の山中を走る国道沿いの崖下で、共に遺体となって発見された。事件発生から約2年半後の平成6年9月、被害女兒の通う小学校付近に住んでいた久間三千年氏（事件当時54歳）が死体遺棄容疑で逮捕され、その後、殺人罪で再逮捕。同年11月5日までに死体遺棄罪、略取誘拐罪、殺人罪で起訴された。久間氏は一貫して犯行を否認し、直接証拠もなかったが、平成11年、福岡地裁は死刑判決を出した。控訴審、上告審共に死刑を支持し、平成18年9月に死刑が確定。平成20年10月に死刑が執行された。
③事件の特色	① 死刑が執行された事件の再審請求だということ。 本件で再審開始決定が出されれば、国家が無実の人間を死に至らしめたとして、日本の死刑制度の根幹を揺るがすことにつながる。また、そもそも久間氏の死刑執行は、本件と同様にMCT118型DNA型鑑定を用いて有罪とされていた「足利事件」の再審請求審において、同鑑定の再鑑定実施を認める弁護団意見書が裁判所に提出された直後に行われた。死刑確定から執行まで僅か2年という極めて異例の速さでの執行であることも考え合わせると、不可解と言わざるを得ない。 ② 久間氏が任意の取調べから死刑執行まで、一貫して犯行を否認していたこと。 自白や他の直接証拠がないにもかかわらず、状況証拠のみから有罪となった。有罪認定の柱となったのは、DNA型鑑定、目撃情報、血液型鑑定、繊維鑑定である。 ③ DNAの再鑑定が不可能な状態であること。 真犯人特定のための唯一の物証と言うべき、被害者の膣内などから採取された血痕が、捜査段階で全量消費されており、最新のDNA型鑑定による再鑑定が不可能となっている。当時DNA型鑑定に関与した大学教授によれば、DNA型鑑定を少なくとも100回以上は実施可能な資料が採取されており、これを全量消費したとする科警研の姿勢が問われている。
④裁判の経過	1992(H4).2.20 事件発生 1994(H6).9.23 久間氏を死体遺棄容疑で逮捕 1994(H6).10.14 死体遺棄罪で起訴。殺人容疑で再逮捕 1994(H6).11.5 略取誘拐、殺人罪で追起訴 1995(H7).2.20 福岡地裁（第1回公判）起訴内容を全面否認 1999(H11).9.29 第一審 福岡地裁（死刑）（陶山博生裁判長） 2001(H13).10.10 控訴審 福岡高裁 控訴棄却（死刑）（小出淳一裁判長） 2006(H18).9.8 上告審 最高裁 上告棄却（死刑確定）（滝井繁男裁判長） 2008(H20).10.28 死刑執行（享年70歳）
⑤確定審の裁判所の判断	自白やその他の直接証拠がない中で、DNA型鑑定や目撃証言などによる7件の状況証拠を積み重ね、「個々の状況証拠も単独では被告人を犯人と断定することはできないものの、これらを総合すれば被告人が犯人であることについては、合理的な疑いを超えて認定できる」とした。

⑥主要な
新証拠の
内容

【DNA型鑑定についての新証拠の内容】

- ・MCT118型鑑定は、事件当時、実用化されたばかりの手法であって、現在から見ると精度の低い鑑定である。
- ・科警研のMCT118型鑑定の分析結果は誤りであり、久間氏のMCT118型は検出されていない。
- ・確定審で検察が証拠提出していたMCT118型の電気泳動図は、真犯人の可能性を示す型が写った部分がカットされ、また、通常より光量を落として焼き付けるという改ざんが加えられている。



(出典) GENJINブックレット「死刑執行された飯塚事件 久間三千年さんの無罪を求める」現代人文社 2017年 P24

- ・改ざんされた部分からは、久間氏でも被害者でもない型が確認されており、真犯人の型である可能性が高い。

【目撃情報についての新証拠の内容】

- ・目撃内容は極めて詳細なものであるが、再現実験によれば、そのように細部まで把握することは不可能である。
- ・目撃者の事情聴取前に、警察官が久間氏の車を下見に行き、目撃者の供述を誘導していた。

【血液型鑑定についての新証拠の内容】

- ・真犯人の血液型をB型とした科警研鑑定は信用できない。
- ・真犯人の血液型はAB型であり、B型の久間氏は犯人ではない。

⑦再審
の経過

2009(H21).10.28	再審申立て【新証拠：本田第1次鑑定書】
2010(H22).12.7	証拠開示申立て（DNA型鑑定関連資料、ネガフィルム、目撃証言関連捜査記録等）
2011(H23).7.8	【新証拠：厳島第2次鑑定書】
2012(H24).1.26	ネガフィルムの取寄せ決定
2012(H24).9.10	検察官・N司法警察員捜査報告書（一部黒塗り）開示
2012(H24).10.25	裁判所・N司法警察員捜査報告書の全ての開示を勧告
2013(H25).5.13	本田鑑定人主尋問（DNA・血液型）
2013(H25).6.26	本田鑑定人反対尋問（DNA・血液型）
2013(H25).7	審理終了。7月末決定予定
2013(H25).8.7	7月末に決定が出ないまま、裁判長（高原正良裁判長）が定年退官
2014(H26).3.31	福岡地裁・再審開始請求棄却決定（平塚浩司裁判長）
2014(H26).4.3	福岡高裁へ即時抗告申立て
2015(H27).4.30	【新証拠：厳島第3次鑑定書】
2015(H27).8.17	【新証拠：本田3次鑑定書】

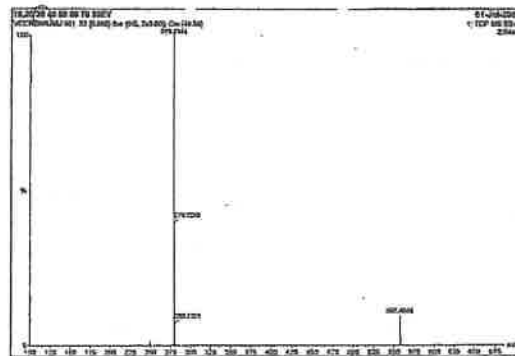
	2015(H27).12.2 【新証拠：飯島・北神鑑定書】 2016(H28).1.28 P技官意見書（血液型） 2016(H28).2.25 弁護士意見書（血液型） 2016(H28).11.18 P技官証人尋問（血液型） 2017(H29).5.18 審理終了 2018(H30).2.6 福岡高裁・即時抗告棄却決定（岡田信裁判長） 2018(H30).2.13 最高裁へ特別抗告申立て ※ 確定第一審で死刑判決に関与した（第12回～50回公判に左陪席として立会い、主任裁判官として判決を起案し、判決書に名を連ねている）裁判官の一人（柴田寿宏裁判官）が、即時抗告審の最後の打合せ期日に担当裁判官として関わっていた。同期日の開始から終了に至るまでの間に、裁判長から裁判体構成変更の説明は一切されず、当該裁判官からの自己紹介もなかった。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	【明らかにした事項】 <DNA型鑑定について> 4種類のDNA型鑑定が実施されているが、久間氏のDNA型が検出されているのは、MCT118型鑑定のみである。確定判決は、他のDNA型鑑定で久間氏の型が検出されなかったことについて、資料の量が検出感度以下であった可能性や、資料が劣悪であった可能性などを理由にあげて、検出されなかった事実が、久間氏を犯人であると認定することと矛盾しないとしている。これは、少なくともMCT118型では久間氏の型が検出されていることを前提としてなされたものであり、⑥で述べた新証拠によってMCT118型鑑定結果に疑問が生じた以上、この判断は維持され得ないものであることが明らかとなった。 <目撃情報について> 事件当日、犯行現場付近で犯行車両とすれ違ったとして、車両の特徴を数十個も指摘したT氏の証言は本件有罪認定の重要な証拠となった。しかし、⑥で述べた新証拠によって、目撃現場は急カーブが連続する狭い山道で運転に注意を要する場所であり、すれ違った程度で車両の特徴を細部まで認識することは不可能であることが明らかになった。また、再審での証拠開示により、T氏から事情聴取をする2日前に、警察官が久間氏の車両を見に行っていたことが明らかになった。そして、T氏の供述には警察官からの誘導をうかがわせる特徴が見られる。 <血液型鑑定について> 血液型鑑定では、犯人の血液型はB型であるとされ、B型の久間氏が犯人であることの根拠となった。しかし、⑥で述べた新証拠により、当時、科警研が用いた血液型鑑定の手法では正確な結果が出ず、当時の結果からは「AB型」とされるべきであったことが明らかとなった。 【残された問題点】 ・再審における利益原則の形骸化・「結論先にありき」の判断 ・証拠開示に対する検察官の強い抵抗と、証拠開示勧告に対する裁判所の消極的な姿勢 ・科学的証拠に対する裁判所の無理解 ・適正手続の不徹底（死刑判決に関与した裁判官の再審への関与）
⑨最近のトピック	・GENJINブックレット65『死刑執行された冤罪・飯塚事件 久間三千年さんの無罪を求める』発行（平成29年11月20日・現代人文社・著：飯塚事件弁護団）

23 北陵クリニック事件

①罪名等	殺人、殺人未遂／無期懲役 千葉刑務所にて服役中
------	-------------------------

②事件の概要	本件は、医療従事者が、自ら手を下して担当の患者を殺害した事件として世間的注目を集めた。平成12年10月31日、仙台市の北陵クリニック（以下「クリニック」という。）小児科を受診した小学校6年生の女児（以下「小6女児」という。）が、点滴の処置を受けて約5分後から容体が急変して一時心肺停止に陥り、直ちに仙台市立病院に転送され、数日後に、遷延性意識障害（いわゆる植物状態）と診断された。 平成13年1月6日、クリニック准看護師の守大助氏（事件当時29歳）が任意同行の上、取調べを受け、小6女児の点滴に筋弛緩剤を混入し殺害を図ったことを自認したとして逮捕された。概括的な自白調書等が作成されたが同月9日から否認と黙秘に転じた。その後同事件で起訴され、更に同事件の前後にわたり同手口の犯行を行ったとして、89歳女性の殺人と、1歳女児、45歳男性、4歳男児に対する殺人未遂（いずれも回復）の罪で逮捕と起訴が繰り返された。守氏は公判でも全面否認し、今日まで一貫して犯行を否認している。 弁護人は公判前の早い段階から今日まで、患者の容体変化はいずれも病気等によるもので、犯罪・事件ではないとして争っている。
③事件の特色	① 急変情報を得た警察は「筋弛緩剤事件」と断定し、小6女児が入院した市立病院の診療録を入手検討せず任意同行で逮捕した。筋弛緩剤中毒とする診断鑑定書は1通もないままに起訴・審理された。各患者の症状は、東北大学医学部麻酔科主任教授の「筋弛緩剤中毒と必ずしも矛盾しない」との公判証言に依拠し認定されている。 ② 本件発覚の発端となった小6女児を診た半田郁子小児科医師は、当日のカルテに「原因は不明だが神経症状と考えられる」と記し、逮捕後の会見では「当時、私に分からない脳の病気かと考えていた」と述べた。 日本医大麻酔科主任教授は「呼吸の障害に起因するものでない急性脳症であり、筋弛緩剤中毒ではあり得ない」と証言した。 ③ 当時クリニックの院長であった二階堂昇医師は、内科医として、89歳女性は、心筋梗塞による死亡、45歳男性は薬剤の副作用と診断し、後の公判で、同女性の当時の死亡原因の診断に間違いないと証言している。 ④ 1歳女児と4歳男児についても、容体急変当時は複数の医師により一定の診断がなされて何らの不審も抱かれていない。当時は小6女児の急変原因疾患の具体的診断名だけが不明であった。 ⑤ 5事件には血液や尿、点滴残溶液などの鑑定資料が計8点あるとされ、警察鑑定（質量分析装置を用いた定性・定量鑑定）は、そのいずれについても、筋弛緩剤の成分ベクロニウムの含有を認めたとする。ただし、鑑定資料は全て使い切り全量消費したとされ、弁護側には、再鑑定の機会が与えられなかった。 ⑥ 鑑定事項は「鑑定資料中のベクロニウム含有の有無、含有ありとしてその濃度」である。警察鑑定は、鑑定受託以前から標準品のベクロニウムを適切な質量分析条件の下で実験すると質量/電荷比（m/z）258の電気信号のみが観測されることを確認していたとし、m/z258イオンのみを分析対象として選択するよう質量分析計を設定して行なった血液等鑑定資料の分析実験により、標準品と同じ結果が得られたことから、鑑定資料中のベクロニウムの含有が証明された、としている。 だが、警察鑑定は、比較用の標準品のベクロニウムの質量分析でm/z258の信号が観測されるとしながら、その結果を表す質量分析実験のデータを示しておらず、さらに、血液等の鑑定資料についても、鑑定資料自体のマススペクトルが作成されていないため、鑑定資料の中身を直接調べた実験データは存在しない。 ⑦ 確定2審において、弁護人は、標準品のベクロニウムの質量分析ではm/z279が観測されるとの世界的実験論文4点等の証拠を提出し、これを踏まえ、標準品の分析実験鑑定を行うよう求めた。だが、裁判所は、標準品からm/z258イオンが出るとする科捜研技術吏員の証言には正確性も信用性もあるとし、同吏員の質量分析結果の再現性を検証するための第三者による実験は不必要として却下された。

	⑧ 確定審では、患者の症状に対する医学的科学的な診断が欠けており、血液等の質量分析鑑定では実験による分析科学的な裏付けが欠けていた。 再審請求では、症状論として小6女児の急変原因疾患の具体的診断が、鑑定論としては標準品のベクロニウムの質量分析の検証実験が課題となった。そのいずれも、新証拠として実現し、確定審の審理欠如・不尽を新証拠が補充する結果となっている。
④裁判の経過	1999(H11). 2. 1 守氏が北陵クリニックで准看護師として勤務開始 2000(H12). 2. 2 1歳女児が容体急変して回復 2000(H12).10.31 11歳女児(小6女児)が容体急変後、遷延性意識障害(いわゆる植物状態) 2000(H12).11.13 4歳男児が容体急変して回復 2000(H12).11.24午前 89歳女性が容体急変して死亡 2000(H12).11.24午後 45歳男性が容体急変して回復 2001(H13). 1. 6 1回目の逮捕 2001(H13). 7.11 仙台地裁で第1回公判 2004(H16). 3.30 第一審 仙台地裁 無期懲役判決(畑中英明裁判長) 2006(H18). 3.22 控訴審 仙台高裁 控訴棄却(田中亮一裁判長) 2008(H20). 2.25 上告審 最高裁 上告棄却(藤田宙靖裁判長) 2012(H24). 2.10 仙台地裁に再審請求 2014(H26). 3.25 仙台地裁 再審請求棄却(河村俊哉裁判長) 2018(H30). 2.28 仙台高裁 即時抗告棄却(嶋原文雄裁判長) 現在、特別抗告審の最高裁第三小法廷で審査中
⑤確定審の裁判所の判断	確定判決は、各患者の症状について、筋弛緩剤中毒とみて矛盾がないとする東北大学麻酔科教授の証言を根拠に事実認定している。 日本医科大学麻酔科主任小川龍教授は、「小6女児の症状経過は、明らかに、先に脳の循環と呼吸の中樞機能に障害を来し、そのため循環数と呼吸数が低下している。先に呼吸が障害されて酸素不足になり後に脳に障害が及ぶ筋弛緩剤中毒ではあり得ない」等と上記認定に真っ向から反対する証言をしたが、これには何ら応答していない。 血液等、鑑定資料中の筋弛緩剤の含有の有無をめぐる鑑定についても、確定判決は、鑑定資料の全量消費を容認した上、科捜研技術吏員の証言だけに頼り、その裏付け実証データや第三者による再現性のある実験データを求めなかった。 確定判決は、「標準品のベクロニウムの分析実験で観測したm/z258が血液等の鑑定資料の分析実験でも観測されたから、鑑定資料中のベクロニウムの含有が証明された」とする技術吏員の証言を採用した。 同技術吏員は、検出されたのはベクロニウムそのもの(未変化体)でありベクロニウムの加水分解物(変化体)については分析を試みていない旨証言し、裁判所の事実認定も、同証言を念頭にベクロニウムの加水分解物を事実認定から明示的に排除している。 そして、判決は、ベクロニウムそのもの(未変化体)の含有が証明されたから事件性が認定できるとした。 質量分析により物質の種類を決定するには、物質を同定するための指標を定めることが重要である。ところが、確定審では、科捜研技術吏員の証言が独り歩きし、世界的実験論文4点等に記述されているm/z279等の信号と土橋が実験で観測したとするm/z258の信号の関係や、そもそもベクロニウムの定性・同定の指標となり得る信号は何であるかということについて、客観的実験データにより確認する審理が行われていない。
⑥主要な新証拠の内容	【再審請求時に提出した新証拠】 ① 志田意見書 ベクロニウムを科捜研技術吏員の鑑定と同じ方法(ESI)によりイオン化し、質量分析しても、m/z258イオンは検出されない。従って、m/z258の検出によって鑑定資料中のベクロニウム含有が確認されたとする警察鑑定は誤りである。

ベクロニウムから $m/z279$ (557) が検出される

② 池田意見書

被害者とされる小6女児の症状は、神経内科学的にみて筋弛緩剤の薬効と矛盾する。小6女児の症状は、急性脳症とみるべきであり、その原因としてミトコンドリア病と診断できる。

③ 浜川意見書

供述心理分析の結果、確定判決が証拠とした請求人の自白等は同人の無実を示すものと言える。

【即時抗告審で提出した新証拠】

④ 平成13年3月の「毒劇物テロ対策セミナー」テキストブック

科捜研技術吏員が、標準品のベクロニウムについて本件の鑑定と同じ実験の結果を記載したもの。

⑤ 平成14年7月の「薬毒物分析実践ハンドブック」

科捜研技術吏員が、鑑定の前提をなす知見と異なる実験結果（新証拠④と一致する結果）を公表したもの。原稿は平成13年8月に脱稿。技術吏員は、平成13年12月の尋問で、この実験結果に触れなかった。

⑦再審の経過

平成24年2月10日 再審請求書提出

【要旨】

- ① ベクロニウムをESIでイオン化しても、 $m/z258$ イオンは生成されない。生成されることを前提とする鑑定からは、鑑定資料中のベクロニウム含有を認定できない。よって鑑定資料にベクロニウムの含有はない。
- ② 小6女児の症状は、ベクロニウムの薬効と矛盾する。また、その原因としてミトコンドリア病と診断できる。従って、小6女児の症状をベクロニウムによる薬理作用と認めた確定判決の判断は誤りである。

平成26年3月25日 再審請求棄却

【要旨】

- ① 志田意見書の新規性は直ちに否定されないが、ベクロニウムが質量分析の過程で分解（加水分解）ないし開裂（過剰エネルギーによる分子内結合の断裂）することで、 $m/z258$ は検出され得る。警察鑑定は、鑑定資料からベクロニウムまたはその変化体を検出したものである。志田意見書は「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」には当たらない。
- ② 池田意見書のうち、小6女児の症状はベクロニウムの薬効では説明がつかないとする部分に新規性がない。また、同意見書が指摘する小6女児の各症状は、ベクロニウムの薬効と矛盾するものではない。小6女児の症状がミトコンドリア病によるものとする部分は新規性があるが、明白性が認められない。よって、同意見書は「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」には当たらない。

平成26年3月28日 即時抗告

【要旨】

- ① 確定判決の事実認定は、警察鑑定がベクロニウムの加水分解物を検出した可能性を排除していた。従って、原決定がベクロニウムの加水分解によりm/z258が検出され得るとした点は、確定判決の判断と矛盾する。

ベクロニウムの開裂によりm/z258が検出され得るとした点は、これを裏付ける実験データもなく、証拠がない。検察官は、開裂によるm/z258の生成を示す実験データを提出できず、これを積極的には主張しないと述べている。

- ② 原決定は腹痛・おう吐などベクロニウムの薬効からは説明できない小6女児の症状を恣意的に除外して判断している。小6女児の症状や検査データはミトコンドリア病によって統一的に説明できる。ミトコンドリア病である具体的可能性がないとした原決定は誤りである。

平成27年9月10日 進行協議中入書提出（審理の遅滞について）

平成28年1月19日 第1回三者打合せ

平成29年4月28日 検察官意見書提出

平成30年2月28日 即時抗告棄却

【要旨】

- ① （主位的認定）ベクロニウムの開裂によってm/z258が生じる。科捜研技術吏員は、ベクロニウムからm/z258のみを検出し、ベクロニウムの加水分解物（変化体）からm/z237のみを検出する方法を確立していた。

（仮定的認定）仮にm/z258の検出がベクロニウムを加水分解させた結果であり、鑑定人が実際は分解物を検出したのに、ベクロニウムそのものを検出したものと誤解していたとしても、鑑定の信用性に影響はない。

志田意見書に新規性はなく、明白性もない。

- ② 池田意見書には、新規性、明白性がない。本件では、小6女児の生体試料からベクロニウムが検出されたという客観的事実が存在し、小6女児の症状がその筋弛緩薬の効果で説明できるとの判断が確定しており、これに合理的疑いを生じさせるには、少なくとも、小6女児の症状が別の疾病で説明可能であることが、明白かつ客観的な根拠に基づき示されなければならない。遺伝子疾患であるミトコンドリア病について、遺伝子検査の結果も示さず、外形的に観察された症状からこれに該当し得ると強弁しても、確定判決の判断に合理的疑いを生じさせることにはならない。

平成30年3月5日 特別抗告

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点

科学的証拠に対する無理解と事実取調べに対する消極的な姿勢が顕著である。

本件再審における争点の一部は、確定審段階で既に弁護側から争点として上げられていたものである。弁護側は確定2審において本件の新証拠と同趣旨の質量分析実験を行うよう鑑定請求していたが、裁判所は必要を認めず却下した。もし確定2審の裁判所がこの鑑定を認めていれば、裁判所の判断は異なるものとなっていたであろう。

再審請求審では、検察官が、新証拠を受けて、確定審段階における主張を事実上撤回し、確定審の最高検の答弁書（鑑定においてベクロニウムを誤って分解させてしまった結果、ベクロニウムの変化体を検出したなどということはある得ないと述べて、警察鑑定が分解物を検出したことを明確に否定したもの。）とも相容れない主張、すなわちベクロニウムの分解物検出論を展開した。

請求審の裁判所は、この検察官の主張を一部採り入れて再審請求を棄却した。裁判所は、科捜研技術吏員と新証拠の作成者である研修者・医師らに対する証人尋問の請求は、頑なに拒否した。

事実取調べに対する裁判所の消極的姿勢は即時抗告審においても同様であったが、即時抗告審の棄却決定は、検察官さえ「積極的には主張しない」とした事実を、証拠もなく認めるという、科学無視の裁判と言うほかないものであった。

特に、科捜研技術吏員に対する尋問は、裁判所が本件を適正に判断するためには絶対に必要で

【要旨】

- ① 確定判決の事実認定は、警察鑑定がベクロニウムの加水分解物を検出した可能性を排除していた。従って、原決定がベクロニウムの加水分解によりm/z258が検出され得るとした点は、確定判決の判断と矛盾する。

ベクロニウムの開裂によりm/z258が検出され得るとした点は、これを裏付ける実験データもなく、証拠がない。検察官は、開裂によるm/z258の生成を示す実験データを提出できず、これを積極的には主張しないと述べている。

- ② 原決定は腹痛・おう吐などベクロニウムの薬効からは説明できない小6女児の症状を恣意的に除外して判断している。小6女児の症状や検査データはミトコンドリア病によって統一的に説明できる。ミトコンドリア病である具体的可能性がないとした原決定は誤りである。

平成27年9月10日 進行協議中入書提出（審理の遅滞について）

平成28年1月19日 第1回三者打合せ

平成29年4月28日 検察官意見書提出

平成30年2月28日 即時抗告棄却

【要旨】

- ① （主位的認定）ベクロニウムの開裂によってm/z258が生じる。科捜研技術吏員は、ベクロニウムからm/z258のみを検出し、ベクロニウムの加水分解物（変化体）からm/z237のみを検出する方法を確立していた。

（仮定的認定）仮にm/z258の検出がベクロニウムを加水分解させた結果であり、鑑定人が実際は分解物を検出したのに、ベクロニウムそのものを検出したものと誤解していたとしても、鑑定の信用性に影響はない。

志田意見書に新規性はなく、明白性もない。

- ② 池田意見書には、新規性、明白性がない。本件では、小6女児の生体試料からベクロニウムが検出されたという客観的事実が存在し、小6女児の症状がその筋弛緩薬の効果で説明できるとの判断が確定しており、これに合理的疑いを生じさせるには、少なくとも、小6女児の症状が別の疾病で説明可能であることが、明白かつ客観的な根拠に基づき示されなければならない。遺伝子疾患であるミトコンドリア病について、遺伝子検査の結果も示さず、外形的に観察された症状からこれに該当し得ると強弁しても、確定判決の判断に合理的疑いを生じさせることにはならない。

平成30年3月5日 特別抗告

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点

科学的証拠に対する無理解と事実取調べに対する消極的な姿勢が顕著である。

本件再審における争点の一部は、確定審段階で既に弁護側から争点として上げられていたものである。弁護側は確定2審において本件の新証拠と同趣旨の質量分析実験を行うよう鑑定請求していたが、裁判所は必要を認めず却下した。もし確定2審の裁判所がこの鑑定を認めていれば、裁判所の判断は異なるものとなっていたであろう。

再審請求審では、検察官が、新証拠を受けて、確定審段階における主張を事実上撤回し、確定審の最高検の答弁書（鑑定においてベクロニウムを誤って分解させてしまった結果、ベクロニウムの変化体を検出したなどということとはあり得ないと述べて、警察鑑定が分解物を検出したことを明確に否定したもの。）とも相容れない主張、すなわちベクロニウムの分解物検出論を展開した。

請求審の裁判所は、この検察官の主張を一部採り入れて再審請求を棄却した。裁判所は、科捜研技術吏員と新証拠の作成者である研修者・医師らに対する証人尋問の請求は、頑なに拒否した。

事実取調べに対する裁判所の消極的姿勢は即時抗告審においても同様であったが、即時抗告審の棄却決定は、検察官さえ「積極的には主張しない」とした事実を、証拠もなく認めるという、科学無視の裁判と言うほかないものであった。

特に、科捜研技術吏員に対する尋問は、裁判所が本件を適正に判断するためには絶対に必要で

	ある。即時抗告審の係属中に判明したことであるが、技術吏員は、確定審における尋問に先立ち、鑑定的前提をなす知見とは異なる実験結果（新証拠①と一致する内容の新証拠⑤）を得ていた。ところが、技術吏員は、尋問ではそのことに触れず、鑑定が間違いのないものであることを証言した。その結果、確定審は判断を誤ったのである。 科学的・専門的知見を採り入れることが不可欠である争点について、裁判所が素人的判断に終始している現状は、直ちに改められなければならない。
⑨最近のトピック	守氏は現在48歳である。事件当時29歳であった若者から奪われた月日はあまりにも長い。地元宮城県を始め46の地域に支援団体が結成され、熱心な活動が展開されている。無実を訴え精力的に活動を続けている守氏の両親のためにも、引き続きご支援いただきたい。

24 ロシア人おとり捜査事件（無罪判決確定）

①罪名等	銃砲刀剣類所持等取締法違反／懲役2年
②事件の概要	ロシア人船員であった請求人（当時27歳）は、平成9年11月13日、けん銃1丁、実包16発等を持って小樽に来航し、翌14日、けん銃及び実包を持って船舶から降り、船舶が停泊していた場所からほど近い現場で、北海道警察本部生活安全部銃器対策課の警察官らにより、銃刀法違反の罪で現行犯逮捕された。 その後、請求人は、上記事実につき、銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪で札幌地方裁判所に起訴された。
③事件の特色	① 本件捜査は、捜査機関が捜査協力者S1及びS2を利用したおとり捜査であり、逮捕現場にはS1も存在していた。 ② 確定審において、弁護人は、請求人はS1・S2を利用したおとり捜査によって逮捕されたこと、その際に収集された証拠はいずれも違法収集証拠として排除されるべきであることを理由に無罪を主張した。 ③ 確定審では、被告人質問のほか、捜査官複数名及び上記捜査協力者2名の証人尋問が実施されたが、証人らはいずれも、S1及びS2は捜査協力者ではなく、S1は逮捕現場にはいなかったと証言した。 ④ 確定判決は、証人らの証言の信用性を認め、おとり捜査はなかったと判断し、請求人に対し懲役2年（実刑）の有罪判決を言い渡し、同判決は平成10年9月9日に確定し、請求人はその後服役した。 ⑤ 請求人の服役後の平成14年7月10日に、本件捜査において捜査官として関与していた警察官Aが覚せい剤取締法違反により緊急逮捕され、その捜査及び公判の課程において、銃器関係事犯における北海道警察の組織ぐるみのおとり捜査やけん銃の偽装押収の実態が明らかになった。 また、同時に、本件確定審における捜査官らによる「請求人の逮捕現場に捜査協力者がいなかった」旨の証言が偽証であったことや、捜査段階においても捜査官らが辻褃合わせのための虚偽有印公文書作成・行使を行っていたことも明らかになった。 ⑥ 本件は、おとり捜査の違法性が争点となるとともに、違法なおとり捜査によって得られた証拠について違法収集証拠排除法則が適用されて、証拠排除されるかが争点となった。 また、証拠能力及び証拠排除法則をめぐる事実（訴訟法上の事実）に関する新証拠について刑訴法435条6号における「証拠」に含まれるかが争点となり、再審請求審とその即時抗告審において判断が分かれた。 ⑦ 再審公判においては、ロシアに在住する被告人の出頭が必要であったため、その出頭に格別の配慮が必要であった。
④裁判の経過	1997(H9).11.14 事件発生（現行犯逮捕） 1998(H10).8.25 第一審 札幌地裁 有罪判決（懲役2年）（矢村宏裁判長）

	1998(H10). 9. 9 同判決確定 2013(H25). 9.25 再審請求 2016(H28). 3. 3 札幌地裁 再審開始決定（刑訴法435条6号）（佐伯恒治裁判長） 2016(H28). 3. 7 検察官 即時抗告 2016(H28).10.26 札幌高裁 即時抗告棄却決定（刑訴法435条7号及び437条）（高橋徹裁判長） 2016(H28).11. 1 即時抗告棄却決定確定 2017(H29). 2.23 再審公判 2017(H29). 3. 7 札幌地裁 再審無罪判決（中桐圭一裁判長），同日確定
⑤確定審の裁判所の判断	捜査機関による違法なおとり捜査の有無等が争点となったが，確定判決は，現行犯逮捕の現場に居合わせた警察官3名及び被告人が捜査協力者として指摘した者2名の証言等に基づき，警察官が関与したおとり捜査はなかったと認定した上，被告人の公判廷供述，けん銃及び適合実包の証拠物並びにこれに関する鑑定書等をあげて，けん銃加重所持罪により被告人に懲役2年の実刑判決を言い渡した。 被告人は，控訴せず，同判決は確定した。
⑥主要な新証拠の内容	① 再審請求に先行して提起した国家賠償請求における元警察官Aの証人尋問調書（警察官Aが服役中であったため，千葉刑務所にて所在尋問を実施） ② 元警察官Aが釈放された後に作成した供述書
⑦再審の経過	① 3度の三者協議期日が開かれた後，事実の取調べとして元警察官Aの証人尋問を実施した。 ② 証人尋問において，元警察官Aは，普段からS1・S2らに対し，「何でもいから，誰でもいいからけん銃をもってこさせろ」と指示していたこと，捜査当局は，事件前に請求人が日本にけん銃を持ち込むという具体的な情報を有しておらず，そもそも請求人の名前すら把握していなかったこと，本件おとり捜査には公益目的などは存在せず，単なる成績稼ぎの目的のために行われたものであること，S1・S2の働きかけ行為は捜査機関の指示に基づいた行為であったこと，逮捕後には警察が組織的に違法捜査を隠ぺいし，虚偽公文書作成・偽証を行ったなどを証言した。 ③ 再審請求審は，捜査の必要性について以下のように判断した。「請求人にはロシアマフィアや銃器犯罪への関与を示す事情などは全く存在せず，銃器犯罪の具体的な嫌疑は何ら認められなかったものといえる。検察官が言うように一般的には海外から密輸入されるけん銃を水際で阻止する必要があるとしても，こうした具体的な嫌疑のない者に対してまでわざわざ積極的にけん銃を日本に持ち込ませるよう働きかけるとするのは，背理であろう。請求人のように元々銃器犯罪を行う意図のない者に対してまで犯意を誘発するような強い働きかけを行う必要性などは到底認められないし，かえって，こうした強い働きかけを行うことにより，けん銃という危険物を本邦に招き入れ，国民の生命，身体を殊更危険にさらしたものだといえる」 さらに，捜査官らによる隠ぺいについて以下のように判断した。「特筆すべきは，銃器対策課の捜査官らは，事件後こぞって内容虚偽の捜査書類を作成した上，裁判でおとり捜査の違法性が争われるや，内部で口裏合わせをした上，S1やS2は捜査協力者ではなく，おとり捜査は行っていないなどと全く真実に反する証言をし，組織ぐるみで本件おとり捜査の存在を隠ぺいしている。こうした捜査官らの行為は，事案の真相を明らかにして，適正に刑罰法規を適用するという刑事裁判の目的を根底から覆し，請求人が公正な裁判を受ける権利を踏みにじるものである。これほど悪質な隠ぺい工作を図ったのは，銃器対策課の捜査官自身，本件おとり捜査は到底許されないものであり，裁判でこれが明るみに出れば大変な事態になることを認識していたからであろう。…重大な違法をはらんだおとり捜査が行われたからこそ，銃器対策課が組織ぐるみで隠ぺい工作を行ったというのが事の真相というべきであり，こうした事情もまた，本件おとり捜査の違法性を裏付けているものと見る事ができる」 その上で，「本件おとり捜査は，およそ犯罪捜査の名に値するものではなく，重大な違法があるのは明らかである」とし，本件捜査によって得られた各証拠の証拠能力を認めず，証拠か

ら排除した。

そして、「請求人が真正なけん銃やこれに適合する実包を所持していたことは請求人自身認めているものの、この自白を補強すべき証拠がなく、結局、刑訴法319条2項により犯罪の証明がないことに帰するから、請求人求に対し無罪の言い渡しをすべきである。本件再審請求は、刑訴法435条6号所定の有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当する」と判断した。

- ④ 即時抗告審は、結論として検察官の即時抗告を棄却したものの、その理由付けは請求審とは内容を異にするものであった。

即時抗告審は、「本件再審請求について、確定判決が認定に供した証拠が違法収集証拠であるか否かの判断の前提となる訴訟法上の事実の認定を問題にするものである限り、請求人から提出された新証拠が、同号（刑訴法435条6号）所定の新規かつ明白な証拠に当たるとした原判決は、同号の解釈及び適用を誤ったものといわざるを得ない」とした。その上で、「原判決の証拠となった捜査書類を作成した司法警察職員が同条7号所定の職務に関する罪を犯した事実が、当該犯罪に係る確定判決を得ることができないものの、その事実の証明があった場合（同法437条本文）に該当する」として、即時抗告を棄却した。

- ⑤ 再審公判は、いわゆる覆審の方式で審理されたが、検察官は、被告人の有罪立証を放棄し、論告においても「被告人に対し、直ちに無罪判決が宣告されるべきである」と述べた。

公判においては、被告人質問は実施されたものの、その他の証拠調べは行われず、被告人に対し無罪判決が言い渡された。



再審無罪判決後に喜ぶ弁護団と請求人ら

⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	① 再審請求の即時抗告審が、確定判決が認定に供した証拠が違法収集証拠であるか否かの判断の前提となる訴訟法上の事実の認定を問題にする新証拠について、刑訴法435条6号該当性を認めなかったこと。 ② 再審請求の即時抗告審において、検察官が請求審（地裁段階）では主張していなかった主張（上記訴訟法上の事実に関する証拠の法435条6号該当性に関する主張）を行い、即時抗告審がこれに沿う判断をしたこと。 ③ 再審公判が覆審の方式で行われた場合、検察官が立証を放棄すると実質的な証拠調べが行われず、「誤った有罪確定判決を正して有罪の言い渡しを受けた者の名誉を回復する」という再審制度の目的の達成が不十分になってしまうこと。
⑨最近のトピック	平成28年に、本件を含む当時の北海道警察の違法捜査を描いた『日本で一番悪い奴ら』という映画が公開された。

25 大阪強姦事件（無罪判決確定）

①罪名等	強制わいせつ，強姦被告事件／懲役12年	
②事件の概要	請求人（当時61歳）が平成16年頃から繰り返し少女を強姦等していたとして逮捕され，平成20年9月30日付強制わいせつ罪，同年11月12日付強姦罪で起訴された。請求人は捜査・公判を通じて，一貫して全ての事件を否認していた。しかし大阪地裁は少女の証言は信用できるなどとして，平成21年5月15日，全ての公訴事実を認め，請求人に懲役12年の有罪判決を言い渡した（平成22年7月21日控訴棄却，平成23年4月21日上告棄却により確定。）。 請求人は服役していたが，平成26年になって，実際には被害事実が存在しなかったとの少女の供述が得られたことから，平成26年9月12日付けで再審請求を行った。検察官は補充捜査の結果，少女の身体に性的被害の痕跡が無いとするカルテが発見されたことなどから再審開始を争わず，平成27年2月27日再審開始決定がなされ，同年10月16日再審無罪判決が言い渡された。 平成28年10月5日，警察官，検察官，裁判官の各捜査・起訴・判決行為に違法があることなどを理由として，請求人は，大阪地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起した。平成31年1月8日，大阪地方裁判所は，原告の請求を全て棄却した。請求人は控訴したが，令和元年6月27日，大阪高裁は控訴を棄却した。 現在，上告中である。	
③事件の特色	① 証拠関係等 客観証拠が皆無といってよいほど乏しい事案であった上，少女の供述には不自然な点が多かった。たとえば一般的な市営住宅である自宅において，他の家族もいるときに，室内で強姦されたなどと供述していた。また，被害にあった時期に関して，不合理な変遷が見られた。 一方で，捜査機関は少女の身体の状態について，十分な捜査をしていなかった。 ② 無実証拠の事後的発見 再審請求を受けて，検察官が改めて各医療機関に対する照会を行った。その結果，少女が捜査段階で，性的被害の痕跡が無いと診断されていたことを示すカルテを発見した（本件捜査段階で，少女は，警察に被害を訴え出た後，捜査機関に告げずに産婦人科を受診していた）。 捜査機関が当該カルテを収集していなかったことや，そもそも身体の状態を精密に捜査しなかったことの過失が大いに問題となる。 また，弁護人は，確定審控訴審段階で，少女の医療機関の受診歴を調査するための事実取調べ請求を行ったが，控訴審裁判所はその事実取調べ請求を却下していた。控訴審裁判所が事実取調べを採用すれば上記カルテが発見されていた可能性は高く，裁判所の過失も問題となる。 ③ 検察官による証拠一覧表交付 再審請求審において，弁護人は，捜査機関に対して，その手持ち証拠の全ての開示を求め，裁判所に対して，同旨の証拠開示命令を申し立てた。裁判所は証拠開示命令にかえて，検察官に対して，証拠の一覧表を弁護人に交付することを命じた（平成27年1月14日付け）。しかるに検察官は，この証拠の一覧表の交付を拒絶した。	
④裁判の経過	2004(H16).11	「強姦」があったとされる
	2008(H20).4	「強姦」があったとされる
	2008(H20).7	「強制わいせつ」があったとされる
	2008(H20).8.21	被害届提出（強制わいせつ）
	2008(H20).9.10	請求人逮捕（強制わいせつ9.11勾留）
	2008(H20).9.30	起訴（強制わいせつ）
	2008(H20).10.24	勾留（強姦）
	2008(H20).11.12	起訴（強姦）
	2009(H21).5.15	第一審 大阪地裁 判決（懲役12年）（杉田宗久裁判長）
	2010(H22).7.21	控訴審 大阪高裁 判決（棄却）（湯川哲嗣裁判長）

	2011(H23). 4.21 上告審 最高裁 決定(棄却)(岡部喜代子裁判長)→服役 2014(H26). 9.12 再審請求(大阪地裁第3刑事部) 2014(H26).11.18 請求人釈放(検察官指揮) 2015(H27). 1.14 証拠開示命令(証拠の一覧表) 2015(H27). 1.20 検察官 証拠開示命令を拒絶 2015(H27). 2.27 大阪地裁 再審開始決定(登石郁朗裁判長) 2015(H27).10.16 大阪地裁 再審無罪判決(芦高源裁判長) 2016(H28).10. 5 国家賠償請求訴訟提起 2019(H31). 1. 8 国家賠償請求訴訟 一審判決 大阪地裁 請求棄却(大島雅弘裁判長) 2019(R1). 6.27 国家賠償請求訴訟 控訴審判決 大阪高裁 控訴棄却(中本敏嗣裁判長)
⑤確定審の裁判所の判断	「弱冠14歳の少女がありもしない強姦被害等をでっち上げるまでして親族を告訴することは非常に考えにくい」「そのような稀有なことがあるとすればよほどの特殊な事情がなければならない」などとして、少女の供述が虚偽である可能性は基本的に乏しいという見方をした。そして客観証拠が無く、前記のように変遷や不自然があるにもかかわらず、いずれも小さな問題であるとして、少女の供述の信用性を肯定した。 控訴審においては、弁護人は前記のように、少女の医療機関の受診歴を調査するための事実取調べ請求を行ったが、裁判所はその請求を却下した。
⑥主要な新証拠の内容	少女自身が、実際には被害に遭っていないという供述をした。その供述状況は録画して、裁判所に提出した。
⑦再審の経過	前記のように検察官は補充捜査を経て、請求人を釈放し、再審開始を争わなかった。再審請求審中で、前記のように、証拠一覧表の交付命令を拒絶するという行為に出た。
⑧再審が明らかにした事項・残された問題点	捜査機関、裁判所を通じて、明らかな客観証拠の軽視の姿勢が見られた。少女が嘘を言うはずがないという安易な思い込みによる訴追、事実認定がなされたと言える。 しかしながら国家賠償請求訴訟において、一審判決は、捜査機関の捜査・訴追行為に違法は無いとし、裁判所の判決行為にも違法が無いとした。また、証拠一覧表の交付拒絶行為についても、再審請求人には証拠の一覧表の交付を受ける法律上の利益が無い(国家賠償請求は認められない)とした。裁判所がこのような杜撰な捜査公判を追認したことは極めて重大な問題である。
⑨最近のトピック	現在、国家賠償請求訴訟(上告審)が係属中である。

刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書

2023年（令和5年）2月17日

請願第3号－136

JFBA 日本弁護士連合会

刑事訴訟法
「第4編 再審」は
70年以上、一度も
改正されていない

再審請求審の審理は
裁判所の裁量に
委ねられ、証拠開示の
基準や手続も
定められていない

法制度の不備が
えん罪被害者の
救済を妨げていて
速やかな法改正が必要

えん罪救済を阻む現行の刑事訴訟法

刑事再審は、誤判によるえん罪被害者を救済する
最終手段

刑事訴訟法改正により公平・公正な裁判へ

再審における
証拠開示制度の整備

検察官の役割の確認
及び再審開始決定に
対する検察官の
不服申立ての禁止

再審請求人に対する
手続保障を中心とする
手続規定の整備

白鳥・財田川決定の
趣旨の明文化と
再審請求の理由の拡大

裁判所の
公正・適正な判断を
担保する制度の整備

刑の執行停止に
関する規定の整備

刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書

2023年（令和5年）2月17日

日本弁護士連合会

（意見の趣旨）

刑事訴訟法及び刑事訴訟法施行法の一部を、別紙「刑事訴訟法等改正案 新旧対照表」の「改正案」欄記載のとおり速やかに改正すべきである。

（意見の理由）

第1 再審法改正の必要性和緊急性

1 はじめに一これまでの再審法改正の動きについて

(1) 再審の理念

「再審」とは、間違った有罪判決で無実の罪を着せられているえん罪被害者を救済するために、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める制度のことをいう。そして、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでおり、具体的には刑事訴訟法「第四編 再審」の規定がこれに該当する。

旧刑事訴訟法下においては、再審の理念は、実体的真実の発見と法的安定性との矛盾の調和にあるなどと説かれた。そのため、法的安定性の許す範囲でしか再審は認められず、その結果として、再審の要件は極めて厳格に解釈されてきた。

ところが、日本国憲法は、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現すべく詳細な規定を置き、憲法第39条は二重の危険を禁止した。この憲法第39条により不利益再審は禁止され、再審は明確にえん罪被害者の救済の制度と位置付けられた。

このように、日本国憲法の制定に伴い、再審制度の理念が大きく変更されたにもかかわらず、現行刑事訴訟法は、不利益再審を廃止する以外は、旧刑事訴訟法の規定をそのまま受け継いでしまった。ここに、現行の再審制度がえん罪被害者の救済という重要な役割を果たせていない原因がある。

(2) 再審法改正に向けた当連合会の活動

そこで、当連合会は、現行再審制度の運用改善、法改正の必要性等を指摘し、1962年（昭和37年）には「刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱」（昭和37年改正要綱）を發表し、さらに検討を重ねて1977年（昭和52年）1月22日、「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑

事訴訟規則中一部改正意見書」（昭和52年改正案）を策定、公表するとともに、その実現のために努力してきた。

その後、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件のいわゆる死刑再審4事件の再審手続の進行に伴って、その身体拘束問題などが新たに法改正によって解決すべき課題として提起される等の状況のもとで、当連合会は、1985年（昭和60年）4月19日、上記改正案につき、その一部を修正することとし、これを修正案（昭和60年修正案）としてまとめ、さらに、法改正の必要性等を裏づける再審諸事件についての手続の進行、再審開始・棄却等の決定・判決が続出する状況のもと、1991年（平成3年）3月28日には、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（平成3年改正案）を策定、公表した。

(3) 取り残された再審法改正

この間、通常審の手続に関しては、被疑者国選弁護制度の創設・拡充や、被疑者・被告人と弁護人との接見交通権について一定の改善がなされ、一部の事件に限定されており、内容的な問題もあるものの、取調べの可視化も一応実現した。また、極めて不十分ながらも、公判前整理手続の導入に伴う証拠開示制度の一部採用や、裁判員裁判を契機とする直接主義の復活は、調書裁判とそしられてきた近年の刑事裁判の状況を是正する役割を果たしつつある。

しかし、再審については、えん罪被害者救済の最終手段であるにもかかわらず、上記の通常審で行われた手続の改善すら行われておらず、1949年（昭和24年）に現行刑事訴訟法が施行されて以来、70年以上にわたり、一度の法改正もされず今日に至っている。

2 再審法改正の必要性和緊急性

(1) いわゆる「再審格差」

当連合会が平成3年改正案を公表した後、特に21世紀に入って以降、当連合会が支援する事件で再審開始決定が相次ぎ、そのうち足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件の6事件では再審により無罪判決が確定するなど、再審をめぐる動きが活発化した。

しかし、現行刑事訴訟法では、再審手続に関する規定は、旧刑事訴訟法からその内容を引き継いだ19か条しかなく（現行刑事訴訟法第435条ないし第453条）、とりわけ再審請求手続における審理の在り方については、現行刑事訴訟法第445条において、事実の取調べを受命裁判官又は受託裁判官によって行うことができる旨が定められているだけで、裁判所の広範な

裁量に委ねられている。そのため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって区々であり、えん罪被害者の救済に向けて能動的かつ積極的に活動する裁判所がある一方で、何らの事実取調べも証拠開示に向けた訴訟指揮もせず、それどころか進行協議期日すら設定せず放置したり、事前の予告もないまま再審請求棄却決定を再審請求人や弁護人に送達したりする裁判所もある。

このように、再審をめぐる動きが活発化する中で、いわゆる「再審格差」と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れるようになり、制度及び規定の不備が看過できない状態に至っていることが、より一層明らかとなっている。

(2) 再審における証拠開示

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが、再審における証拠開示である。

例えば、近年、再審において無罪判決が確定した布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件及び松橋事件では、通常審段階から存在していた証拠が再審請求手続又はその準備段階において開示され、それが確定判決の有罪認定を動揺させる大きな原動力となった。また、係属中の事件ではあるが、袴田事件、大崎事件、日野町事件、福井女子中学生殺人事件でも、再審請求手続における証拠開示が、（一部、取り消されたものがあるとはいえ）再審開始決定に大きく寄与している。なお、再審において無罪判決が確定した湖東事件では、再審公判の段階になって、警察から検察庁に送致されていなかった無罪方向の証拠が新たに開示されているが、再審無罪判決の言渡後に裁判長が行った説諭では、「本件再審公判の中で、15年の歳月を経て、初めて開示された証拠が多数ありました。そのうち一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴されなかったかもしれません。」と述べられているほどである。このように、えん罪被害者の救済という再審の理念を実現するためには、通常審段階において公判に提出されなかった裁判所不提出記録を再審請求人に利用させること（再審における証拠開示）が極めて重要である。

しかし、現行刑事訴訟法には、再審における証拠開示について定めた明文の規定は存在せず、裁判所の訴訟指揮に基づいて証拠開示が行われている。このように、証拠開示の基準や手続が明確でなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、裁判所の積極的な訴訟指揮によって重要かつ大量の証拠開示が実現した事件がある一方、訴訟指揮権の行使に極めて消極的な態度を取る裁判所もあるなど、裁判所によって大きな格差が生じている。した

がって、再審における証拠開示については、全ての裁判所において統一的な運用が図られるよう、その法制化が急務である。

なお、この問題に関しては、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正の時にも問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、附則第9条第3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示・・・について検討を行うものとする。」と規定された。しかし、それから6年が経過したものの、再審における証拠開示については法制化の目処が全く立っていない状況にあることから、当連合会としては、改めてその実現を強く求める。

(3) 再審開始決定に対する検察官の不服申立て

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立ても看過できない問題である。

再審開始決定に対する検察官の不服申立てが、えん罪被害者の速やかな救済を阻害するという問題については、かねてより指摘されてきた。それでも、1990年代までは、再審開始決定に対する即時抗告が棄却された場合、特別抗告がなされることなく、そのまま再審開始決定が確定する場合が多かった。しかし、近年では、布川事件、松橋事件、大崎事件及び湖東事件において、再審開始を認める即時抗告審の決定に対して、検察官が最高裁判所に特別抗告を行っている。その結果、特別抗告審の判断がなされるまで再審開始決定が確定せず、えん罪被害者の救済が長期化しているし、大崎事件では、請求審の再審開始決定及びこれを維持した即時抗告審の決定がいずれも取り消される事態も生じており（最高裁判所令和元年6月25日決定・集刑326号1頁）、その弊害は顕著である。

このように、近年、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての在り方の変化によって、今まで以上にえん罪被害者の早期救済が妨げられる事案が発生しており、これを速やかに是正する必要性が高い。

(4) 再審請求手続の長期化と再審請求人の高齢化

再審請求手続は長期化する傾向にあることから、救済が遅延し、えん罪被害者本人や再審請求人であるえん罪被害者の親族の高齢化が進んでいる事件は多い。幾つか具体例を挙げると、以下のとおりである。

名張事件の再審請求人であった奥西勝さんは、1973年（昭和48年）4月15日から再審請求を始め、第7次再審請求において、2005年（平成17年）4月5日、名古屋高等裁判所で再審開始決定がなされたものの、その後、取り消され、雪冤を果たすことなく、第9次再審請求中の2015

年（平成27年）10月4日に89歳で死亡した。その後、奥西勝さんの遺志を受け継いだ妹によって、第10次再審請求が行われているものの、その妹も現在93歳となっている。

袴田事件の再審請求人であった袴田巖さんは、1981年（昭和56年）4月20日に第1次再審請求を行い、現在は袴田巖さんの姉が第2次再審請求を行っている。2014年（平成26年）3月27日には静岡地方裁判所で再審開始決定がなされたが、今も東京高等裁判所で審理が続いており、袴田巖さんは現在86歳、その姉も現在90歳となっている。

大崎事件の再審請求人である原口アヤ子さんは、1995年（平成7年）4月19日に第1次再審請求を行い、2002年（平成14年）3月26日に鹿児島地方裁判所で再審開始決定がなされたものの、その後、取り消された。その後の第3次再審請求では、2017年（平成29年）6月28日に鹿児島地方裁判所で二度目の再審開始決定がなされ、福岡高等裁判所宮崎支部もこれを支持したにもかかわらず、最高裁判所で取り消された。現在、第4次再審請求を行っているが、原口アヤ子さんは現在95歳となっている。

このように、えん罪被害者を救済するまでには、気が遠くなるほど長い時間がかかっているのが実情であり、えん罪被害者本人やその親族も相当の高齢となっている。えん罪被害者の救済のためには、もはや一刻の猶予もなく、速やかに再審法の改正が行われる必要がある。

3 小括

そこで、当連合会は、平成3年改正案までの到達点を踏まえつつ、その後の刑事手続の変化及び再審をめぐる動向をも勘案し、改めて「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（以下「改正案」という。）を策定、公表することとした。

第2 改正案の基本的な視点

改正案を策定するにあたっての基本的な視点は、以下のとおりである。

1 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大

再審請求に及ぶ事件の大部分は、現行刑事訴訟法第435条第6号を理由とするものであるが、その要件である新証拠の明白性につき、白鳥決定（最高裁判所昭和50年5月20日決定・刑集29巻5号177頁）及び財田川決定（最高裁判所昭和51年10月12日決定・刑集30巻9号1673頁）は、新証拠それのみで判断するのではなく、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、「疑わしいときは被告人の利益に」

という刑事裁判の鉄則が適用されると判示した。このように、白鳥・財田川決定は、えん罪被害者の救済という再審制度の理念を具体化する重要な意義を有するが、その後の裁判例を見ると、その意義が必ずしも適切に反映されていないものも見受けられることから、白鳥・財田川決定の趣旨を明文化することとした。

また、現行刑事訴訟法では、死刑の量刑を基礎付ける事実誤認があることを理由とする再審（死刑の量刑再審）や、捜査や裁判の手續に憲法違反があることを理由とする再審（憲法違反を理由とする再審）が明文では認められていないが、これらも再審請求の理由に加えることとした。

2 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備

最近、大崎事件、日野町事件及び飯塚事件において、確定判決に関与した裁判官や過去の再審請求に関与した裁判官が、当該事件の（新たな）再審請求で担当裁判官として審理や決定に関与していたことが明らかとなった。このことは、裁判所の判断の公正・適正さに疑念を抱かせるものであるから、除斥・忌避事由として明記することとした。

また、上記のとおり、現行刑事訴訟法では、再審請求手續における審理の在り方は裁判所の広範な裁量に委ねられているが、裁判所の職権行使が適切に行われなければ、裁判所の判断の公正・適正さが損なわれることになる。そこで、再審請求手續への再審請求人の積極的な関与を認めるとともに、裁判所の職権行使の在り方を市民の監視下におくため、少なくとも重要な手續は公開して行うことを明記することとした。

3 再審請求人に対する手續保障を中心とする手續規定の整備

再審の審理手續は、再審請求手續（再審請求に対する審理手續）と再審公判手續（再審開始決定確定後の公判手續）の2つの手續から成り立っており、いわゆる二段階構造をとっているが、日本の再審制度の運用を見ると、再審請求人にとって決定的に重要な意味を持つのは、第一段階の手續である再審請求手續である。そして、再審請求手續では、事実の取調べを主軸とした公判審理と同種の手續が実施されることも少なくない。

しかし、上記のとおり、現行刑事訴訟法では、再審請求手續における審理の在り方については、ほとんど規定がなく、再審請求人に対する手續保障を欠いている。えん罪被害者の救済という再審制度の意義・目的に照らせば、再審請求人の再審請求手續への関与を保障することこそ、適正手續を保障した憲法の理念に適合するものであるから、再審請求手續における再審請求人の主体的関与を可能にするための手續規定を整備した。また、再審請求人の主体的な関与

の前提として、弁護人による実効的な援助を受ける権利が保障されなければならないので、弁護人に関する規定も整備した。

4 再審における証拠開示制度の整備

再審における証拠開示の重要性は上述したとおりであり、再審請求人に対する手続保障を図り、その活動を実効あらしめるためにも、証拠開示制度の法制化が必要であることから、その規定を整備した。

また、証拠開示の前提として、記録及び証拠品の保管及び保存が適正に行われている必要があることから、それに関連する規定も整備した。

5 再審請求手続における検察官の役割の確認及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

現行の再審制度が専らえん罪被害者の救済のためにのみ存在していることは、憲法上の要請に基づくものである。そもそも、現行の再審請求手続は職権主義構造がとられており、検察官は、公益の代表者として、裁判所が行う審理に協力すべき立場に過ぎない。したがって、再審請求手続における検察官の関与は、職権主義のもとで手続の主導権を有する裁判所が、適正な手続進行を図るために必要と認める限度においてのみ認められるべきものに過ぎず、検察官が通常審におけるのと同様に当事者的立場で積極的な主張立証活動を行うことは許されない。しかし、現実の再審事件の審理を見ると、あたかも検察官が再審請求人に対峙する対立当事者であるかの如く振る舞っている実情があることから、再審請求手続における検察官の役割を確認する規定を設けることとした。

また、現行刑事訴訟法のもとでは、検察官が当然のように再審開始決定に対して不服申立てを行っている実情があり、単なる前さばきの場に過ぎないはずの再審請求手続において、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが繰り返されることが、上述のとおり深刻な問題となっている。しかし、再審請求手続における検察官の役割や、えん罪被害者の速やかな救済という再審制度の理念に照らせば、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを認めるべきではないことから、これを禁止することとした。

6 刑の執行停止に関する規定の整備

刑の執行停止（死刑確定者に対する拘置の執行停止を含む。）については、刑の執行停止が検察官の判断又は裁判所の裁量に委ねられていること、再審請求中に死刑が執行される事件が生じていること、再審開始決定があった死刑確定者に対する拘置の執行停止について明文の規定がないなど、現行刑事訴訟法の規定は極めて不十分であることから、規定を整備することとした。

第3 改正案の要点とその理由

以上の視点に立って策定した改正案について、各条項の要点は以下のとおりである。なお、以下で言う「刑事訴訟法」及び「刑事訴訟法施行法」は、改正案を指す。

1 再審の理由（刑事訴訟法第435条、第437条）

(1) 再審開始要件（明白性）

現行刑事訴訟法第435条第6号は、無罪を言い渡すべき「明らかな証拠」をあらたに発見したことを再審の理由として定めている。しかし、「明らかな」という文言が証拠の「明白性」を厳格に解釈するよりどころとなり、無罪を推測するに足る「高度の蓋然性」が求められるなど、「疑わしいときは被告人の利益に」という原則の適用の障害になってきた。

上述のとおり、白鳥・財田川決定は、新証拠の「明白性」は、新証拠そのみで判断するのではなく、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されると判示した。しかし、その後の裁判例を見ると、文言上は白鳥・財田川決定を引用しつつ、新証拠を孤立的に評価したり、新証拠と立証命題を共通する旧証拠との関係でのみ再評価を行ったりする裁判例もある。また、新証拠によって旧証拠の証明力が減殺され、確定判決の有罪認定がそのままでは維持できないことを認めながら、確定判決の証拠構造を組み替えたり、別の旧証拠の証明力をかさ上げしたりするなどして、有罪認定を維持する裁判例もある。

そこで、白鳥・財田川決定の趣旨の明文化を図るという観点から、「明らかな証拠」という文言は、「事実の誤認があると疑うに足りる証拠」と改めることとした（刑事訴訟法第435条第6号）。

(2) 死刑の量刑再審

死刑は、人の生命を奪う不可逆的な刑罰である点で、他の刑罰とは質的に異なることから、他の事件とは異なる特別な手続保障が要請される。したがって、死刑事件については、無罪を言い渡すべき場合に限らず、死刑の量刑を基礎付ける事実の誤認がある場合にも、再審が認められる必要がある。

この点については、現行刑事訴訟法の解釈としても、死刑の量刑を基礎付ける事実の誤認は「原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき」場合に該当するとの解釈は成り立ち得るが、文言上明確とはいえないので、死刑の量刑再審を再審の理由の一つとして追加することとした（刑事訴訟法第435条第8号）。

(3) 憲法違反を理由とする再審

捜査や裁判の手續に憲法違反があることが明らかとなった場合、そのこと自体を再審の理由となし得るかについては、現行法では必ずしも明確ではない。この点、菊池事件国家賠償請求訴訟判決（熊本地方裁判所令和2年2月26日判決・判例時報2476号44頁）は、菊池事件の審理が憲法第13条、第14条第1項に違反し、憲法第37条第1項、第82条第1項に違反する疑いがあることを認めつつも、これらの憲法違反があることのみで再審事由があると認めることはできないと判示している。

しかし、憲法上の手續規定は、適正な事実認定のために不可欠な権利を被告人に保障したものであるから、これらの権利が保障されなかったこと自体が事実誤認の徴表といえる。そもそも、憲法的価値が踏みにじられていることが明らかな場合に、再審でこれを是正しないことは、えん罪被害者の人権保障を目的とする現行の再審制度の理念にも反する。

そこで、憲法違反を理由とする再審を再審の理由の一つとして追加することとした（刑事訴訟法第435条第9号）。

(4) 確定判決に代わる証明

証拠の偽造や偽証等があったことを再審の理由とする場合、その証明は原則として確定判決によらなければならない（現行刑事訴訟法第435条第1号、第2号、第3号、第7号及び第436条第1項）。もっとも、確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができるが（現行刑事訴訟法第437条本文）、「証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないとき」が除外されており（同条ただし書）、証拠不十分で無罪判決が言い渡された場合や不起訴処分となった場合もこれにあたるとする見解がある。

しかし、確定判決以外の証拠によって当該事実の証明ができる場合に、これを再審の理由から除外すべき理由はないので、現行刑事訴訟法第437条ただし書は削除することとした。

2 裁判所（刑事訴訟法第438条、第438条の2）

(1) 管轄裁判所

現行刑事訴訟法第438条は、「再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。」と定めている。そのため、現在は、確定判決を言い渡した審級の裁判所が、再審請求事件を管轄することとされている。

しかし、現行法の控訴審や上告審の性格上、事実審理に制約のある高等裁判所や最高裁判所が第一次的に再審請求の可否を判断したり、再審開始決定

が確定した後の再審公判を担当したりすることの妥当性には疑問がある。また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められている現行制度の下では、高等裁判所が請求審となって行った再審開始決定を、即時抗告に代わる異議の申立てを受けた同じ高等裁判所の別の裁判体を取り消すという事態も発生しているが、かかる結論も理不尽である。

そこで、刑事訴訟法第435条に基づく再審請求において、確定判決が高等裁判所又は最高裁判所の場合の管轄を、当該事件の第一審に相当する裁判所とする旨のただし書を加えることとした（刑事訴訟法第438条）。

(2) 裁判官の除斥及び忌避

現行刑事訴訟法には、再審手続に関与する裁判官について除斥及び忌避に関する規定はなく、再審の目的となった確定判決に関与した裁判官は、当該再審請求に関する裁判に関与することを妨げないと解されている（最高裁判所昭和34年2月19日決定・刑集13巻2号179頁）。

しかし、白鳥・財田川決定によれば、新証拠の「明白性」は、新証拠そのみで判断するのではなく、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じるか否かによって判断することとされている。したがって、再審請求における審理の対象は、当該再審請求の審理で提出された新証拠のみならず、過去の審理（通常審及び過去の再審請求手続）で提出された旧証拠にまで及ばざるを得ないが、過去の審理に関与した裁判官は、自ら行った証拠評価の影響を払拭することが困難である。そもそも、確定判決の判断の誤りを指摘し、その是正を求める再審手続に、過去の審理（通常審及び過去の再審請求手続）に関与した当の裁判官が関与することは、裁判所の公平性・公正性に対する疑念を抱かせるものであるし、当の裁判官から有罪判決を受けた再審請求人からすれば耐え難いところである。

そこで、再審についても、除斥及び忌避の規定を設けることとした（刑事訴訟法第438条の2）。

3 再審請求権者等（刑事訴訟法第439条及び第439条の2）

(1) 再審請求権者

有罪判決を受けた者の親族は、事件発生当初から犯罪者の身内として世間の冷たい目にさらされており、その身分関係を隠して生活していることが少なくない。そのため、有罪の言渡を受けた者が死亡又は心神喪失の状態になったとしても、その親族が再審請求権者として再審の請求を行うことは極めて困難である場合が多い。そこで、現行刑事訴訟法第439条第1項第4号を改正し、一定の親族に限らず、有罪判決を受けた者からあらかじめ指名を

受けた者も再審請求権者に含めることとした。具体的には、長年再審請求を支援し続け、有罪判決を受けた者と信頼関係が構築できている者などを想定している。

また、確定判決が誤りである蓋然性が極めて高いにもかかわらず、現行刑事訴訟法第439条第1項第2号ないし第4号の規定による請求権者が存在しないために再審の請求ができない場合、法的には検察官が再審請求を行うことは可能であるが（現行刑事訴訟法第439条第1項第1号）、かかる場合に検察官が自ら再審請求を行うことは期待できない。そこで、刑事訴訟法第439条第1項第5号を追加し、検察官以外の公益的立場にある者として、当連合会及び弁護士会に再審請求権を付与することとした。

(2) 再審請求手続の受継

現行刑事訴訟法では、再審開始決定の確定後であれば、再審請求人が死亡し、又は心神喪失となった場合でも、再審の審判（再審公判）を行うことができるかとされているが（現行刑事訴訟法第451条第2項ないし第4項）、再審請求手続中（再審開始決定の確定前）に再審請求人が死亡した場合の規定がない。そのため、現在の再審実務では、再審請求人の死亡後間もなく、手続の終了決定がなされて再審請求手続は終結するのが一般的である（東京高等裁判所昭和42年6月7日決定・下刑集9巻6号815頁、最高裁判所平成16年6月24日決定・集刑285号501頁など参照）。

しかし、有罪の言渡を受けた者が死亡した後であっても再審の請求が可能とされているのは、再審が単に誤判による刑の執行からの解放のみを目的とするのではなく、誤判を是正し、その名誉を回復することを目的としているためである。また、再審請求人が死亡したことによって手続が当然に終了するという実務運用になっているのも、その場合の規定がないからに過ぎず、必ずしも論理的な帰結ではない。そうだとすれば、再審請求人が死亡した場合の再審請求手続の帰趨について規定を設け、これまでの主張立証の成果を利用して手続を続行させることとするのが、えん罪被害者の早期救済という観点から見て妥当であるし、訴訟経済にも適う。

そこで、再審請求人が死亡した後、6か月以内に、再審請求権者（刑事訴訟法第439条第1項第3号ないし第5号）から受継の申立てがあったときは、当該再審請求手続を受継できるとの規定を設けることとした（刑事訴訟法第439条の2第1項）。なお、上記期間内に受継の申立てがないときは、再審請求手続を終結することとするが（刑事訴訟法第439条の2第2項本文）、弁護人が選任されている場合には、弁護人が対応することによって再

審請求手続の進行に支障は生じないので、再審請求手続は継続することとした（同項ただし書）。

4 弁護人（刑事訴訟法第440条）

(1) 国選弁護人

現行刑事訴訟法第440条第1項は、検察官以外の者が再審請求する場合の弁護人選任権を定めているが、国選弁護人制度は認められていない。しかし、再審請求をするためには、事実上・法律上の主張を構成したり、新証拠を収集したりする必要があるが、再審請求人は、法的知識が十分でないことに加え、身体拘束を受けている場合が多いことなどもあって、独力でこれらの作業を行うことは困難である。そこで、再審請求人に弁護人による実効的な援助を受ける権利を保障するために、国選弁護人制度を設けることとした。

国選弁護人は、再審請求人が再審請求を行った後、その請求によって裁判所が選任することとした。選任の要件としては、「貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき」としたが、再審請求が不適法であるとき又は再審請求に理由がないことが明らかなきまで国選弁護人を選任することは相当でないので、その旨のただし書を設けた（刑事訴訟法第440条第2項）。ただし、死刑確定者については、死刑が執行されると取り返しがつかないという特殊性があるため、請求の有無にかかわらず、国選弁護人の選任を義務付けることとした（刑事訴訟法第440条第3項）。

また、再審請求準備段階においても、一定の条件を満たした場合には、国選弁護人を選任することとした（刑事訴訟法第440条第4項）。ただし、死刑確定者については、上記の同様の理由により、請求があれば、再審請求準備段階においても国選弁護人の選任を義務付けることとした（刑事訴訟法第440条第5項）。

なお、国選弁護人の人数については、再審請求やその準備の困難性に鑑み、請求により又は職権で必要な数の弁護人を附することができるものとした（刑事訴訟法第440条第6項）。

ところで、弁護人選任の効力が及ぶ時期について、現行刑事訴訟法第440条第2項は「再審の判決があるまで」と規定しているが、これが再審請求手続の各審級の判断を指すのか、再審公判における判決を指すのかが明確ではない。再審請求手続中に再審請求人が死亡した場合でも、弁護人が選任されている限り、再審請求手続は終結しないものとしたこと（刑事訴訟法第439条の2第2項ただし書）、再審開始決定確定後、再審の判決がある前に、有罪の言渡を受けた者が死亡した場合でも、再審の審判が行われること（現

行刑事訴訟法第451条第2項ないし第4項)に照らせば、当該再審請求に関する一連の手續(再審公判を含む。)が終結するまでは弁護人選任の効力が及ぶこととするのが適切と思われるので、弁護人選任の効力が及ぶ時期は「当該再審の請求に係る再審の審判が確定するまで」とした(刑事訴訟法第440条第7項)。ただし、再審事件の場合、弁護人として活動する期間が極めて長期に及ぶことも少なくないが、国選弁護人にとっては、その負担が過重となることもあるため、やむを得ない事情があれば途中で解任できることとした(刑事訴訟法第440条第8項による現行刑事訴訟法第38条の3の準用)。

(2) 接見交通権

現行刑事訴訟法には、再審請求及びその準備段階における被収容者たる再審請求人と弁護人との秘密交通権を保障する規定がなく、その不当性はしばしば指摘されているところである。この点、最高裁判所平成25年12月10日判決・民集67巻9号1761頁は、死刑確定者である再審請求人と再審請求弁護人との間には、再審請求前の打合せの段階にあっても、秘密面会の利益があると判示するものの、その権利性が明確ではない。

そこで、再審請求及びその準備段階における弁護人との秘密交通権の保障や、弁護人の権限及び資格等について、通常審の規定を準用する規定を設けることとした(刑事訴訟法第440条第8項)。

5 再審請求理由の明示と追加(刑事訴訟法第441条の2)

現行刑事訴訟法には、再審請求の方式に関する規定がないため、その理由を記載した趣意書を提出しなければならないこととした(刑事訴訟法第441条の2第1項。なお、現行刑事訴訟規則第283条参照)。

ところで、実際の事件では、再審請求を行った後に、新たな証拠が発見、開示され、これに基づく新たな再審の理由が判明する場合もあるが、これを追加、変更することができるかについては、現行刑事訴訟法に規定がない。そこで、審理を終結するまでの間(即時抗告がなされた場合には、抗告審の審理を終結するまでの間)は、書面によって、再審請求の理由を追加、変更することができることとした(刑事訴訟法第441条の2第2項及び第3項)。

6 再審請求の取下げ(刑事訴訟法第443条)

現行刑事訴訟法第443条第2項は、「再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。」と規定する。しかし、ここでいう「同一の理由」が具体的に何を指すのかが一義的に明確ではない。

これについては、「再審請求人の主張する具体的な事実関係及び証拠関係がともに同一であること」を意味すると解すべきであるから、文言上もそのことが分かるように改正することとした（刑事訴訟法第443条第2項）。

7 記録及び証拠品の保管及び保存（刑事訴訟法第196条の2ないし第196条の4、第246条及び第444条の2ないし第444条の4）

(1) 総論

再審における証拠開示や、検証、鑑定等の事実取調べを適切に実施するためには、その前提として、記録及び証拠品の保管及び保存が適正に行われていることが必要である。

しかし、現行法では、刑事確定訴訟記録法に確定記録の保管及び保存に関する規定があるにとどまり、裁判所不提出記録や証拠品に関しては、その保管及び保存に関する法令上の根拠はなく、法務大臣訓令（記録事務規程及び証拠品事務規程）に基づいて行われている。また、保管及び保存の要否及び期間並びに閲覧請求に対する許否の判断も、全て検察官に委ねられている。さらに、現在の実務では、全ての証拠が警察から検察官に送致されておらず、そもそも、いかなる証拠が、どこで、どのように保管されているのかも統一的に把握されていない状況にある。したがって、記録及び証拠品の保管及び保存については、法令によって明確な規定を設けることが必要である。

なお、記録及び証拠品の保管及び保存の問題は再審に限った問題ではなく、特に証拠の適正保管や証拠目録の作成は、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審手続という刑事手続の全過程において問題となることから、刑事確定訴訟法の改正のほか、刑事訴訟法第一編（総則）の改正によることも考えられる。しかし、このような改正となると、大がかりな改正とならざるを得ないため、再審法改正の必要性和緊急性を踏まえ、本意見書では、まずは再審事件における証拠の保管及び保存に特化した形で（いわば刑事確定訴訟記録法の特則として）、刑事訴訟法第四編（再審）中に規定を設けることとした。

(2) 捜査に関する記録及び証拠目録の作成及び送付、書類及び証拠物の適正保管

証拠開示が適切に行われるためには、その前提として、全ての記録及び証拠品の存在及び内容を把握しておく必要がある。そして、そのためには、捜査に関する記録及び証拠目録（犯罪の捜査の過程において作成され、又は入手した全ての書類及び証拠物の目録）が作成され、全ての書類及び証拠物が適正に保管され、これらが警察から検察官に送付されることが必要であることから、そのことを明記した。

なお、これらのことは、捜査手続、公判手続（通常審）及び再審手続を通じて一貫して求められることであり、これらの全ての手続に妥当する統一的な規定を設けるべきであることから（当連合会の2014年（平成26年）5月8日付け「犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書」参照）、刑事訴訟法第二編（第一審）の第一章（捜査）中に規定を設けることとした（刑事訴訟法第196条の2ないし第196条の4、第246条）。

(3) 裁判所不提出記録及び証拠品の保管及び保存

裁判所不提出記録及び証拠品の保管及び保存については、根拠規定が法務大臣訓令（記録事務規程及び証拠品事務規程）しかないので、法令上の根拠を設けることとした（当連合会の2019年（令和元年）5月10日付け「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」参照）。なお、証拠品の中には、還付対象となるもの（以下「還付対象証拠品」という。）と、還付対象とならないもの（没収の裁判、所有権放棄又は現行刑事訴訟法第499条第3項の規定により国庫に帰属したもの。以下「還付対象外証拠品」という。）の2つの類型があり、本意見書では、両者について共通の規定を設けた上で、還付対象証拠品についての特則を規定するという形を取っているが、以下では便宜上、2つの類型に分けて説明する。

まず、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠品については、検察官に対し、当該刑事被告事件に係る訴訟の記録（保管記録）と同一の期間（具体的には、刑事確定訴訟記録法第2条第2項及び別表の「二 裁判書以外の保管記録」で定める期間）、保管を義務づけることとした（刑事訴訟法第444条の2本文）。また、検察官は、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠品について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も、これを保存するものとし、この保存期間は延長することができるものとした（刑事訴訟法第444条の3第1項及び第4項。なお、刑事確定訴訟記録法第3条参照）。さらに、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人は、検察官に対し、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠品の保存又は保存期間の延長を請求できることとし（刑事訴訟法第444条の3第2項及び第4項）、検察官がこれに応じないときは、裁判所に不服申立てを行うことができることとした（刑事訴訟法第444条の4。なお、刑事確定訴訟記録法第8条参照）。

これに対し、還付対象証拠品については、その所有者の利益との調整が必要となる。そのため、還付対象証拠品については、検察官に対して保管を義務づける期間を、当該刑事被告事件に係る訴訟の終結後、6か月間とした（刑事

訴訟法第444条の2第2項ただし書)。ただし、還付対象証拠品について、検察官が再審の手続のため保存の必要があると認めるときは保管期間満了後も保存すること、この保存期間は延長することができること、再審を請求しようとする者等が検察官に対して保存又は保存期間の延長を請求できることは、裁判所不提出記録及び還付対象外証拠品と同様である(刑事訴訟法第444条の3。なお、刑事確定訴訟記録法第3条参照)。なお、検察官が保管・保存することとされた還付対象証拠品については、検察官に保管・保存の権限があることの反面として、検察官は、当該証拠品の所有者から還付請求があっても、これを拒絶しなければならない。そのため、検察官がこれらの処分を行うにあたっては、当該証拠物の所有者の意見を聴かなければならないこととした(刑事訴訟法第444条の3第5項)。そして、再審を請求しようとする者、再審の請求をした者若しくはこれらの者の弁護人又は当該証拠品の所有者は、当該証拠品の保存に関する検察官の処分に対して不服があるときは、裁判所に不服申立てを行うことができることとし(刑事訴訟法第444条の4第1項及び第2項。なお、刑事確定訴訟記録法第8条参照)、裁判所は、決定をするにあたっては、相手方の意見を聴かなければならないこととした(刑事訴訟法第444条の4第3項)。なお、「処分・・・の変更」(刑事訴訟法第444条の4第1項)とは、例えば、還付対象証拠品のうち生体試料その他の証拠品に限り、鑑定に必要な限度で保存を命じることなどが考えられる。

8 再審請求の審理手続(刑事訴訟法第445条ないし第445条の8及び第445条の14ないし第445条の16)

(1) 総論

現行刑事訴訟法では、再審請求手続における審理の在り方については、ほとんど規定がなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって区々であって、裁判所の姿勢によって審理の在り方が大きく左右されるなど、いわゆる「再審格差」と呼ばれるような裁判所ごとの格差が顕著となっている。

そこで、裁判所の公正・適正な判断を担保し、再審請求手続における再審請求人の主体的関与を可能にするために、再審請求手続の審理手続に関する規定を設けることとした。

(2) 再審請求手続期日

再審請求の審理は、原則として再審請求手続期日を開いて行うこととした。ただし、再審請求が不適法であるとき又は再審請求に理由がないことが明らかとなるときは、再審請求手続期日を開くことなく、書面審理の方法で再審請求の

審理を行うことができることとした（刑事訴訟法第445条第1項）。

再審請求手続期日を開いて再審請求の審理を行う場合、初回の期日は、原則として再審請求がされたときから2か月以内の日を指定し（刑事訴訟法第445条第2項）、関係者に通知することとした（刑事訴訟法第445条の2第1項）。なお、再審請求手続期日には、再審請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人は出席する権利を有するが、検察官は、上述した再審請求手続における検察官の役割に鑑み、裁判所が必要と認めたときに限り出席できるものとした（刑事訴訟法第445条の2第2項及び第3項）。

その他、再審請求手続期日に関しては、期日調書の作成（刑事訴訟法第445条の3）、手続指揮権（刑事訴訟法第445条の4）、受命裁判官による手続（刑事訴訟法第445条の5）に関する規定を設けることとした。

(3) 再審請求の理由の陳述

初回の再審請求手続期日では、裁判所は、再審請求をした者及び弁護人に対して、再審請求の理由について陳述する機会を与えなければならないものとした。なお、この手続は、公開の法廷で行わなければならないこととした（刑事訴訟法第445条の6）。

(4) 事実の取調べ

裁判所は、再審請求について判断するにあたり、必要がある場合には、事実の取調べを行うことができるが（現行刑事訴訟法第43条第3項）、再審請求をした者及び弁護人に対しても、事実の取調べを請求する権利を保障することとした。他方、検察官に対しては、上述した再審請求手続における検察官の役割に鑑み、これを認めないこととした（刑事訴訟法第445条の7第1項）。

同様の理由により、再審請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人に対しては、事実の取調べへの立会権を保障する一方、検察官に対しては、これを認めないこととした（刑事訴訟法第445条の8第1項）。ただし、裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するため必要な限度で、検察官を、事実の取調べに立ち合わせ、証人の尋問の場合には、その証人の尋問をさせることができるものとした（刑事訴訟法第445条の8第2項）。

また、必要かつ十分な事実の取調べが行われるよう、事実の取調べは、真実を発見するため、裁判をするのに意義を有する全ての事実及び証拠について行われなければならないことを明記した（刑事訴訟法第445条の7第2項）。

その他、事実の取調べに関しては、受命裁判官又は受託裁判官によって事

実の取調べを行うことができること（刑事訴訟法第445条の7第3項。現行刑事訴訟法第445条と同旨）、証人尋問、検証及び鑑定は、原則として公開の法廷で行わなければならないこと（刑事訴訟法第445条の8第3項）を規定した。

(5) 意見の陳述

事実の取調べを行ったときは、再審請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人に対して、事実の取調べの結果に基づいて意見を陳述する機会を保障することとした。他方、検察官に対しては、上述した再審請求手続における検察官の役割に鑑み、これを認めないこととした（刑事訴訟法第445条の14第1項）。ただし、裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するため必要な限度で、検察官に意見の陳述をさせることができるものとした（刑事訴訟法第445条の14第2項）。

また、この手続は、公開の法廷で行わなければならないこととした（刑事訴訟法第445条の14第3項）。

なお、現行刑事訴訟規則第286条の規定は、上記の意見陳述の機会が保障されれば不必要となる。

(6) 審理の終結及び決定日の告知

裁判所は、再審請求の審理を終えるときは、原則として、相当の猶予期間を置いて、審理終結日を定めることとし（刑事訴訟法第445条の15）、決定日の1か月前までに、関係者に対して決定日を告知しなければならないこととした（刑事訴訟法第445条の16）。

9 証拠開示（刑事訴訟法第444条の5及び第445条の9ないし第445条の13）

(1) 総論

再審における証拠開示については、再審請求手続外における証拠の閲覧謄写と、再審請求手続における証拠開示に分けて規定することとした（当連合会の2019年（令和元年）5月10日付け「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」参照）。

(2) 再審請求手続外における証拠の閲覧謄写

再審を請求しようとする者、再審の請求をした者又はこれらの者の弁護人は、刑事確定訴訟記録法に基づいて確定記録の閲覧謄写を行うことができるが、それ以外に裁判所不提出記録及び証拠品の閲覧謄写を行うことができることとした（刑事訴訟法第444条の5）。

このうち証拠品については、客観性が高いこと、証拠品の種類によっては

紛失、廃棄、汚染、劣化等の危険があること、所有者に対する還付がなされる可能性があることから、再審請求手続外であっても、特に制限なく閲覧を認めることとした。

他方、裁判所不提出記録については、過去の審理（通常審及び過去の再審請求手続）で開示された記録（証拠や証拠の一覧表等）は、その閲覧謄写を認めることに弊害はなく、必要性も高いことから、当該記録に限り、再審請求手続外であっても閲覧謄写を認めることとした。

(3) 再審請求手続における証拠開示

① 証拠開示の対象となる証拠の存否に関して、裁判所、検察官及び弁護人が共通認識を持つことができるよう、裁判所は、再審請求人又は弁護人から請求があったときは、検察官に対し、検察官が保管する証拠の一覧表を作成した上で、これを提出するよう命じることとした（刑事訴訟法第445条の9）。

② 証拠開示の対象となる証拠は、必要性や重要性の高い一定類型の証拠と、再審請求手続における請求人又は弁護人の主張立証に関連する証拠とし、裁判所は、再審請求人又は弁護人から請求があれば、相当でないと認めるときを除き、決定で、検察官に対して、証拠開示を命じなければならないものとした（刑事訴訟法第445条の10）。

なお、この決定に対しては、即時抗告をすることができることとしたので、決定には理由を付す必要がある（現行刑事訴訟法第44条第1項）。

③ 検察官が「不見当」、「不存在」と回答していた証拠について、後日、その存在が明らかになる場合が見受けられることから、証拠開示に関する命令の対象となる証拠の存否を早期に確定させるべく、裁判所は、検察官に対し、証拠の存否を調査し、その結果を回答することを命ずることができるようにした（刑事訴訟法第445条の11）。

このうち、第1項は特定の範囲の（一定のカテゴリーに属する）証拠についての存否調査を、第2項は特定の証拠についての存否調査を、それぞれ命ずるものである。

④ 再審事件の場合、事件発生からかなりの年月が経過していることが多く、鑑定試料の汚染や劣化等が生じる危険性は、類型的に高いと言える。そこで、裁判所は、生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があるときは、証拠開示の準備的行為として、鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができるようにした（刑事訴訟法第445条の12）。

⑤ 裁判所は、必要があるときは、訴訟指揮権の一環として、検察官に対し、証拠の開示やこれに関連する事項を命ずることができるが、裁判所が証拠開示に関する命令や勧告を行っても、検察官がこれに従わない場合があることから、証拠開示に関する裁判所の一般的な権限を明記することとした（刑事訴訟法第445条の13）。

10 請求棄却の決定（刑事訴訟法第447条）

現行刑事訴訟法第447条第2項は、再審の請求を棄却する決定があったときは、「同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。」と規定している。しかし、ここでいう「同一の理由」が具体的に何を指すのかが一義的に明確ではなく、累次の再審請求が行われている場合に、過去の再審請求において主張した事由と同一の事由を主張することが、これに抵触すると解される懸念がある。

これについては、「再審請求人の主張する具体的な事実関係及び証拠関係がともに同一であること」を意味すると解すべきであるから、文言上もそのことが分かるように改正することとした（刑事訴訟法第447条2項）。

11 刑の執行停止（刑事訴訟法第442条及び第448条）

(1) 再審請求段階における刑の執行停止

現行刑事訴訟法第442条は、再審請求段階における刑の執行停止について、検察官の権限としているが、裁判所も、刑の執行停止ができることとし、裁判所の職権によって行うほか、再審請求人等も刑の執行停止を請求できることとした（刑事訴訟法第442条第2項）。なお、執行停止の対象となる刑の中には、死刑確定者に対する拘置（刑法第11条第2項）も含まれると解されるが、この点については解釈に争いがあるので、疑義をなくすために、確認的に規定することとした（刑事訴訟法第442条第1項ただし書、第2項及び第4項）。

再審請求段階における刑の執行停止は、原則として裁量的なものとした。ただし、死刑は、人の生命を奪う不可逆的な刑罰である点で、他の刑罰とは質的に異なることから、他の事件とは異なる特別な手続保障が要請される。そこで、死刑確定者について再審の請求がされたときは、必要的に刑の執行を停止することとした（ただし、拘置の執行停止は、裁量的に行うことができるとするにとどめた。）（刑事訴訟法第442条第3項及び第4項）。

なお、現行刑事訴訟法第442条ただし書は、「再審の請求についての裁判があるまで」刑の執行を停止できると規定するが、その終期について解釈上の疑義が生じるおそれがあるので、拘置の執行停止も含めて、

「再審の請求についての裁判が確定するまで」とした（刑事訴訟法第442条第1項ないし第4項）。

(2) 再審開始決定に伴う刑の執行停止

現行刑事訴訟法第448条第2項は、裁判所は、「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行をすることができる。」と規定している。しかし、再審開始決定によって、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じているのであるから、刑の執行を継続することは許されないと言ふべきである。

そこで、再審開始の決定をしたときは、原則として、必要的に刑の執行（死刑確定者については拘置の執行）を停止することとした（刑事訴訟法第448条第2項本文及び第3項本文）。ただし、再審開始決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、裁量的に、刑の執行は停止しないことができることとし（刑事訴訟法第448条2項ただし書）、死刑の量刑を基礎付ける事実誤認があることを理由として再審開始決定がなされたとき（死刑の量刑再審）は、裁量的に、拘置の執行を停止しないことができることとした（刑事訴訟法第448条第3項ただし書）。

1.2 不服申立て（刑事訴訟法第450条ないし第450条の3）

(1) 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

現行刑事訴訟法第450条は、再審開始決定に対して検察官が即時抗告することを認めている。

しかし、再審開始決定がなされたということは、確定判決の有罪認定に対して合理的な疑いが生じたということであるから、誤判を是正する必要性に比べて確定判決を維持しておくべき利益は減少しているといえる。また、仮に再審開始決定に対する不服申立てが禁止されたとしても、再審公判において確定判決の正当性を主張する機会は保障されているのであるから、特段の問題は生じない。この点、実体的真実主義を貫くドイツでも、1964年（昭和39年）に再審開始決定に対する検察官の即時抗告は禁止されている。

ちなみに、付審判請求手続の場合、裁判所が付審判の請求に理由があると判断したときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する旨の決定をし（現行刑事訴訟法第266条第2号）、この決定があったときは、その事件について公訴の提起があったものとみなされる（現行刑事訴訟法第267条）。そして、最高裁判所昭和52年8月25日決定・刑集31巻4号803頁は、その決定に不服がある者は、審判に付された被告事件の訴訟手続において、その瑕疵を主張することができるとして、付審判決定に対して特別抗告をすることはできないと判示している（その判示内容に照らせば、通常抗告も許

されないと解される。)。この趣旨は、再審請求手続にも妥当するのであって、検察官は、再審開始決定に対して不服があっても、再審公判において、その瑕疵を主張することができるのであるから、再審開始決定に対する不服申立ては認めるべきではない。

そこで、即時抗告の対象となる決定から再審開始決定を除外し、再審開始決定に対する検察官の即時抗告を禁止することとした（刑事訴訟法第450条第1項）。また、即時抗告審において再審開始決定がなされた場合に、検察官が特別抗告することができるのとすると、上記の趣旨が没却されることから、再審開始決定に対する検察官の特別抗告も禁止することとした（刑事訴訟法第450条の3）。

(2) 不服申立期間

現行刑事訴訟法では、再審請求棄却決定に対する不服申立期間は、即時抗告（又はこれに代わる異議申立て）が3日間、特別抗告が5日間と非常に短く（現行刑事訴訟法第422条及び第433条第2項）、その不服申立期間内に提出すべき申立書には、不服申立ての理由も記載しなければならないとされているため、著しくタイトなスケジュールを強いられている。しかも、決定書が再審請求人と弁護人との双方に日を異にして送達された場合、上記の不服申立期間は再審請求人に送達された日から起算することとされており、決定書が被収容者である再審請求人に先に送達された場合、弁護人がその事実を知るよりも前に不服申立期間が起算するので、同期間内に不服申立てを行うことに困難を来すことになる。これでは、再審請求人の不服申立権が実質的に保障されていないことになる。

そこで、再審請求棄却決定に対する不服申立てについては、通常審における控訴、上告の場合と同様、不服申立期間を14日間と定め（刑事訴訟法第450条第2項及び第6項）、不服申立ての理由を記載した抗告趣意書の提出期間は、原則として不服申立てを行った後30日以内とするが（刑事訴訟法第450条第3項及び第6項）、この期間は延長することができることとした（刑事訴訟法第450条第4項及び第6項）。また、これに伴い、再度の考案に関する現行刑事訴訟法第423条第2項の「申立書」を「抗告趣意書」と読み替えることとした（刑事訴訟法第450条第5項及び第6項）。

(3) 即時抗告審の審理手続並びに再審開始決定に伴う刑及び拘置の執行停止

即時抗告審の審理手続については、請求審の審理手続に関する規定を、即時抗告審において再審開始決定を行う場合の刑及び拘置の執行停止については、請求審における再審開始決定に伴う刑及び拘置の執行停止に関する規定

を、それぞれ準用することとした（刑事訴訟法第450条の2）。

1.3 再審公判（刑事訴訟法第451条の2）

現行刑事訴訟法には、再審公判の審理の進め方について明文の規定はない。これについては、破棄差戻しを受けた裁判所の審理の場合に準じ、概ね公判手続更新の際と同様な手続をすれば足りるとする見解（いわゆる続審説）が一般的であるが（もっとも、これと異なる審理方式をとった例もある。）、再審請求手続において取り調べた証拠については、改めて当事者から証拠調べ請求を行い、証拠の採否の手続を行うこととされている。

しかし、白鳥・財田川決定によれば、新証拠の「明白性」は、新証拠と他の全証拠とを総合的に評価して、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じるか否かによって判断することとされており、再審請求手続では、すでに実体的な審理がなされている。そして、再審請求手続において提出された証拠のうち事実の取調べの対象となったものは、適法な手続を経て、裁判所の判断の基礎とされている。このような手続を経て、裁判所が確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じたと判断して再審開始決定を行い、再審公判に至っている以上、再審公判においても、それまでの審理の結果は尊重されるべきであって、その蒸し返しを認めるべきではない。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済を図るためにも、再審請求手続において取り調べられた証拠については、再審公判でも当然に取り調べることにすべきであって、その限度で伝聞法則（現行刑事訴訟法第320条第1項）の適用を除外することとした。もっとも、本意見書では、再審請求手続における検察官の関与は裁判所が必要と認める限度でのみ認めることとしていること、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止していることから、再審公判において証拠の証明力を争う権利は保障することとした（刑事訴訟法第451条の2）。

1.4 再審請求の費用補償（刑事訴訟法第188条の7及び第188条の8）

現行刑事訴訟法第188条の2は、「無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用の補償をする。」と規定しているが、判例によれば、再審請求手続において要した費用は、同条項による補償の対象とならないとされている（最高裁判所昭和53年7月18日決定・刑集32巻5号1055頁）。

しかし、1976年（昭和51年）に刑事訴訟法第16章（費用の補償）が新設された趣旨は、「無罪の確定判決を受けた者に対し、公訴の提起から裁判の確定に至るまでに要した防御のための費用を補償する」ことにある（197

6年（昭和51年）5月13日参議院法務委員会における稲葉修法務大臣の趣旨説明）。そうだとすると、再審における無罪判決の確定に至る一連の手続の中において、最も重要な位置づけを持つ再審請求手続の費用を含まないとする合理的理由は存しない。

そもそも、再審を通じて無罪判決が確定するに至った事例を見ると、当事者による立証活動及び裁判所による審理の大部分は、再審請求手続において行われていると言っても過言ではなく、再審請求手続において要した費用を対象から除外したのでは、無罪判決確定までの費用の多くの部分が補償の対象外とされることになる。

そこで、再審請求手続の費用も補償の対象であることを明示し、これに伴う関連規定の整備をすることとした（刑事訴訟法第188条の7、8）。

15 旧法事件についての異議の申立（刑事訴訟法施行法第3条の2）

現行刑事訴訟法施行前に公訴の提起があった事件（旧法事件）の再審請求については、旧刑事訴訟法及び刑事訴訟法応急措置法のみが適用され、現行刑事訴訟法第428条第2項は準用されないというのが判例である（最高裁判所昭和37年10月30日決定・刑集16巻10号1467頁〔吉田岩窟王事件〕、最高裁判所平成2年10月17日決定・刑集44巻7号543頁〔山本老事件〕）。

しかし、現行刑事訴訟法第428条第2項の準用を認めないことは、事実問題に関する高等裁判所の判断に対して一切の不服申立てを認めないことを意味し、控訴裁判所の決定に対して事実審の機能をも有していた大審院への即時抗告を認めていた旧刑事訴訟法に照らしても合理的な理由を見出し得ない。

そこで、旧法事件についての刑事訴訟法施行法中の特例の条文に現行刑事訴訟法第428条第2項の規定を付加し、この点を改めることとした（刑事訴訟法施行法第3条の2）。

以 上

刑事訴訟法等改正案 新旧対照表

現行法	改正案
【刑事訴訟法】 第一編 総則 第十六章 費用の補償 (刑事補償法の例) 第百八十八条の七 補償の請求その他補償に関する 手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、 補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又 は被告人であつた者の相続人に対する補償につい ては、この法律に特別の定めがある場合のほか、 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条に 規定する補償の例による。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	【刑事訴訟法】 第一編 総則 第十六章 費用の補償 (再審請求の費用補償) 第百八十八条の七 <u>再審開始の決定が確定したとき は、国は、当該事件につき再審の請求をした者に 対し、その再審の請求についての裁判に要した費 用の補償をする。ただし、再審の請求をした者の 責めに帰すべき事由によつて生じた費用について は、補償をしないことができる。</u> ② <u>前項の補償は、再審の請求をした者の請求によ り、再審開始を決定した裁判所（抗告裁判所が再 審開始の決定を行つたときは第一審の裁判所）が 決定をもつてこれを行う。</u> ③ <u>前項の請求は、再審開始の決定が確定した後三 年以内にこれをしなければならない。</u> ④ <u>補償に関する決定に対しては、即時抗告をする ことができる。</u> ⑤ <u>第一項の規定により補償される費用の範囲につ いては、再審の請求の理由に該当する証拠又は証 拠資料を裁判所に提出するために要した費用、再 審の請求をした者若しくはその弁護人であつた者 又は有罪の言渡を受けた者が再審請求手続期日に 出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁 護人であつた者に対する報酬とし、その額に関し ては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、再審 の請求をした者又は有罪の言渡を受けた者につい ては証人、弁護人であつた者については弁護人に 関する規定を準用する。</u> <u>(刑事補償法の準用)</u>

第二編 第一審 第一章 捜査 (新設) (新設)	<u>第百八十八条の八 補償の請求その他補償に関する 手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、 補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人若 しくは被告人であつた者又は再審の請求をした者 の相続人に対する補償については、この法律に特 別の定めがある場合のほか、刑事補償法（昭和二 十五年法律第一号）第一条に規定する補償の例に よる。</u> 第二編 第一審 第一章 捜査 <u>(捜査に関する記録の作成)</u> <u>第百九十六条の二 検察官、検察事務官及び司法警 察職員は、犯罪の捜査において、捜査に着手して から終了するまでの全ての過程について、次の各 号に掲げる記録（以下「捜査に関する記録」とい う。）を作成しなければならない。</u> 一 捜査の端緒に関する記録 二 立件に至る経緯に関する記録 三 基本的捜査方針の策定に関する記録 四 捜査資料の収集過程及び収集した資料の検査 (鑑定及び鑑識を含む。)、保管及び利用に関す る記録 五 被疑者の身体拘束手続に関する記録 六 取調状況報告書 七 捜査本部を設置した場合には捜査本部日誌及 び捜査本部会議録 八 任意捜査の経緯並びにその実施した内容及び 結果に関する記録 九 強制捜査の経緯並びにその実施した内容及び 結果に関する記録 十 その他前各号に掲げるものに類する記録 <u>② 検察官及び司法警察員は、作成された全ての捜 査に関する記録の目録を作成しなければならない い。</u> <u>(証拠目録の作成)</u> <u>第百九十六条の三 検察官及び司法警察員は、犯罪</u>
--	---

(新設)

(司法警察員の事件送致)

第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

(新設)

第四編 再審

(新設)

(再審請求の理由①)

の捜査の過程において作成され、又は入手した全
ての書類及び証拠物について、証拠目録を作成し
なければならない。

② 前項の証拠目録には、次の各号に掲げる証拠の
区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項
を記載しなければならない。

一 証拠物 品名、数量及び保管場所

二 書類 当該書類の標目、作成の年月日、作成者又は供述者の氏名、丁数及び要旨

(証拠の適正な保管)

第百九十六条の四 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、犯罪の捜査の過程において作成され、又は入手した書類及び証拠物を、紛失し、滅失し、毀損し、又は変質する等しないように注意し、その証拠価値を保全するために適切な方法で、適正に保管しなければならない。

② 検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、司法警察職員が行う証拠の保管を適正にするため必要な一般的指揮をすることができる。

③ 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、証拠物について、将来の鑑定等に備えて、適切に保管しなければならない。

(司法警察員の事件送致)

第二百四十六条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を檢察官に送致しなければならない。但し、檢察官が指定した事件については、この限りでない。

② 司法警察員は、前項の送致をする際には、捜査に関する記録及び証拠目録をあわせて送付しなければならない。

第四編 再審

第一章 再審の請求

(再審のできる判決・再審の理由(一))

第四百三十五条 再審の請求は、左の場合におい

て、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

(新設)

第四百三十五条 (現行法通り)

一 (現行法通り)

二 (現行法通り)

三 (現行法通り)

四 (現行法通り)

五 (現行法通り)

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。

七 (現行法通り)

八 死刑の言渡を受けた事件について、刑の加重減免の理由となる事実又は量刑の基礎となる事実の誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき。

(新設)

(再審請求の理由②)

第四百三十六条 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

一 前条第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。

② 第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

③ 第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

(確定判決に代わる証明)

第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

(再審請求の管轄)

第四百二十八条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

九 原判決をした裁判所の手続に憲法の趣旨を没却するような重大な違反があつたとき。

(再審請求のできる判決・再審の理由(一))

第四百三十六条 (現行法通り)

一 (現行法通り)

二 (現行法通り)

② (現行法通り)

③ (現行法通り)

(再審の請求と確定判決に代わる証明)

第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。

(再審請求の管轄)

第四百二十八条 再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。但し、第四百二十五条による再審の請求において、原判決をした裁判所が高等裁判所又は最高裁判所のときは、第一審の裁判所がこれを管轄する。

(新設)	<u>(裁判所職員の除斥及び忌避)</u> <u>第四百三十八条の二 第一編第二章の規定は、再審の請求及び審判についてこれを準用する。</u> ② 前項において準用するこの法律の規定中、「被告人」とあるのは「請求人又は有罪の言渡を受けた者」と、第二十条第七号中「前審の裁判」とあるのは「当該再審の請求に係る事件の裁判」と、それぞれ読み替えるものとする。
(再審請求権者) 第四百三十九条 再審の請求は、左の者がこれを行うことができる。 一 検察官 二 有罪の言渡を受けた者 三 有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人 四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹	(再審請求権者) 第四百三十九条 (現行法通り) 一 (現行法通り) 二 (現行法通り) 三 (現行法通り) 四 有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族、<u>兄弟姉妹及び有罪の言渡を受けた者からあらかじめ指名を受けた者</u> 五 第二号乃至前号の規定により再審の請求をする者が存しない場合には、弁護士会及び日本弁護士連合会
(新設) ② 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれを行うことができない。	② (現行法通り)
(新設)	<u>(再審請求手続の受継)</u> <u>第四百二十九条の二 再審の請求を行つた者が再審請求手続の途中で死亡した場合には、前条第一項第二号乃至第五号に定める者は、再審の請求を行つた者が死亡した日から六箇月以内に再審請求手続を受け継ぐことができる。</u> ② 第一項の期間内に再審請求手続を受け継ぐ旨の申立てがないときは、裁判所は、決定で手続を終結しなければならない。但し、弁護人が選任され

(弁護人の選任) 第四百四十条 検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。 ② 前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	<u>ているときは、この限りでない。</u> (弁護人の選任) 第四百四十条 (現行法通り) ② <u>再審の請求をした者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により弁護人を附さなければならない。但し、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかなときは、この限りでない。</u> ③ <u>前項の規定にかかわらず、死刑の言渡を受けた者について再審の請求がされた場合(死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。)において、再審の請求をした者に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附さなければならない。</u> ④ <u>裁判所は、次に掲げる要件を全て満たすときは、有罪の言渡を受けた者で、弁護人のない者のため、その請求により、再審の請求の準備のために弁護人を附さなければならない。</u> 一 <u>弁護人の調査により、再審の請求を理由があるものとしてすることができる事実又は証拠を発見できる蓋然性があること。</u> 二 <u>事実関係又は法律関係が複雑なため、弁護人の協力が必要であること。</u> ⑤ <u>前項の規定にかかわらず、死刑の言渡を受けた者について再審の請求をしようとする場合において、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、再審の請求の準備のためにも弁護人を附さなければならない。</u> ⑥ <u>裁判所は、前四項の規定により弁護人を選任する場合において、必要があると認めるときは、請求により又は職権で、必要な数の弁護人を附することができる。</u> ⑦ <u>前六項の規定による弁護人の選任は、当該再審の請求に係る再審の審判が確定するまでその効力を有する。</u>
---	--

(新設)	⑧ <u>第三十三条、第三十四条、第三十八条、第三十八條の三第一項乃至第三項、第三十九條第一項及び第二項、第四十條、第四十條並びに第三百八十七條の規定は、第一項乃至第六項により選任される弁護人にこれを準用する。この場合において、第三十八條の三第一項第一号中「第三十條」とあるのは「第四百四十條第一項」と読み替えるものとする。</u>
(再審請求の時期) 第四百四十一条 再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがなくなったときでも、これを行うことができる。	(再審請求の時期) 第四百四十一条 (現行法通り)
(新設)	(再審請求理由の明示と追加) 第四百四十一条の二 再審の請求をするには、その理由を記載した趣意書を提出しなければならない。 ② 再審の請求をした者は、審理の終結に至るまで、請求の理由を追加又は変更することができる。抗告審においても、同様とする。 ③ 再審の請求の理由の追加又は変更は、書面で行なければならない。
(再審請求と執行停止) 第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。	(再審請求と執行停止の効力) 第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判が確定するまで、刑及び拘置の執行を停止することができる。
(新設)	② 再審の請求を受けた裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求についての裁判が確定するまで、決定で刑及び拘置の執行を停止することができる。
(新設)	③ 前二項の規定にかかわらず、死刑の言渡を受けた者について再審の請求がされたとき(死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。)は、再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求に関する

	<u>裁判が確定するまで、決定で、刑の執行を停止しなければならない。</u>
(新設)	<u>④ 前項の規定により刑の執行を停止する場合、裁判所は、請求により又は職権で、再審の請求に関する裁判が確定するまで、拘置の執行を停止することができる。</u>
(新設)	<u>⑤ 第二項及び第四項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。</u>
(再審請求の取下げ) 第四百四十三条 再審の請求は、これを取り下げることができる。 ② 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。	(再審請求の取下げ) 第四百四十三条 (現行法通り) ② 再審の請求を取り下げた者は、同一の<u>事実及び証拠を理由として、</u>更に再審の請求をすることができない。
(被収容者に関する特則) 第四百四十四条 第三百六十六条の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。	(被収容者に関する特則) 第四百四十四条 (現行法通り)
(新設)	<u>第二章 記録及び証拠品の保管及び保存</u>
(新設)	<u>(裁判所不提出記録及び証拠品の保管)</u> <u>第四百四十四条の二 刑事被告事件に係る裁判所不提出記録（検察官が被告人又は弁護人に対して交付した検察官が保管する証拠の一覧表の控えを含む。）及び証拠品（以下「記録及び証拠品」という。）は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。</u> <u>② 前項の規定により保管検察官が保管する記録及び証拠品の保管期間は、刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第二項に規定する保管記録の保管期間の例による。ただし、没収の裁判、所有権放棄又は刑事訴訟法第四百九十九条第二項の規定により国庫に帰属したもの以外の証拠品（以下「還付対象証拠品」という。）の保管期間は、当該被告事件に係る訴訟の終結後、六</u>

(新設)	<u>箇月間とする。</u> ③ <u>保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。</u> <u>(再審の手続のための裁判所不提出記録及び証拠品の保存)</u> <u>第四百四十四条の三 保管検察官は、記録及び証拠品について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も保存するものとする。</u> ② <u>再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は第四百四十条第一項乃至第五項の規定により選任された弁護人は、保管検察官に対し、記録及び証拠品を保存することを請求することができる。</u> ③ <u>前項の規定による請求があつたときは、保管検察官は、請求に係る記録及び証拠品を保存するかどうかを決定し、請求をした者にその旨及び保存期間を通知しなければならない。ただし、請求に係る記録及び証拠品が保存することとされているものであるときは、その旨及び保存期間の通知をすれば足りる。</u> ④ <u>第一項及び第三項の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。</u> ⑤ <u>保管検察官が還付対象証拠品について第一項、第三項又は前項の決定をするときは、あらかじめ、当該証拠品の所有者の意見を聴かなければならない。</u>
(新設)	<u>(不服申立て)</u> <u>第四百四十四条の四 前条第二項の規定により保存の請求をした者（同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。）であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存に関する処分に不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所（再審請求事件に係属しているときは、当該再</u>

(新設) (新設) (事実の取調べ) 第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。 (新設)	<u>審請求事件が係属する裁判所）にその処分の取消し又は変更を請求することができる。証拠品の所有者であつて、当該証拠品に関する保管検察官の保存に関する処分に不服があるものも、同様とする。</u> ② <u>前項の規定による不服申立てに関する手続については、第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。</u> ③ <u>裁判所は、第一項の規定による不服申立てについて決定をするときは、あらかじめ、前条第二項の規定により保存の請求をした者（同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。）及び保管検察官の保存に関する処分の対象となつた証拠品の所有者の意見を聴かなければならない。</u> <u>（再審保存記録等の閲覧謄写）</u> <u>第四百四十四条の五 保管検察官は、第四百四十四条の三第二項に規定する者から請求があつたときは、保管検察官が保管又は保存する記録及び証拠品（裁判所不提出記録のうち当該被告事件に係る訴訟（再審請求手続を含む。）において被告人、請求人及び弁護人に開示されていない記録を除く。）を閲覧させなければならない。弁護人に対しては、閲覧させ、かつ謄写させなければならない。</u> <u>第三章 再審請求の審理手続</u> <u>（再審請求手続期日の指定）</u> 第四百四十五条 <u>再審の請求がされたときは、裁判長は、速やかに、再審請求手続期日を定めなければならない。但し、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかとなきときは、この限りでない。</u> ② <u>前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、</u>
---	---

(新設)	<u>再審の請求がされたときから二箇月以内の日に指定しなければならない。</u> <u>(再審請求手続期日の通知)</u> <u>第四百四十五条の二 再審請求手続期日は、これを再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者にも通知しなければならない。</u> <u>② 再審の請求をした者、有罪の言渡を受けた者及び弁護人は、再審請求手続期日に出席することができる。</u> <u>③ 裁判所は、必要があると認めるときは、再審請求手続期日に検察官の出席を求めることができる。</u>
(新設)	<u>(期日調書の作成)</u> <u>第四百四十五条の三 再審請求手続期日における手続については、期日調書を作成しなければならない。</u> <u>② 前項の期日調書については、公判調書に関する規定を準用する。</u>
(新設)	<u>(手続指揮権)</u> <u>第四百四十五条の四 再審請求手続期日における手続の指揮は、裁判長がこれを行う。</u>
(新設)	<u>(受命裁判官による手続)</u> <u>第四百四十五条の五 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審請求手続期日における手続を行わせることができる。この場合には、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</u>
(新設)	<u>(再審請求理由の陳述)</u> <u>第四百四十五条の六 再審の請求を受けた裁判所は、最初に行われる再審請求手続期日において、</u>

(新設)	<u>再審の請求をした者及び弁護人に対し、再審の請求の理由について陳述する機会を与えなければならない。</u> ② <u>前項の陳述は、公開の法廷でこれをしなければならない。</u> <u>(事実の取調べ)</u> <u>第四百四十五条の七 再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で事実の取調をすることができる。</u> ② <u>前項の事実の取調は、真実を発見するため、裁判をするのに意義を有する全ての事実及び証拠について行われなければならない。</u> ③ <u>第一項の事実の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。</u>
(新設)	<u>(事実の取調べへの立会い等)</u> <u>第四百四十五条の八 再審の請求をした者及び弁護人は、事実の取調に立ち会い、証人の尋問の場合には、その証人を尋問することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。</u> ② <u>裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するため必要な限度で、検察官を、事実の取調に立ち会わせ、証人の尋問の場合には、その証人の尋問をさせることができる。</u> ③ <u>第一項の事実の取調のうち、証人尋問、検証及び鑑定は、裁判所外で行われるものを除き、公開の法廷でこれをしなければならない。</u>
(新設)	<u>(証拠の一覧表の提出命令)</u> <u>第四百四十五条の九 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求をした者又は弁護人から請求があ</u>

(新設)

つたときは、検察官に対し、原判決（以前に再審の請求がされている場合には、その再審の請求に対する決定を含む。）に関して検察官が保管する全ての証拠の一覧表を作成した上で、これを提出するよう命じなければならない。

② 前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 証拠物 品名、数量及び保管場所

二 書類 当該書類の標目、作成の年月日、作成者又は供述者の氏名、丁数及び要旨

（証拠開示命令）

第四百四十五条の十 再審の請求を受けた裁判所は、次の各号に掲げる証拠の種類のいずれかに該当し、かつ原判決の有罪認定の根拠となつた証拠に関連すると認められる証拠について、再審の請求をした者又は弁護人から開示の請求があつたときは、決定で、検察官に対し、当該証拠（当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）を再審の請求をした者又は弁護人に開示することを命じなければならない。但し、原判決の有罪認定の根拠となつた証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 証拠物

二 第二百二十一条第二項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面

三 第二百二十一条第二項に規定する書面又はこれに準ずる書面

四 第二百二十一条第四項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 原判決の審理で証人尋問が実施された証人及び証拠採用された供述録取書等の供述者の供述録取書等

(新設)

六 有罪の言渡を受けた者の供述録取書等

七 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検
察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作
成することを義務付けられている書面であつ
て、身体の拘束を受けている者の取調べに関
し、その年月日、時間、場所その他の取調べの
状況を記録したもの（有罪の言渡を受けた者又
はその共犯として身体を拘束され若しくは公
訴を提起された者であつて第五号に掲げるも
のに係るものに限る。）

八 証拠物の押収手続記録書面（押収手続の記録
に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又
は司法警察職員が職務上作成することを義務
付けられている書面であつて、証拠物の押収に
関し、その押収者、押収の年月日、押収場所そ
の他の押収の状況を記録したものをいう。）

② 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求の理
由又は再審請求手続期日において提出された証拠
書類若しくは証拠物の内容に関連すると認められ
る証拠について、再審の請求をした者又は弁護人
から開示の請求があつたときは、決定で、検察官
に対し、当該証拠を再審の請求をした者又は弁護
人に開示することを命じなければならない。ただ
し、その関連性の程度その他原判決の有罪認定の
根拠となつた証拠の証明力を判断するために当該
開示をすることの必要性の程度並びに当該開示に
よつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を
考慮し、相当でないと認めるときは、この限りで
ない。

③ 第一項及び前項の請求についてした決定に対
しては、即時抗告をすることができる。

（証拠の存否の報告命令）

第四百四十五条の十一 再審の請求を受けた裁判所
は、必要があると認めるときは、再審の請求をし
た者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検
察官に対し、その保管する証拠（当該事件の捜査
の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、

	<u>公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含む。）であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの一覧表（第四百四十五条の九第二項に規定する事項を記載したもの）の提出を命ずることができる。</u> ② <u>再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、特定の証拠について、その存否の報告を命ずることができる。この場合において、検察官が当該証拠は存在しないとの報告を行つたときは、裁判所は、検察官に対し、当該証拠の存否を調査した方法及び範囲、当該証拠の保管及び廃棄の状況その他当該証拠が存在しないと判断した具体的な理由を書面で報告するよう命じなければならない。</u>
(新設)	<u>(証拠の保全・保管)</u> <u>第四百四十五条の十二 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、当該再審の請求に係る事件に関する生体試料その他の証拠物について、その証拠価値を保全するために必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、その適切な方法による保管を命じ、又は鑑定を実施し、その結果を保管することを命ずることができる。</u>
(新設)	<u>(証拠開示に関する裁判所の権限)</u> <u>第四百四十五条の十三 前四条に定めるもののほか、再審の請求を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、再審の請求をした者若しくは弁護人の請求により又は職権で、検察官に対し、証拠の開示及びこれに関連する事項を命ずることができる。</u>
(新設)	<u>(意見の陳述)</u> <u>第四百四十五条の十四 第四百四十五条の七第一項による事実の取調を行つたときは、再審の請求を</u>

	<u>した者及び弁護人は、その結果に基づいて意見を陳述することができる。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者も、同様とする。</u> ② <u>裁判所は、あらたな証拠の証明力の判断に資するため必要な限度で、検察官に意見を陳述させることができる。</u> ③ <u>前二項の陳述は、公開の法廷でこれをしななければならない。</u>
(新設)	<u>(審理の終結)</u> <u>第四百四十五条の十五 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求が不適法であるとき又は再審の請求に理由がないことが明らかなときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。</u>
(新設)	<u>(再審に関する決定日の通知)</u> <u>第四百四十五条の十六 再審の請求を受けた裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、決定をする日を定め、決定日の一箇月前までに、再審の請求をした者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。検察官又は有罪の言渡を受けた者の法定代理人若しくは保佐人が再審の請求をした場合には、有罪の言渡を受けた者についても同様とする。</u>
(新設)	<u>第四章 再審請求手続の裁判</u> (請求棄却の決定①) 第四百四十六条 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。 (請求棄却の決定②) 第四百四十七条 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。 (再審開始の決定) 第四百四十八条 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。 ② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。 (新設) (請求の競合と請求棄却の決定) 第四百四十九条 控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。 ② 第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。 (即時抗告) 第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項又は前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 (新設)	② 前項の決定があつたときは、何人も、同一の<u>事実及び証拠を理由として</u>、更に再審の請求をすることができない。 (再審開始の決定) 第四百四十八条 (現行法通り) ② 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止<u>しなければならない。但し、再審開始の決定が確定判決の罪となるべき事実の一部についてのみなされたときは、刑の執行は停止しないことができる。</u> ③ <u>死刑の言渡を受けた者について再審開始の決定をしたとき(死刑の言渡を受けた者が死亡している場合を除く。)</u>は、裁判所は、拘置の執行を停止しなければならない。但し、第四百三十五条第八号の事由があることを理由として再審開始の決定がなされたときは、拘置の執行を停止しないことができる。 (請求の競合と請求棄却の決定) 第四百四十九条 (現行法通り) ② (現行法通り) (即時抗告) 第四百五十条 第四百四十六条、第四百四十七条第一項<u>又は前条第一項の決定に対しては、</u>即時抗告をすることができる。 ② 第四百二十二条の規定にかかわらず、前項の即
--	--

(新設)	<u>時抗告の提起期間は十四日とする。</u> ③ <u>第一項の即時抗告をする場合において、申立書に原裁判の取消又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、即時抗告の提起後三十日以内に、これらを記載した抗告趣意書を原裁判所に提出しなければならない。</u>
(新設)	④ <u>原裁判所は、再審の請求をした者若しくは弁護人の申立により又は職権で、前項の期間を延長することができる。</u>
(新設)	⑤ <u>第一項の即時抗告については、第四百二十三条第二項の「申立書」とあるのを「抗告趣意書」と読み替える。</u>
(新設)	⑥ <u>前四項の規定は、第四百二十八条第二項の異議の申立及び第四百三十三条の特別抗告の場合に準用する。</u>
(新設)	<u>(準用)</u> <u>第四百五十条の二 抗告審の審理については、その性質に反しない限り、第一章乃至第三章の規定を準用する。</u> ② <u>抗告審における再審開始の決定に伴う刑及び拘置の執行停止については、第四百四十八条第二項及び第三項の規定を準用する。</u>
(新設)	<u>(特別抗告)</u> <u>第四百五十条の三 第四百四十八条の決定に対しては、第四百三十三条の規定を適用しない。</u>
(新設) (再審の審判) 第四百五十一条 裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九条の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。 ② 左の場合には、第二百十四条第一項本文及び第二百三十九条第一項第四号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。	<u>第五章 再審公判</u> (再審の審判) 第四百五十一条 (現行法通り)

・ 死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二 有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

③ 前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

④ 第二項の場合において、再審の請求をした者が
弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁
護人を附しなければならない。

(新設)

(不利益変更の禁止)

第四百五十二条 再審においては、原判決の刑より
重い刑を言い渡すことはできない。

(無罪判決の公示)

第四百五十二条 再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

(再審公判における証拠書類及び証拠物の取調べ)

第四百五十一条の二 再審請求手続においてした証人その他の者の尋問、請求人質問、検証及び鑑定の結果を記載した書面並びに再審請求手続において取り調べた書面及び物については、裁判所は、公判期日において、職権で証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。但し、訴訟関係人が取り調べないことに異議のない書面又は物については、この限りでない。

② 前項の規定により取り調べる証拠については、
第三百二十条第一項の規定を適用しない。但し、
裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、
当該証拠の証明力を争うために必要とする適当な
機会を与えなければならない。

(不利益変更の禁止)

第四百五十二条 (現行法通り)

(無罪判決の公示)

第四百五十二条 (現行法通り)

【刑事訴訟法施行法】

第三条の二 第二条の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召喚不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百七条まで（訂正の判決）、第四百十八条（判決の確定）並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条（上訴の提起期間）及び第三百七十六条（上訴趣意書）の規定を適用する。

【刑事訴訟法施行法】

第三条の二 第二条の事件で最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七条の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、第二条の規定にかかわらず、新法第三百六十八条から第三百七十一条まで（上訴費用の補償）、第四百五条（上告理由）、第四百六条（上告審としての事件受理）、第四百八条（書面審理）、第四百九条（被告人の召喚不要）、第四百十条及び第四百十一条（破棄の判決）、第四百十五条から第四百七条まで（訂正の判決）、第四百十八条（判決の確定）、第四百二十八条第二項（異議の申立）並びに第四百十四条において準用する第三百七十三条（上訴の提起期間）及び第三百七十六条（上訴趣意書）の規定を適用する。

えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議

刑事事件の再審（以下「再審」という。）は、人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度である。

しかし、日本においては、「開かずの扉」と言われるほど、再審が認められることがまれであり、えん罪被害者の救済は遅々として進んでいない。

その原因は、決して各事件固有の問題ではなく、現行の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）が施行されて74年を経た今もなお、再審法（刑事訴訟法第4編再審）の規定が僅か19条しか存在しないという、現在の再審制度が抱える制度的・構造的問題にある。

再審開始決定を得た事件は、再審請求手続において開示された証拠が再審開始の結論に強い影響を与えたと認められる事件が多く、中には捜査機関が永らく証拠を隠蔽していたと疑われる事件も存在する。このことは、再審請求手続における証拠開示の制度化がいかに重要であるかを如実に示している。

しかし、再審請求手続における証拠開示については、いまだに明文の規定が存在しておらず、裁判所の広汎な裁量に委ねられているのが現実である。刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正刑訴法」という。）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、改正刑訴法附則第9条第3項において、政府は改正刑訴法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定され、この附則に基づいて、政府が行う検討に資するために、当連合会を含む関係機関による協議が行われていた。しかしながら、この協議は現在進んでおらず、その他政府による検討が進んでいる形跡もない。これは、立法不作為とも評価し得る状況にある。

再審請求人に対する手続保障を図り、えん罪被害者を迅速に救済するためにも、再審請求手続における証拠開示の制度化は、早急に実現しなければならない。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、開始決定に対する検察官の不服申立てによって、更に審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振出しに戻るといった事態も繰り返されてきた。そのため、えん罪被害者の救済が遅延しており、極めて深刻な状況となっている。例えば、当連合会が支援する再審事件のうち、名張事件の元被告人は既に亡くなり、大崎事件の元被告人は96歳、袴

田事件の元被告人は87歳と、相当な高齢になっている。

そもそも、職権主義的審理構造の下で、利益再審のみを認め、再審制度の目的を無辜の救済とした現行の再審請求手続においては、元被告人らによる再審請求に対し、検察官は、「公益の代表者」として裁判所が行う審理に協力する立場に過ぎない。そのような検察官に、再審開始決定に対する不服申立権を認める必要はなく、法改正によって早急に禁止されなければならない。検察官が確定判決の結果が妥当だと主張するのであれば、再審公判においてその旨主張する機会が保障されており、それで不都合はないからである。

以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。

再審請求手続における再審請求人の手続保障を図るとともに、裁判所の公正かつ適正な判断を担保するためには、進行協議期日設定の義務化、事実取調べ請求権の保障、請求人の手続立会権・意見陳述権・証人尋問における尋問権の保障及び手続の公開、通常審や過去の再審請求に関与した裁判官の除斥及び忌避、国選弁護制度の導入等を始めとする再審請求手続における手続規定を整備する必要がある。

当連合会は、これまで数多くの再審事件の支援に取り組んでおり、近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件で、それぞれ再審により無罪判決が確定している。

このような再審事件の動向が全国的に報道された結果、再審やえん罪被害に対する市民の関心は年々高まりを見せており、再審法改正を目指す市民団体が結成されたほか、全国の地方議会でも、2023年4月19日現在、127もの議会において、再審法改正を求める意見書や要望書が決議・提出されている。

そして、当連合会は、これまでも、現行制度の運用改善、再審法改正の必要性を繰り返し指摘し、2019年10月4日の人権擁護大会では「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を全会一致で採択したほか、2023年2月17日には「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を新たに策定し、その後公表した。しかし、いまだに再審法改正は実現していない。

よって、当連合会は、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、改めて国に対し、以下の事項を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

3 再審請求手続における手続規定の整備

当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、当連合会が目指す再審法改正の実現に向けて、全力を挙げて取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2023年（令和5年）6月16日

日 本 弁 護 士 連 合 会

提 案 理 由

第1 「国家による最大の人権侵害」であるえん罪被害と再審法の意義

えん罪は、犯人とされた者やその家族だけでなく、被害者やその関係者の人生をも狂わせる。紛れもなく、えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。それゆえ、人権保障を最大の価値理念とする日本国憲法は、「無辜を罰せず」の趣旨の下、多数の刑事手続関連条項を設け（第31条から第40条まで）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の法律を充実させることによって、えん罪の発生を防止しようとしてきた。

しかし、それでもえん罪は発生する。そのことは、近時、次々と明らかとなった再審無罪の事例にも端的に現れている。10年、20年、時には人生の大半をかけて、自身の無実を主張するえん罪被害者が、日本にも多数存在しているのである。

そして、これまで当連合会が支援してきた、いわゆる「死刑再審4事件」（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）や、現在支援中の袴田事件の例をあえて引くまでもなく、時には死の淵に立たされるえん罪被害者を救済する「最終手段」こそ、再審である。そして、その手続を定めているのが刑事訴訟法第4編再審であり、これを「再審法」と呼んでいる。

第2 当連合会が支援する再審事件の躍進と市民の関心の高まり

1 再審事件に対する支援の始まりとその後の苦闘

当連合会は、1959年から一貫して、再審請求を積極的に支援してきた。新証拠の明白性の判断枠組みを示した最高裁判所昭和50年5月20日決定・刑集第29巻第5号177頁）及び財田川決定（最高裁判所昭和51年10月12日決定・刑集第30巻第9号1673頁）はその成果でもある。両決定は、1970年代から1980年代までにかけて、大きなえん罪救済の流れを生み、「死刑再審4事件」の無罪判決へとつながった。

ところが、その後、白鳥・財田川両決定の趣旨を不当に狭める解釈がなされ、検察官が証拠開示に消極的な対応を取るようになるなど、えん罪救済という本来の再審制度の在り方に反する対応により、1990年代は、「再審冬の時代」となった。当連合会の支援事件で再審が開始されたのは、榎井村事件（1993年再審開始、1994年再審無罪判決）の僅か1件にとどまった。

2 近時の支援の成果

このような状況は、近年変わりつつあり、当連合会の不断の取組が再び実を結びつつある。その先駆けとなったのは、当連合会が支援した足利事件である。同事件は、2009年、DNA型再鑑定によってえん罪であることが客観的に明白となり、17年間服役した元被告人が再審開始前に釈放されたのである。

そして、その後も当連合会が支援する再審事件で大きな動きが見られた。例えば、2011年に布川事件、2012年に東京電力女性社員殺害事件、2016年に東住吉事件、2019年に松橋事件、そして2020年には湖東事件で、それぞれ再審によって無罪判決が確定した。また、2023年3月21日、死刑事件である袴田事件について、ようやく再審開始が確定した。さらに、不当にも検察官の特別抗告により再審開始確定には至らなかったが、同年2月27日には日野町事件につき再審開始を維持する即時抗告審決定が出されている。このほか、検察官の不服申立てによって後に取り消されたものの、2005年には名張事件、2011年には福井女子中学生殺人事件で、それぞれ再審開始決定が出されており、大崎事件では、2002年及び2017年の二度にわたって再審開始決定が出されている。

3 再審法改正への市民の関心の高まり

このような再審事件の動向は全国的に報道され、中学校、高校の社会科の教科書でも再審が取り上げられるなど、市民の再審やえん罪被害に対する問題意識、そして当連合会の再審支援活動に対する社会の関心は、年々高まりを見せている。2019年には「冤罪犠牲者の会」や「再審法改正をめざす市民の会」といった市民団体が結成され、全国の地方議会でも、2023年4月19日現在、127もの議会において、再審法改正を求める意見書や要望書が決議・提出されている状況にある。

第3 早急な改正が求められる再審法の問題点

1 制度的・構造的な問題を抱える再審法

肝心の再審法がえん罪被害者の救済のために必要十分な制度となっているかといえば、そうではない。

現行の再審法では、いわゆる「二重の危険」を禁止する憲法第39条により不利益再審が禁止され、再審は、人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度となった。それにもかかわらず、日本においては、「開かずの扉」と言われるほどに、再審が認められることがまれであり、えん罪被害者の救済は遅々として進んでいない。

その原因は、決して各事件固有の問題ではなく、刑事訴訟法に再審に関する規定が僅か19条しか存在しないという制度上の問題である。再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きく、進行協議の実施、証拠調べ（証人尋問、鑑定等）の実施、証拠開示に向けた訴訟指揮の在り方など、手続のあらゆる面で統一的な運用がなされておらず、時に「再審格差」と呼ばれるように、再審請求人にとって適正手続（憲法第31条）が保障されているとは言えない状況にある。

さらに、再審請求手続が肥大化し、再審開始の判断までに極めて長い年月を要する現状の下では、「迅速な裁判」（憲法第37条）という憲法上の要請が実現できているとは言い難い。現行の再審法は、その憲法適合性に重大な疑義が生じている。

その中でも、特に重要な課題として指摘すべきは、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点である。

2 再審請求手続における証拠開示の制度化

(1) 通常審における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）において公判前整理手続における類型証拠開示や主張関連証拠開示の制度が新設され、さらに刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正刑訴法」という。）において証拠の一覧表の交付制度が新設されたことに見られるように、当連合会が提言している全面的証拠開示には及ばないものの、一定の制度的前進は見られている。

しかし、殊に再審請求手続における証拠開示については、これまで何らの規定も設けられておらず、再審請求手続における弁護人の証拠開示請求に対して、何も応答しない裁判所がある一方、検察官に対して証拠開示を口頭又は書面により勧告したり、さらには証拠の一覧表を提出するよう求めた裁判所もあるなど、個々の裁判体の判断によって様々であった。それゆえ、再審事件を担当する弁護人からは、全ての裁判所において一律に証拠開示が認められるよう、証拠開示の制度化が強く望まれてきた。

特に、近年では、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、袴田事件、大崎事件、日野町事件等のように、再審請求手続における証拠開示請求により開示された証拠が再審開始決定の結論に強い影響を与えている事

件が多く、松橋事件では、再審請求前の段階で開示された証拠が再審開始決定の決め手となっている。

しかし、前記のとおり、再審請求手続における証拠開示については明文の規定がないため、証拠開示が実現した事件であっても、開示に至るまでには相当な時間を要している場合が多い。例えば、袴田事件では、事件発生から40年以上も経過した第2次再審請求の段階で初めて、約600点にも上る証拠が新たに開示され、日野町事件でも、事件発生から30年近くが経過した第2次再審請求の段階で多くの証拠が開示されたが、証拠が開示されるまでに気の遠くなるほどの長い時間がかかっており、この間、日野町事件の元被告人であった阪原弘氏は、雪冤を果たすことなく亡くなっている。

さらに、湖東事件のように、元被告人に有利な証拠が検察官へ送致されず、再審公判段階になってその存在が判明した事例もあり、捜査機関が永らく証拠を隠蔽していたと疑われる事実も明らかとなってきた。

このように、証拠開示制度の不備がえん罪被害者の速やかな救済を阻害している実情があり、再審請求手続における証拠開示の制度化はますます重要な意味を持つに至っている。

- (2) 当連合会は、2014年5月26日、人権擁護委員会内に「再審における証拠開示に関する特別部会」を設置し、個々の再審事件における、弁護団の精力的な活動によって獲得してきた証拠開示の成果や、法の不備による限界や課題について調査・分析し、そこからあるべき証拠開示法制に向けた提言を行うべく検討を重ねてきた。そして、2018年10月15日には、一般向けの書籍として「隠された証拠が冤罪を晴らす―再審における証拠開示の法制化に向けて」（現代人文社）を刊行し、さらに2019年5月10日、当連合会の意見として、再審における証拠開示の制度要綱案や再審における証拠開示に関する事例集を盛り込んだ「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」を公表した。

さらに、改正刑訴法の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、改正刑訴法附則第9条第3項において、政府は改正刑訴法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示について検討するものと規定された。そして、この附則に基づいて、政府が行う検討に資するために、2017年3月以降、当連合会を含む関係機関による協議が続けられていたが、2022年1月を最後にこの協議は進んでいない。また、法務省に設置され、同年7月以降開催されている「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」でも、再審請

求手続における証拠開示についての協議はなされておらず、その他政府による検討が進んでいる形跡もない。このように、改正刑訴法の公布から既に7年が経過したにもかかわらず、今なお再審請求手続における証拠開示の制度化が実現しておらず、その目処も立っていないのであって、立法不作為とも評価し得る状態にある。当連合会は、改正刑訴法附則第9条第3項の趣旨に基づき、改めてその実現を強く求める。

- (3) 海外の法制度を見ると、日本の再審法制の原型となったドイツでは、通常審段階において原則として捜査機関が収集した全ての証拠を閲覧することができる上、再審段階では、証拠として一件記録に綴られなかった「証跡記録」（当該事件の対象となっている所為とは関連するが、捜査機関が被疑者・被告人に関連しないと判断した記録）についても閲覧することが認められている。

また、日本の通常審と同じく当事者主義的訴訟構造を採る英米法圏においても、行き過ぎた当事者主義が招いた誤判・えん罪への反省から、証拠開示を含む様々な立法や制度改革が行われている。アメリカでは、検察官の手持ち証拠の事前・全面開示を義務付ける法律が制定されている州があり、イギリスでは、第三者機関であるCCRC（刑事事件再審委員会）に、裁判所、検察、警察、刑務所等のあらゆる公的機関から証拠を入手する権限を与えている。

さらに、台湾においても、近時の法改正により、弁護士は、再審請求のために全ての記録及び証拠物を閲覧し、抄録、複写又は撮影することができるようになっており（再審請求権者も原則的に費用を予納して全ての記録等の謄本を取得できる。）、日本の再審法制における証拠開示規定の不存在は、比較法的観点からも極めて遅れをとっていると言わざるを得ない。

いずれにせよ、再審請求手続で開示された証拠がその後の開始決定において決定的な役割を有する事件が多数存在し、さらに、現に係属している多くの再審事件において一刻も早い証拠開示が求められている実情に鑑みれば、再審請求手続における証拠開示の制度化は、早急に実現しなければならない喫緊の課題である。

3 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

- (1) 再審開始決定に対する検察官の不服申立てが、えん罪被害者の迅速な救済を阻害するという問題は、かねてより指摘されてきた。それでも、1990年代までは、再審開始決定に対する即時抗告が棄却された場合、特別抗告までなされることはなく、そのまま再審開始決定が確定する事案が多かった。

しかし、近年では、布川事件、松橋事件、大崎事件、湖東事件及び日野町事件において、再審開始を認める即時抗告審決定に対して、検察官が最高裁判所へ特別抗告を行っている。その結果、特別抗告審の判断がなされるまで再審開始決定が確定せず、えん罪被害者の救済が遅延している。

殊に、大崎事件では、請求審の再審開始決定及びこれを支持した即時抗告審決定を最高裁判所が取り消し、再審請求を棄却するという事態も生じており（最高裁判所令和元年6月25日決定・集刑第326号1頁）、その弊害は顕著である。

そして、再審請求手続の長期化により、救済が遅延することで、えん罪被害者本人や再審請求人であるえん罪被害者の親族の高齢化が極めて深刻化している。

例えば、名張事件の再審請求人であった奥西勝氏は、1973年4月15日から再審請求を始め、第7次再審請求において、2005年4月5日、名古屋高等裁判所で再審開始決定がなされたものの、検察官の即時抗告に代わる異議申立てにより取り消され、雪冤を果たすことなく、第9次再審請求中の2015年10月4日に89歳で亡くなった。その後、奥西氏の遺志を受け継いだ妹によって、第10次再審請求が行われているものの、その妹も現在93歳となっている。

また、袴田事件の再審請求人であった袴田巖氏は、1981年4月20日に第1次再審請求を行い、現在は袴田氏の姉が第2次再審請求を行っている。2014年3月27日には静岡地方裁判所で再審開始決定がなされたが、検察官の即時抗告により取り消された。その後、再審請求人の特別抗告を受けて、最高裁判所は審理を東京高等裁判所へ差し戻し、2023年3月13日、東京高等裁判所は再審開始決定に対する検察官の即時抗告を棄却し、同月21日、これが確定した。しかし、再審開始決定からは約9年もの歳月が経過しており、袴田氏は現在87歳、同氏の姉も現在90歳となっている。

さらに、大崎事件の再審請求人である原口アヤ子氏は、1995年4月19日に第1次再審請求を行い、2002年3月26日に鹿児島地方裁判所で再審開始決定がなされたものの、その後、検察官の即時抗告により取り消された。その後の第3次再審請求では、2017年6月28日に鹿児島地方裁判所で二度目の再審開始決定がなされ、福岡高等裁判所宮崎支部もこれを支持したにもかかわらず、検察官の特別抗告により取り消された。現在、第4次再審請求を行っているが、原口氏は現在96歳となっている。

(2) 前記のとおり、そもそも再審制度は、えん罪被害者の人権を救済するため

の「最終手段」であり、無罪を訴える者の人権保障のために存在する制度である。しかし、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対して検察官による不服申立てを許容すれば、再審開始要件の高いハードルを一度越えた再審請求人に対して、更に重い防御の負担を課し、長い審理時間も要することになる。これでは再審の人権保障機能を到底果たすことはできず、憲法適合性にも疑義を生じかねない。

なお、英米法諸国では、通常審においても一般的に検察官の上訴を認めておらず、実体的真実主義を採用するドイツにおいても、1964年に再審開始決定に対する検察官抗告は明文で禁止されている。また、歴史的経緯から、日本と同様の再審法を有する韓国でも、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを制限すべきとの議論がなされている。

そもそも、職権主義的審理構造の下で、利益再審のみを認め、再審制度の目的を無辜の救済とした現行の再審請求手続においては、元被告人らによる再審請求に対し、検察官は「公益の代表者」として裁判所が行う審理に協力する立場に過ぎない。そのような検察官に、再審開始決定に対する不服申立権を認める必要はなく、法改正によって早急に禁止されなければならない。検察官が確定判決の結果が妥当だと主張するのであれば、再審公判においてその旨主張する機会が保障されており、それで不都合はないからである。

4 再審請求手続における手続規定の整備

現行の刑事訴訟法及び刑事訴訟規則（昭和23年12月1日最高裁判所規則第32号）において、再審請求の審理手続を定めた規定は、刑事訴訟法第445条、刑事訴訟規則第286条しか存在しない。このように、証拠開示以外の局面でも、再審請求手続における審理の在り方については明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。

具体的には、新証拠の明白性を判断するための事実の取調べ、すなわち証人尋問等を行うか否かは、個々の事件を審理する裁判所の姿勢によって大きく異なる。また、審理手続については、実務上、裁判所、弁護士及び検察官による三者協議が活用されているが、三者協議の運用についても、各裁判所によって運用が異なる。さらに、手続の公開についての規定がないことから、三者協議及び事実取調べについては、ほぼ非公開で行われている。

そのため、三者協議を全く開催せず、審理の進行を行わない、弁護士が請求する事実取調べを全く行わず、事前の告知もないまま突如として再審請求棄却を決定するといった、不当な審理手続が横行している。

このような審理手続は、適正手続に反するばかりか、裁判所が適正な事実認

定、新証拠の明白性判断を行う前提が欠如している。また、手続が非公開であることから、このような裁判所の不当な審理手続が市民や報道機関へ十分に伝わらず、批判に晒されることがないという問題が生じている。これらが「再審格差」を生じさせる大きな要因となっている。

また、大崎事件、日野町事件及び飯塚事件において、通常審に関与した裁判官や過去の再審請求に関与した裁判官が、当該事件の再審請求で担当裁判官として審理や決定に関与していたことが明らかとなった。このことは、裁判所の判断の公正・適正さに疑念を抱かせるものである。

加えて、再審請求は、決して容易なものではなく、弁護士による援助の必要性は通常審以上に高いと言えるものの、再審請求手続において国選弁護制度のない現状では、資力がないために弁護人を付けることができず、再審請求そのものを断念する者の存在を否定できない。

再審請求手続における再審請求人の手続保障を図るとともに、裁判所の公正かつ適正な判断を担保するためには、進行協議期日設定の義務化、事実取調べ請求権の保障、請求人の手続立会権・意見陳述権・証人尋問における尋問権の保障及び手続の公開、通常審や過去の再審請求に関与した裁判官の除斥及び忌避、国選弁護制度の導入等を始めとする再審請求手続における手続規定を早急に整備する必要がある。

第4 当連合会における再審法改正へ向けた取組

1 60年以上にわたる再審法改正に向けた取組

当連合会は、現行再審制度の運用改善、法改正の必要性等を指摘し、1962年には「刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱」を公表し、更に検討を重ねて1977年1月22日、「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」（以下「1977年改正案」という。）を策定し、その後公表するとともに、その実現のために努力してきた。

その後、免田事件、財田川事件、松山事件及び島田事件のいわゆる死刑再審4事件の再審手続の進行に伴い、その身体拘束問題等が新たに法改正によって解決すべき課題として提起されるなどの状況の下で、当連合会は、1985年4月19日、1977年改正案につき、その一部を修正することとし、これを修正案（1985年修正案）としてまとめ、さらに、法改正の必要性等を裏付ける再審諸事件についての手続の進行、再審開始・棄却等の決定・判決が続出する状況の下、1991年3月28日には、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（1991年改正案）を策定し、その後公表した。

2 第62回人権擁護大会と再審法改正実現本部の設置

当連合会は、2019年10月3日、第62回人権擁護大会シンポジウム第3分科会「えん罪被害救済へ向けて～今こそ再審法の改正を～」を開催した。そして、シンポジウムでの成果を踏まえ、翌日の人権擁護大会では、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が全会一致で採択され、当連合会は再審法改正に向けての決意を改めて世に示すこととなった。

これを受けて、当連合会は、2020年2月25日、人権擁護委員会内に設置された前記「再審における証拠開示に関する特別部会」を「再審法改正に関する特別部会」へ発展的に改組した。その後、2年余りの活動を経て、2022年6月16日には、当連合会理事会において「再審法改正実現本部」の設置が承認され、それ以降、再審法改正案の取りまとめや、市民向けの活動、立法要請等に鋭意取り組んでいる。

3 当連合会による2023年改正案

当連合会は、2023年2月17日、近年の再審諸事件において生じた各種の問題点を再検討した上で、以下を基本的視点とする「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（2023年改正案）を新たに策定し、その後公表した。

- ① 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大
- ② 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備
- ③ 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備
- ④ 再審における証拠開示制度の整備
- ⑤ 再審請求手続における検察官の役割の確認及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止
- ⑥ 刑の執行停止に関する規定の整備

4 再審法の全面的改正へ向けて

現行の刑事訴訟法が施行されてから74年もの間、社会の動向に伴って、被疑者国選弁護制度、裁判員制度、証拠開示制度及び取調べの録音・録画制度を始めとする諸制度が導入され、事件捜査、刑事弁護、公判審理の在り方が大きく進化してきたにもかかわらず、再審制度は何らの進化・改善もないまま現在まで取り残されてきた。

そもそも、日本でえん罪被害者の救済が遅々として進まない背景には、再審請求人が確定判決に合理的疑いを抱かせるに足りる新証拠を提示しても、それを正当に評価しようとせず、再審請求を退けようとする裁判所の基本的姿勢が存在する。このように、裁判所がいつまでも変わらないようであれば、再審法

改正の実現に訴えるしかない。

再審がえん罪被害者の人権を救済する「最終手段」であることに鑑み、その制度保障をより確固としたものにするため、当連合会は、再審法の全面的改正に向けた取組を粘り強く継続し、その意思を表明し続ける必要がある。

第5 結語

以上を踏まえ、当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、改めて国に対し、①再審請求手続における証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止、③再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める。

憲法の理念に沿った再審法の早期見直しを！

— 司法制度改革から取り残された再審手続 —

再審手続

- 確定した裁判に誤りが見つかった場合に裁判のやり直しを行う手続。
- 誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする。

**えん罪は国家による
最大の人権侵害！**

再審は、

**えん罪被害者を救済
する 最終手段**

【 日弁連における再審支援の継続した取組 】

- 1959年以降、再審支援活動を続け、再審支援事件18件の再審無罪判決が確定。

しかし、

- ・再審開始にたどりつけない事件
- ・再審開始決定後、検察官不服申立てによる取消事件は多数ある。

～ 厚い再審開始の壁！ ～

刑訴法再審規定は
70年以上
改正されていない

再審制度が抱える制度的・構造的課題

- 現行の再審手続規定：刑事訴訟法のうち、「第4編 再審」はわずか19条。審理手続に関する規定は第445条のみ。
- 再審請求審における具体的審理の在り方は裁判所の裁量に委ねられている。
- 証拠開示基準や手続が明確でなく、裁判所によって再審格差が生じている！

喫緊の

課題

～ えん罪被害者救済の長期化は極めて深刻 ～

1 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化実現

- 現行刑事訴訟法に再審に関する証拠開示の明文規定がない。

2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

- 再審開始決定取消しによる審理の長期化をなくす必要性がある。

当事者の高齢化・無^む辜^この救済が果たせず一再審法の早期改正が必要

再審法改正に関する日弁連の主な取組

請願第3号—196

- 1959年 再審支援の取組開始
- 1962年 第13回定期総会「再審制度改正に関する決議」
刑事訴訟法第4編（再審）中改正要綱
- 1963年 第6回人権擁護大会「再審制度の正しい運用を要望する件（決意）」
- 1967年 第10回人権擁護大会「再審制度の運用に関する件（第一決議）」
- 1973年 第16回人権擁護大会「刑事訴訟法の一部（再審）改正に関する決議」
- 1976年 第19回人権擁護大会「刑事訴訟法の一部（再審）改正に関する宣言」
- 1977年 刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書
- 1978年 第29回定期総会「刑事再審法の改正に関する決議」
- 1979年 第22回人権擁護大会「刑事訴訟法の運用の改善と再審法改正等の実現に関する宣言」
- 1984年 第27回人権擁護大会「誤判の根絶を期する宣言」
- 1985年 刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書
- 1991年 刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書
- 2019年 再審における証拠開示の法制化を求める意見書
第62回人権擁護大会「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」
- 2023年 刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書
- 2023年 第74回定期総会「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」

日弁連ウェブサイトにあります。



「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」



刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書
(2023年)

再審における証拠開示について

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）
附則第9条第3項
「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示……について検討を行うものとする。」
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議第3項
(平成28年5月19日 参議院法務委員会)
「再審が無事の救済のための制度であることを踏まえ、証拠開示の運用、刑事訴訟法第445条の事実の取調べの在り方をめぐる国会の審議の状況の周知に努めること。」

再審法改正の早期実現を！

諸外国における 再審法制の改革状況

— 世界はえん罪とどう向き合ってきたか —

JFBA 日本弁護士連合会



諸外国の再審法制の改革状況

請願第3号－198

国名	再審判断を行う機関	再審の法的性格	再審開始に対する 検察官上訴	特徴
フランス	裁判所	利益再審	できない	【再審手続の改善】 （2014年改正） ◎ 事前の証拠調請求権の創設（再審請求前に証拠の取調べを検察官に請求できる）。 ◎ 審査機関として、再審・再審査法院の創設（破毀院の司法官18名で構成）。 ◎ 法院内の「予審委員会」（補充の情報収集も可能）がまず審査。
ドイツ	裁判所	利益再審 不利益再審	できない	【再審手続の改善】 （1960年代から） ◎ 通常審でも一件記録（電子データ化される）全体の閲覧可能。 ◎ 再審請求段階では、通常審以上に証拠記録の閲覧も可能。 ◎ 再審請求人の手続保障（準備段階から国選弁護制度、証人尋問等への立会権）。
韓国	裁判所	利益再審	できる	【検察改革に向けて】 （2017年以降） ◎ 2017年、法務部内に独立した第三者機関（検察過去事委員会）設置。 ◎ 「国家人権委員会」が、再審開始決定に対する検察官抗告への改善勧告と、再審請求審の迅速な進行、積極的な刑の執行停止を提言。 ◎ 検察庁が抗告を慎重に行うマニュアルを作成。
台湾	裁判所	利益再審 不利益再審	できる	【再審手続の改善】 （2015年改正）新規性、明白性の改正（より認められやすい基準）。 （2019年改正）情報獲得権、意見陳述権、証拠調べ請求権、審理の原則公開保障。 【新たな立証手段の保障】 ◎ 2016年、確定判決後の受刑者がDNA鑑定を請求する手続を立法で明文化。
アメリカ	裁判所	利益再審	できる ※人身保護認容の場合 原則できない ※再審理開始の場合	【イノセンス革命】 （えん罪の防止、救済を目的とする刑事司法改革） 1990年以降、DNA鑑定を用いて無実の罪を晴らす民間の「イノセンス運動」の拡大。 【検察改革】 検察庁内に誤判の可能性を検証する機関（CIU）設置の州が増加。 【新たな立証手段の保障】 連邦とすべての州で有罪判決後DNA鑑定を認める立法制定。 【第三者機関】 ノースカロライナ州で独立した公的機関「えん罪調査委員会」（NCIIC）創設。
イギリス	第三者機関 ＋ 裁判所	利益再審 不利益再審	できない	1995年、政府から独立し、強大な調査権を持つ公的機関「刑事事件再審委員会」（CCRC）設置。 類似の機関が、他の国（スコットランド、カナダ、ノルウェー等）でも創設。

再審には、有罪であることに疑いを生じさせる新たな事実又は前訴で知り得なかった証拠が必要である。
再審の可否を決定するのは、再審・再審査法院（破毀院の司法官18名で構成）である。



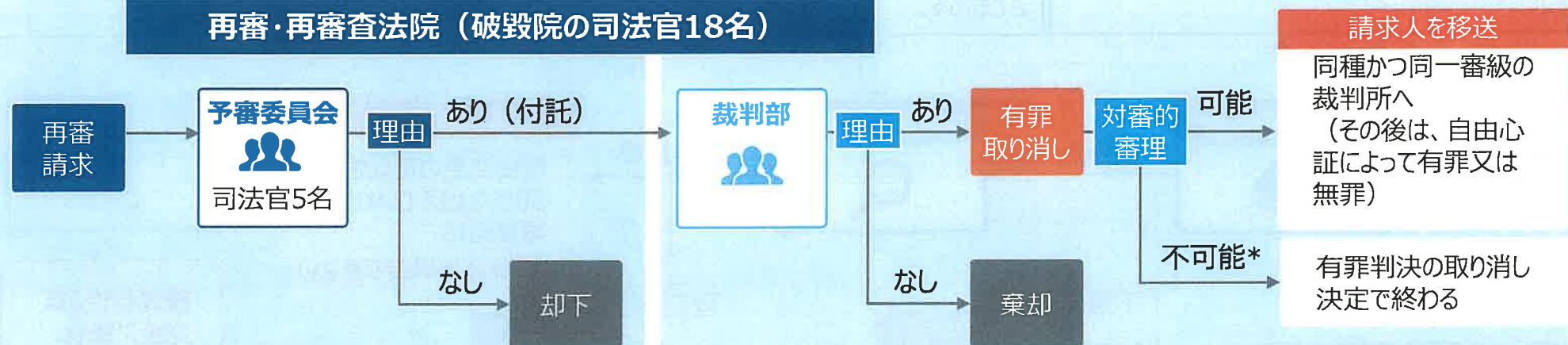
（１）予審委員会（再審・再審査法院内の組織）

請求があると、予審委員会が審査し、請求が明らかに要件を満たさないときは、不受理として請求を却下（不服申立は不可）。受理された場合、新事実あるいは新証拠に関する審理（予審）を行い、理由があるときは裁判部に付託する。
予審委員会の決定に対して不服申立はできない。

（２）裁判部

予審に続いて審理を行う。公開の法廷で、事件につき実体判断を行ったうえで理由を付した決定をする。
請求に理由があるときは、有罪判決が取り消され、再審の方向に進む。
裁判部の決定に対しても不服申立はできない。

再審・再審査法院（破毀院の司法官18名）



*死亡などで対審的審理ができない場合

証拠開示
関係

（１）事前の証拠調請求権

再審請求を検討している者は、請求前に、検事に対し、新事実の提出又は確定審で知られていなかった証拠の顕出に必要と思われるすべての証拠の取り調べを請求でき、これを受けた検察官は、理由を付した決定書によって回答しなければならない。

（２）予審委員会における調査

予審委員会は職権で補充の情報収集をすることができる。再審請求者は、予審委員会に対して、請求の審理に必要と思われるすべての書類を取り調べることを請求できる。

韓国の刑事訴訟法上の再審の条文は日本とほとんど同じであり、再審には証拠の新規性と明白性が必要である。また、韓国では、特別法等によって再審を実現することも行われてきており、時に重要な役割を果たしてきたが、2017年以降は、法務部内に第三者委員会（検察過去事委員会）を設置し、検察官の対応に問題があった事案に関する再審手続が行われるようになった。さらに、明白な証拠上の誤りがない限り、検察官抗告は行わない等の検察改革が行われるとともに、2019年以降、再審制度の改革のための刑事訴訟法改正に向けた検討が進んでいる。



過去事清算

韓国では、1987年の民主化以前の人権弾圧や無令状による身体拘束等に基づく国家による処罰について、その原因究明や被害者救済を図る動き（過去事清算）が重要な価値を有する。

特別法等による再審

（これとは別に、刑事訴訟法上の再審請求が認められ無罪になった例も、もちろん存在している。）

憲法裁判所上の再審

違憲決定が出た刑罰法令による有罪の確定判決に対する再審。

代表例 姦通罪違憲決定に伴う再審

個別事件を対象にした再審

民主化以前の人権侵害を救済する必要性から個別立法等で行う再審（過去事清算の一環）。

代表例①5.18民主化運動等に関する特別法
光州事件関連の事件について、刑事訴訟法上の再審事由の有無を問わずに再審請求を認め、400名近い者が無罪となった。

代表例②2000年疑問死真相究明委員会（行政機関）による調査
1975年の人民革命党再建委員会事件に関する前記委員会の調査によって、再審無罪となった。

検察改革

2017 検察過去事委員会（検察の人権侵害や権限濫用を調査する組織）ならびに下部組織として大検察庁真相調査団を設置。
2018 国家人権委員会による再審事件の検察官抗告への改善勧告。
2017.8～2019.6 大検察庁（日本の最高検に相当）が権威主義的政権期の政治・公安事犯等について職権で再審請求（487名）を行う。
2019.6 大検察庁「過去事再審事件対応マニュアル」策定、再審開始決定に明白な誤りがない限り即時抗告は行わない（方針）。

刑事訴訟法改正に向けた動き

2019.12 国会議員、弁護士、裁判官らが「再審関連刑事訴訟法改正のための討論会」開催。
その後、国会議員だった表蒼園が刑事訴訟法改正案発表。
新規性要件の緩和、再審請求権者の拡大、開始決定に対する検察官抗告の制限、請求審等における審理期間の設定。
COVID-19等の影響により第20代国会会期では廃案となったが、法改正の機運は高まっている。

台湾も、日本と同じような再審法制（再審には無罪等を認めるべき確実な新証拠が必要）だったが、近時の法改正により、再審開始が容易となり、手続保障も充実した。



法改正の経過

2015.02	新規性と明白性の意味と判断方法の改正	再審請求理由の「確実な新証拠」にいう「新証拠」は、新「証拠」でなく、新「事実」であってもよく、「判決確定前に存在し、又は成立していたが調査はしていなかったもの、若しくは判決が確定した後存在し、又は成立していた事実や証拠」とされ、明白性の判断方法として、従来の単独評価（判断）に加え、総合判断も明文化した。
2016.11	「刑事事件確定後デオキシリボ核酸鑑定に関する法律」成立	他の要件もあるが、再審開始に必要な新事実又は新証拠になることが合理的に期待できるときは、原裁判所にDNA鑑定を請求できる。
2018.03	憲法解釈762号公布	被告人は憲法上、訴訟権を有しているから、被告人自身が記録情報獲得権を有し、弁護人と被告人で扱いが違うのは憲法違反。
2019.06	通常審の記録閲覧について法改正	情報獲得の形式と例外を設けながら、原則的に被告人も、弁護人と同様に防御権を行使するために、捜査の一件記録を獲得することができる。
2020.01	再審編大幅改正	記録閲覧等は、再審にも通常審の規定を準用。 再審請求段階において、弁護士を代理人として委任できることを明文化。 再審請求審における口頭弁論の原則化、証拠調べ請求権の明文化。

2019年刑事訴訟法改正

証拠開示 関係

2018年3月の憲法解釈762号において、刑事訴訟手続における「記録情報獲得権」は被告人・弁護人の憲法上の権利であると確認され、同解釈に従って、2019年の刑事訴訟法改正により、通常審・再審手続の区別なく原則的にすべての記録と証拠物の情報を獲得できるようになった。

アメリカの場合

アメリカは、日本と違い、被告人の上訴について、第1審の公判記録に現れた事実に基づく法的な主張しかできない。
無実を主張する被告人は、上訴以外に有罪判決を見直すための制度を利用することになるが、いわゆる再審制度のないアメリカにおいては、この有罪判決を見直すための制度が、事実上再審的な機能も果たしている。
なお、アメリカは州によって制度や法律が異なっていることが多い。



有罪判決を見直すための仕組み

無罪判決の申立て

陪審裁判で有罪の評決を言い渡された被告人は、裁判官に合理的な疑いを超える証明がないことを理由に無罪判決を求めることができる。

再審理の申立て

●被告人は判決裁判所に再審理申立が可能

陪審
評決後

量刑
言い渡し後

新証拠が
発見された後

●DNA鑑定を求める権利

被告人は公判後DNA鑑定を請求でき、鑑定結果を新証拠として再審理を求めることができる。

有罪判決後の手続（人身保護手続）

これは、民事上の手続であるが、ほぼ全ての州と連邦に手続あり。

新証拠が発見され、えん罪の可能性が高まった場合、裁判所は判決の無効、再審理を命じることができる。

身体拘束等がある場合にしか請求できない。その他、司法手続外であるが、行政恩赦により無実の者が非常救済されることもある。

えん罪救済のための新たな仕組み

ノースカロライナ州「えん罪調査委員会」

2006年に設立されたアメリカ初の独立の公的機関。

CIU（検察庁内部のえん罪を検証する部門）の設置

2021年現在93地域。責任者が刑事弁護士から選ばれる場合もあり。検察庁内の独立性のある機関としてえん罪の疑いのある事件を再調査。

証拠開示 関係

ワシントン州

判決後すべての証拠・事件記録が公的記録とされ、州の情報公開法により誰でも州に対して開示を請求することができる。これとは別に公判調書などは裁判所に対してウェブ上で請求することができる。（プライバシーや秘匿捜査を保護する必要性があるときなど一定の例外規定あり）

テキサス州

2013年に成立した「マイケル・モートン法」により、検察官に起訴後の全証拠開示が義務づけられ、検察官が非政府機関とコンタクトした場合も情報開示義務がある。検察官の証拠開示義務は公判前、公判中のみならず公判後にも拡張されている。

事件の再調査を実施するCCRC（刑事事件再審委員会。11名以上で構成され、うち1/3は法曹資格者）が存在する。CCRCは、控訴院が有罪判決を破棄する「現実的可能性」があると判断した場合に、事件を控訴院に付託する（差戻す）。CCRCは、あらゆる公的機関に加え、民間組織および私人からも事件の再調査に必要なすべての資料を入手する権限を有し、警察等に調査を依頼する権限も持つなど、強大な調査権限を有している。

なお、CCRCが付託決定を出した事件の有罪判決が破棄される割合は、近時において約6割である。

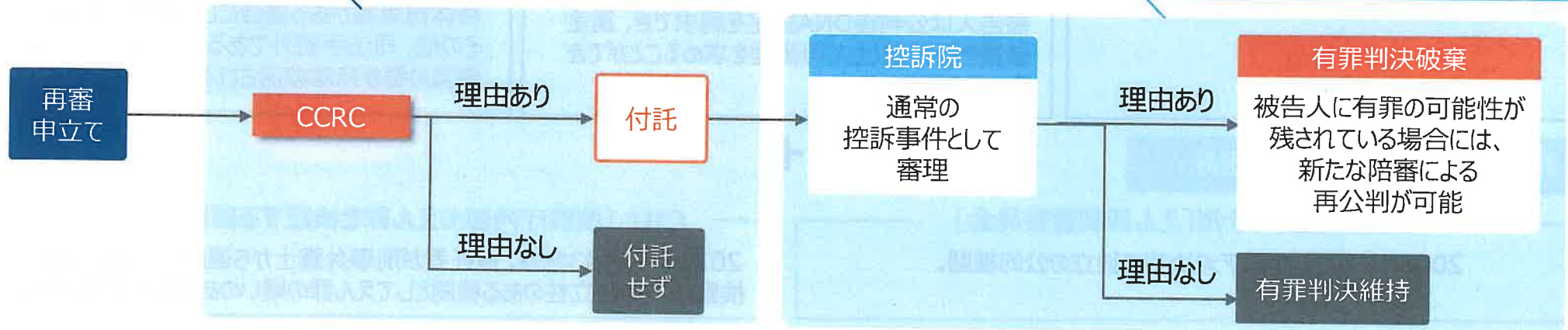


（１）CCRCに対する再審申立てと再調査

CCRCに対する再審申立てにあたり、完全な新証拠は必要なく、再調査の必要性を示唆する何かを提起すれば足りる。CCRCは、再調査により、控訴院を説得できるだけの新証拠を確認・発見したときは、控訴院が確定有罪判決を破棄する「現実的可能性」があるとして、事件を控訴院に差し戻すこと（付託）ができる。

（２）控訴院における公判審理

事件の付託を受けた控訴院は、通常の控訴事件として、再び事件を審理・判断する。有罪判決が妥当でないと判断する場合にはこれを破棄し、有罪判決の妥当性に疑問がある場合でも、なお被告人に有罪の可能性が残されていると判断する場合には、新たな陪審による再公判を命じることができる。



CCRCの
権限・実績と
証拠開示
関係

CCRCは、強大な調査権限を有しており、この調査権限を行使することが、事実上証拠開示に代替する機能を果たしている。再調査の過程に検察庁が当事者として関与することは想定されておらず、付託決定に対する検察官からの異議申立ても許されない。CCRCは、年間1400～1500件程度、1997年4月以来2021年までに2万6千件以上の請求を受けたが、そのうち753件について裁判所に再審を勧告（付託）した。

再審には、新事実又は新証拠の提出により、そのみで、又は取調べ済みの証拠をあわせて、被告人の無罪を理由づけるのに適していることが必要である。



(1) 適法性の審査

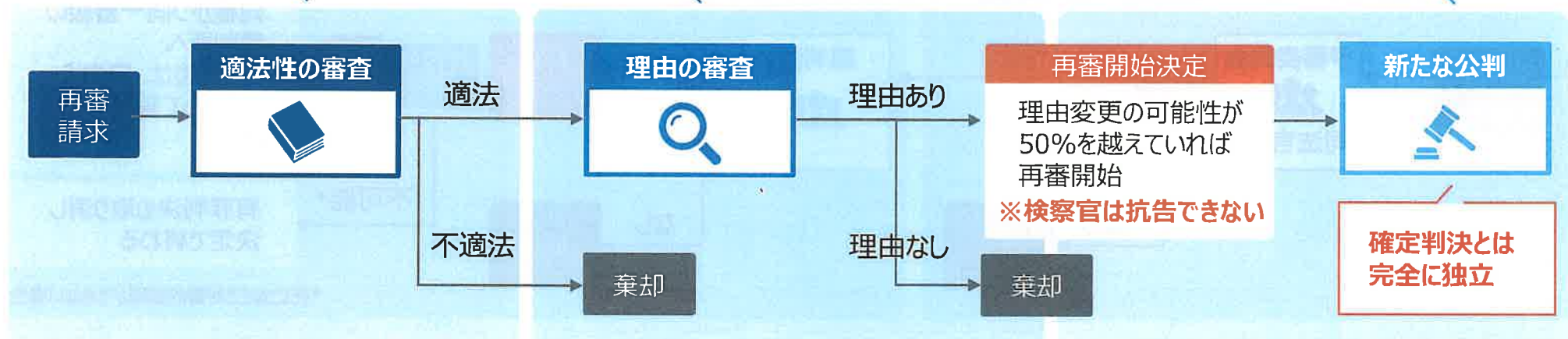
再審の請求が法令上の方式に違反しているとき、法律の定める再審事由を主張していないとき、又は、見込みのある証拠を示していないときに、請求を不適法として棄却する。証拠調べや具体的な証拠評価は行わない。

(2) 理由の審査

再審裁判所は、職権探知主義により職権証拠調べを及ぼす（再審請求人が指摘・請求した証拠に限られない）。ただし、再審請求の理由を審査するための「仮」のものにすぎないため、再審公判で行うべき証拠調べを先取りすることは許されないとされている。（1）の適法性の審査と一体として判断されることもある。

(3) 新たな公判

新たな公判（再審公判）は、確定判決とは完全に独立して行わなければならない、証拠も新たに構築され、それを踏まえて判決を下す必要がある。有罪の言渡しを受けた者に対し、これを無罪とするのに十分な証拠があるときは、裁判所は直ちに無罪の言渡しをすることができる。再審公判は、審理が公開され、直接主義・口頭主義の下に審理が進められる。



記録閲覧制度

証拠開示
関係

弁護人には記録閲覧権が保障されており、その基本理念や条文は通常手続でも再審手続でも共通である。捜査段階では、捜査目的の妨害を理由に検察官が閲覧拒否することがありうるが、捜査終結後は、そのような理由で拒否することは許されない。再審請求審では、通常審で閲覧対象から除外される可能性のある「証跡記録」（当該事件の対象となっている所為とは関連するが、捜査機関の判断によると、被疑者・被告人自身に関連しない記録）も閲覧対象とされる。